

基本計画書

基		本		計		画				
事 項		記 入 欄						備 考		
計 画 の 区 分		研究科の設置								
フリガナ 設 置 者		ガクコウホクジン リツメイカン 学校法人 立命館								
フリガナ 大 学 の 名 称		リツメイカンダクイブクダクイブクイン 立命館大学大学院								
大 学 本 部 の 位 置		京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地								
大 学 の 目 的		立命館大学大学院は、立命館建学の精神および教育理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。								
新 設 研 究 科 等 の 目 的		デザイン・アート学研究科は、デザイン学を一つのディシプリンとして捉え、歴史都市京都にある総合大学において、デザインやアートの領域を教育研究の対象とし、未来社会を感性豊かに創造する人材を育成するとともに、アートの技術と感性を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追求することを目的とする。								
新 設 研 究 科 等 の 概 要	新 設 研 究 科 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位	学 位 の 分 野	開設時期及 び開設年次	所 在 地	【基礎となる学部】デザイン・アート学部デザイン・アート学科（令和7年6月届出予定） 14条特例の実施
	デザイン・アート学研究科								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	デザイン・アート学専攻	2	20 (0)	-	40 (0)	修士（デザイン・アート学）	美術関係	令和8年4月 第1年次		
	計		20 (0)	-	40 (0)					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		立命館大学 理工学部数理科学科〔定員増〕（20）（令和7年6月認可申請予定） 理工学部電気電子工学科〔定員減〕（△20）（令和7年6月認可申請予定） 総合心理学部総合心理学科〔定員増〕（30）（令和7年6月認可申請予定） デザイン・アート学部デザイン・アート学科（180）（令和7年6月認可申請予定） デザイン・アート学部デザイン・アート学科（令和7年6月届出予定） 立命館大学大学院 法学研究科法学専攻〔定員減〕（△10）（令和7年4月届出予定） 理工学研究科基礎理工学専攻〔定員増〕（20）（令和7年4月届出予定） 理工学研究科電子システム専攻〔定員増〕（15）（令和7年4月届出予定） 理工学研究科機械システム専攻〔定員増〕（15）（令和7年4月届出予定） 理工学研究科都市システム専攻〔定員増〕（25）（令和7年4月届出予定） 人間科学研究科博士前期課程〔定員増〕（30）（令和7年4月届出予定） デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻（20）（令和7年4月届出予定） 令和8年4月名称変更予定 理工学研究科環境都市専攻→理工学研究科都市システム専攻（令和7年4月届出済み）								
教育課程	新 設 研 究 科 等 の 名 称	開設する授業科目の総数						修了要件単位数		
		講義	演習	実験・実習		計				
	デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻	10 科目	19 科目	0 科目		29 科目	30 単位			
研 究 科 等 の 名 称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 （助手を除く）		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新 設 分	デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（修士課程）	16 (16)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	0 (0)		
	計	16 (16)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	0 (0)		

既	法学研究科 法学専攻 (博士課程前期課程)	59 (59)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	68 (68)	0 (0)	13 (13)	令和7年4月名称 変更届出済み 令和7年4月名称 変更届出済み
	法学研究科 法学専攻 (博士課程後期課程)	77 (77)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	86 (86)	0 (0)	0 (0)	
	経済学研究科 経済学専攻 (博士課程前期課程)	33 (33)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	9 (9)	
	経済学研究科 経済学専攻 (博士課程後期課程)	33 (33)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	2 (2)	
	経営学研究科 企業経営専攻 (博士課程前期課程)	39 (39)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	53 (53)	0 (0)	6 (6)	
	経営学研究科 企業経営専攻 (博士課程後期課程)	41 (41)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	53 (53)	0 (0)	0 (0)	
	社会学研究科 応用社会学専攻 (博士課程前期課程)	75 (75)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	97 (97)	0 (0)	3 (3)	
	社会学研究科 応用社会学専攻 (博士課程後期課程)	74 (74)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	96 (96)	0 (0)	0 (0)	
	文学研究科 人文学専攻 (博士課程前期課程)	60 (60)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	76 (76)	0 (0)	22 (22)	
	文学研究科 人文学専攻 (博士課程後期課程)	56 (56)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (56)	0 (0)	5 (5)	
	文学研究科 行動文化情報学専攻 (博士課程前期課程)	14 (14)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	11 (11)	
	文学研究科 行動文化情報学専攻 (博士課程後期課程)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	3 (3)	
	理工学研究科 基礎理工学専攻 (博士課程前期課程)	19 (19)	7 (7)	1 (1)	11 (11)	38 (38)	0 (0)	4 (4)	
	理工学研究科 基礎理工学専攻 (博士課程後期課程)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	0 (0)	
	理工学研究科 電子システム専攻 (博士課程前期課程)	26 (26)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	35 (35)	0 (0)	11 (11)	
	理工学研究科 電子システム専攻 (博士課程後期課程)	26 (26)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	0 (0)	
	理工学研究科 機械システム専攻 (博士課程前期課程)	18 (18)	8 (8)	0 (0)	7 (7)	33 (33)	0 (0)	12 (12)	
	理工学研究科 機械システム専攻 (博士課程後期課程)	18 (18)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	1 (1)	
	理工学研究科 都市システム専攻 (博士課程前期課程)	22 (22)	9 (9)	5 (5)	0 (0)	36 (36)	0 (0)	10 (10)	
	理工学研究科 都市システム専攻 (博士課程後期課程)	22 (22)	9 (9)	4 (4)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)	
	国際関係研究科 国際関係学専攻 (博士課程前期課程)	43 (43)	16 (16)	0 (0)	3 (3)	62 (62)	0 (0)	23 (23)	
	国際関係研究科 国際関係学専攻 (博士課程後期課程)	41 (41)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	0 (0)	
	政策科学研究科 政策科学専攻 (博士課程前期課程)	34 (34)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	10 (10)	
	政策科学研究科 政策科学専攻 (博士課程後期課程)	34 (34)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	46 (46)	0 (0)	0 (0)	
	言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 (修士課程)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	12 (12)	
	テクノロジー・マネジメント研究科 テ クノロジー・マネジメント専攻 (博士課程前期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	8 (8)	
	テクノロジー・マネジメント研究科 テ クノロジー・マネジメント専攻 (博士課程後期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
	スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康 科学専攻 (博士課程前期課程)	21 (21)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (0)	
	スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康 科学専攻 (博士課程後期課程)	20 (20)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	
	映像研究科 映像専攻 (修士課程)	23 (23)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	1 (1)	
	情報理工学研究科 情報理工学専攻 (博士課程前期課程)	57 (57)	4 (4)	8 (8)	0 (0)	69 (69)	0 (0)	1 (1)	
	情報理工学研究科 情報理工学専攻 (博士課程後期課程)	57 (57)	4 (4)	8 (8)	0 (0)	69 (69)	0 (0)	1 (1)	
	生命科学研究科 生命科学専攻 (博士課程前期課程)	38 (38)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	5 (5)	
	生命科学研究科 生命科学専攻 (博士課程後期課程)	38 (38)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	0 (0)	
分	薬学研究科 薬科学専攻 (博士課程前期課程)	21 (21)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	8 (8)	
	薬学研究科 薬科学専攻 (博士課程後期課程)	13 (13)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	1 (1)	

既設	薬学研究科 薬学専攻 (4年制博士課程)		8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)		
	先端総合学術研究科 先端総合学術専攻 (一貫性博士課程)		7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	19 (19)		
	人間科学研究科 人間科学専攻 (博士課程前期課程)		28 (28)	9 (9)	2 (2)	2 (2)	41 (41)	0 (0)	13 (13)		
	人間科学研究科 人間科学専攻 (博士課程後期課程)		27 (27)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)		
	食マネジメント研究科 食マネジメント 専攻 (博士課程前期課程)		18 (18)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	2 (2)		
	食マネジメント研究科 食マネジメント 専攻 (博士課程後期課程)		17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)		
	法務研究科 法曹養成専攻 (専門職学位課程)		23 (23)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	22 (22)		
	経営管理研究科 経営管理専攻 (専門職学位課程)		14 (14)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	32 (32)		
	経営管理研究科 観光マネジメント専攻 (専門職学位課程)		11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	28 (28)		
	教職研究科 実践教育専攻 (専門職学位課程)		6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	8 (8)		
分	計		1375 (1375)	330 (330)	32 (32)	26 (26)	1763 (1763)	0 (0)	306 (306)		
合 計			1391 (1391)	337 (337)	32 (32)	26 (26)	1786 (1786)	0 (0)	306 (306)		
職 種			専 属			そ 他			計		
事 務 職 員			人 605 (605)			人 437 (437)			人 1042 (1042)		
技 術 職 員			1 (1)			0 (0)			1 (1)		
図 書 館 職 員			5 (5)			0 (0)			5 (5)		
そ の 他 の 職 員			0 (0)			0 (0)			0 (0)		
指 導 補 助 者			0 (0)			0 (0)			0 (0)		
計			611 (611)			437 (437)			1048 (1048)		
校地等	区 分		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		1,015,668.85㎡	0㎡		0㎡		1,015,668.85㎡			
	そ の 他		391,596.33㎡	0㎡		0㎡		391,596.33㎡			
	合 計		1,407,265.18㎡	0㎡		0㎡		1,407,265.18㎡			
校 舎			専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
			577,580.49㎡ (577,580.49㎡)	0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		577,580.49㎡ (577,580.49 ㎡)			
講義室等・新設研究科等の 専任教員研究室			講義室	実験・実習室		演習室		新設研究科等の 専任教員研究室			
			157室	910室		616室		27室			
図書・設備	新設研究科等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	学部等単位での 特定不能のため 大学全体の数 ただし 「図書」のうち 「電子図書」は 本学が公表して いる蔵書数には 計上していない
	デザイン・アート学 研究科		3,593,573 [1,095,042] (3,593,573 [1,095,042])	81,312 [60,545] (81,312 [60,545])		129,440 [82,367] (129,440 [82,367])		65,322 [65,298] (65,322 [65,298])	1,019 (1,019)	0 (0)	
	計		3,593,573 [1,095,042] (3,593,573 [1,095,042])	81,312 [60,545] (81,312 [60,545])		129,440 [82,367] (129,440 [82,367])		65,322 [65,298] (65,322 [65,298])	1,019 (1,019)	0 (0)	
経費の 見積り 及び 維持 方法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	共同研究費等は 大学全体の経費 を記載してい る。図書購入費 には、電子ジャー ナル、データ ベースの整備費 (運用コスト含 む)を含む。	
		教員1人当り研究費等			750千円	751千円	千円	千円	千円		
		共同研究費等			62,045千円	62,355千円	千円	千円	千円		
		図書購入費		2,500千円	779千円	1,562千円	千円	千円	千円		
	設備購入費		30,000千円	630千円	1,261千円	千円	千円	千円			
	学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次			
	デザイン・アート学研究科(1年制)			1,923千円	-	-	-	-			
	デザイン・アート学研究科(2年制)			1,112千円	912千円	-	-	-			
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、寄付金収入及び補助金収入等により維持する。								

既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	立命館大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	法学部	年	人	年次人	人					
	法学科	4	720	—	2,880	学士（法学）	1.08 ≪1.03≫	昭和23年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	経済学部									
	経済学科	4	760	—	3,040	学士（経済学）	1.09 ≪1.04≫	昭和23年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	経営学部									
	経営学科	4	650	—	2,600	学士（経営学）	1.07 ≪1.03≫ 1.08 ≪1.03≫	昭和37年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	国際経営学科	4	145	—	580	学士（経営学）	1.07 ≪1.02≫	平成18年度		
	産業社会学部									
	現代社会学科	4	810	—	3,240	学士（社会学）	1.08 ≪1.03≫	平成19年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	文学部									
	人文学科	4	1,035	—	4,140	学士（文学）	1.10 ≪1.04≫	平成16年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	理工学部									
	電気電子工学科	4	154	3年次12	640	学士（工学）	1.09 ≪1.04≫ 1.17 ≪1.11≫	昭和24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	平成30年度より学生募集停止（3年次編入学定員は令和2年度より学生募集停止）
	機械工学科	4	173	3年次10	712	学士（工学）	1.09 ≪1.04≫	昭和24年度		
	環境都市工学科	4	166	3年次4	672	学士（工学）	1.09 ≪1.06≫	平成30年度		
	都市システム工学科	4	—	—	—	学士（工学）		平成16年度		
	ロボティクス学科	4	90	3年次6	372	学士（工学）	1.06 ≪1.02≫	平成8年度		
	数理科学科	4	97	—	388	学士（理学）	1.06 ≪1.00≫	平成12年度		
	物理科学科	4	86	3年次2	348	学士（理学）	1.07 ≪1.02≫	平成12年度		
	電子情報工学科	4	102	3年次8	424	学士（工学）	1.11 ≪1.03≫	平成16年度		
	建築都市デザイン学科	4	91	3年次4	372	学士（工学）	1.04 ≪1.02≫	平成16年度		
	国際関係学部									
	国際関係学科	4	335	—	1,340	学士（国際関係学）	1.05 ≪0.96≫ 1.08 ≪0.98≫	昭和63年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	4	25	—	100	学士（グローバル国際関係学）	0.75 ≪0.73≫	平成30年度		
	政策科学部									
政策科学科	4	410	—	1,640	学士（政策科学）	1.06 ≪1.02≫	平成6年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号		
情報理工学部										
情報理工学科	4	475	3年次40	1,980	学士（工学）	1.06 ≪0.99≫	平成29年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号		
映像学部										
映像学科	4	240	—	800	学士（映像学）	1.11 ≪1.04≫	平成19年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号 京都府京都市北区等持院北町56番地の1	令和6年度入学定員増（80人）	
薬学部										
薬学科	6	100	—	600	学士（薬学）	1.03 ≪1.01≫	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	6年制学科	
創薬科学科	4	60	—	240	学士（薬科学）	1.12 ≪1.09≫	平成27年度		4年制学科	

既設大学等の状況	生命科学部						1.05 《1.02》			
	応用化学科	4	111	—	444	学士（理学） 学士（工学）	0.97 《0.94》	平成 20年度	滋賀県草津市野路 東1丁目1番1号	
	生物工学科	4	86	—	344	学士（工学）	1.1 《1.07》	平成 20年度		
	生命情報学科	4	64	—	256	学士（理学） 学士（工学）	1.13 《1.1》	平成 20年度		
	生命医科学科	4	64	—	256	学士（理学）	1.05 《1.03》	平成 20年度		
	スポーツ健康科学部									
	スポーツ健康科学科	4	235	—	940	学士（スポーツ健康科学）	1.09 《1.06》	平成 22年度	滋賀県草津市野路 東1丁目1番1号	
	総合心理学部									
	総合心理学科	4	280	—	1,120	学士（心理学）	1.11 《1.06》	平成 28年度	大阪府茨木市岩倉 町2番150号	
	食マネジメント学部									
	食マネジメント学科	4	320	—	1,280	学士（食マネジメ ント）	1.1 《1.04》	平成 30年度	滋賀県草津市野路 東1丁目1番1号	
	グローバル教養学部									
	グローバル教養学科	4	100	—	400	学士（グローバル 教養学）	1.05 《0.98》	平成 31年度	大阪府茨木市岩倉 町2番150号	
	法学研究科									
	法学専攻									
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（法学）	0.40	昭和 25年度	京都府京都市北区 等持院北町56番地 の1	
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（法学）	0.10	昭和 28年度		
	経済学研究科									
	経済学専攻									
	博士課程前期課程	2	50	—	100	修士（経済学）	0.95	昭和 25年度	滋賀県草津市野路 東1丁目1番1号	
	博士課程後期課程	3	5	—	15	博士（経済学）	2.00	昭和 39年度		
	経営学研究科									
	企業経営専攻									
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（経営学）	0.70	昭和 41年度	大阪府茨木市岩倉 町2番150号	
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（経営学）	0.48	昭和 41年度		
	社会学研究科									
	応用社会学専攻									
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（社会学）	0.66	昭和 47年度	京都府京都市北区 等持院北町56番地 の1	
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（社会学）	0.77	昭和 49年度		
	文学研究科									
	人文学専攻									
	博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（文学）	0.87	平成 18年度	京都府京都市北区 等持院北町56番地 の1	
	博士課程後期課程	3	20	—	60	博士（文学）	1.00	平成 18年度		
	行動文化情報学専攻									
	博士課程前期課程	2	35	—	70	修士（文学）	0.65	平成 26年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（文学）	0.24	平成 26年度		

既設大学等の状況	理工学研究科									
	基礎理工学専攻									
	博士課程前期課程	2	50	—	100	修士（理学） 修士（工学）	1.16	平成18年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	令和7年4月名称変更届出済み（都市システム専攻）
	博士課程後期課程	3	6	—	18	博士（理学） 博士（工学）	1.05	平成24年度		
	電子システム専攻									
	博士課程前期課程	2	140	—	280	修士（工学）	0.96	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	8	—	24	博士（工学）	1.16	平成24年度		
	機械システム専攻									
	博士課程前期課程	2	140	—	280	修士（工学）	1.18	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	11	—	33	博士（工学）	0.57	平成24年度		
	環境都市専攻									
	博士課程前期課程	2	120	—	240	修士（工学）	1.07	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（工学）	0.53	平成24年度		
	国際関係研究科									
	国際関係学専攻								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（国際関係学）	1.15	平成4年度		
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（国際関係学）	1.70	平成6年度		
	政策科学研究科									
	政策科学専攻								大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	博士課程前期課程	2	40	—	80	修士（政策科学）	1.37	平成9年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（政策科学）	0.80	平成11年度		
	言語教育情報研究科									
	言語教育情報専攻								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	修士課程	2	60	—	120	修士（言語教育情報学）	0.87	平成15年度		
	テクノロジー・マネジメント研究科									
	テクノロジー・マネジメント専攻								大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（技術経営）	1.00	平成17年度		
	博士課程後期課程	3	5	—	15	博士（技術経営）	2.00	平成18年度		
	スポーツ健康科学研究科									
	スポーツ健康科学専攻								滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	博士課程前期課程	2	25	—	50	修士（スポーツ健康科学）	1.22	平成22年度		
	博士課程後期課程	3	8	—	24	博士（スポーツ健康科学）	1.91	平成24年度		
	映像研究科									
	映像専攻								大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	修士課程	2	10	—	20	修士（映像）	1.00	平成23年度		

既設大学等の状況	情報理工学研究科								
	情報理工学専攻								
	博士課程前期課程	2	200	—	400	修士（工学）	1.13	平成24年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（工学）	1.15	平成24年度	
	生命科学学研究科								
	生命科学専攻								
	博士課程前期課程	2	150	—	300	修士（理学） 修士（工学）	1.18	平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（理学） 博士（工学）	0.91	平成24年度	
	先端総合学術研究科								
	先端総合学術専攻								
	一貫制博士課程	5	30	—	150	博士（学術）	1.22	平成15年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1
	薬学研究科								
	薬科学専攻								
	博士課程前期課程	2	20	—	40	修士（薬科学）	1.75	令和2年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号
	博士課程後期課程	3	3		9	博士（薬科学）	1.44	令和3年度	
	薬学専攻								
	博士課程	4	3	—	12	博士（薬学）	0.91	平成26年度	
	人間科学研究科								
	人間科学専攻								
	博士課程前期課程	2	65	—	130	修士（人間科学） 修士（心理学）	0.92	平成30年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号
	博士課程後期課程	3	20	—	60	博士（人間科学） 博士（心理学）	1.70	平成30年度	
	食マネジメント研究科								
	食マネジメント専攻								
	博士課程前期課程	2	20	—	40	修士（食マネジメント）	1.07	令和3年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号
	博士課程後期課程	3	3	—	9	博士（食マネジメント）	1.22	令和3年度	
	法務研究科								
	法曹養成専攻								
	専門職学位課程	3	70	—	210	法務博士（専門職）	0.87	平成16年度	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地
	経営管理研究科								
	経営管理専攻								
	専門職学位課程	2	80	—	160	経営修士（専門職）	0.80	平成18年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号
	観光マネジメント専攻								
	専門職学位課程	2	70	—	140	経営修士（専門職）	0.69	令和6年度	
	教職研究科								
	実践教育専攻								
	専門職学位課程	2	35	—	70	教職修士（専門職）	1.18	平成29年度	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地

	大 学 の 名 称	立命館アジア太平洋大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
既 設 大 学 等 の 状 況	アジア太平洋学部			年次 人	人		倍			
	アジア太平洋学科	4	510	2年次 5 3年次 5	2,215	学士（アジア太平 洋学）	1.09	平成 12年度	大分県別府市十文 字原1丁目1番	令和5年度入学 定員減（△ 150）編入学定 員2年次減（△ 7）編入学定員3 年次減（△13）
	国際経営学部									
	国際経営学科	4	610	2年次 5 3年次 5	2,515	学士（経営学）	1.10	平成 12年度	大分県別府市十文 字原1丁目1番	令和5年度入学 定員減（△50） 編入学定員2年 次減（△17）編 入学定員3年次 減（△26）
	サスティナビリティ観 光学部 サスティナビリティ 観光学科	4	350	—	1,050	学士（サスティナ ビリティ観光学）	0.92	令和 5年度	大分県別府市十文 字原1丁目1番	
	アジア太平洋研究科									
	アジア太平洋学専攻									
	博士課程前期課程	2	15	—	30	修士（アジア太平 洋学）	1.03	平成 15年度	大分県別府市十文 字原1丁目1番	
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（アジア太平 洋学）	0.86	平成 15年度		
	国際協力政策専攻 博士課程前期課程	2	45	—	90	修士（国際協力政 策）	0.86	平成 15年度		
	経営管理研究科									
	経営管理専攻									
	修士課程	2	40	—	80	修士（経営管理）	0.88	平成 15年度	大分県別府市十文 字原1丁目1番	
附属施設の概要		名称：人文科学研究所 目的：人文科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：昭和23年4月 名称：国際地域研究所 目的：社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：昭和63年4月 名称：国際言語文化研究所 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成元年4月 名称：人間科学研究所 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成2年4月 名称：アート・リサーチセンター 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成10年6月 名称：歴史都市防災研究所 目的：人文科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成15年8月								

附属施設の概要	名称：白川静記念東洋文字文化研究所 目的：東洋文字文化の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成30年4月	
	名称：生存学研究所 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成31年4月	
	名称：社会システム研究所 目的：社会科学分野の研究 所在地：滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月：平成10年4月	
	名称：理工学研究所 目的：自然科学分野の研究 所在地：滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月：昭和30年4月	
	名称：S Rセンター 目的：自然科学分野の研究 所在地：滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月：平成8年4月	
	名称：V L S Iセンター 目的：自然科学分野の研究 所在地：滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月：平成12年4月	
	名称：地域情報研究所 目的：社会科学分野の研究 所在地：大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月：平成11年4月	
	名称：アジア・日本研究所 目的：社会科学分野の研究 所在地：大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月：平成27年12月	
	名称：立命館大学国際平和ミュージアム 目的：国際的視野に立った平和の今日的問題の教育研究と、そのための資料 収集、整理、保存および展示 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成4年5月	
	名称：スポーツ健康科学総合研究所 目的：スポーツ健康科学分野の研究 所在地：滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月：令和4年4月	
	名称：デザイン科学研究所 目的：高次元の文理融合と総合知・実践知の蓄積及び利活用をグローバルに推進する 所在地：大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月：令和6年4月	

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																							
(デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻)																							
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要 授業 科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考							
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	基 幹 （助 手 を 除 く） の 教 員								
研究 指 導 科 目	新領域デザイン・アート学研究Ⅰ	1後			2			○		16	6					メディア メディア							
	新領域デザイン・アート学研究Ⅱ	2前			2			○		16	6												
	新領域デザイン・アート学研究Ⅲ	2後			2			○		16	6												
	新領域デザイン・アート学研究A	1前			2			○		9	2												
	新領域デザイン・アート学研究B	1後			2			○		9	2												
	小計（5科目）		—	—	0	10	0	—			16	6	0	0	0		0						
基 盤 科 目 群 ・ 新 領 域 デ ザ イ ン ・ ア ー ト 学	新領域デザイン・アート学の探究	1前			2			○		16	6					オムニバス、共同（一部） オムニバス、メディア オムニバス、メディア オムニバス、メディア 共同、メディア							
	新領域デザイン・アート学特論Ⅰ	1前			2			○		5	1												
	新領域デザイン・アート学特論Ⅱ	1後			2			○		3	3												
	新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ	1前			2			○		4	2												
	新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ	1後			2			○		1	1												
	小計（5科目）		—	—	8	2	0	—			16	7	0	0	0		0						
新 領 域 デ ザ イ ン ・ ア ー ト 学 ラ ン ゲ ー ジ 科 目 群	戦略的デザインマネジメント論	1前			2			○			1					メディア							
	デジタルメディアデザイン論	1前			2			○			1					メディア							
	戦略的アートマネジメント論	1前			2			○			1					メディア							
	デジタルデザインヒューマニティーズ論	1前			2			○			1					メディア							
	グローバルデザイン論	1後			2			○						1		メディア							
	デザインリーダーシップ論	1後			2			○			1					メディア							
	ローカルデザイン論	1後			2			○			1					メディア							
	コンピューティングデザイン論	1後			2			○			1					メディア							
	デジタルデータデザイン論	1後			2			○			1					メディア							
	新領域デザイン・アート学特殊講義	1・2前・後			2			○			1					メディア							
	小計（10科目）		—	—	0	20	0	—			6	3	0	0	0	1							
	技 能	ファシリテーションデザイン演習	1後			2				○			1				メディア						
		デジタルアーカイブ演習	1後			2				○			1				メディア						
		質的デザイン評価法演習	1前			2				○			1				メディア						
		デザイン科学評価法演習	1前			2				○						1	メディア						
		デジタルデザイン表現演習	1前			2				○			1				メディア						
		デザインフィールドワーク演習	1前			2				○			1				標準外						
		デジタルアート表現演習	1前			2				○			1				標準外						
		フィジカルアート表現演習	1前			2				○				1			標準外						
		新領域デザイン・アート学特殊演習	1・2前・後			2				○			2										
	小計（9科目）		—	—	0	18	0	—			7	2	0	0	0	1							
合計（29科目）		—	—	8	50	0	—			16	7	0	0	0	2								
学位又は称号		修士（デザイン・アート学）			学位又は学科の分野				美術関係														
修 了 要 件 及 び 履 修 方 法																		授業期間等					
2年以上在学し、研究指導科目を6単位（新領域デザイン・アート学研究Ⅰ、新領域デザイン・アート学研究Ⅱ、新領域デザイン・アート学研究Ⅲ）修得、新領域デザイン・アート学基盤科目群を10単位修得、新領域デザイン・アートランゲージ科目群を14単位以上修得し、合計30単位以上修得すること。かつ修士論文または特定の課題についての研究成果の審査に合格すること。 （履修科目の登録の上限：16単位（1セメスター）） ＜大学院設置基準第3条第3項に基づく社会人1年制＞ 1年以上在学し、研究指導科目を4単位（新領域デザイン・アート学研究A、新領域デザイン・アート学研究B）修得、新領域デザイン・アート学基盤科目群を8単位修得（必修科目）、新領域デザイン・アートランゲージ科目群を18単位以上修得し、合計30単位以上修得すること。かつ特定の課題についての研究成果の審査に合格すること。 なお、新領域デザイン・アートランゲージ科目群のうち、 （1）グローバルデザイン論、デザインリーダーシップ論、ローカルデザイン論の3科目を選択必修 （2）戦略的デザインマネジメント論、戦略アートマネジメント論から1科目を選択必修 （3）デジタルメディアデザイン論、デジタルデザインヒューマニティーズ論から1科目を選択必修とする。 また、新領域デザイン・アート学の探究、コンピューティングデザイン論、デジタルデータデザイン論は履修不可とする。 （履修科目の登録の上限：20単位（1セメスター））										1 学年の学期区分						2学期							
										1 学期の授業期間						14週							
										1 時限の授業の標準時間						95分 （95分×14週＋20分のビデオ・オン・デマンド授業等）							

教 育 課 程 等 の 概 要																
(映像研究科映像専攻)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業 科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	基 幹 教員(助手を除く) 以外の教員	
導 入 科 目	映像研究演習	1前			2			○		4	2					
	プロジェクト演習	1後			2			○		4	1					
	映像研究キャリア演習	1前			2			○			1					
	小計 (3科目)	-		0	6	0				4	3					
基 幹 科 目	映像学入門	1前			2		○			1						標準外 標準外
	特殊講義	1・2後			2		○			1						
	ソーシャルコネクティッド・プロジェクト演習	1・2通			2			○		1	1					
	映像現場研修	1後			2				○	1						
	映像現場研修	1後			4				○	1						
	単位互換履修科目	1・2前・後			1		○			1						
	単位互換履修科目	1・2前・後			2		○			1						
	単位互換履修科目	1・2前・後			3		○			1						
	単位互換履修科目	1・2前・後			4		○			1						
	小計 (9科目)	-		0	22	0				4	1					
展 開 科 目	映画文化論	1・2前			2		○				1					標準外
	ゲームコンテンツ・ストラテジー	1・2前			2		○			1						
	クリエイティブテクノロジー・リーディング	1・2前			2		○			1						
	クリエイティブIPブランディング &イノベーション	1・2後			2		○			1						
	マルチモーダルインタラクション 論	1・2前			2		○			1						
	映像言語分析論	1・2後			2		○			1						
	アーカイブデザイン論	1・2前			2		○			1						
	映像記録論	1・2後			2		○			1						
	映像文化資源プロデュース	1・2前			2		○				1					
	クリエイティブ・クリティカル・ アナリシス	1・2前			2		○				1					
	デジタルコミュニケーション論	1・2前			2		○				1					
	映像実習	1・2前			2				○	3	1					
	ゲームエンジン実習	1・2前			2				○	1						
	クリエイティブメディア実習	1・2後			2				○	1						
	科学映像の制作理論と制作	1・2前・後			2				○	1						
	クリエイティブプロジェクト演習 Ⅰ	2前		2				○		5	1					
	クリエイティブプロジェクト演習 Ⅱ	2後		2				○		5	1					
	コンテンツ制作とブルーフ・オブ・ コンセプト	1・2後			2		○				1					
	インディ・ゲーム文化論	1・2後			2		○			1						
	小計 (19科目)	-		4	34	0				14	5					
自 由 科 目	大学院コーオブ演習	1・2後				2		○							1	
	小計 (1科目)	-		0	0	2									1	
合計 (32科目)				-	4	62	2	-			14	6				1
学位又は称号		修士 (映像)			学位又は学科の分野				美術関係、工学関係							
修 了 要 件 及 び 履 修 方 法									授業期間等							
修了に必要な単位数は、上記授業科目のうち、「クリエイティブプロジェクト演習Ⅰ」および「クリエイティブプロジェクト演習Ⅱ」を含めて30単位以上とする。									1学年の学期区分				2学期			
									1学期の授業期間				14週			
									1時限の授業の標準時間				95分 (95分×14週+20分の ビデオ・オン・デマン ド授業等)			

授業科目の概要				
(デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	新領域デザイン・アート学研究 I		「新領域デザイン・アート学の探究」にて構想した研究プロジェクトの実践計画に基づき、活動や取り組みを実行する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたっては同時期の学修内容（デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など）を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮する。修士論文または課題研究の構想と、ここまでの研究実践の進捗をまとめ、学期末の「M1研究成果報告会」に臨む。 (1 赤間 亮) 文化資源学・デジタルアーカイブに関わる文化創成の理論と応用実践に関する課題の研究指導を行う。 (2 有田 洋子) デザイン・アート教育に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (3井登 友一) デザイン主導イノベーションに関わる方法論の理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (4 植田 彩芳子) アートマネジメントに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (5 大島 陽) デジタルネイティブにおけるデザイン方法論の構築と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (6 岡田 万里子) 身体表現・芸能文化の価値創出、身体的表象に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (7 上平 崇仁) デザイン文化の創造および文化的側面からのデザインの解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (8 桐村 喬) 建築・地理空間情報分野に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (9 中村 大) デザイン・アートと歴史・考古学に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (10 中山 雅人) フィジカル/サイバー空間デザインに関わる理論の検討とデザインとバーチャルリアリティなどの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。 (11 堀井 隆斗) 人間情報学分野に関わる理論の検討と人工知能・機械学習などの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。 (12 前崎 信也) 地域密着型の文化的価値創出、京都に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (13 松葉 涼子) 文化的価値創出、文化的側面からの美術工芸・造形文化の意味の解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (14 迎山 和司) デジタル領域におけるアートに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (15 八重樫 文) デザイン理論の体系化とその社会的活用実践に関わる課題の研究指導を行う。 (16 山下 範久) デザイン・アートと国際社会に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (18 小田 裕和) 企業組織や社会のビジョン形成においてデザインの知や思考法を活用する戦略的デザインの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (19 北本 英里子) デジタル空間デザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (20 木村 智) 建築理論、建築史に関わる理論的検討と社会的活用実践に関する課題の研究指導を行う。 (21 佐藤 弘隆) 国内外および特に京都の文化遺産を核としたまちづくりの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (22 中山 郁英) デザインと行政、地域デザイン、ワークショップデザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する研究指導を行う。 (23 橋口 哲志) 知覚メディア・感性情報に関わる理論の検討と感性・認知情報処理などの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。	

科目 区分	授業科目の名称	主要 授業 科目	講義等の内容	備考
研究 指導 科目	新領域デザイン・アート 学研究Ⅱ		「新領域デザイン・アート学研究Ⅰ」に引き続き、自身の研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたっては同時期の学修内容（デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など）を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮する。これまでの研究活動成果と、修士論文または課題研究の構想をまとめ、学期末の「修士研究成果中間報告会」に臨む。 (1 赤間 亮) 文化資源学・デジタルアーカイブに関わる文化創成の理論と応用実践に関する課題の研究指導を行う。 (2 有田 洋子) デザイン・アート教育に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (3 井登 友一) デザイン主導イノベーションに関わる方法論の理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (4 植田 彩芳子) アートマネジメントに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (5 大島 陽) デジタルネイティブにおけるデザイン方法論の構築と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (6 岡田 万里子) 身体表現・芸能文化の価値創出、身体的表象に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (7 上平 崇仁) デザイン文化の創造および文化的側面からのデザインの解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (8 桐村 喬) 建築・地理空間情報分野に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (9 中村 大) デザイン・アートと歴史・考古学に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (10 中山 雅人) フィジカル/サイバー空間デザインに関わる理論の検討とデザインとバーチャルリアリティなどの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。 (11 堀井 隆斗) 人間情報学分野に関わる理論の検討と人工知能・機械学習などの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。 (12 前崎 信也) 地域密着型の文化的価値創出、京都に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (13 松葉 涼子) 文化的価値創出、文化的側面からの美術工芸・造形文化の意味の解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (14 迎山 和司) デジタル領域におけるアートに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (15 八重樫 文) デザイン理論の体系化とその社会的活用実践に関わる課題の研究指導を行う。 (16 山下 範久) デザイン・アートと国際社会に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (18 小田 裕和) 企業組織や社会のビジョン形成においてデザインの知や思考法を活用する戦略的デザインの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (19 北本 英里子) デジタル空間デザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (20 木村 智) 建築理論、建築史に関わる理論的検討と社会的活用実践に関する課題の研究指導を行う。 (21 佐藤 弘隆) 国内外および特に京都の文化遺産を核としたまちづくりの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (22 中山 郁英) デザインと行政、地域デザイン、ワークショップデザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する研究指導を行う。 (23 橋口 哲志) 知覚メディア・感性情報に関わる理論の検討と感性・認知情報処理などの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。	

科目 区分	授業科目の名称	主要 授業 科目	講義等の内容	備考
研究 指導 科目	新領域デザイン・アート 学研究Ⅲ		「新領域デザイン・アート学研究Ⅱ」に引き続き、自身の研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたってはこれまでの学修内容（デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など）を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮することで、修士論文または課題研究を仕上げる。これまでの一連の研究実践成果をまとめ、修士論文または課題研究を完成させ提出し、「修士研究成果報告会」および口頭試問に臨む。 (1 赤間 亮) 文化資源学・デジタルアーカイブに関わる文化創成の理論と応用実践に関する課題の研究指導を行う。 (2 有田 洋子) デザイン・アート教育に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (3井登 友一) デザイン主導イノベーションに関わる方法論の理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (4 植田 彩芳子) アートマネジメントに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (5 大島 陽) デジタルネイティブにおけるデザイン方法論の構築と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (6 岡田 万里子) 身体表現・芸能文化の価値創出、身体的表象に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (7 上平 崇仁) デザイン文化の創造および文化的側面からのデザインの解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (8 桐村 喬) 建築・地理空間情報分野に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (9 中村 大) デザイン・アートと歴史・考古学に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (10 中山 雅人) フィジカル/サイバー空間デザインに関わる理論の検討とデザインとバーチャルリアリティなどの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。 (11 堀井 隆斗) 人間情報学分野に関わる理論の検討と人工知能・機械学習などの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。 (12 前崎 信也) 地域密着型の文化的価値創出、京都に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (13 松葉 涼子) 文化的価値創出、文化的側面からの美術工芸・造形文化の意味の解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (14 迎山 和司) デジタル領域におけるアートに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (15 八重樫 文) デザイン理論の体系化とその社会的活用実践に関わる課題の研究指導を行う。 (16 山下 範久) デザイン・アートと国際社会に関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (18 小田 裕和) 企業組織や社会のビジョン形成においてデザインの知や思考法を活用する戦略的デザインの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (19 北本 英里子) デジタル空間デザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (20 木村 智) 建築理論、建築史に関わる理論的検討と社会的活用実践に関する課題の研究指導を行う。 (21 佐藤 弘隆) 国内外および特に京都の文化遺産を核としたまちづくりの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (22 中山 郁英) デザインと行政、地域デザイン、ワークショップデザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する研究指導を行う。 (23 橋口 哲志) 知覚メディア・感性情報に関わる理論の検討と感性・認知情報処理などの諸技術の社会実践に関する課題の研究指導を行う。	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	新領域デザイン・アート学研究A		本科目では、デザインやアートに関わる多様な研究・実践領域の中から、デザインストラテジーおよびアートディレクションに焦点を当て、新たな研究対象に対する研究能力の開拓と深化を目的とする。テクノロジーの進化、社会構造の変化、文化や国際情勢の変容、さらに地球環境の変化に対応したデザインストラテジーやアートディレクションが適用・応用される新たな領域における最新のトピックや研究動向について、文献レビューやケーススタディを通じて、理論的なフレームワークと研究手法・アプローチを探究する。これにより、各自のテーマに基づいた課題研究を進め、学期末の「課題研究成果中間報告会」に臨む。 (1 赤間 亮) 文化資源学・デジタルアーカイブに関わる文化創成の理論と応用実践に関する課題の研究指導を行う。 (3 井登 友一) デザイン主導イノベーションに関わる方法論の理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (4 植田 彩芳子) アートマネジメントに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (5 大島 陽) デジタルネイティブにおけるデザイン方法論の構築と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (6 岡田 万里子) 身体表現・芸能文化の価値創出、身体的表象に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (7 上平 崇仁) デザイン文化の創造および文化的側面からのデザインの解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (12 前崎 信也) 地域密着型の文化的価値創出、京都に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (13 松葉 涼子) 文化的価値創出、文化的側面からの美術工芸・造形文化の意味の解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (15 八重樫 文) デザイン理論の体系化とその社会的活用実践に関わる課題の研究指導を行う。 (18 小田 裕和) 企業組織や社会のビジョン形成においてデザインの知や思考法を活用する戦略的デザインの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (22 中山 郁英) デザインと行政、地域デザイン、ワークショップデザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する研究指導を行う。	
	新領域デザイン・アート学研究B		「新領域デザイン・アート学研究A」に引き続き、デザインストラテジーおよびアートディレクションに関わる研究および実践に焦点を当て、課題研究を進める。学生間の議論および教員の指導によって研究の進捗を適切に管理しながら、実行にあたっては同課程での学修内容（デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など）を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮する。学期末には一連の研究成果をまとめ、課題研究を完成させ提出し、「課題研究成果報告会」および口頭試問に臨む。 (1 赤間 亮) 文化資源学・デジタルアーカイブに関わる文化創成の理論と応用実践に関する課題の研究指導を行う。 (3 井登 友一) デザイン主導イノベーションに関わる方法論の理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (4 植田 彩芳子) アートマネジメントに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (5 大島 陽) デジタルネイティブにおけるデザイン方法論の構築と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (6 岡田 万里子) 身体表現・芸能文化の価値創出、身体的表象に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (7 上平 崇仁) デザイン文化の創造および文化的側面からのデザインの解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (12 前崎 信也) 地域密着型の文化的価値創出、京都に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (13 松葉 涼子) 文化的価値創出、文化的側面からの美術工芸・造形文化の意味の解釈に関わる理論の検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (15 八重樫 文) デザイン理論の体系化とその社会的活用実践に関わる課題の研究指導を行う。 (18 小田 裕和) 企業組織や社会のビジョン形成においてデザインの知や思考法を活用する戦略的デザインの理論的検討と実践知の生成に関する課題の研究指導を行う。 (22 中山 郁英) デザインと行政、地域デザイン、ワークショップデザインに関わる理論の検討と実践知の生成に関する研究指導を行う。	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
新領域デザイン・アート学基盤科目群	新領域デザイン・アート学の探究		(概要) デザイン・アートが関わる状況は常に進化しており、今後も新たな研究対象領域が続々と現れていく。本科目では、こうした新たな領域における研究課題の探究を目的とする。テクノロジーの飛躍的な発展、社会構造や価値観の変動、文化のおよび国際的情勢の変化、さらには地球環境の課題など、複雑かつ多層的な要因に対応する基幹教員による最先端のデザイン・アート研究の成果や実践的な取り組みが紹介され、それらを通じた新たな問いや課題が次々に提起される。学生は、それらの知見をもとに議論を深め、理論的なフレームワークや研究手法を探究する。このプロセスを通じ、修士論文または課題研究に向けたプロジェクトのテーマを構想し、実践的かつ具体的な研究計画の立案を目指す。 (オムニバス方式／全14回) コーディネーター教員が第1回と第14回を担当し、第2回から第13回は、基幹教員2名がそれぞれの主要研究を紹介し、パネルディスカッションを行う。 (9 中村 大／第1回) 授業のスコープ、進め方、学びのゴール（最終課題：修士論文または課題研究に向けたプロジェクトのテーマを構想し、実践的かつ具体的な研究計画を立案する）を共有する。 (5 大島 陽、9 中村 大／第2回)（共同） 「デジタルネイティブにおけるデザイン方法論の構築と実践知の生成」（大島）、「デザイン・アートと歴史・考古学に関わる諸理論の検討と実践知の生成」（中村）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、大島と中村によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (3 井登 友一、11 堀井 隆斗／第3回)（共同） 「デザイン主導イノベーションに関わる方法論の理論的検討と実践知の生成」（井登）、「人間情報学分野に関わる理論の検討と人工知能・機械学習などの諸技術の社会実践（基礎編）」（堀井）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、井登と堀井によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (15 八重樫 文、23 橋口 哲志／第4回)（共同） 「デザイン理論の体系化とその社会的活用実践」（八重樫）、「人知覚メディア・感性情報に関わる理論の検討と感性・認知情報処理などの諸技術の社会実践」（橋口）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、八重樫と橋口によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (1 赤間 亮、20 木村 智／第5回)（共同） 「文化資源学・デジタルアーカイブに関わる文化創成の理論と応用実践」（赤間）、「建築理論、建築史に関わる理論的検討と社会的活用実践」（木村）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、赤間と木村によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (6 岡田 万里子、7 上平 崇仁／第6回)（共同） 「身体表現・芸能文化の価値創出、身体的表象に関わる理論の検討と実践知の生成」（岡田）、「デザイン文化の創造および文化的側面からのデザインの解釈に関わる理論の検討と実践知の生成」（上平）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、岡田と上平によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (10 中山 雅人、21 佐藤 弘隆／第7回)（共同） 「フィジカル/サイバー空間デザインに関わる理論の検討とデザインとバーチャルリアリティなどの諸技術の社会実践」（中山）、「国内外および特に京都の文化遺産を核としたまちづくりの理論的検討と実践知の生成」（佐藤）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、中山と佐藤によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (9 中村 大、22 中山 郁英／第8回)（共同） 「デザイン・アートと歴史・考古学に関わる諸理論の検討」（中村）、「デザインと行政、地域デザイン、ワークショップデザインに関わる理論の検討と実践知の生成」（中山）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、中村と中山によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (4 植田 彩芳子、13 松葉 涼子／第9回)（共同） 「アートマネジメントに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題」（植田）、「文化的価値創出、文化的側面からの美術工芸・造形文化の意味の解釈に関わる理論の検討と実践知の生成」（松葉）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、植田と松葉によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (12 前崎 信也、14 迎山 和司／第10回)（共同） 「地域密着型の文化的価値創出、京都に関わる理論の検討と実践知の生成」（前崎）、「デジタル領域におけるアートに関わる諸理論の検討と実践知の生成に関する課題」（迎山）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、前崎と迎山によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (9 中村 大、19 北本 英里子／第11回)（共同） 「デザイン・アートと歴史・考古学に関わる実践知の生成」（中村）、「デジタル空間デザインに関わる理論の検討と実践知の生成」（北本）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、中村と北本によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (8 桐村 喬、16 山下 範久／第12回)（共同） 「建築・地理空間情報分野に関わる理論の検討と実践知の生成」（桐村）、「デザイン・アートと国際社会に関わる諸理論の検討と実践知の生成」（山下）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、桐村と山下によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (2 有田 洋子、18 小田 裕和／第13回)（共同） 「デザイン・アート教育に関わる諸理論の検討と実践知の生成」（有田）、「企業組織や社会のビジョン形成においてデザインの知や思考法を活用する戦略的デザインの理論的検討と実践知の生成」（小田）に関する最新の研究成果や実践的な取り組みの紹介と、有田と小田によるデザイン・アートに関わる新たな領域における研究課題を探究するためのパネルディスカッション。 (9 中村 大／第14回) 仕上げられた最終課題（修士論文または課題研究に向けたプロジェクトのテーマを構想し、実践的かつ具体的な研究計画を立案する）についてのプレゼンテーション・ディスカッションを行い、フィードバックを共有することで、本授業で得た知見をどのように自身の研究活動に活かしていくかを総括する。	オムニバス方式 共同（一部）

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
新領域デザイン・アート学基盤科目群	新領域デザイン・アート学特論Ⅰ		(概要) デザイン・アートに関わる状況は常に進化しており、今後も新たな研究対象領域が続々と現れていく。本科目では、デザイン・アートに関わる新たな領域における最新の研究および実践について、研究者および社会実践者の取り組みのケーススタディを通して、社会背景、背景理論、概念、課題設定、アプローチ、方法論的特性、技術、関係者のネットワーク・コラボレーション、貢献の範囲などの観点から分析・理解することで、修士論文または課題研究において独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (オムニバス方式／全14回) 第1回を「オリエンテーション」、第2回から第13回までを「デザイン学」「意味」「情報」「環境」「社会」「アート」の6領域の専門教員が2回ずつ担当し（全12回）、第14回に「まとめ」を実施する。 (2 有田 洋子／1回) 授業のスコープ、進め方、学びのゴール（最終課題）を共有する。 (3 井登 友一／2回) デザイン学研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (13 松葉 涼子／2回) 意味領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (10 中山 雅人／2回) 情報領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (20 木村 智／2回) 環境領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (2 有田 洋子／2回) 社会領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (14 迎山 和司／2回) 芸術学・美術学研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (2 有田 洋子／1回) 仕上げられた最終課題についてのプレゼンテーション・ディスカッションを行い、フィードバックを共有することで、本授業で得た知見をどのように自身の研究活動に活かしていくかを総括する。 (最終課題) 授業各回での学びをデジタルアーカイブし、デザイン・アートに関する自身の研究活動にどのように活用するかを示すデジタルポートフォリオを作成する。これにより、学習のプロセスを振り返り、成果を整理し、視覚的に表現する力を養う。	オムニバス方式
	新領域デザイン・アート学特論Ⅱ		(概要) 「新領域デザイン・アート学特論Ⅰ」に引き続き、デザイン・アートに関わる新たな領域における最新の研究および実践について、研究者および社会実践者の取り組みのケーススタディを通して、社会背景、背景理論、概念、課題設定、アプローチ、方法論的特性、技術、関係者のネットワーク・コラボレーション、貢献の範囲などの観点から分析・理解することで、修士論文または課題研究において独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (オムニバス方式／全14回) 第1回を「オリエンテーション」、第2回から第13回までを「デザイン学」「意味」「情報」「環境」「社会」「アート」の6領域の専門教員が2回ずつ担当し（全12回）、第14回に「まとめ」を実施する。 (9 中村 大／1回) 授業のスコープ、進め方、学びのゴール（最終課題）を共有する。 (15 八重樫 文／2回) デザイン学研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (6 岡田 万里子／2回) 意味領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (23 橋口 哲志／2回) 情報領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (19 北本 英里子／2回) 環境領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (9 中村 大／2回) 社会領域に関わる研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (17 飯沼 洋子／2回) 芸術学・美術学研究の視座から、デザイン・アートに関わる国内外での最新の研究および社会実践事例を分析することで、学生自身が独自の研究を推進するための鍵を見つける。 (9 中村 大／1回) 仕上げられた最終課題についてのプレゼンテーション・ディスカッションを行い、フィードバックを共有することで、本授業で得た知見をどのように自身の研究活動に活かしていくかを総括する。 (最終課題) 授業各回での学びをデジタルアーカイブし、デザイン・アートに関する自身の研究活動にどのように活用するかを示すデジタルポートフォリオを作成する。これにより、学習のプロセスを振り返り、成果を整理し、視覚的に表現する力を養う。	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
新領域デザイン・アート学基盤科目群		新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ		(概要) 本科目では、デザイン・アートに関する研究領域に特化した研究方法論やリサーチ手法について検討する。量的研究、質的研究、混合研究といった研究方法論は、研究者の手法の理解度や好みで選択できるものではなく、その研究テーマの存在論と認識論的視座を理解し明確にすることではじめて選択が可能となる。デザイン・アートは常に進化しており、今後も新たな研究対象領域が続々と現れていく。そこで、新たな研究テーマの設定とその方法論的アプローチの選択に際し、存在論と認識論的視座を明確にすることが必要である。ここでは、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解することで、学生自身の研究テーマにおける存在論・認識論に基づいた方法論の設定について検討する。 (オムニバス方式／全14回) 第1回を「オリエンテーション」、第2回から第13回までを「デザイン学」「意味」「情報」「環境」「社会」「アート」の6領域の専門教員が2回ずつ担当し（全12回）、第14回に「まとめ」を実施する。 (4 植田 彩芳子／1回) 授業のSCOPE、進め方、学びのGOAL（最終課題）を共有する。 (5 大島 陽／2回) デザイン学研究の視座から、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解し、自身の研究における方法論の設定について検討する。 (12 前崎 信也／2回) 意味領域に関わる研究の視座から、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解し、自身の研究における方法論の設定について検討する。 (11 堀井 隆斗／2回) 情報領域に関わる研究の視座から、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解し、自身の研究における方法論の設定について検討する。 (21 佐藤 弘隆／2回) 環境領域に関わる研究の視座から、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解し、自身の研究における方法論の設定について検討する。 (4 植田 彩芳子／2回) 社会領域に関わる研究の視座から、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解し、自身の研究における方法論の設定について検討する。 (17 飯沼 洋子／2回) 芸術学・美術学研究の視座から、存在論・認識論・方法論に関わる検討を行う先行研究を取り上げ、それらの関係を理解し、自身の研究における方法論の設定について検討する。 (4 植田 彩芳子／1回) 最終課題の発表についてディスカッションを行い、フィードバックを共有することで、本授業で得た知見をどのように自身の研究活動に活かしていくかを総括する。 (最終課題) 授業各回での検討を踏まえ、自身の研究における方法論を設定し、授業最終回にて自身の研究計画に位置づけた発表を行う。	オムニバス方式
		新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ		本科目では、履修学生自身の研究プロジェクト実践に基づく成果を学術論文にまとめるためのアカデミックライティングスキルについて、演習課題とフィードバックセッションにおける議論を通して実践的に身につける。アカデミックな文書の基本構造（先行研究の批判的検討、課題導出、調査計画の作成、調査実施、データ分析、結論の導出）や基本原則（存在論・認識論に基づいた方法論の選択、パラグラフ・ライティング、図・表の表現、適切な引用方法など）について十全に理解し、学生自身の修士論文または課題研究論文に応用できるスキルを獲得する。	共同
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	戦略的デザインマネジメント論		本科目では、戦略的デザイン（Strategic Design）のマネジメントに関わる国際的な実践の現状と研究動向についてのスタディから、その理論的枠組みの検討を行う。戦略的デザインは、社会的・倫理的で公共的な側面から新たな価値を創造するために、技術や生産のイノベーションだけでなく、人々の生活や行動のイノベーションを目的とし、ユーザー中心デザイン（UCD: User-Centered Design）からコミュニティ中心デザイン（CCD: Community-Centered Design）への転換によって、社会システムの進化というかたちでブレイクスルーをもたらす。ここでは、国際的な実践事例の分析、関係者へのヒアリング、学術論文のレビューを通して、また既存のデザイン諸理論との接続を検討することで、戦略的デザインマネジメントの研究を推進するための理論的枠組みについて議論する。	
		デジタルメディアデザイン論		本科目では、デジタルメディアに関するデザインと技術について、最新の社会的および学術的動向を学ぶことで、履修学生が自身の研究や制作実践にデジタルメディアデザインの最新知見を活用できるようになることを目指す。ソーシャルメディア、仮想現実、拡張現実などのプラットフォームに関わる戦略的デザインとそれらを支える情報技術と社会技術について、演習課題および事例分析や関係者へのヒアリングを通じて実践的に理解することと同時に、関連する学術研究のレビューを通して理論的に理解する。	
		戦略的アートマネジメント論		本科目では、戦略的なアートマネジメントに関わる国際的な実践の現状と研究動向についてのスタディから、その理論的枠組みの検討を行う。戦略的アートマネジメントは、トリプルボトムラインの視座（環境・社会・経済の3つの側面）から、持続的な社会と文化の構築のためにアートの意味と価値を戦略的に活用すべく、多様なアクターが関わる協動的な社会実践であり、中長期的な社会システムの進化というかたちでその成果をもたらす。ここでは、国際的な実践事例の分析、関係者へのヒアリング、学術論文のレビューを通して、また既存のアート諸理論と戦略的マネジメント諸理論との接続を検討することで、戦略的アートマネジメント研究を推進するための理論的枠組みについて議論する。	
		デジタルデザインヒューマニティーズ論		本科目では、デジタルデザインが人文学や社会科学といったヒューマニティーズとどのように関わり、相互に影響を与え合っているかについての理解を目的とする。主として、デジタル技術の進化が文化的な変容やアイデンティティの再構築にどのように寄与しているかについて、デジタルデザインの文脈から文学、哲学、社会学などのヒューマニティーズ分野に関連する理論や研究アプローチ、デジタルデザインとヒューマニティーズの相互作用に関する最新の研究動向を把握することで、学生自身の研究や制作実践にデジタル時代のヒューマニティーズのアプローチを適用できるようになることを目指す。	
		グローバルデザイン論		本科目では、グローバルな視点からデザイン学およびデザイン研究の潮流を捉えるための理論的枠組みを検討する。そのためにまず、国際的なデザインと社会との関係の現状と課題の把握のために、各国・地域のデザインに関する市場動向、デザイン政策、デザイン教育の理念、デザインの文化的影響、デザインのサステナビリティへの取り組みなどについて、事例分析を行う。次に、国際的なデザイン研究に関わる学術論文を取り上げ、国際社会の課題に取り組むためのデザインに関する理論的アプローチについて議論する。	
		デザインリーダーシップ論		デザインリーダーシップとは、デザインリーダーが積極的に未来のビジョンを描き、組織にデザインという文化を根付かせることで、創造性を育むこととされ、その適用範囲はデザイン産業界に限定されず、変革の時代にある組織全般に及ぶ。また、デザインリーダーシップを発揮して組織の変革を導くデザインリーダーという主体も、組織のトップやプロフェッショナルなデザイナーに限定されるものではない。本科目では、このデザインリーダーシップの資質や特性について把握するための理論的枠組みを先行研究および事例研究から構築し、プロフェッショナルなデザイナーとノンデザイナーの双方、つまり社会全体にデザインリーダーシップを育む方策を検討する。	

科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	ローカルデザイン論		地域社会の課題は多様化し、その解決に向けた道筋も複雑化している。本科目では、課題解決のための手法としての地域デザインに関する、国内外の最新の実践事例と学術研究成果を参照することで具体的なアプローチとそれを支える理論を理解し、これからの地域社会のあり方を、多様なアクターやステイクホルダを巻き込みながら共に構想する力を身につける。具体的にはいくつかの政策課題を事例として取り上げ、そこに住む人自身が「コミュニティ」をつくり、地域の将来ビジョンを描きながら、向き合うことで課題を解決していく「持続性のあるしくみ」を考案し社会のシステムとして発信するしかけについて検討する。	
		コンピューティングデザイン論		本科目では、デザインやアート制作においてコンピューティング技術を活用し、新たなマルチモーダルな表現や対話および体験を生み出すための理論について学ぶ。ここでは、デジタルデザイン技術、プログラミング、コンピュータグラフィックス、サウンド処理、VR、AI、機械学習、Webコンテンツ活用システム、データベース、テキストマイニングなどの学部で修得した技術と知識を統合・発展させ、さらに高度なプログラミング言語やアルゴリズムとさまざまな数理的手法を理解することで、コンピューティング技術をデザイン・アートの創造プロセスに統合する力を養う。	
		デジタルデータデザイン論		本科目では、デザインやアート制作におけるデジタル技術およびコンピューティング技術の活用を支える理論を学ぶ。データマイニング、メディア処理、ヴィジュアライゼーション、サウンド処理、感性・認知情報処理、ビッグデータ解析などの知識を統合・発展させるために、特にデータの取得および処理に関する手法と技術に焦点を当てる。また、高度なデータ処理技術や視覚化、インタラクティブなデータ表現に関する最新理論を学び、データに基づいた創造的表現力の基盤を構築する。	
		新領域デザイン・アート学特殊講義		本特殊講義は、デザイン・アートの新たな地平を切り拓くために最新の知識を修得することを目的とする。急速に変容する時代の潮流に対応し、先鋭的なデザイン・アート領域における最前線のトピックや社会実践の動向を、実践的なケーススタディを通じて深く学ぶ。これにより、受講者は今後の研究や制作活動において、創造的な発展を遂げることが期待される。また、担当教員は年度ごとにより変わり、デザイン・アートの先駆の実践に携わる多様なエキスパートやプロフェッショナルがゲスト講師として参加するため、幅広い授業内容が展開される。	
	技能	ファシリテーションデザイン演習		本演習では、ファシリテーション技術をデザインプロセスに統合し、創造的なコラボレーションを行うチームワークを促進するスキルを学ぶ。ここでは、ファシリテーション技術を、視覚言語（アイデアの可視化やコンセプトの共有に関わるさまざまなグラフィック表現手法）、身体言語（身体表現および、道具・空間とのインタラクションやアフォーダンス）、自然言語（会話や対話を介したコーチングやリーダーシップスキル）の3つコミュニケーション側面から捉え、これらをクリエイティブな問題解決やビジョン生成のための意思決定の場面で適切に組み合わせ、総合的に使いこなすことができるファシリテーターを養成する。	
		デジタルアーカイブ演習		本演習では、デジタルアーカイブの設計と構築および運用を行うための実践的なスキルを身につける。デジタル化された文化資源はアーカイブされることでさまざまな活用が可能となり、デザインやアート制作においてもデジタルアーカイブの活用によって、新たな表現や対話、体験を創造することができる。ここでは、アート・ドキュメンテーション、Webアーカイブ技術、映像・音声アーカイブ、アート作品のデジタル分析技術、テキストマイニング、Webコンテンツ活用システム、データベース構築、デジタル文化資源の活用などの学部で修得した技術と知識を統合・発展させ、さらに高度なデジタルアーカイブの構築手法と技術を身につけることで、デジタルアーカイブ技術をデザイン・アートの創造プロセスに統合する力を養う。	
		質的デザイン評価法演習		本演習では、デザインプロセスおよび成果物を質的（定性的）に評価する方法について、最新の研究動向のスタディと評価実践演習から学び、履修学生が自身の研究や制作実践においてそのアプローチと手法を十全に活用できるようになることを目指す。社会構成主義・解釈主義の観点から質的手法を用いてデザインを主観的に評価する方法論の特性を理解し、エスノグラフィーやインタビューなどの文化人類学的アプローチ、ナラティブ分析やGTAなどのデータ分析と理論構築手法の実践的理解を経て、デザインが社会やユーザーに与える影響や課題を把握し、改善点を見つけ出すプロセスを自身で遂行できる力を身につける。	
		デザイン科学評価法演習		本演習では、デザインプロセスおよび成果物を科学的に評価する方法について、最新の研究動向のスタディと評価実践演習から学び、履修学生が自身の研究や制作実践においてそのアプローチと手法を十全に活用できるようになることを目指す。実証主義の観点から量的なデータや統計学的手法を用いてデザインを客観的に評価する方法論の特性を理解し、認知心理学・生理学のアプローチと各方法論、ユーザーアンケート、アイ・トラッキング、脳血流計測などのデータ取得手法や機器操作法、各種データ分析手法の実践的理解を経て、デザインが社会やユーザーに与える影響や課題を把握し、改善点を見つけ出すプロセスを自身で遂行できる力を身につける。	
		デジタルデザイン表現演習		本演習では、XR、ソーシャルメディア、モバイルテクノロジー、デジタルマーケティング、フィンテックなど、デザインの新たなフィールドとして拡張し続けているデジタルコミュニケーション領域におけるクリエイティブなビジョンの表現技法の修得を目的とする。このような新たな領域でのデザイン表現プロセスは、個人の営みに制限されず、デジタルコミュニケーションツールを駆使した複数の専門性や個性によるコラボレーションを基盤としたものとなっており、そこにもデジタル技術を活かした協調的なコミュニケーション能力が要求される。よって、本演習ではプロジェクトベースの協調的な課題制作を通して、このクリエイティブなコラボレーションによる表現力を実践的に身につける。	
		デザインフィールドワーク演習		本演習では、フィールドワークを通じて社会問題や課題にデザインの観点からアプローチし、実践的な解決策や今後のビジョンを導き出すスキルを身につけることを目的とする。履修学生は、地元行政や地域コミュニティなどの生きた声に耳を傾け、デザイン取り組む姿勢・態度・思考の特性とデザインリサーチ手法を駆使して、社会的に意義のある提案をまとめることが求められる。本演習では、グループ作業による現地でのフィールドワークおよび密度の高いコミュニケーションを通じて提案をまとめ、デジタル技術を積極的に活用し、関係者へのプレゼンテーションを行い、地元コミュニティへその成果を還元する。	
		デジタルアート表現演習		本演習では、コンピュータープログラミング、センサー技術、プロジェクションマッピングなどのデジタルテクノロジーを活用して、ヴァーチャル／デジタルツイン空間および場における環境一ヒト、ヒト一ヒトのインタラクションやコミュニケーションの新たな関係性を問うテーマを課し、インスタレーションによる作品・展示物の制作を行う。さらに、ここでの目的は、デジタル技術を用いた表現技法の修得にとどまらず、社会の在り様と自己との関係性について五感を駆使して感じとり、デジタルにおける自在な表現空間において社会通念や既成概念を問い直すプロセスを通じた自己変容であり、本研究科におけるデザイン・アート研究の展開に通底する基本的な視座と姿勢の獲得である。	
		フィジカルアート表現演習		本演習では、物理的現実空間および場における環境一ヒト、ヒト一ヒトのインタラクションやコミュニケーションの新たな関係性を問うテーマを課し、インスタレーションによる作品・展示物の制作を行う。さらに、ここでの目的は、物理的な素材を使用した表現技法の修得にとどまらず、社会の在り様と自己との関係性について五感を駆使して感じとり、社会通念や既成概念を問い直すプロセスを通じた自己変容であり、本研究科におけるデザイン・アート研究の展開に通底する基本的な視座と姿勢の獲得である。	
		新領域デザイン・アート学特殊演習		本演習は、デザイン・アートの最前線で活躍するための実践的スキルと応用力を身につけることを目的とする。急速に変化する社会に対応し、新たなデザイン・アート領域における実際のプロジェクトを通じて、革新的なアイデアの発展と具体的な成果の創出を目指す。原則として年ごとに担当教員は変わり、またデザイン・アートの最新実践に関わる多様なエキスパートやプロフェッショナルがゲスト講師として参加するため、幅広い授業内容が展開される。	

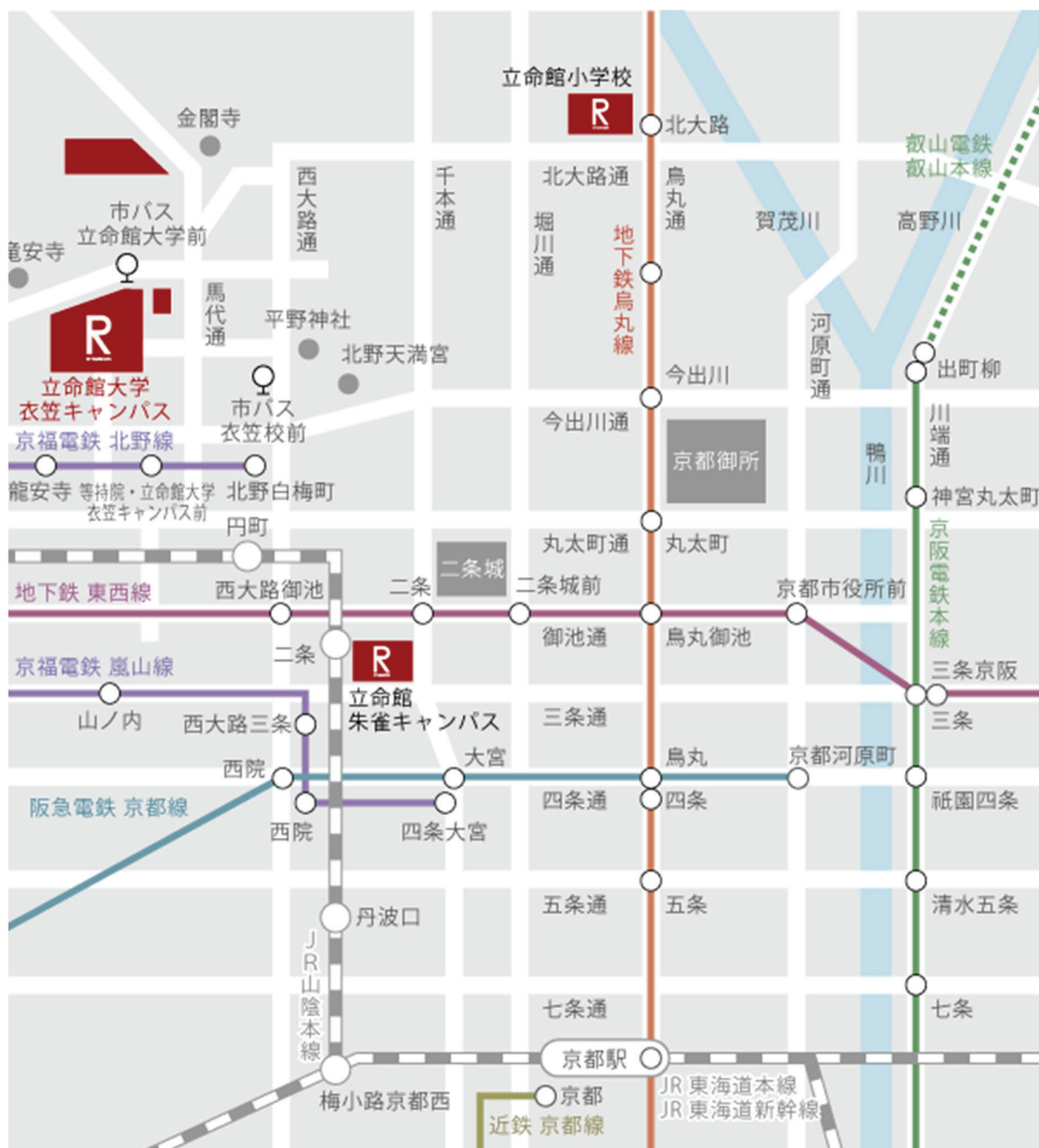
学校法人立命館 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度				入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度				入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
立命館大学							立命館大学							
法学部	法学科			720	-	2,880	法学部	法学科			720	-	2,880	
経済学部	経済学科			760	-	3,040	経済学部	経済学科			760	-	3,040	
経営学部	経営学科			650	-	2,600	経営学部	経営学科			650	-	2,600	
	国際経営学科			145	-	580		国際経営学科			145	-	580	
産業社会学部	現代社会学科			810	-	3,240	産業社会学部	現代社会学科			810	-	3,240	
文学部	人文学科			1,035	-	4,140	文学部	人文学科			1,035	-	4,140	
理工学部	電気電子工学科			154	3年次 12	640	理工学部	電気電子工学科			154	3年次 12	660	定員変更(△20)
	機械工学科			173	3年次 10	712		機械工学科			173	3年次 10	712	
	環境都市工学科			166	3年次 4	672		環境都市工学科			166	3年次 4	672	
	ロボティクス学科			90	3年次 6	372		ロボティクス学科			90	3年次 6	372	
	数理科学科			97	-	388		数理科学科			117	-	468	定員変更(20)
	物理科学科			86	3年次 2	348		物理科学科			86	3年次 2	348	
	電子情報工学科			102	3年次 8	424		電子情報工学科			102	3年次 8	424	
	建築都市デザイン学科			91	3年次 4	372		建築都市デザイン学科			91	3年次 4	372	
国際関係学部	国際関係学科			335	-	1,340	国際関係学部	国際関係学科			335	-	1,340	
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科			25	-	100		アメリカン大学・立命館大学国際連携学科			25	-	100	
政策科学部	政策科学科			410	-	1,640	政策科学部	政策科学科			410	-	1,640	
情報理工学部	情報理工学科			475	3年次 40	1,980	情報理工学部	情報理工学科			475	3年次 40	1,980	
映像学部	映像学科			240	-	960	映像学部	映像学科			240	-	960	
薬学部	薬学科			100	-	600	薬学部	薬学科			100	-	600	
	創薬科学科			60	-	240		創薬科学科			60	-	240	
生命科学部	応用化学科			111	-	444	生命科学部	応用化学科			111	-	444	
	生物工学科			86	-	344		生物工学科			86	-	344	
	生命情報学科			64	-	256		生命情報学科			64	-	256	
	生命医科学科			64	-	256		生命医科学科			64	-	256	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科			235	-	940	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科			235	-	940	
総合心理学部	総合心理学科			280	-	1,120	総合心理学部	総合心理学科			310	-	1,240	定員変更(30)
食マネジメント学部	食マネジメント学科			320	-	1,280	食マネジメント学部	食マネジメント学科			320	-	1,280	
グローバル教養学部	グローバル教養学科			100	-	400	グローバル教養学部	グローバル教養学科			100	-	400	
	デザイン・アート学部			180	-	720	デザイン・アート学部	デザイン・アート学科			180	-	720	学部の設置（届出）
計				7,984	3年次 86	32,308	計				8,194	3年次 86	33,148	
立命館大学大学院							立命館大学大学院							
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程		60	-	120	法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程		50	-	100	定員変更(△10)
	法学専攻	博士課程後期課程		10	-	30		法学専攻	博士課程後期課程		10	-	30	
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程		50	-	100	経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程		50	-	100	
	経済学専攻	博士課程後期課程		5	-	15		経済学専攻	博士課程後期課程		5	-	15	
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程		60	-	120	経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程		60	-	120	
	企業経営専攻	博士課程後期課程		15	-	45		企業経営専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程		60	-	120	社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程		60	-	120	
	応用社会学専攻	博士課程後期課程		15	-	45		応用社会学専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程		70	-	140	文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程		70	-	140	
	人文学専攻	博士課程後期課程		20	-	60		人文学専攻	博士課程後期課程		20	-	60	
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程		35	-	70		行動文化情報学専攻	博士課程前期課程		35	-	70	
	行動文化情報学専攻	博士課程後期課程		15	-	45		行動文化情報学専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程		50	-	100	理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程		70	-	140	定員変更(20)
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程		6	-	18		基礎理工学専攻	博士課程後期課程		6	-	18	
	電子システム専攻	博士課程前期課程		140	-	280		電子システム専攻	博士課程前期課程		155	-	310	定員変更(15)
	電子システム専攻	博士課程後期課程		8	-	24		電子システム専攻	博士課程後期課程		8	-	24	
	機械システム専攻	博士課程前期課程		140	-	280		機械システム専攻	博士課程前期課程		155	-	310	定員変更(15)
	機械システム専攻	博士課程後期課程		11	-	33		機械システム専攻	博士課程後期課程		11	-	33	
	環境都市専攻	博士課程前期課程		120	-	240		都市システム専攻	博士課程前期課程		145	-	290	定員変更(25)、名称変更 名称変更
	環境都市専攻	博士課程後期課程		15	-	45		都市システム専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程		60	-	120	国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程		60	-	120	
	国際関係学専攻	博士課程後期課程		10	-	30		国際関係学専攻	博士課程後期課程		10	-	30	
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程		40	-	80	政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程		40	-	80	
	政策科学専攻	博士課程後期課程		15	-	45		政策科学専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程		60	-	120	言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程		60	-	120	
グローバル・イノベーション研究科	グローバル・イノベーション専攻	博士課程前期課程		70	-	140	グローバル・イノベーション研究科	グローバル・イノベーション専攻	博士課程前期課程		70	-	140	
	グローバル・イノベーション専攻	博士課程後期課程		5	-	15		グローバル・イノベーション専攻	博士課程後期課程		5	-	15	
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程		25	-	50	スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程		25	-	50	
	スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程		8	-	24		スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程		8	-	24	
映像研究科	映像専攻	修士課程		10	-	20	映像研究科	映像専攻	修士課程		10	-	20	
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程		200	-	400	情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程		200	-	400	
	情報理工学専攻	博士課程後期課程		15	-	45		情報理工学専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程		150	-	300	生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程		150	-	300	
	生命科学専攻	博士課程後期課程		15	-	45		生命科学専攻	博士課程後期課程		15	-	45	
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程		30	-	150	先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程		30	-	150	
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程		20	-	40	薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程		20	-	40	
	薬科学専攻	博士課程後期課程		3	-	9		薬科学専攻	博士課程後期課程		3	-	9	
	薬学専攻（4年制）	博士課程		3	-	12		薬学専攻（4年制）	博士課程		3	-	12	
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程		65	-	130	人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程		75	-	150	定員変更(10)
	人間科学専攻	博士課程後期課程		20	-	60		人間科学専攻	博士課程後期課程		20	-	60	
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程		20	-	40	食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程		20	-	40	
	食マネジメント専攻	博士課程後期課程		3	-	9		食マネジメント専攻	博士課程後期課程		3	-	9	
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程		70	-	210	法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程		70	-	210	
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程		80	-	160	経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程		80	-	160	
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程		70	-	140		観光マネジメント専攻	専門職学位課程		70	-	140	
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程		35	-	70	教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程		35	-	70	
計				2,007	-	4,394	計				2,102	-	4,584	
立命館アジア太平洋大学							立命館アジア太平洋大学							
アジア太平洋学部	アジア太平洋学科			510	2年次 5 3年次 5	2,065	アジア太平洋学部	アジア太平洋学科			510	2年次 5 3年次 5	2,065	
国際経営学部	国際経営学科			610	2年次 5 3年次 5	2,465	国際経営学部	国際経営学科			610	2年次 5 3年次 5	2,465	
サステイナビリティ観光学部	サステイナビリティ観光学科			350	-	1,400	サステイナビリティ観光学部	サステイナビリティ観光学科			350	-	1,400	
計				1,470	2年次 10 3年次 10	5,930	計				1,470	2年次 10 3年次 10	5,930	
立命館アジア太平洋大学大学院							立命館アジア太平洋大学大学院							
アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	博士前期課程		15	-	30	アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	博士前期課程		15	-	30	
	アジア太平洋学専攻	博士後期課程		10	-	30		アジア太平洋学専攻	博士後期課程		10	-	30	
	国際協力政策専攻	博士前期課程		45	-	90		国際協力政策専攻	博士前期課程		45	-	90	
経営管理研究科	経営管理専攻	修士課程		40	-	80	経営管理研究科	経営管理専攻	修士課程		40	-	80	
計				110	-	230	計				110	-	230	

1. 書類等の題名 「校地校舎等の図面」 1 ページ 都道府県における位置関係の図面
2. 引用元 Google マップ <https://www.google.com/maps/>
3. 説明 地図中の立命館大学衣笠キャンパスの位置を印した。

最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

【衣笠キャンパス】



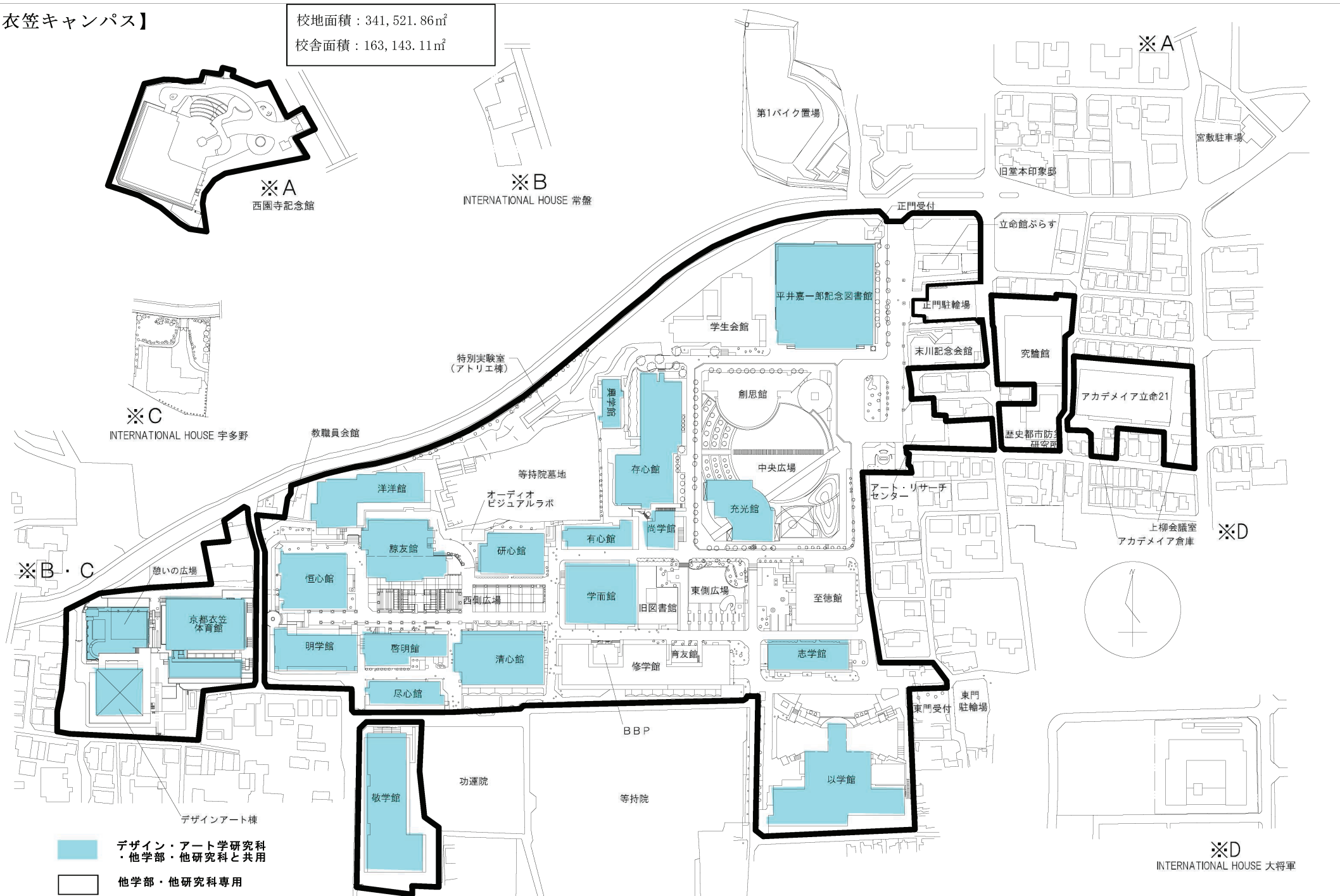
距離：京都駅から約 8km

JR・近鉄 京都駅 (烏丸中央口)	京都 市バス 京都駅前	市バス 50 (B2のりば)	42分	立命館大学前 (終点)
		※ 市バス・JRバス 快速立命館 (B2のりば)	36分	
		市バス 205 (B3のりば)	38分	衣笠校前
	JRバス 京都駅前	JRバス 高雄・京北線 (JR3番のりば)	30分	立命館大学前
阪急 大宮駅	京都 市バス 四條大宮	市バス 52 55 (6番のりば)	25分	立命館大学前 (終点)
	JRバス 四條大宮	JRバス 高雄・京北線	18分	立命館大学前
JR・地下鉄 二条駅	京都 市バス 二条駅前	市バス 15	19分	立命館大学前 (終点)
		市バス 52 55	20分	
	JRバス 二条駅前	JRバス 高雄・京北線	14分	立命館大学前
阪急 西院駅	京都 市バス 西大路四條	市バス・JRバス 快速立命館 (Eのりば)	15分	立命館大学前 (終点)
		市バス 臨 (Eのりば)	17分	
		市バス 205 (Eのりば)	13分	衣笠校前
	京福 西院駅	京福電鉄 嵐山本線・北野線	22分	龍安寺駅 寺持院・立命館大学 衣笠キャンパス前駅
地下鉄 西大路御池駅	京都 市バス 西大路御池	市バス・JRバス 快速立命館 (Bのりば)	11分	立命館大学前 (終点)
		市バス 臨 (Bのりば)	13分	
		市バス 205 (Bのりば)	9分	衣笠校前
		※ 市バス・JRバス 快速立命館 (Eのりば)	8分	立命館大学前 (終点)
JR 円町駅	京都 市バス 西ノ京円町	市バス 15 (Eのりば)	10分	立命館大学前 (終点)
		市バス 臨 (Eのりば)	9分	
		市バス 204 205 (Eのりば)	5分	衣笠校前
	JRバス 円町	JRバス 高雄・京北線	8分	立命館大学前
京阪 三条駅	京都 市バス 三条京阪前	市バス 12 (7番のりば)	53分	立命館大学前 (終点)
		市バス 15 (1番のりば)	34分	
		市バス 51 (1番のりば)	36分	立命館大学前
		市バス 59 (2番のりば)	40分	
地下鉄 北大路駅	京都 市バス 北大路バス ターミナル	市バス M1 (青のりばF)	16分	立命館大学前
		市バス 204 (青のりばG) 205 (青のりばF)	13分	わら天神前
				徒歩 約10分

立命館大学
衣笠キャンパス

※土日・連休

【衣笠キャンパス】

校地面積：341,521.86m²校舎面積：163,143.11m²

TITLE	NAME	SCALE			NO.
		1:図面-4-	衣笠キャンパス全体図		

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の研究上の目的は、学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

現代社会専攻

メディア社会専攻

スポーツ社会専攻

人間福祉専攻

子ども社会専攻

文学部

人文学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

電気電子工学科

電子情報工学科

機械工学科

ロボティクス学科

環境都市工学科

建築都市デザイン学科

国際関係学部

国際関係学科

アメリカン大学・立命館大学国際連携学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科

生命医科学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

総合心理学部

総合心理学科

食マネジメント学部

食マネジメント学科

グローバル教養学部

グローバル教養学科

- 2 前項に規定する国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科は、大学設置基準第50条に定める国際連携学科とする。

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部	法学科		720		2,880
経済学部	経済学科		760		3,040
経営学部	経営学科		650		2,600
	国際経営学科		145		580
	計		795		3,180
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	760		3,040
		子ども社会専攻	50		200
		計	810		3,240
文学部	人文学科		1,035		4,140
理工学部	電気電子工学科		154	12	640
	機械工学科		173	10	712

	環境都市工学科	166	4	672
	ロボティクス学科	90	6	372
	数理科学科	97		388
	物理科学科	86	2	348
	電子情報工学科	102	8	424
	建築都市デザイン学科	91	4	372
	計	959	46	3,928
国際関係学部	国際関係学科	335	0	1,340
	アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科	25		100
	計	360		1,440
政策科学部	政策科学科	410		1,640
情報理工学部	情報理工学科	475	40	1,980
映像学部	映像学科	240		960
薬学部	薬学科	100		600
	創薬科学科	60		240
	計	160		840
生命科学部	応用化学科	111		444
	生物工学科	86		344
	生命情報学科	64		256
	生命医科学科	64		256
	計	325		1,300
スポーツ健康 科学部	スポーツ健康科学科	235		940
総合心理学部	総合心理学科	280		1,120
食マネジメン ト学部	食マネジメント学科	320		1,280
グローバル教 養学部	グローバル教養学科	100		400
合計		7,984	86	32,308

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるほか、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究機構、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。

2 各学部に、学部長、副学部長および学生主事を置く。

3 各研究科に、研究科長を置く。

4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手およびその他の職員を置く。

2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。

2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。

2 副学長は、学長が任命する。

3 副学長の任期は、3年とする。

(学長補佐)

第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。

2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。

3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師

3 教授会は、必要に応じて、前項に掲げる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止または変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定または改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

9 この学則に定めるもののほか、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に、大学協議会（以下本条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 独立研究科の各研究科長
- 3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 教学、教務に関する事項
 - (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
 - (6) その他、教学上の重要な事項
- 5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。
- 6 この学則に定めるもののほか、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。

(教学委員会)

第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。

- 2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。

(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

- 2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。
- 3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年をふたつの学期に分け、春学期および秋学期とする。
- (1) 春学期 4月1日から9月25日まで
 - (2) 秋学期 9月26日から3月31日まで
- (休業日)

第16条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏期休暇
 - (5) 冬期休暇
 - (6) 春期休暇
- 2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。
- 3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の出願）

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (2) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合
 - (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

- 3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。
（入学者の選考）

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

- 2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。
（入学手続および入学許可）

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第24条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学の資格)

第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者

(転入学の資格)

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 2年次
大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し、30単位以上修得した者
- (2) 3年次
大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、60単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

- 2 本大学の卒業生が卒業学部その他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(再入学の資格)

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項により退学とな

った者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第33条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で次の基準により1単位と計算するものとする。

(1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(授業期間)

第35条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、学期ごとに14週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。

3 前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、授業科目ごとに実施する試験その他の教授会が定める適切な

方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

- 2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学（専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。）に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学（いずれも外国の大学または外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項にかかわらず、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、薬学部の2年次入学者にあつては50単位、3年次入学者にあつては90単位を上限とすることができる。
- 4 第1項にかかわらず、生命科学部の2年次入学者にあつては42単位、3年次入学者にあつては78単位を上限とすることができる。
- 5 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職課程科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前4項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。

3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年に含めない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学または専門職大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

第49条 本大学の学生で、第4条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。

2 前項に定める転籍のほか、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生で、国際関係学部教授会が定める事由により国際関係学科に転籍を志願する者については、国際関係学部教授会の議を経て学期ごとの転籍を学長が許可することがある。ただし、入学後1学期間の在学を経た者に限る。

3 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。

4 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍

を志願する者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第52条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者

(2) 第18条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第46条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの

(6) 死亡した者

(手続)

第53条の2 この節に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続は、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与す

る。

- 2 薬学部薬学科を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。）との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を第15条第2項に定める秋学期の授業料とし、秋学期授業料を同春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第37条第2項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学期の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2に定める授業料の2分の1とする。

4 前2項にかかわらず、第19条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の授業料は、別に定める1単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第62条の5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第62条の6 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

(特別在学料)

第62条の7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間

中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

第63条 削除

(科目等履修料等)

第64条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

(1) 本大学の大学院学生が履修する場合（第31条の2に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。）

(2) Study in Kansai Programを履修する場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第1号または同第3号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第64条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第64条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第64条の4 特別聴講学生は、納付金等別表 5—3 に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

第65条 削除

(納付金等の減免)

第65条の2 第22条、第62条の3、第62条の4、第62条の6および第62条の7にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

- 2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第66条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第67条 削除

(納付金等の返還)

第68条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第10節 国際連携学科

(国際連携学科について定める事項)

第69条の2 第45条に定めるもののほか、第4条第1項のアメリカン大学・立命館大学国際連携学科に係る次の各号に掲げる事項については、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第35条の2、第46条、第53条、第57条、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の6、第65条の2、第66条および第68条にかかわらず、別に定める。

- (1) 学年および学期
- (2) 休業日
- (3) 入学の時期
- (4) 入学の出願
- (5) 入学者の選考
- (6) 成績
- (7) 休学
- (8) 除籍
- (9) 懲戒
- (10) 入学検定料
- (11) 入学金
- (12) 授業料
- (13) 在籍料
- (14) 納付金等の減免
- (15) 納付金等の納付
- (16) 納付金等の返還
- (17) その他国際連携学科に関する事項

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 改廃および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日からこれを実施する。

附 則（理工学部増設に伴う改正昭和24年2月21日認可）

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和25年3月1日認可および大学院設置昭和25年3月14日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（例規登録）

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（大学院研究科専攻増設に伴う改正昭和27年3月31日認可）

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（経済学部学科増設昭和28年1月31日認可および大学院専攻増設昭和28年3月31日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（大学院学則を分離したことに伴う改正）

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（字句その他整備および一部改正）

本学則は、昭和31年11月30日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和32年3月22日認可および経済学部規定、文学部規定および聴講生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則（法学部規定、外国人学生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（法学部・経済学部定員変更ならびに総則および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（総則、経済学部規定および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（教授会および大学協議会規定の整備に伴う改正）

この学則は、昭和35年9月1日からこれを適用する。

附 則（文学部規定および理工学部規定中一部改正）

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（経営学部増設に伴う改正昭和37年1月20日認可）

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（二部改組ならびに文学部および教員養成課程学則一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（経営学部二部増設および各学部科目増設変更に伴う改正）

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（産業社会学部増設に伴う改正および各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（各学部規定のうち二部の随意外国語科目増設および二部文学部履修規定変更に伴う改正）

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年8月22日転部制度廃止に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者の転部は改正前の学則による。

附 則（法学部および経営学部専門科目ならびに文学部学芸員科目を置くことの改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（文学部専門科目及び二部法・経済・経営・文各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月24日教授会民主化の制度化に伴う改正）

この学則は、昭和44年10月1日から適用する。ただし、第11条第2項については昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月6日二部法・経済・文学部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月10日経済・経営・文・理工学部規定中科目等の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年6月26日成績表示方法の改訂に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者は改正前の学則による。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部ならびに理工学部の履修科目の整理と単位数の変更および外国語の単位数増に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条および第47条は昭和44年度入学生から、また、第57条は昭和45年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則（二部理工学部の専門科目中の一部改正）

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（経済学部、二部文学部専門科目等の一部改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第60条(4)ロ、化学科の履修科目は、昭和48年度入学生から適用する。

附 則（学部の学科の名称及び収容定員の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部一部の教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の専門科目中共通専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（文学部二部の専門科目中固有専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の外国語科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部専門科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の教科及び教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日法学部一部の一般教育科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日産業社会学部の専門科目の特殊講義の科目表示及び単位数の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度入学者から適用する。

附 則（昭和52年1月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度1回生から適用する。

附 則（昭和52年3月25日法、経済、経営、文学部二部の一般教育、外国語、専門科目及び文学部二部の教職科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月12日経営学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部一部の「外国語」随意科目の名称統一に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部一部、数学物理学科、化学科、専門科目中の単位数一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和52年12月23日より適用する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部、機械工学科のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の一般教育科目、外国語、共通専門科目、固有専門科目の一部変更に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年3月10日理工学部二部のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年10月13日理工学部二部の随意外国語の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和53年11月10日産業社会学部のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年度1回生から適用する。

附 則（昭和53年12月8日理工学部一部の随意外国語の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年1月26日理工学部一部化学科専門科目の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日文学部一部の専門科目履修に関する一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日理工学部二部の外国語および教職科目の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度入学者から適用する。

附 則（昭和54年11月30日法学部一部の一般教育科目の特殊講義の単位数の改正および経済学部、経営学部、文学部、理工学部の一部の一般教育科目に特殊講義設置に伴う改正）
この学則は、昭和55年4月1日より施行する。ただし、昭和54年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年11月30日第49条産業社会学部一般教育科目中、特殊講義の適用回生については、昭和53年度以前の入学者にも適用することに改める改正）
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月8日経済学部一部の一般教育および専門科目の一部改正及び理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月14日法・経済・理工学部二部の専門科目並びに理工学部一部数学物理学科・化学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、経済学部規定の改正については昭和55年度在学生より適用する。

附 則（昭和55年4月11日法学部一部の専門科目、教職専門科目並びに文学部一部地理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年5月16日休業日に関する改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年10月17日教職に関する専門科目、教育心理学、青年心理学の独立開設と条文の表現の統一及び科目名の統一と配列の一部改正）

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、昭和55年以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和56年3月13日経営学部一部の専門科目履修単位数、理工学部一部数学物理学科並びに電気工学科専門科目増設、理工学部二部の専門科目単位数変更に伴う一部改正）

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、第60条(3)数学物理学科規程については昭和56年度在学生にも適用する。

附 則（1981年3月27日法、文学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則（1982年2月26日副学長の設置、経済学部一部の他学部受講科目の認定、理工学部一部機械工学科および土木工学科のカリキュラム変更、産業社会学部一部・理工学部一部および二部5学部の随意外国語科目の変更に伴う改正）

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、第32条(2)、第39条(2)、第46条(2)、第49条(2)、第56条(2)、第60条(2)および第63条(2)の随意外国語規定については1982年度在学生にも適用する。

附 則（1982年3月26日各学部の学士号を得るための一般教育科目の要件の一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、1981年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1982年6月11日日本大学において取得できる教育職員免許状の種類および教科の明記等に伴う一部改正）

この学則は、1982年4月1日から適用する。

附 則（1983年2月25日理工学部化学科、工業化学課程選択科目の変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1983年10月14日法学部一部の第二外国語科目増設に伴う一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1983年12月9日文学部一部の専門科目名変更および履修規程の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1984年1月27日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の教学改革に伴うカリキュラム改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の外国語科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行し、1983年度以前の入学者に適用する。

附 則（1984年4月27日法学部一部の外国語・クラス選択制の実施に伴う改正）

この学則は、1984年4月1日より適用し、1984年度入学の者より適用する。

附 則（1984年4月27日経済学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、1984年度入学者より適用する。ただし、「演習Ⅰ（4単位）」、「演習Ⅱ・卒業論文（8単位）」は、1982年度入学者より適用する。

附 則（1984年4月27日法・経済・経営・産業社会・文学部一部の随意外国語の単位の表現の変更および経済学部一部の随意外国語にスペイン語を、理工学部一部の随意外国語に露語を新設することに伴う改正）

この学則は、1984年4月1日から適用する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用す

る。

附 則（1984年6月8日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1984年10月22日入学資格に関する一部改正）

この学則は、1985年度入学試験より適用する。

附 則（1985年1月25日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1985年1月25日教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行し、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月22日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、理工学部一部の一般教育科目および保健体育科目の改正、経済学部一部の専門科目の一部改正、産業社会学部の他学部受講の規定化ならびに字句の整合）

この学則は、1985年4月1日から施行する。ただし、経済学部一部の「統計学」、産業社会学部の「比較社会論」、保健体育科目の改正を除いて1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度入学者より適用する。

附 則（1986年2月28日経営学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度4月1日から施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日理工学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行する。

附 則（1986年2月28日法・経済・経営学部二部の学科目変更）

この学則は、1986年4月1日から施行する。ただし、1985年度以前の入学者については、改正前の科目名に読替えるものとする。

附 則（1986年2月28日外国人留学生の外国語科目履修に関する改正）

この規程は、1986年4月1日から適用する。ただし、1985年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1986年3月28日学年暦、除籍制度変更に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則（1986年3月28日法・経済・経営・産業社会・文・理工学部的一般教育科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年4月11日専任講師制度設置に伴う改正）

この学則は、1986年4月11日から施行する。

附 則（1986年5月30日理工学部一部数学物理学学科数学課程カリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日現行学則が一般教育等を全学一括で実施していることと整合していないので、関係条文を整備するための改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年6月13日「外国人留学生の既修得単位の取り扱いに関する規程」を新設することに伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年12月23日文部省認可理工学部一部情報工学科設置に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1986年12月23日文部省認可期間を付した学生定員増申請に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定にかかわらず、1987年度から1995年度までの間の毎年入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種別	毎年入学収容定員

		第1部	第2部
法学部法学科		650	200
経済学部経済学科		650	200
経営学部経営学科		650	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	80	
	機械工学科	80	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	530	100
合計		3880	850

附 則（1986年12月23日 文部省認可理工学部第一部情報工学科設置申請補正に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第4条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第29条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第36条および第37条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第36条については1986年度以前の

入学生にも適用する。第37条第4項のロについては1985年度および1986年度入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第43条、第44条および第45条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「最適化理論」「多国籍企業論」「国際比較経営論」「国際マーケティング論」「貿易商社論」は経営学系列、「会計情報システム論」は会計学系列、「国際産業論」は産業・商学系列、「国際取引法」は法学系列の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第44条第4項のニもまた同じ。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第49条および第50条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「外国文化（講読）」「比較思想」「現代思想」は哲学専攻、「外国文化（講読）」は心理学専攻、「外国文化（講読）」「現代文学論」「日本文化論」は日本文学専攻、「外国文化（講読）」は中国文学専攻、「外国文化（講読）」は英米文学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は日本史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は東洋史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は西洋史学専攻、「外国文化（講読）」「比較地誌学」は地理学専攻の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第54条第4項もまた同じ。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第19条の3の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、理工学部（第1部）電気工学科、機械工学科以外の学部、学科の1988年度から1995年度までの間の入学収容定員及び理工学部（第1部）電気工学科、機械工学科の1988年度から1996年度までの間の入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	毎年入学収容定員	
	第一部	第二部
法学部法学科	600	200
経済学部経済学科	600	200
経営学部経営学科	630	200

産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	570	100
国際関係学部国際関係学科		160	
合計		3,960	850

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第19条の2、第29条、第30条、第36条、第37条、第60条及び第61条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第43条、第44条及び第45条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、「国際貿易論」は1987年度入学生は国際産業流通コース科目として、「途上国経済論」は経済学系列科目として1987年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第50条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、第53条については1987年度の入学者にも、また第55条については1987年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1988年1月22日理事会議案第47号による第19条の2、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条、第47条、第56条、第57条、第63条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、1987年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1988年2月12日理事会議案第52号。1987年12月23日文部省認可国際関係学部国際関係学科設置に伴う変更）

この学則は1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず1988年度から期間を付した入学収容定員を定めたものを、1988年度から国際関係学部の入学収容定員を加えたものとして、次のとおりとする。

学部または学科の種類		毎年入学収容定員	
		第一部	第二部
法学部法学科		600	200
経済学部経済学科		600	200
経営学部経営学科		630	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	570	100
国際関係学部国際関係学科		160	

合計	3,960	850

附 則（1988年3月30日理事会議案第77号による第33条、第40条、第47条、第56条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1988年7月22日理事会議案第28号及び1988年12月22日文部省認可による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規程にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1989年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		600	200	1987年度～1995年度 50
経済学部経済学科		600	200	1987年度～1995年度 50
経営学部経営学科		630	200	1987年度～1995年度 50
産業社会学部産業社会学科		650		1987年度～1988年度 100
				1989年度～1995年度 50
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	290		1987年度～1995年度 50
	史学科	200		1987年度～1995年度 40
	地理学科	90		—
	人文学科		150	
	計	700	150	
理工学部	数学物理学科	90		1987年度～1995年度 10
	化学科	100		1987年度～1995年度 20
	電気工学科	100		1988年度～1996年度 20
	機械工学科	100		1988年度～1996年度 20
	土木工学科	100		1987年度～1995年度 20
	情報工学科	100		1989年度～1997年度 20
	基礎工学科		100	
	計	590	100	

国際関係学部国際 関係学科	200		1989年度～1997年度 40
合計	3,970	850	

附 則（1988年12月26日副総長制の確立に関わる寄附行為変更認可に伴う学則の一部変更）

この学則は、1988年12月26日から施行する。

附 則（1989年1月27日理工学部第一部数学物理学物理学科物理学課程カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1989年3月29日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1989年4月1日より施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1989年3月29日第二部一般教育の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1989年7月28日理事会議案第22号及び1989年12月22日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は1990年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	1990年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業 社会学科	750		1987年度～1988年度 100、1990年度～1998年度 100、1989年度～1995年度 50

文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	290		1987年度～1995年度 50
	史学科	200		1987年度～1995年度 40
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	700	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際関係学科		210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計		4,410	850	

附 則（1989年7月28日「平成元年4月7日」付け文部省高等教育局長通知における学則内容検討依頼への対応、教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請及び中学校専修免許状課程認定申請のための免許種別・設置科目の変更、「期間を付した入学定員」受入申請、第一部理工学部数学物理学科及び第一部経営学部におけるカリキュラム改革、条文各項目における表現上の統一に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年10月27日教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請免許種別の変更、

産業社会学部での社会福祉士国家試験受験資格取得に関する科目の新設、理工学部第一部数学物理学科、土木工学科におけるカリキュラム改定に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日より施行する。ただし、1989年度入学生より適用する。

付 則 (1990年1月26日法学部カリキュラム整備に伴う専門科目一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度入学者から適用する。

附 則 (1990年1月26日保健体育講義の修得単位を4単位に変更することに伴う一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学生から適用する。

附 則 (1990年3月9日経済学部第一部専門科目中第1類科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1988年度入学者から適用する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第27号及び1990年12月21日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1991年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業社会学科		830		1989年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 80、1990年度～1998年度 100
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～

部				1999年度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	770	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際関係学科		210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計		4,560	850	

附 則（1990年7月27日理事会議案第28号②及び1991年2月27日文部省認可による第19条の3、第31条、第34条、第38条、第41条、第45条、第48条、第51条および第55条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年1月11日理工学部第一部電気工学科および情報工学科専門科目の一部改正に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、電気工学科は1988年度入学者より

適用し、情報工学科は1991年度入学者より適用する。

附 則（1991年1月11日外国留学認定科目に対応するための科目整備）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日第二部の特修外国語科目の一部改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日理事会議案第42号③及び1991年2月27日文部省認可による第34条、第41条、第48条および第58条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年3月8日二部責任体制の改革に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年7月26日理工学部第一部電気工学科の学科名称および一部学科目名・単位数の変更に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

（理工学部第一部電気工学科の存続に関する経過措置）

理工学部第一部電気工学科は、改正後の学則の規定にかかわらず1992年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1991年7月26日理事会議案第22号及び1991年12月20日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1992年度から毎年 入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の 内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 70、1992年度～1999年度 50

産業社会学部産業社会学科		830		1989年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	130		1992年度～1999年度 40
	人文学科		150	
	計	810	150	
理工学部	数学物理学科	130		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	電気工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	140		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	基礎工学科		100	
	計	830	100	
国際関係学部国際関係学科		230		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 20
合計		4950	850	

附 則（1991年 7 月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この学則は、1991年 7 月 1 日から適用する。

附 則（1992年 1 月24日大学設置基準の改正および副専攻科目設置に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が平成3年6月10日文部省令第30号をもって公布され、平成3年7月1日から施行されたことによる変更）

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1992年1月24日法学部第一部の専門科目の名称変更ならびに専門科目履修に関する一部改正）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年1月24日経営学部の科目新設、他学部規定の改訂等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第44条(4)経済学科目規定については、1992年在学者についても適用する。

附 則（1992年1月24日国際関係学部の外国留学認定科目に対応するための科目整備等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。但し、「外国留学科目」「外国留学特修科目」「異文化間コミュニケーション(UBC)」「環太平洋研究(UBC)」「憲法」「比較政治論Ⅰ」「比較政治論Ⅱ」「国際平和学Ⅰ」「国際平和学Ⅱ」「経済政策」「民族問題Ⅰ」「民族問題Ⅱ」「比較地域論Ⅰ」「比較地域論Ⅱ」並びに他学部科目については1991年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1992年1月24日文学部の科目の改廃・名称変更・分野変更等による変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、副専攻実施に伴う規定は1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日二部法学部、経済学部、経営学部、文学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年3月27日博物館実習料等の根拠規程を明確化するための変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日教育上有益なとき、9月入学を認めるための変更）

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則（1992年6月26日科目等履修生制度を新設するための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年1月22日理工学部第一部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。但し、第19条の2第3号および第60条に規定する科目および単位については1992年度以前の入学生にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日教職課程カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日編入学制度の改革および科目等履修生の新設にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日理事会議案第15号、1993年5月28日理事会議案第17号・第20号、1993年6月25日理事会議案第32号および1993年9月24日理事会議案第46号並びに1993年12月21日文部省認可による入学定員等の変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1994年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	第一部		第二部	
法学部法学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	700	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70、1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会	820	40		1989年度～1995年度 50、1990年

学科					度～1998年度 100、1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120			1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	(*1) [140]			[1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30]
	情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～

				1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
基礎工学科			100	
計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学科	230	30		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,430	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。ただし、政策科学部の編入学定員は、1996年度からの定員である。

(*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。
 なお、情報工学科は、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

(*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1993年9月24日理工学部第一部情報学科、生物工学科及び環境システム工学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前入学者にも適用する。

附 則（1993年12月10日一般教育、外国語および教職課程ならびに法学部第一部・第二部、経済学部第一部・第二部、経営学部第一部・第二部、産業社会学部、文学部第一部・第二部および国際関係学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1994年3月25日聴講制度、科目等履修制度等に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年7月22日政策科学部政策科学科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。なお、1994年度入学者については、施行日以降の取得科目に限定して適用する。

附 則（1994年10月14日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1995年2月24日単位計算基準および科目の新設に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも追加して適用する。

附 則（1995年5月26日理事会議案第13号及び1995年12月22日文部大臣認可による昼夜開講制にともなう変更および経過措置）

1 この学則は、1998年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		810	35	160	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	140		40	1987年度～1995年度 30
	文学科	360	20	40	1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	260	15	40	1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30

	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理 工 学 部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	計	1,110			
国際関係学部国際関係学 科		230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,750	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に、夜間主コースの定員を第二部

の定員に読みかえる。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

- 3 以下に掲げる学部・学科の学生定員は、次の通りとし、在学する者がいなくなるまでの間存続する。

理工学部 第一部 情報工学科 入学定員80人 収容定員320人

法学部 第二部 法学科 入学定員200人 収容定員800人

経済学部 第二部 経済学科 入学定員200人 収容定員800人

経営学部 第二部 経営学科 入学定員200人 収容定員800人

文学部 第二部 人文学科 入学定員150人 収容定員600人

理工学部 第二部 基礎工学科 入学定員100人 収容定員400人

- 4 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次のとおりとする。

理工学部 第一部 情報工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

法学部 第二部 法学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経済学部 第二部 経済学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経営学部 第二部 経営学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、商業

文学部 第二部 人文学科

中学校教諭1種免許状 社会、国語、英語

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、国語、英語

理工学部 第二部 基礎工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

附 則(1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による

理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科の設置にともなう変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、

入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		第一部		第二部	
法学部法学科		730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1989年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120			1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20		1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15		1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10

				1992年度～1999年度 30
電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
情報工学科	(*1) [140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
基礎工学科			100	
計	1,310		100	
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,630	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。

(*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。

なお、情報工学科は、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

(*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1995年6月23日カナダ研究(UBC)新設に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から適用する。ただし、1994年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則 (1995年7月14日 理事会議案第26号及び1995年12月22日 文部大臣認可による期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		第一部		第二部	
法学部法学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	120			1996年度～1999年度 30
	文学科	330	20		1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	230	15		1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	

	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報工学科	[140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	基礎工学科			100	
	計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学科		230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科		300	50		

合計	5,430	265	850

編入学定員は、3年次を原則とする。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1995年7月28日理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1995年9月22日学校法人宇治学園との合併に伴う一部変更）

この学則は、1995年4月1日から適用する。

附 則（1995年12月8日文学部人文総合科学インスティテュート開設にともなう変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日法学部昼間主コースのカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。

附 則（1996年3月22日経済学部の専門科目増設に伴う一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日法学部、経済学部、経営学部、文学部の各夜間主コースにおける京都・大学センター単位互換制度導入に伴う一般教育科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者に当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日昼夜開講制実施による社会人入学者の履修に関する規程新設等に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年7月12日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1997年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コ	

				ース	
法学部法学科		810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10

				1992年度～1999年度 30
				1997年度～1999年度 20
土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
計	1,310			
国際関係学部国際関係学科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に読みかえる。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部および政策科学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1996年10月25日理工学部第二部基礎工学科廃止および理工学部第一部名称変更に伴う学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

（立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス

学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、1997年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1996年11月22日「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

但し、施行の前に、下表の旧学則に掲げる科目の単位を修得した者は、新学則に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

旧学則	新学則
社会教育概論 2	生涯学習概論 2
博物館学Ⅰ 2	博物館概論 2
博物館学Ⅱ 2	博物館学各論Ⅰ 2 博物館学各論Ⅱ 2
視聴覚教育 2	視聴覚教育メディア論 2

附 則（1997年2月28日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日国際関係学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1997年2月28日経済・経営学部のカリキュラム改革に関わる一般教育科目増設・副専攻に関する変更、ならびに一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻に関する変更については1996年度入学者から適用する。

附 則（1997年2月28日文学部および理工学部における他学科受講による教育職員免許状の種類と教科の取り扱いに関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にも適用し、

詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日入学前修得単位の認定限度に関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年4月25日産業社会学部社会調査士プログラム新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月25日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（1997年6月27日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1998年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40

	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1998年度～1999年度 20
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係学科		230	30		1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の実員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学実員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1997年9月26日産業社会学部の社会人入学者の履修に関する取り扱ひの新設）

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年4月1日から適用する。ただし、1996年度社会人入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（1998年2月27日一般教育・基礎科目・基礎教育科目、特修外国語、副専攻科目のカリキュラム改革等に伴う一部変更および総合人間学プログラムの新設に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別に定める。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コース、経営学部昼間主コースおよび理工学部におけるインスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月27日基礎科目の分野表示の廃止、外国語教育改革および副専攻の履修単位の変更に伴う第50条の一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、選択外国語の自由選択での認定については1997年度以前の入学者にも適用する。副専攻の履修単位の変更に適用については、別途定める。

附 則（1998年2月27日国際行政コース設置および各コースのカリキュラム改革などにともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者から適用する。ただし、選択外国語の自由選択としての認定については、1997年度以前の入学者にも適用し、専門外国語科目の変更にについては1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻の単位認定の

変更は、1998年度入学者から適用する。

附 則（1998年2月27日政策科学部のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日文学部カリキュラム改訂等に伴う改正）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者以前の入学者にも適用する。

ただし、「4回生演習・卒業論文」に関しては、1995年度以降の入学者より適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については別途定める。

附 則（1998年2月27日理工学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1998年度入学者より適用し、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日総合人間学プログラムの新設にともなう一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者にも適用する。

附 則（1998年3月27日一般教育の分野区分の廃止、外国語教育の改編、全学・学部副専攻履修単位の変更、および選択外国語科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、一般教育の分野区分の廃止は1994年度以降の入学者にも適用し、選択外国語科目の設置に伴う一部変更は1997年度以前の入学者にも適用する。なお、副専攻履修単位の変更の適用は別途定める。

附 則（1998年5月22日産業社会学部および文学部地理学科における昼夜開講制実施に伴う学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50

経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40	100	1990年度～1998年度 100、 1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	40	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	160	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1998年度～1999年度 20

	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	570	

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

理工学部情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1998年7月24日大学コンソーシアム京都単位互換科目の単位数対応に伴う一部変更）

この学則は、1998年7月24日から施行し、1998年4月1日から適用する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1998年7月24日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入 学定員（入学定員の内数）と その期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
経済学部経済学科	810	35	50	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、

				1999年度 100
経営学部経営学科	780	35	100	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 70
産業社会学部産業社会学科	820	40		1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
文学部	哲学科	140	40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120
理工学部	数学物理学科	130		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10、 1999年度 10
	化学科	140		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	電気電子工学科	140		1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	機械工学科	140		1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	土木工学科	130		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	情報学科	260		1992年度～1999年度 30、

					1998年度～1999年度 20、 1999年度 10
	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40、 1999年度 10
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1999年1月22日法学部・経済学部・経営学部・産業社会学部および文学部夜間主コースにおける、外国語科目の再整理、認定用科目の追加に伴う学則変更）
本学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、科目受講に関しては、1992年度入学生から適用する。

附 則（1999年1月22日政策科学部副専攻「教育学コース」導入に伴う変更）
この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日新昼夜開講制に伴う学部専門科目の別表化に伴い、「放送大学科目」の学則上の扱いの変更）
この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日法学部昼間主コースカリキュラム改革並びに夜間主コース抜本改革の実施に伴う変更）
この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経済学部新昼夜開講制導入による受講制度改正に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経営学部新昼夜開講制導入による受講制度改革に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日国際関係学部専門外国語等のカリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1999年3月26日基礎科目（理工学部）の単位数の一部変更および理工学部他学部受講制度導入に伴う変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。ただし第19条の2については1998年度入学生より、第61条については1992年度入学生より、第61条の2については1998年度入学生より適用する。

附 則（1999年4月23日産業社会学部ボランティアコーディネーター養成プログラム開設に伴う一部変更）

この学則は1999年4月23日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にも適用することとする。なお、その適用の範囲は別途定める。

附 則（1999年5月28日理工学部化学科および生物工学科の学科名称および一部科目名・単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置）

理工学部化学科および生物工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年6月25日副専攻カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は1999年6月25日から施行し、1999年4月1日から適用する。ただし、1997年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1999年7月9日理工学部数理科学科および物理科学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部数学物理学科の存続に関する経過措置）

理工学部数学物理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年7月9日期間を付した入学定員の廃止に伴う私立大学の恒常的入学定員の増加および期間を付した入学定員の設定に係る学則変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		2000年度から2003年度までの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその年度
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	2000年度	800	35	160	
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
経済学部経済学科	2000年度	790	35	50	2000年度 80
	2001年度	770			2001年度 60
	2002年度	750			2002年度 40
	2003年度	730			2003年度 20
経営学部経営学科	2000年度	763	35	100	2000年度 68
	2001年度	746			2001年度 51
	2002年度	729			2002年度 34
	2003年度	712			2003年度 17
産業社会学部産業社会学科	2000年度	789	40	100	2000年度 129
	2001年度	752			2001年度 92
	2002年度	716			2002年度 56
	2003年度	679			2003年度 19
文学部	哲学科	2000年度	0	40	2000年度 30
		2001年度			
		2002年度			

		2003年度				
	文学科	2000年度	350	20	40	2000年度 50
		2001年度	346			2001年度 46
		2002年度	327			2002年度 27
		2003年度	309			2003年度 9
	史学科	2000年度	260	15	40	2000年度 30
		2001年度	259			2001年度 29
		2002年度	247			2002年度 17
		2003年度	235			2003年度 5
	地理学科	2000年度	108	5	40	2000年度 18
		2001年度	107			2001年度 17
		2002年度	101			2002年度 11
		2003年度	95			2003年度 5
	計	2000年度	858	40	120	2000年度 128
		2001年度	822			2001年度 92
		2002年度	785			2002年度 55
		2003年度	749			2003年度 19
理工学部	応用化学科	2000年度	125			2000年度 30
		2001年度	120			2001年度 25
		2002年度	115			2002年度 20
		2003年度	105			2003年度 10
	電気電子工学科	2000年度	135			2000年度 25
		2001年度	125			2001年度 15
		2002年度	115			2002年度 5
		2003年度	115			2003年度 5
	機械工学科	2000年度	135			2000年度 25
		2001年度	125			2001年度 15
		2002年度	115			2002年度 5
		2003年度	110			
	土木工学科	2000年度	125			2000年度 30

	2001年度	120			2001年度 25
	2002年度	115			2002年度 20
	2003年度	105			2003年度 10
情報学科	2000年度	240			2000年度 30
	2001年度	235			2001年度 25
	2002年度	230			2002年度 20
	2003年度	220			2003年度 10
化学生物工学科	2000年度	80			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
環境システム工学科	2000年度	90			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
光工学科	2000年度	100			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
ロボティクス学科	2000年度	100			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
数理科学科	2000年度	65			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
物理科学科	2000年度	80			
	2001年度				
	2002年度				

		2003年度				
	計	2000年度	1,275			2000年度 140
		2001年度	1,240			2001年度 105
		2002年度	1,205			2002年度 70
		2003年度	1,170			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科		2000年度	230	30		2000年度 35
		2001年度				2001年度 35
		2002年度				2002年度 35
		2003年度				2003年度 35
政策科学部政策科学科		2000年度	300	50		
		2001年度				
		2002年度				
		2003年度				
合計		2000年度	5,805	265	570	2000年度 580
		2001年度	5,660			2001年度 435
		2002年度	5,515			2002年度 290
		2003年度	5,370			2003年度 145

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

附 則（2000年3月24日教職課程再課程認定申請等に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第19条の2の(1)の科目表に「社会と正義」「民族と国家」を新設するための学則の一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日他大学における学修等の認定単位数の拡大、専修学校の専門課程での修得単位の認定および専修学校の専門課程卒業者に編入資格を認めることに伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学芸員課程カリキュラム変更のための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表の昼間主コース・夜間主コース科目の統一
および整理のための科目名称変更・廃止および科目の新設に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表に文学部英語副専攻を新設するための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表の科目分野を整理するための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日法学部昼間主コース、産業社会学部昼間主コース、国際関係学部、政策科学部および文学部昼間主コースにおける国際インスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年5月26日産業社会学部人間福祉学科、文学部心理学科の設置に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月14日産業社会学部産業社会学科のカリキュラム改正のための変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月14日文学部教育人間学専攻設置、哲学専攻カリキュラム変更、昼夜カリキュラム一本化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、2000年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2000年7月28日理工学部光工学科の学科名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2 （理工学部光工学科の存続に関する経過措置について）

理工学部光工学科は、変更後の学則の規定に係わらず、2001年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2000年7月28日理工学部情報工学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日理工学部電気電子工学科、機械工学科、情報学科、環境システム工学科、光工学科及びロボティクス学科のカリキュラム変更に伴う科目名・単

位数の一部変更および理工学部副専攻マイクロエレクトロニクス・コース設置に伴う変更)

この学則は、2000年9月29日から施行し、2000年度入学生から適用する。

附 則 (2000年12月22日経済学部、経営学部、理工学部インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前入学者についても、2001年度以降開講の同科目はこの規程に拠る。

附 則 (2001年3月23日立命館アジア太平洋大学等の設置、昼夜開講制の拡大、役職名等の変更、学則第19条の2および第19条の3の科目名等の新設・変更・削除ならびに別表化、カリキュラム改正に伴う学則の一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日産業社会学部人間福祉学科及び文学部心理学科新設に係る教職課程認定申請に伴う変更ならびに教科「情報」「福祉」の新設に係る教職課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年6月22日理工学部情報学科の定員増にともなう学則変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	2002年度から2003年度までの入学定員				昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその年度
	入学定員	編入学定員	入学定員	入学定員	
	昼間主コース			夜間主コース	
法学部法学科	2002年度	800	35	160	
	2003年度				
経済学部経済学科	2002年度	750	35	50	2002年度 40
	2003年度	730			2003年度 20
経営学部経営学科	2002年度	729	35	100	2002年度 34
	2003年度	712			2003年度 17

産業社会学部	産業社会学科	2002年度	716	40	100	2002年度	56
		2003年度	679			2003年度	19
	人間福祉学科	2002年度	200	30			
		2003年度					
	計	2002年度	916	70	100	2002年度	56
		2003年度	879			2003年度	19
文学部	哲学科	2002年度	110		40		
		2003年度					
	文学科	2002年度	327	20	40	2002年度	27
		2003年度	309			2003年度	9
	史学科	2002年度	247	15	40	2002年度	17
		2003年度	235			2003年度	5
	地理学科	2002年度	101	5	40	2002年度	11
		2003年度	95			2003年度	5
	心理学科	2002年度	150	30			
		2003年度					
	計	2002年度	935	70	160	2002年度	55
		2003年度	899			2003年度	19
理工学部	応用化学科	2002年度	115			2002年度	20
		2003年度	105			2003年度	10
	電気電子工学科	2002年度	115			2002年度	5
		2003年度	115			2003年度	5
	機械工学科	2002年度	115			2002年度	5
		2003年度	110				
	土木工学科	2002年度	115			2002年度	20
		2003年度	105			2003年度	10
	情報学科	2002年度	460			2002年度	20
		2003年度	450			2003年度	10
	化学生物工学科	2002年度	80				
		2003年度					

	環境システム 工学科	2002年度	90			
		2003年度				
	電子光情報工 学科	2002年度	100			
		2003年度				
	ロボティクス 学科	2002年度	100			
		2003年度				
	数理科学科	2002年度	65			
		2003年度				
	物理科学科	2002年度	80			
		2003年度				
	計	2002年度	1,435			2002年度 70
		2003年度	1,400			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科		2002年度	230	30		2002年度 35
		2003年度				2003年度 35
政策科学部政策科学科		2002年度	300	50		
		2003年度				
合計		2002年度	6,095	325	570	2002年度 290
		2003年度	5,950			2003年度 145

附 則（2001年 9 月 28 日科目等履修生の受講要件の変更に伴う変更）

この学則は、2001年 9 月 28 日から施行し、2001年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2002年 3 月 8 日第29条別表の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2002年 3 月 8 日経済学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年 4 月 1 日から施行する。ただし、2001年度以前入学者についても新設科目「アドバンスト・プログラムⅦ」、「アドバンスト・プログラムⅧ」は遡及して適用する。

附 則（2002年 3 月 8 日経営学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2002年3月8日産業社会学部科目名称変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第49条の2別表については、1994年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月8日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別途定める。

附 則（2002年3月8日政策科学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日文学部専門科目の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、イタリア文化プログラム以外の変更は2001年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2002年3月8日理工学部外国語改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行し、2002年度入学生より適用する。ただし、外国語改革で追加された「実践英語」は、2000年度以降入学生にも当該設置科目に追加して適用する。

附 則（2002年3月29日セメスター期間の変更および社会福祉士国家試験受験資格取得要件の修正に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第51条第3項については、2001年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月26日夜間時間帯一般教育・基礎科目カリキュラムに伴う学則第19条の2別表の変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、学則第19条の2別表(1)一般教育科目（法学部、経済学部および経営学部）、基礎科目（産業社会学部、文学部および国際関係学部）の内、次の科目については在校生にも適用する。

企業と社会、経済学、現代の福祉、哲学Ⅰ、歴史学Ⅰ、心理学Ⅰ、科学技術史Ⅰ、ジェンダー論、情報リテラシー、社会学、歴史学

附 則（2002年3月26日教職科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則（別表）は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年4月12日文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更）

この学則は、2002年4月12日から施行し、2002年4月1日から適用する。ただし、2001

年度以前入学者についても、「コミュニティ・デザイン」「エコマテリアルⅠ」「生活福祉経済論」および「エコマテリアルⅡ」は遡及して適用する。

附 則(2002年6月14日理事会議案第21号および2002年10月28日文部科学大臣認可による電気電子工学科および電子光情報工学科の定員増に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		2003年度の入学定員			2003年度昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		800	35	160	
経済学部経済学科		730	35	50	20
経営学部経営学科		712	35	100	17
産業社会学部	産業社会学科	679	40	100	19
	人間福祉学科	200	300		
	計	879	70	100	19
文学部	哲学科	110		40	
	文学科	309	20	40	9
	史学科	235	15	40	5
	地理学科	95	5	40	5
	心理学科	150	30		
	計	899	70	160	19
理工学部	応用化学科	105			10
	電気電子工学科	165			5
	機械工学科	110			
	土木工学科	105			10
	情報学科	450			10
	化学生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			

	電子光情報工学科	150			
	ロボティクス学科	100			
	数理科学科	65			
	物理科学科	80			
	計	1,500			35
国際関係学部		230	30		35
国際関係学科					
政策科学部		300	50		
政策科学科					
合計		6,050	325	570	145

附 則（2002年12月13日文学部のカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、人文総合科学インスティテュート・学際プログラム教学改革に伴う変更は2002年度以前入学生にも適用し、テーマリサーチ型ゼミナール科目新設に伴う変更は2001年度以降入学生にも適用する。

附 則（2003年1月24日文学部に図書館司書課程および学校図書館司書教諭課程を設置することに伴う変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月20日、2001年1月6日省庁再編による職名変更による一部変更）

この学則は、2003年3月20日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則（2003年3月26日法学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴うならびにカリキュラム改革の前倒し措置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在学生とする。

3 カリキュラム改革の前倒し措置の適用は、2003年度入学生からとする。

附 則（2003年3月26日経済学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目は2000年度入学生より適用する。また、APU交流科目は、2002年度以降在学生より適用する。

附 則（2003年3月26日経営学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日産業社会学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置ならびに精神保健福祉士課程の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は、2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日国際関係学部カリキュラム改革およびインターンシップ科目ならびにAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

3 カリキュラム改革の適用は、2002年度以前の入学生にもその一部を適用し、その適用範囲については別途定める。

附 則（2003年3月26日政策科学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生からとする。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日理工学部APU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行し、2002年度以降の在學生より適用する。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日副専攻「朝鮮語コミュニケーションコース」および経済学部・経営学部に副専攻「スペイン語コミュニケーションコース」を開設することに伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日より施行し、2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2003年3月28日立命館宇治中学校設置および産業社会学部に精神保健福祉士課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日理事会議案第73号および2003年5月17日文部科学省届出による立命館大学情報理工学部設置にともなう学則の一部改正）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日理事会議案第8号および2003年5月26日文部科学省届出による学部間の定員振替および昼間主コース、夜間主コース、編入学定員の統合に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月23日外国語科目としてのロシア語および選択外国語初修外国語科目の廃止に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。
- 2 ただし、適用は2003年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2002年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は別に定める。
- 4 1～3にかかわらず、専門ドイツ語Ⅰ～Ⅶの変更については、2002年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日専門アラビア語Ⅰ～Ⅳ単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日から施行し、2003年度4月1日から適用する。

附 則（2003年6月27日理事会議案第25号および2003年7月24日文部科学大臣届出による立命館大学理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の設置、理工学部土木工学科の学科名称変更および文部科学省認可による収容定員増等に伴う学則変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年7月25日文学部人文学科、理工学部電子情報デザイン学科、マイク

ロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科、情報理工学部設置に係る教職課程認定申請および昼間主コース定員、夜間主コース定員の統合化および理工学部土木工学科の学科名称変更に係る教職課程の変更届出ならびに理工学部情報学科の募集停止に伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

法学部 法学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経済学部 経済学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経営学部 経営学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民、商業

経営学部 経営学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 産業社会学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 哲学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 文学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 国語、英語

高等学校教諭一種免許状 国語、英語

文学部 文学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 国語

文学部 史学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 地理学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

理工学部 情報学科

中学校教諭一種免許状 数学

高等学校教諭一種免許状 数学、工業

理工学部 土木工学科

高等学校教諭一種免許状 工業

附 則（2004年3月12日情報理工学部教職課程設置にともなう教科に関する科目別

表ならびに教職科目カリキュラム改革に伴う教職に関する科目別表の一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。なお、2003年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目およびキャリア形成科目の設置、カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目の設置およびカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップの履修上の取り扱いの変更、教職課程認

定のための科目の変更などに伴う変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則 (2004年3月12日人文学科設置によるカリキュラムの変更に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則 (2004年3月12日カリキュラム改正およびMOT入門科目および自由選択科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日ファイナンスインスティテュートの名称変更、カリキュラム改革および全学インターンシップ科目の設置にともなう一部変更)

この学則は2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部、経営学部、理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日BKC外国語副専攻改革、文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用については経済学部・経営学部・理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日教養教育カリキュラム改革に伴う変更)

この学則別表は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則 (2004年3月26日産業社会学部精神保健福祉士課程の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則 (2004年3月26日教養教育カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則 (2004年3月26日初修外国語学力回復科目の設置、総合人間学プログラムの廃止および放送大学との単位互換協定締結に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日法学部昼間主コースおよび夜間主コースの統合にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日理工学部卒業に必要な単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については理工学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日情報理工学部教職課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年4月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月23日より施行し、2004年4月1日より適用する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日英語コミュニケーションコースの廃止および「教職に関する科目」のカリキュラム改革、文学部人文学科、理工学部新設3学科および情報理工学部設置に係る教職課程認定申請に伴う一部変更）

この学則は2005年4月1日から施行する。ただし、教育学コースの変更は2004年4月1日から適用する。

附 則（2005年3月11日）

- 1 この学則は2005年4月1日から施行する。
- 2 適用は2005年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2004年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日インターンシップ科目およびボランティアコーディネータープログラムの設置、カリキュラム改革進行にともなう新規科目開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラムの一部変更に伴う設置科目の追加に係わる変更）

この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目の設置科目の追加に係わる改正）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日2005年度産業社会学部カリキュラム改革による設置科目の改編、国際社会コースならびに国際福祉コースの設置および学部英語副専攻の開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日文学部心理学科のカリキュラムの改革、公務員進路プログラム・ボランティアコーディネーター養成プログラム開設等に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月25日経済学部国際経済学科設置、経営学部国際経営学科設置、および文学部学科改編に伴う一部変更）

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

（文学部心理学科の存続に関する経過措置について）

2 文学部心理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年3月25日国際経済学科設置、および経済学科カリキュラム改革に係わる変更）

本規程は2006年4月1日から施行し、2006年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月25日国際経営学科設置、および経営学科カリキュラム改革に伴う改正）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学部学科改編に伴う変更）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年5月27日インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は2005年5月27日から施行し、2005年度入学者より適用する。

附 則（2005年7月15日理工学部数理科学科から経済学部経済学科への定員の振替えに伴う学則の一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日経済学部国際経済学科ならびに経営学部国際経営学科の設置に係る教職課程認定申請、文学部心理学科の学生募集停止と人文学科への定員振替に係る教職課程認定変更の届出に伴う、学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

文学部 心理学科

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

附 則（2005年11月25日産学協同アントレプレナー教育プログラムの新設に伴う一部変更）

この学則は、2005年11月25日から施行し、2005年4月1日から適用する。ただし、産学協同アントレプレナー教育プログラム科目は、2004年度入学生から適用する。

附 則（2006年1月27日学費納付規程および同施行細則に記載されている学費額を立命館大学学則へ記載変更する。また、立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日）

- 1 この学則は2006年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2005年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日インターンシップ科目追加、カリキュラム改革進行、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日2006年度経済学科カリキュラム改革による設置科目の整理、2006年度国際経済学科開設による設置科目の整理、コーオペ演習の設置に伴うに係わる一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日経営学部海外留学科目新設に伴う一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日日本語教育プログラムの設置、公務員進路プログラムの設置、コーオペ演習の設置、ボランティア教育関連科目の新規開設および社会調査士課程のカリキュラム変更による設置科目の改編に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日文学部カリキュラム改革および教職課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日政策科学部2006年度カリキュラム改革、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月24日早期卒業制度導入、立命館守山高等学校および立命館小学校の設置、「立命館アジア太平洋大学と立命館大学理工学部・情報理工学部連携プログラムの推進に関する諸施策について」（2006年1月25日常任理事会）による入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日大学協議員の構成変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年5月12日 教職課程科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年5月12日から施行し、2006年4月1日から適用する。ただし、2005年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2006年7月21日 現代社会学科の設置と産業社会学部産業社会学科および人間福祉学科の学生募集停止に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年7月21日産業社会学部現代社会学科および映像学部設置に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

産業社会学部 産業社会学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 人間福祉学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民、福祉

養護学校一種免許状

附 則（2006年7月28日海外研修プログラムの単位認定に伴う一部変更）

この学則は、2006年7月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年11月24日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに立命館大学の2007年度学費額変更にとまなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年1月26日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに大学設置基準（平成13年文部科学省告示第51号「多様なメディアを高度に利用して当該授業を教室以外の場所で行うことができる」）の一部改正にとまなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条第7項および第20条2第7

項については2005年4月1日から遡及適用する。

附 則（2007年3月23日 条項の整理、産業社会学部の教育職員免許法改正にともなう一部変更、映像学部映像学科の教職課程および学芸員課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条の4、第51条の2および第51条の3の2006年度以前入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。また教職に関わる科目別表の2006年度以前入学生の適用範囲は、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年1月25日 理工学部数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年1月25日から施行する。

附 則（2007年3月23日生命科学部設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2008年3月31日現在に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2007年5月25日生命科学部新設に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

理工学部 応用化学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

理工学部 化学生物工学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

情報理工学部 生命情報学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、情報

附 則（2007年5月25日薬学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年5月25日総合理工学院の設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年6月8日薬学部設置申請に向けた文部科学省等への相談結果に基づく別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年9月28日科目名および科目内容の整合性を高めるための一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日複数大学との学部共同学位プログラム協定締結および立命館大学の2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年2月22日 2008年度教養教育改革にともなう科目新設および科目名の変更による立命館大学学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、「教養ゼミナール」は2007年度以前入学生にも適用する。

附 則（2008年3月13日 2008年度からの法学部改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 経営学部開講科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2006年度以降入学生にも適用することとする。

附 則（2008年3月13日文学部副専攻の新規コース開設および科目名称変更にともなう別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 理工学部カリキュラム改定およびイングリッシュ・ディプロマ・コースの新設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲については、理工学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度の入学生にも遡及して適

用する。

附 則（2008年3月13日政策科学部科目の新規開設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 学則への教育研究目標の明示にともなう別表条項の整理、生命科学部随意科目の開講および科目名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 薬学部随意科目の開講に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 国際インスティテュートカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 平成19年度現代GP「琵琶湖で学ぶMOTTAINAI共生学」の科目設置ならびにカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学者の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 生命科学部の設置届出に係る教職課程認定申請にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年3月13日 異文化理解セミナープログラム見直しに伴う一部変更）

この学則は2008年4月1日から施行し、2007年度以前入学生より適用する。

附 則（2008年3月28日 教育研究上の目的を明示することに伴う一部変更ならびに教育関連機構設置および総合理工学院設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 理工学部情報学科に係る本則および附則の整理ならびに数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部情報学科については、2004年3月31日を持って、学生募集を停止する。

3 理工学部情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2004年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2008年3月28日 理工学部数学物理学科の廃止にともなう学費別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編および産業社会学部「初修外国語高度化科目」の開講に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編に伴う第53条別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラムおよびボランティアセンター関連科目群開設ならびに第73条の2の2別表と学芸員に関わる科目別表との重複整理等に伴う第19条の2別表および第73条の2の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、2007年度入学生にも適用する。

附 則（2008年5月9日 公務員プログラム科目の改編ならびに学則別表に記載もれのあった科目を記載することに伴う第66条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年5月9日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、「企業研究」については2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2008年3月28日 法学部、国際関係学部および文学部における教学改革による収容定員変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2008年11月28日立命館大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日単位の取扱の整理および編入学、転入学、学士入学等の整理にともなう一部変更）

1 この学則は、2009年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和27年2月2日に定めた立命館大学転学・編入学に関する規程（規程第96号）は廃止する。

附 則（2009年3月27日国際教育推進機構設置および多様なメディアを高度に利用

した科目の別表明示にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日環境論コース廃止、外国語コミュニケーションコース再編にともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度入学生にも遡及して適用する。

附 則 (2009年3月12日法学部における2006年度からの政策科学部カリキュラム改革および公務行政特修課程専門化プログラム対象科目の変更にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、政策科学部カリキュラム改革にもなう一部変更は2006年度入学生から遡及適用し、法学部カリキュラム改革にとともなう一部変更は2008年度入学生から遡及適用する。

附 則 (2009年3月12日産業社会学部における社会福祉士課程関連科目群の再編および精神保健福祉士課程科目群の再編に伴う第49条の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日国際関係学部カリキュラム改革にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生にも遡及して適用する。

附 則 (2009年3月12日文学部人文学科人文総合科学インスティテュート京都学プログラムおよび言語コミュニケーションプログラムの設置、文学部副専攻「アジア太平洋コース」の募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート学際プログラムのカリキュラム変更、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート総合プログラムの募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート国際プログラムのカリキュラム変更にとともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日政策科学部におけるPS・APUプログラム廃止にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日映像学部における初年度より変更すべき科目等の是正ならびに教学内容の現代化による英語購読科目の新設にとともなう第73条の2の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、科目等の是正については2008年度

以前の入学生にも適用する。

附 則（2009年3月12日文学部に「京都学プログラム」と「言語コミュニケーションプログラム」を開設することに伴う教職に関わる科目別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2009年3月27日 スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年4月24日 文学部、理工学部および国際関係学部における3年次編入学定員の設定に伴う学則の一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年5月15日教養科目（B群）「スポーツ方法実習」の設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度入学者より適用する。

附 則（2009年5月15日スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年6月12日 異文化理解セミナーの認定単位数変更による産業社会学部英語副専攻カリキュラムへの「異文化理解セミナー」（2単位）の科目追加に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2009年6月12日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2010年1月22日校務の権限の明確化および教務諸規程と学則の整理に伴う一部変更）

- 1 この学則は2010年4月1日から施行する。ただし、第46条第5項および第53条第3号は2010年度入学生から適用する。
- 2 本学則第5条の規定にかかわらず、2010年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科		790		3,330
経済学部	経済学科	535		2,290
	国際経済学科	200		800
	計	735		3,090

経営学部	経営学科		610		2,590
	国際経営学科		150		600
	計		760		3,190
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	840		3,360
		メディア社会 専攻			
		スポーツ社会 専攻			
		人間福祉専攻			
		子ども社会専 攻	60		240
		計	900		3,600
文学部人文学科			1,102	6	4,363
理工学部	応用化学科		0		95
	電気電子工学科		94	2	386
	機械工学科		99	2	401
	都市システム工学科		84	2	341
	化学生物工学科		0		80
	環境システム工学科		69	2	281
	電子光情報工学科		79	2	321
	ロボティクス学科		79	2	321
	数理科学科		90		360
	物理科学科		80		320
	電子情報デザイン学科		74	2	321
	マイクロ機械システム工学科		74	2	306
	建築都市デザイン学科		70		280
	計		892	16	3,813
国際関係学部国際関係学科			302	6	1,163
政策科学部政策科学科			360		1,440
情報理工学部	情報システム学科		110		455

	情報コミュニケーション学科	110		455
	メディア情報学科	110		455
	知能情報学科	110		455
	生命情報学科	0		60
	計	440		1,880
映像学部映像学科		150		600
薬学部薬学科		100		300
生命科学部	応用化学科	80		240
	生物工学科	80		240
	生命情報学科	60		180
	生命医科学科	60		180
	計	280		840
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		220
合計		7,031	28	27,829

附 則（2010年3月26日 学費減免、学費および諸費の返還ならびに科目等履修料等の整理に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年9月24日 別表1—3への条項追加に伴う一部改正）

この学則は、2010年9月26日から施行する。

附 則（2011年1月28日 転籍の単位認定に関する準用条項の追加に伴う一部変更）

1 この学則は、2011年4月1日から施行する。

2 本学則第5条の規定にかかわらず、2011年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
法学部法学科		790		3,245
経済学部	経済学科	535		2,240
	国際経済学科	200		800
	計	735		3,040
経営学部	経営学科	610		2,540

	国際経営学科	150		600
	計	760		3,140
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	840	3,360
		子ども社会専攻	60	240
	計	900		3,600
文学部人文学科		1,102	6	4,396
理工学部	電気電子工学科	94	2	382
	機械工学科	99	2	402
	都市システム工学科	84	2	342
	環境システム工学科	69	2	282
	電子光情報工学科	79	2	322
	ロボティクス学科	79	2	322
	数理科学科	90		360
	物理科学科	80		320
	電子情報デザイン学科	74	2	302
	マイクロ機械システム工学科	74	2	302
	建築都市デザイン学科	70		280
	計	892	16	3,616
国際関係学部	国際関係学科	302	6	1,196
政策科学部	政策科学科	360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110		440
	情報コミュニケーション学科	110		440
	メディア情報学科	110		440
	知能情報学科	110		440
	計	440		1,760
映像学部	映像学科	150		600
薬学部	薬学科	100		400

生命科学部	応用化学科	80		320
	生物工学科	80		320
	生命情報学科	60		240
	生命医科学科	60		240
	計	280		1,120
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		440
合計		7,031	28	27,993

附 則（2011年3月25日 文学部の入学定員等の変更、理工学部電子情報デザイン学科の電子情報工学科への名称変更および理工学部の学科再編による定員変更等に伴う一部変更）

- この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 理工学部電子光情報工学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2012年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項にかかわらず、理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年4月1日以後においても、当該学科に在学する者の属する年次には、転入学、編入学、転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
- 本学則第5条の規定にかかわらず、2012年度から2014年度の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		年度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科		2012年度	790		3,160
		2013年度			
		2014年度			
経済学部	経済学科	2012年度	535		2,190
		2013年度			2,140
		2014年度			
	国際経済学科	2012年度	200		800

			2013年度			
			2014年度			
	計	2012年度	735		2,990	
		2013年度			2,940	
		2014年度				
経営学部	経営学科		2012年度	610		2,490
			2013年度			2,440
			2014年度			
	国際経営学科		2012年度	150		600
			2013年度			
			2014年度			
	計	2012年度	760		3,090	
		2013年度			3,040	
		2014年度				
	産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	2012年度	840	
メディア社会専攻			2013年度			
スポーツ社会専攻			2014年度			
人間福祉専攻						
子ども社会専攻			2012年度	60		240
			2013年度			
			2014年度			
計		2012年度	900		3,600	
		2013年度				
		2014年度				
文学部人文学科			2012年度	1,105	0	4,420
			2013年度			4,414
			2014年度			4,417
理工学部	電気電子工学科		2012年度	142	2	429
			2013年度			476
			2014年度		12	534

機械工学科	2012年度	160	2	462
	2013年度			522
	2014年度		10	591
都市システム工学科	2012年度	84	2	341
	2013年度			340
	2014年度			
環境システム工学科	2012年度	69	2	281
	2013年度			280
	2014年度			
電子光情報工学科	2012年度	0	2	242
	2013年度			162
	2014年度		0	81
ロボティクス学科	2012年度	83	2	325
	2013年度			328
	2014年度		6	336
数理科学科	2012年度	90		360
	2013年度			
	2014年度			
物理科学科	2012年度	80		320
	2013年度			
	2014年度			
電子情報デザイン学科	2012年度	0	2	227
	2013年度			152
	2014年度		0	76
電子情報工学科	2012年度	94	0	94
	2013年度		0	188
	2014年度		8	290
マイクロ機械システム工学科	2012年度	0	2	227
	2013年度			152

		2014年度		0	76
	建築都市デザイン学科	2012年度	70	16	296
		2013年度			
		2014年度			
	計	2012年度	872	32	3,604
		2013年度			
		2014年度			
国際関係学部国際関係学科	2012年度	302	6	1,223	
	2013年度			1,220	
	2014年度				
政策科学部政策科学科	2012年度	360		1,440	
	2013年度				
	2014年度				
情報理工学部	情報システム学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	情報コミュニケーション学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	メディア情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	知能情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	計	2012年度	440		1,760
		2013年度			
		2014年度			
映像学部映像学科	2012年度	150		600	
	2013年度				

		2014年度				
薬学部薬学科		2012年度	100		500	
		2013年度			600	
		2014年度				
生命科学部	応用化学科	2012年度	80		320	
		2013年度				
		2014年度				
	生物工学科	2012年度	80		320	
		2013年度				
		2014年度				
	生命情報学科	2012年度	60		240	
		2013年度				
		2014年度				
	生命医科学科	2012年度	60		240	
		2013年度				
		2014年度				
	計	2012年度	280		1,120	
		2013年度				
		2014年度				
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		2012年度	220		660
			2013年度			880
			2014年度			
	合計		2012年度	7,014	38	28,167
			2013年度			28,366
2014年度					62	28,373

附 則（2011年4月22日 学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更）

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年 3 月23日 大学院学則の全部変更および総合理工学院の解消等に伴う一部変更）

この学則は、2012年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2012年 3 月23日 立命館大学の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016年 3 月31日（薬学部は2018年 3 月31日）まで、第46条、第50条、第62条、第62条の 3 から第62条の 7、第63条、第65条、第65条の 2、第66条および第68条第 1 項から同第 3 項はなお従前の例によるものとし、第53条第 1 号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。
 - (1) 2012年 3 月31日に在籍する者
 - (2) 2012年度に 2 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (3) 2013年度に 3 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (4) 2014年度に 4 年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に 5 年次以上に再入学する者
 - (6) 2016年度に薬学部の 6 年次以上に再入学する者
 - (7) 2017年度に薬学部の 7 年次以上に再入学する者
- 3 前 2 項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015年度（薬学部は2017年度）まで次表のとおりとする。

（単位：円）

学部	学科等	費目	1年次（年間）	2年次（年間）	3年次（年間）	4年次（年間） （注1）
理工学部	物理科学科、電気電子工学科、電子光情報工学科、電子情報デザイン学科、機械工学科、ロボティクス学科、マイクロ機	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 （2007年度以前の入学者）	—	—	—	135,000
		実験実習料 （2008年度以降の入学者）	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000

	械システム工 学科、都市シス テム工学科、環 境システム工 学科および建 築都市デザイ ン学科					
	数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以 前の入学者)	—	—	—	65,000
		実験実習料 (2008年度以 降の入学者)	50,000	50,000	50,000	50,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
情報 理工 学部	情報システム 学科、情報コミ ュニケーショ ン学科、メディ ア情報学科、知 能情報学科、生 命情報学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以 前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008年度以 降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
生命 科学 部	応用化学科、生 物工学科、生命 情報学科、生命 医科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料	135,000	135,000	135,000	135,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
スポ ーツ 健康 科学	スポーツ健康 科学科	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
		教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000

部						

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次
薬学部	薬学科	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
		実験実習料	242,000	242,000	242,000	242,000
		教育充実費	242,000	452,000	452,000	452,000
		区分	5年次	6年次 (注1)		
		授業料	1,574,000	1,574,000		
		実験実習料	242,000	242,000		
		教育充実費	452,000	452,000		

注1 5年次（薬学部は7年次）以降は、4年次（薬学部は6年次）の金額と同額とする。

4 第1項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015年度（薬学部は2017年度）までは、当該年次の授業料を年額の2分の1とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者（薬学部は7年次生以上の者）
- (2) 情報理工学部において原級に留置されたことがある4年次生以上の者
- (3) 薬学部において原級に留置されたことがある6年次生以上の者

区分		要件
4月入学者	当該年次の前期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（前期学期に卒業した場合は除く）。
	当該年次の前期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または後期学期に	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

	再入学する場合	
9月 入学 者	当該年次の後期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（後期学期に卒業した場合を除く）。
	当該年次の後期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または前期学期に再入学する場合	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

附 則（2012年 7 月 27 日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年 7 月 27 日から施行し、2012年 5 月 1 日から適用する。

附 則（2012年 3 月 23 日 国際関係学部の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の学則第 5 条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	2013年度	2014年度	2015年度
国際関係学部	国際関係学科	1,217	1,214	1,217

附 則（2013年 1 月 25 日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2013年 1 月 25 日 2012年 3 月 23 日変更に伴う経過措置の一部変更）

2012年 3 月 23 日変更の附則第 2 項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。

附 則（2013年 3 月 22 日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更）

この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2013年 5 月 24 日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の 2 別表の一

部変更)

この学則は、2013年5月24日から施行する。

附 則 (2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則 (2014年3月28日 2012年3月23日の2012年度学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2012年3月23日学費変更に伴う附則第4項第1号から第3号を次のとおりとする。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者
- (2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者
- (3) 薬学部薬学科において、在学期間が修業年限を超えた7年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

附 則 (2014年5月23日 入学検定料の区分変更に伴う納付金等別表1の一部変更)

この学則は、2014年5月23日から施行し、2015年度入学を志願する者から適用する。

附 則 (2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月23日 総合心理学部設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、文学部人文学科および総合心理学部総合心理学科の2016年度から2018年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
文学部	人文学科	4,220	4,020	3,820
総合心理学部	総合心理学科	280	560	840
収容定員の合計		28,580	28,720	28,860

附 則（2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月22日 情報理工学部の3年次編入学定員の設定に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2016年度から2018年度の情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
情報理工学部	情報システム学科	450	460	460
	情報コミュニケーション学科	450	460	460
	メディア情報学科	450	460	460
	知能情報学科	450	460	460
	計	1,800	1,840	1,840
収容定員の合計		28,620	28,800	28,940

附 則（2016年1月22日 入学検定料の免除対象の追加および授業料等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2016年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

3 第1項にかかわらず、変更後の第64条納付金等別表5—1は、2015年度以前に開始した教育職員免許状取得のためのプログラムの科目等履修生は、なお従前の例による。

4 第1項にかかわらず、変更後の第22条は、2015年度の入学を出願する者から適用する。

附 則（2016年1月22日 立命館大学の収容定員の変更、経済学部国際経済学科の募集停止および情報理工学部の学科再編に伴う一部変更）

1 この学則は、2017年4月1日から施行する。

2 経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日をもって学生募集を停止する。

3 変更後の第4条にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。

4 第2項にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。

5 変更後の第5条にかかわらず、2017年度から2019年度の経済学部、経営学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部の収容定員ならびに全学部の収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298

	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	328	336	342
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	321	330	351
	計	3,677	3,754	3,841
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	515	1,030	1,505
	情報システム学科	340	220	110
	情報コミュニケーション学科	340	220	110
	メディア情報学科	340	220	110
	知能情報学科	340	220	110
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,262	29,864	30,416

附 則（2017年1月27日 立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および
経済学部経済学科の授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3・1・1および納付金等別表3・2は、2017年4月1日以降の入学から適用し、2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年1月27日 食科学部および国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の設置、理工学部学科再編ならびに法学部、産業社会学部等の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの法学部、産業社会学部、理工学部環境都市工学科、都市システム工学科、環境システム工学科、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科および食科学部の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科		2018年度	2019年度	2020年度
法学部	法学科		3,125	3,090	3,055
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	3,280	3,200	3,120
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
		人間福祉専攻			
		子ども社会専攻	230	220	210
		計	3,510	3,420	3,330
理工学部	環境都市工学科		166	332	502
	都市システム工学科		263	179	93
	環境システム工学科		217	148	77
国際関係学部	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科		25	50	75
食科学部	食科学科		320	640	960
収容定員の合計			30,104	30,866	31,548

- 6 第1項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3—1—1は、2018年4月1日以降の入学者から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年4月28日 新学部 of 学部および学科 of 名称 of 変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの食マネジメント学部 of 収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	2018年度	2019年度	2020年度
食マネジメント学部	食マネジメント学科	320	640	960

附 則（2017年5月26日 副学長の任期 of 追加に伴う一部変更）

この学則は、2017年5月26日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学等において修得した単位を認定する場合 of 表記等 of 変更および2016年1月22日附則第5項 of 変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第35条の2第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 3 2017年4月1日施行 of この学則 of 附則第5項 of 表を次のとおりに変更する。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298

	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	326	332	340
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	333	354	363
	計	3,687	3,774	3,851
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	475	950	1,465
	情報システム学科	350	240	120
	情報コミュニケーション学科	350	240	120
	メディア情報学科	350	240	120
	知能情報学科	350	240	120
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,272	29,884	30,426

4 第1項にかかわらず、前項の変更は2017年4月1日から適用する。

附 則（2018年1月26日 グローバル教養学部の設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までのグローバル教養学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度

グローバル教養学部	グローバル教養学科	100	200	300
収容定員の合計		30,966	31,748	32,068

附 則（2018年3月23日 附属施設および機関の追加ならびに国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生に係る転籍の追加に伴う一部変更）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2018年5月25日 グローバル教養学部の設置に伴う法学部法学科、経済学部経済学科ならびに経営学部経営学科および経営学部国際経営学科の入学定員ならびに収容定員の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までの法学部、経済学部および経営学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
法学部	法学科	3,055	2,985	2,915
経済学部	経済学科	3,085	3,110	3,075
経営学部	経営学科	2,610	2,650	2,625
	国際経営学科	595	590	585
	計	3,205	3,240	3,210
収容定員の合計		30,866	31,548	31,768

附 則（2018年11月30日 専門職大学、専門職短期大学の制度化および編入学、転入学等の単位認定に関する追記等に伴う一部変更）

この学則は2019年4月1日より施行する。

附 則（2019年1月25日 文学部の定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2020年度から2022年度までの文学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2020年度	2021年度	2022年度
文学部	人文学科	3,975	4,030	4,085
収容定員の合計		31,603	31,878	31,933

附 則（2020年1月24日 授業料等の納付金の変更等に伴う一部変更）

この学則は2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月26日 入試方式の名称変更に伴う一部変更）

この学則は2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年1月28日 授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2023年1月27日 映像学部の入学生定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2024年度から2026年度までの映像学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2024年度	2025年度	2026年度
映像学部	映像学科	720	800	880
収容定員の合計		32,068	32,148	32,228

附 則（2024年1月26日 大学設置基準の改正および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金別表3-1-1および3-1-2は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2025年1月24日 大学協議会の構成、単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更）

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第34条第1項および第35条は、2014年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

納付金等別表1（入学検定料）

（第62条の2関連）

(単位：円)

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験		45,000
共通テスト方式		18,000
二段階選考を行う特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
AO英語基準入学試験		5,000
推薦英語基準入学試験		

納付金等別表 2 (入学金)

(第62条の3 関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3－1－1 (授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次 (注1)
法学部	法学科	春学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
		秋学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
経済学部	経済学科	春学期授業料	561,800	561,800	561,800	561,800
		秋学期授業料	561,800	561,800	561,800	561,800
経営学部	経営学科	春学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
		秋学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500

学部	国際経営学科	春学期授業料	610,700	610,700	610,700	610,700
		秋学期授業料	610,700	610,700	610,700	610,700
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	春学期授業料	637,100	637,100	637,100	637,100
		秋学期授業料	637,100	637,100	637,100	637,100
	現代社会学科子ども社会専攻	春学期授業料	673,500	673,500	673,500	673,500
		秋学期授業料	673,500	673,500	673,500	673,500
	人文学科地域研究学域	春学期授業料	633,300	633,300	633,300	633,300
		秋学期授業料	633,300	633,300	633,300	633,300
文学部	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	春学期授業料	621,800	633,300	633,300	633,300
		秋学期授業料	621,800	633,300	633,300	633,300
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東アジア研究学域、国際文化学域、国際コミュニケーション学域、言語コミュニケーション学域	春学期授業料	621,800	621,800	621,800	621,800
		秋学期授業料	621,800	621,800	621,800	621,800
理工学部	数理科学科	春学期授業料	830,400	830,400	830,400	830,400
		秋学期授業料	830,400	830,400	830,400	830,400
	物理科学科、電気電子工学科、電子	春学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
		秋学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700

	情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、環境都市工学科、建築都市デザイン学科					
国際関係学部	国際関係学科	春学期授業料	699,400	699,400	699,400	699,400
		秋学期授業料	699,400	699,400	699,400	699,400
政策科学部	政策科学科	春学期授業料	647,100	647,100	647,100	647,100
		秋学期授業料	647,100	647,100	647,100	647,100
情報理工学部	情報理工学科	春学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
		秋学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
映像学部	映像学科	春学期授業料	1,015,400	1,015,400	1,015,400	1,015,400
		秋学期授業料	1,015,400	1,015,400	1,015,400	1,015,400
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報科学科、生命医科学科	春学期授業料	877,200	877,200	877,200	877,200
		秋学期授業料	877,200	877,200	877,200	877,200

ス ポ ー ツ 健 康 科 学 部	スポーツ健康科学 科	春学期授業料	688,500	688,500	688,500	688,500
		秋学期授業料	688,500	688,500	688,500	688,500
薬 学 部	創薬科学科	春学期授業料	988,300	988,300	988,300	988,300
		秋学期授業料	988,300	988,300	988,300	988,300
総 合 心 理 学 部	総合心理学科	春学期授業料	666,900	666,900	666,900	666,900
		秋学期授業料	666,900	666,900	666,900	666,900
食 マ ネ ジ メ ン ト 学 部	食マネジメント学 科	春学期授業料	672,100	672,100	672,100	672,100
		秋学期授業料	672,100	672,100	672,100	672,100
グ ロ ー バ	グローバル教養学 科	春学期授業料	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
		秋学期授業料	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000

ル 教 養 学 部						

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3—1—2（6年制の授業料）

（第62条の4 関連）

（単位：円）

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次 (注1)
薬学部	薬学科	春学期授業料	998,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400
		秋学期授業料	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表4—1（在籍料）

（第62条の6 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	5,000（学期につき）

納付金等別表4—2（特別在学科料）

（第62条の7 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	5,000（学期につき）

納付金等別表5—1（科目等履修料）

（第64条 関連）

（単位：円）

区分	金額

法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	23,200（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	34,000（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	23,200（1単位につき）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）（理工学部）	プログラム初年度～2年度 289,200（年額） プログラム3年度 287,700（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）（生命科学部）	プログラム初年度～2年度 300,900（年額） プログラム3年度 298,200（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（保健体育）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）	プログラム初年度～2年度 216,600（年額） プログラム3年度 215,100（年額）
Study in Kansai Program	402,900（学期につき）

納付金等別表 5－2（聴講料）

（第64条の2 関連）

（単位：円）

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	13,700（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	20,300（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	13,700（1単位につき）

納付金等別表 5－3（特別履修料）

（第64条の4 関連）

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	402,900 (学期につき)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、立命館大学学則第6条第2項にもとづき、大学院に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

3 各研究科の教育研究上の目的は、各研究科則に定める。

(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、またはこの区分を設けないものとする。

3 区分を設けるものは、博士課程の前期2年の課程を博士課程前期課程、後期3年の課程を博士課程後期課程とする。

4 区分を設けないものは、標準修業年限5年の一貫制博士課程と標準修業年限4年の4年制博士課程とする。

5 博士課程前期課程は、修士課程として取り扱う。

6 専門職学位課程のうち、第5条第2号に定める法務研究科を法科大学院、教職研究科を教職大学院とする。

(課程の目的)

第4条 修士課程および博士課程前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな

学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程のうち、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を、教職大学院は専ら小学校、中学校、高等学校および中等教育学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（研究科および専攻）

第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。

（1）大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	都市システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	11	33
	都市システム専攻	博士課程前期課程	145	290
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	565	1,170
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報	言語教育情報専攻	修士課程	60	120

研究科				
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	75	150
		博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20	40
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			2,102	4,584

第2章 大学院および研究科の運営
(研究科委員会または研究科教授会)

第7条 各研究科に研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関する事項は次条に定めるもののほか、各研究科委員会規程または各研究科教授会規程に定める。

（研究科委員会の審議事項等）

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 授業科目担当者に関する事項
- (7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項
- (8) 学生の補導に関する事項
- (9) 学生の定数に関する事項
- (10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科長は、研究科を代表し、研究科委員会の議決を執行する。

（大学院学位委員会）

第9条 本大学院に、大学院学位委員会を置く。

2 大学院学位委員会の組織および運営に関し必要な事項は、立命館大学大学院学位委員会規程に定める。

（大学院教学委員会）

第9条の2 本大学院に、大学院教学委員会を置く。

2 大学院教学委員会の組織および運営に関し必要な事項は、大学院教学委員会規程に定める。

第3章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第10条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう、適切に配慮する。

3 専門職大学院は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成およびそれらの見直しは、第10条の4に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（資格課程）

第10条の2 教育職員免許状他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

（超創人財育成プログラム）

第10条の3 本大学院に、超創人財育成プログラムを置く。

2 超創人財育成プログラムの授業科目およびプログラムの修了要件等については、超創人財育成プログラム規程に定める。

3 本大学院に、超創人財育成プログラム推進委員会を置く。

4 超創人財育成プログラム推進委員会の組織および運営に関し必要な事項は、超創人財育成プログラム推進委員会規程に定める。

（教育課程連携協議会）

第10条の4 専門職大学院が産業界等と連携して教育課程を編成し、教育の円滑かつ効果的な実施を図るために、教育課程連携協議会を設ける。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。

(1) 学長または当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第100条ただし書に規定

する組織を含む。)の長(第4号および次項において「学長等」という。)が指名する
教員またはその他の職員

- (2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者または当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者またはその他の地域の関係者
- (4) 当該専門職大学院を置く大学の教員およびその他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設およびその他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施ならびにその他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項
(授業科目)

第11条 授業科目は、各研究科則に定める科目区分に分類して配置する。

- 2 前項に規定する授業科目のほか、複数の研究科の学生を対象とした共通の授業科目(以下「研究科横断科目」という。)を配置する。
- 3 前2項に定める授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分けて体系的に配置する。

(カリキュラム適用)

第12条 教育課程、授業科目、履修方法、単位認定および修了に関する事項(以下「カリキュラム」という。)については、入学時に適用したカリキュラムを修了まで適用する。

- 2 転入学にあつては転入学先、再入学にあつては再入学先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。
- 3 転籍にあつては転籍先、専攻内異動にあつては専攻内異動先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

第13条 削除

第4章 授業、研究指導および成績評価

(授業および研究指導)

第14条 大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。ただし、専門職大学院にあつては、授業科目の授業によって行う。

(授業科目および研究指導の担当者の決定)

第15条 授業科目および研究指導の担当者は、立命館大学大学院担当教員選考基準に基づき、科目適合性および教育研究上の指導能力を考慮し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(教育方法の特例)

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (2) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程前期課程
- (3) 人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程
- (4) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程
- (5) 経営管理研究科 観光マネジメント専攻 専門職学位課程
- (6) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程
- (7) 教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程

(授業科目履修の特例)

第17条 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に在学する学生は、学部の授業科目を履修することができる。

2 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、博士課程後期課程または4年制博士課程に在学する学生は、修士課程等または学部の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

2 学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(授業を行う学生数)

第19条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 研究科委員会が必要と認めた場合には、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成15年文部科学省告示第43号）にもとづき、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む。）で行うことがある。

(単位計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週または15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週または15週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、14週または15週にわたる期間を単位として行う。ただし、研究科委員会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(成績評価)

第23条 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同

60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定の科目における合格とする。

3 前2項は、他研究科の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学院の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学院等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

(単位の授与および単位の認定)

第24条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験その他の研究科委員会が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 単位の授与および単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 授与または認定した単位の取消しは行わない。ただし、法務研究科については、研究科教授会の議を経て、授与または認定した単位の取消しを行うことがある。

(自由科目)

第25条 自由科目の単位数は、修了に必要な単位数に算入しない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第5章 修士課程等、博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程

第1節 修士課程等の修了要件等

(標準修業年限)

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻または学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程1年制

(在学年限)

第28条 修士課程等の在学年限は4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の

期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(在学期間の短縮)

第28条の3 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修了要件)

第29条 修士課程等の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、現に在籍している課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた業績を上げた者については、現に在籍している課程に1年以上在学すれば足りる。

第2節 博士課程後期課程の修了要件等

(標準修業年限)

第30条 博士課程後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第31条 博士課程後期課程の在学年限は6年とする。

(修了要件)

第32条 博士課程後期課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限（第53条第2号に該当する者のうち、法科大学院を修了した者にあつては2年）以上在学し、各研究科則に定めるところに従って単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在籍中に優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、現に在籍している課程に1年（第53条第1号または第2号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものおよび標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、標準修業年限から当該1年以上2

年未満の期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。ただし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了した者にあつては、標準修業年限から当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りる。

第3節 一貫制博士課程の修了要件等

（標準修業年限）

第33条 一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。

（在学年限）

第34条 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

（在学期間の短縮）

第34条の2 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、第53条に該当する者については、第35条第1項に規定する博士課程における在学期間（第35条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

（修了要件）

第35条 一貫制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（第53条第1号に該当する者にあつては、当該修士課程等における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第53条第1号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものの在学期間については当該1年以上2年未満の期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了したものの在学期間については、当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とする。ただし、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りる。

3 前2項にかかわらず、第53条第2号または第3号に該当する者については、3年（第

53条第2号に該当する者のうち法科大学院の課程を修了した者については2年)以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績をあげた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りる。

第4節 4年制博士課程の修了要件等

(標準修業年限)

第35条の2 4年制博士課程の標準修業年限は4年とする。

(在学年限)

第35条の3 4年制博士課程の在学年限は8年とする。

(在学期間の短縮)

第35条の4 前条の規定にかかわらず、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

(修了要件)

第35条の5 4年制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りる。

第5節 単位認定等

(研究指導の委託)

第36条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程等の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えてはならない。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第37条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)もしくは本大学の他の研究科の授業科目または学校教育法第105条にもとづき大学院が編成する特別の課程(以下「特別の課程」という。)を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、現に在籍して

いる課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 3 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。)を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことがある単位は、転入学の場合を除き、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことができる単位の上限)

第38条の2 第37条および第38条第2項により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位としてみなすことができる。

(単位認定)

第39条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第6章 専門職学位課程

第1節 専門職学位課程の修了要件等

(標準修業年限)

第40条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第41条 専門職学位課程の在学年限は4年とする。ただし、法務研究科の在学年限は5年とする。

- 2 前項に規定する在学年限については、第43条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第41条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(修了要件)

第42条 専門職学位課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の修了要件は、法務研究科に標準修業年限以上在学して、法務研究科則に定めるところに従って98単位以上修得し、課程を修了することとする。

3 第1項にかかわらず、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って48単位以上（高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）修得し、課程を修了することとする。

4 前項にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教職研究科に入学する前に小学校等または特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部または一部を免除することができる。この場合において、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って、48単位から免除した単位を差し引いた単位以上修得し、課程を修了することとする。

(在学期間の短縮)

第43条 第48条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して現に在籍している課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年（法務研究科については2年）以上在学しなければならない。

2 法務研究科が、前項の規定により本法務研究科に在学したものとみなすことがある期間

は、1年を超えない範囲とする。

- 3 前2項の在学したものとみなす期間については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(法学既修者)

第44条 法務研究科は、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、第42条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については35単位を超えない範囲で、本法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことがある期間は、前条第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えてはならない。

- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことがある単位数は、第47条および第48条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）を締結している大学の課程（本法務研究科以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。以下「認定連携法曹基礎課程」という。）から入学した場合は、51単位を超えないものとする。

第2節 単位認定等

(授業の方法等)

第45条 第20条に定めるもののほか、専門職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めた場合には、第20条第1項および前項に定める授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(専門職大学院の履修科目の登録の上限)

第46条 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を各研究科則に定める。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第47条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）

もしくは本大学の他の研究科の授業科目または特別の課程を履修させることがある。

- 2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、35単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第48条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。)を、本専門職大学院に入学した後の現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位であって、転入学の場合を除き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第2項の規定により現に在籍している課程において修得したものとみなす単位と合わせて、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位であって、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第3項の規定により本法務研究科において修得したものとみなす単位と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、認定連携法曹基礎課程から入学した場合は、51単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、30単位を超えてはならない。
- 5 教職研究科において、転入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなす単位は、前条第2項の規定により本教職研究科において修得したものとみなす単位および第42条第4項の規定により免除する単位数と合わせて、修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。

(単位認定)

第49条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(研究科則)

第49条の2 第3章から第6章に定めるものの他、各研究科の授業科目、修了に必要な単位数および単位認定等については、各研究科則に定める。

2 前項にかかわらず、研究科横断科目に関し必要な事項は、立命館大学大学院研究科横断科目規程に定める。

第7章 学位

(学位)

第50条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第8章 入学

(入学時期)

第51条 入学時期は、毎年4月または9月とする。

(修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程の入学資格)

第52条 修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
- (3) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(博士課程後期課程の入学資格)

第53条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

(4年制博士課程の入学資格)

第53条の2 4年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 6年制薬学部を卒業した者
- (2) 修士（薬学系）の学位を有する者
- (3) 前2号の者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定

されたもの

(修士課程等または専門職学位課程の転入学資格)

第54条 修士課程等または専門職学位課程に転入学することのできる者は、転入学試験要項に定める。

(一貫制博士課程3年次の転入学資格)

第55条 一貫制博士課程3年次に転入学することのできる者は、第53条各号のいずれかに該当する者とする。

(再入学の資格)

第56条 退学または除籍となった研究科に再入学することのできる者は、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えて除籍となった者または第91条第1項により退学となった者は、再入学することはできない。

(入学等の出願)

第57条 入学、転入学または再入学（以下「入学等」という。）を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に第75条に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1) 再入学試験を受験する場合

(2) 出願時において本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了見込みの者が、修了する学期の最終日の翌日以降1年以内に博士課程後期課程、4年制博士課程または一貫制博士課程3年次に入学するための入学試験を受験する場合

(3) 本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了した者が、修了した学期の最終日の翌日以降1年以内に前号の入学試験を受験する場合

(4) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合

(5) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合

(6) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(選考)

第58条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、研究科委員会の議を経て、研究科

長が合格者を決定する。

- 2 研究科長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度、入学等の試験要項に定める。
(入学手続および入学許可)

第59条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(入学許可の取消し)

第59条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

第9章 休学、復学、転籍、留学、退学および除籍

(休学)

第60条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して5年まで休学することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年（一貫制博士課程においては通算5年）に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第61条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(転籍)

第62条 本大学院の学生で、第5条で規定する他の研究科または専攻のうち、現に在籍している研究科または専攻と第52条、第53条、第53条の2および第55条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に転籍を志願する者については、転籍先の研究会委員会で選考

のうえ、転籍元および転籍先の研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転籍前に修得していた単位の認定は、転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が決定する。

(留学)

第63条 留学とは、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受け、または研究に従事することをいう。

- 2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第64条 退学を願い出た者に対して、学長が退学を許可することがある。

(除籍)

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。ただし、第6号に該当する者にあつては、教学委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第60条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 死亡した者
- (6) 修業の見込みがないと認めた者
- (7) 法務研究科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかった者

(その他の手続)

第66条 この学則に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、退学および除籍の手続については、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生

(外国人留学生)

第67条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

(科目等履修生)

第68条 本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究

科委員会の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第68条の2 本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学院等（外国の大学院を含む。）との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(研修生)

第70条 本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、本大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研修生として許可することがある。

2 研修生に関する事項は、立命館大学大学院研修生規程に定める。

(研究生)

第71条 本大学院の博士の学位を得た者、博士課程後期課程または一貫制博士課程もしくは4年制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、各研究科則に定める履修要件を満たし退学した者で、さらに研究を継続し、本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、立命館大学大学院研究生規程に定める。

(専修生)

第72条 本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が専修生として許可することがある。

2 専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程に定める。

(特別研究学生)

第73条 他の大学院等（外国の大学院等を含む。）との協定にもとづき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生に関する事項は、立命館大学大学院特別研究学生規程に定める。

(外国人研究生)

第74条 次の各号に掲げる者で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が外国人研究生として許可することがある。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムによる留学生
- (3) アフガニスタン人材育成プロジェクトによる留学生
- (4) 独立行政法人国際交流基金が支援する訪日研究プログラムによる留学生
- (5) 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画による留学生
- (6) サウジアラビア王国政府派遣留学プログラムによる留学生
- (7) 公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生制度による留学生

2 外国人研究生に関する事項は、立命館大学大学院外国人研究生規程に定める。

第11章 授業料等納付金および手数料

(入学検定料)

第75条 入学検定料は、納付金等別表 1—1 のとおりとする。

(入学金)

第76条 入学する者は、納付金等別表 2—1 に定める入学金を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学金を徴収しない。

- (1) 学校法人立命館の設置する大学または大学院（以下「設置大学」または「設置大学院」という。）を卒業または修了した者が、本大学院に入学する場合
- (2) 第52条第3号に該当する者として、設置大学から引き続き本大学院に入学する場合
- (3) 設置大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本大学院に入学する場合

(授業料)

第77条 学生は、在籍する研究科および年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表 3—1、博士課程後期課程は納付金等別表 3—2、一貫制博士課程は納付金等別表 3—3、専門職学位課程は納付金等別表 3—4、4年制博士課程は納付金等別表 3—5に定める。

- 3 前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既修者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。ただし、デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻修士課程1年制）において在学期間が標準修業年限を超えた者の授業料は、デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻修士課程1年制を除く）の2年次における授業料の額の半額とする。
- 4 前2項にかかわらず、第28条の2および第41条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表3—6に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。
- 5 第2項および第3項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。
- 6 第2項および第3項にかかわらず、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

（実習費）

第78条 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

（在籍料）

第79条 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

（特別在学料）

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、授業料に代えて納付金等別表4—2に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。

- (1) 他大学院との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学院から当該他大学院に留学している者であって、当該他大学院に対する学費の納付を要するもの（同プログラムにより本大学院に入学または転入学した者を除く。）

- (2) 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者

第80条の2 削除

(科目等履修料等)

第81条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

- (1) 文化遺産防災学教育プログラムを履修する場合
- (2) リサーチ・アドバイザー（政策科学研究科）として履修する場合
- (3) 大学院早期履修プログラムを履修する場合
- (4) 大学院進学プログラムを履修する場合
- (5) Study in Kansai Programを履修する場合
- (6) プラクティカム・アドバイザー（テクノロジー・マネジメント研究科）として履修する場合
- (7) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

- 3 科目等履修生は、納付金等別表5—1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

- 4 前項にかかわらず、第2項第2号、第3号、第4号、第6号または第7号のいずれかに該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第81条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 聴講生は、納付金等別表5—1—2に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

- 3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第81条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第82条 特別聴講学生に許可された者は、納付金等別表5—2に定める特別履修料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

(研修料)

第83条 研修生に許可された者は、納付金等別表5—3に定める研修料を納めなければならない。

(研究料)

第84条 研究生に許可された者は、納付金等別表5—4に定める研究料を納めなければならない。

(専修料)

第85条 専修生に許可された者は、納付金等別表5—5に定める専修料を納めなければならない。

(外国人研究料)

第86条 外国人研究生に許可された者は、納付金等別表5—6に定める外国人研究料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学推薦による国費外国人留学生および中国政府大学院留学生派遣(共同育成)プログラムの留学生については、外国人研究料を徴収しない。

(納付金等の減免)

第87条 第57条、第76条、第77条、第79条および第80条にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第88条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

(納付金等の返還)

第89条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料は、返還しな

い。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第12章 賞罰

(表彰)

第90条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第91条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、標準修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第13章 改廃

(変更)

第92条 この学則の変更は、研究科委員会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の研究科のみに関する変更については、他の研究科の研究科委員会の議を経ることを要しない。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から実施する。

附 則（文学研究科、地理学専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和31年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程、英文学専攻および同博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、昭和38年度以前の経済学研究科の入学者については従前の例による。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、昭和39年度以前の文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（経営学研究科修士・博士課程ならびに理工学研究科博士課程増設に伴う改正）

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和40年度以前の経済学研究科ならびに理工学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（法学研究科修士課程の履修規定変更ならびに文学研究科修士課程の科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、昭和41年度以前の法学研究科ならびに文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（法学研究科修士課程の専攻科目ならびに文学研究科修士課程の英文学専攻科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。ただし、昭和42年度以前の法学研究科の入学者については、従前の例による。

附 則（昭和44年6月27日総則・職員組織・委託生・研修生の項ならびに文学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月12日理工学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月12日経営学研究科博士および修士課程の規定改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月10日理工学研究科修士課程中応用化学専攻科目の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年11月13日規程第117号立命館大学大学院奨学金貸与規程設定に伴う改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに理工学研究科修士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和46年4月1日より適用する。ただし、第25条は昭和45年度入学生からこれを適用する。

附 則（社会学研究科の設置と各研究科修士課程又は博士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程の研究指導の設置と履修科目の整理と単位数の改正ならびに博士課程東洋文学思想専攻の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、昭和47年度の文学研究科の入学者からこれを適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに博士課程科目の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日より施行する。ただし、第30条第2項は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科修士課程および博士課程専攻の科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学研究科土木工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日社会学研究科修士課程の社会問題調査実習の単位数の改

正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日文部省令第28号による大学院設置基準の制定ならびに文学研究科史学専攻博士課程、理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）増設に伴う改正）

1 （施行期日）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の存続に関する経過措置）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻は、本大学院学則第4条の規定にかかわらず、昭和54年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日または昭和57年3月31日までの間、存続するものとする。

3 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の学生定員）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻の学生定員は本大学院学則第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	総定員	
			昭和54年度以降	昭和54年度	昭和55年度以降
文学研究科	修士課程	日本史学専攻	0人	15人	0人
		西洋史学専攻	0人	15人	0人

附 則（昭和55年3月14日理工学研究科機械工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月16日教職課程に関する条文の新設に伴う改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（1982年4月9日法学研究科のカリキュラムの一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行するものとし、同年度入学の院生より適用する。

附 則（1983年2月25日応用化学専攻カリキュラムの変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1989年1月27日理工学研究科電気工学専攻および機械工学専攻カリキュラ

ム改訂に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行し、電気工学専攻においては同年度入学院生から、機械工学専攻においては1988年度入学院生からこれを適用する。

附 則 (1989年3月29日法学研究科の外国人留学生の受け入れに伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則 (1989年3月29日文学研究科修士課程英米文学専攻の科目変更に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1989年6月23日大学院改革に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から適用する。

附 則 (1989年6月23日経営学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1989年7月28日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程新設および各研究科高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1989年10月27日各研究科高等学校専修教育職員免許再課程認定申請、中学校専修教育職員免許申請に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日理工学研究科土木工学専攻カリキュラム改定に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1990年3月9日理工学研究科電気工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から適用する。但し、1989年度入学院生から適用する。

附 則 (1990年3月30日社会学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日より施行する。ただし、博士課程後期課程については、1993年度入学生から適用する。

附 則 (1990年3月30日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程後期課程新設に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第26号①及び1991年3月20日文部省認可による

理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第26号②及び1991年3月25日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設および各専攻高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更にとまなう変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1990年11月30日理事会議案第41号及び1991年3月20日文部省認可による理工学研究科物理学・応用化学・電気工学・機械工学・土木工学各専攻収容定員の一部改正)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1991年3月29日経済・経営・文学研究科履修規定の変更に伴う改正)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1991年3月29日理工学研究科情報工学専攻新設のための補正申請に伴う改正)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更)

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則 (1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻新設及び1989年9月1日及び1991年7月1日大学院設置基準の一部改正及び1989年9月1日学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

付 則 (1992年4月10日国際関係研究科国際関係コース主要科目追加に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から適用する。

付 則 (1992年7月24日本学他研究科の単位を認定するための変更)

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則 (1992年11月27日本学他研究科等の単位を認定するための変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1993年1月22日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う変更)

この学則は、1992年12月25日から施行する。

附 則（1993年3月12日経営学研究科履修規定の一部変更のための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年4月9日経済学研究科規定の一部変更による変更）

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年5月28日理工学研究科数学専攻、情報工学専攻博士課程設置に伴う変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月11日法学研究科博士課程前期課程に専修コースを設置することおよび同コースに「飛び級」制度を新設することならびに他の大学院等で履修した科目の認定単位数の変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月11日外国の大学院の単位を認定するための一部変更）

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年9月10日入学資格の変更に伴う教職課程履修制限の廃止、及び法学・経済学・社会学・文学研究科高等学校専修教育職員免許「地理歴史」「公民」の課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年9月10日理工学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設することの変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年3月25日理事会議案第114号および1994年3月16日文部大臣認可による理工学研究科修士課程数理学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻ならびに国際関係研究科博士課程国際関係学専攻設置等に伴う変更）

1 この学則は、1994年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士課程前期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1994年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1995年3月24日大学院法学研究科科目の増設および履修方法の変更等に伴

う一部変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1993年11月12日理工学研究科教職課程認定申請 (専修免許) に伴う一部変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻設置に伴う変更)

- 1 この学則は、1996年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程後期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1996年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (1996年2月23日入学資格の変更、修士論文審査委員数の弾力化、各研究科設置科目等の変更に伴う変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前の入学者にも適用する。なお、第1章6条および第14条にかかわる変更については1996年2月1日から施行する。

附 則 (1996年9月13日政策科学研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則 (1996年12月19日文部大臣認可による政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置、1997年3月28日経営学研究科設置科目再編および科目等履修生制度創設にともなう変更、社会保障法分野の研究を促進するための変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

なお、第29条については、1996年度入学者にも適用する。

附 則 (1997年9月26日修士論文指導を強化するための変更)

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年度入学者から適用する。

附 則 (1998年2月27日社会学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設すること、法学研究科のコース名称を変更すること、ならびに法学研究科と理工学研究科の国際化促進および社会学研究科の学系統合等による設置科目変更等にとまなう

変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第1章第6条に係わる変更については、1998年2月1日から適用する。

附 則(1999年2月26日理事会議案第62号1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にともなう変更)

この学則は1999年4月1日から施行する。

付 則(1999年2月26日文学研究科人文総合科学インスティテュート関連科目を新設することに伴う一部変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則(1999年2月26日政策科学研究科政策科学専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更)

この大学院学則は1999年4月1日から施行する。

附 則(1999年12月22日文部大臣認可による法学研究科(博士課程前期課程)、経営学研究科(博士課程前期課程・後期課程)、社会学研究科(博士課程前期課程・後期課程)の、収容定員変更にともなう変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月21日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年2月25日政策科学研究科政策科学研究専攻博士課程前期課程カリキュラムの見直しに伴う一部変更)

この大学院学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日理工学研究科カリキュラム改訂に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日入学資格の緩和、および法学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、理工学研究科のカリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月22日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月21日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日四大学履修交流科目設置に伴う変更）

本学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、その一部については2000年度以前入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（2001年3月23日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経営学研究科企業経営専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。その一部については2001年度以前入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2002年3月29日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日文学研究科博士課程前期課程、後期課程におけるカリキュ

ラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年3月29日国際関係研究科における特別演習の単位数変更と関西四大学履修交流科目の設置に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度入学者より適用する。

附 則 (2002年5月24日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年5月24日文部科学大臣認可による先端総合学術研究科および言語教育情報研究科の設置に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2002年10月17日中央省庁改革に伴う一部改正)

この学則は、2002年10月17日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則 (2002年12月6日領域名称の変更およびカリキュラム改革に伴う変更)

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月7日経済学研究科Master's Program in Economic Development新設に伴う科目の変更)

この学則は、2003年3月7日より施行し、2002年9月26日から適用する。

附 則 (2003年3月7日言語教育情報研究科設置のための補正申請に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月7日国際産業工学特別コースの科目変更に伴う改訂)

本規程は、2003年3月7日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則 (2003年3月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革にともなう特別演習の単位数変更による学則の一部変更)

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日法学研究科法政専修コース法務実習プログラムの多様な展開に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日標準修業年限1年以上2年未満の博士課程前期(修士)課程を設けることを可能とすることに伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日大学院設置基準の一部改正に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日経営学研究科博士課程前期課程の2003年度企業派遣大学院生受け入れ等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第29条別表當院—1に規定する科目および単位については、2001年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2003年3月28日社会学研究科博士課程前期課程の特別演習Ⅰ・特別研究および社会福祉士課程社会援助技術現場実習の単位変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、社会福祉士課程科目については2001年度入学者より適用する。

附 則（2003年3月28日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第37条別表国—1に規定する科目および単位については、2002年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2003年3月28日政策科学研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日応用人間科学研究科修士課程カリキュラム改革に伴う特別演習の単位数の一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日経営学研究科の統計学科目充実に伴う一部科目名称変更および企業協定プログラム実施の新規科目開設に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日政策科学研究科JDSによる留学生受入れに伴う科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日理工学研究科MOT（技術経営）関連、博士課程後期課程国際産業工学特別コースおよび関西四大学履修交流の新規科目科設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月16日国際関係研究科プログラム科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年3月12日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の一部変更、およ

びSTARC寄付講座の科目追加に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則 (2004年3月26日理事会第71号および2004年2月18日文部科学大臣届出受理による法学研究科法学専攻の設置ならびに公法専攻および民事法専攻の学生募集停止に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日理事会第71号および2003年11月27日文部科学大臣認可による法科大学院(専門職学位課程)設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2004年5月28日理事会議案第11号および2004年6月16日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科設置に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2004年7月23日理工学研究科情報システム学専攻の高等学校教諭専修免許(情報)およびテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の高等学校教諭専修免許(商業・工業)の課程認定申請に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日理工学研究科MOT(技術経営)関連科目の削除に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日国際関係研究科基幹科目およびプログラム科目の一部変更、地域研究科目の1科目削除に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日言語教育情報研究科科目変更に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日テクノロジー・マネジメント研究科カリキュラム構成変更および科目名称変更に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2005年1月28日法学部履修交流科目制度発足に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2005年3月4日プログラム内容に即した科目内容の再編に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年3月4日文学研究科博士課程前期課程哲学専攻改革に伴う別表の変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学研究科人文学専攻および理工学研究科博士課程前期課程設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科博士課程前期課程哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻、ならびに博士課程後期課程西洋哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 理工学研究科博士課程前期課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻は学生募集を停止し、学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年5月27日経営管理研究科設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日文学研究科人文学専攻、理工学研究科基礎理工学専攻・創造理工学専攻・情報理工学専攻の設置に係る教職課程認定申請に伴う、大学院学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日より施行する。
- 2 以下に掲げる研究科・専攻にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は以下の通りとする。

文学研究科 哲学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 心理学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 日本文学専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語
文学研究科 東洋思想専攻
高等学校専修免許国語
中学校専修免許国語
文学研究科 英米文学専攻
高等学校専修免許英語
中学校専修免許英語
文学研究科 史学専攻
高等学校専修免許地理歴史
中学校専修免許社会
文学研究科 地理学専攻
高等学校専修免許地理歴史
中学校専修免許社会
理工学研究科 数理科学専攻
高等学校専修免許数学
高等学校専修免許理科
中学校専修免許数学
中学校専修免許理科
理工学研究科 物質理工学専攻
高等学校専修免許理科
高等学校専修免許工業
中学校専修免許理科
理工学研究科 環境社会工学専攻
高等学校専修免許理科
高等学校専修免許工業
中学校専修免許理科
理工学研究科 情報システム学専攻
高等学校専修免許数学
高等学校専修免許工業
高等学校専修免許情報
中学校専修免許数学

附 則（2005年7月15日理事会議案第27号および2005年11月9日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年1月27日立命館大学学則に学費額を記載することに伴い、立命館大学大学院学則の記載方法を合わせる。また、立命館大学および立命館アジア太平洋大学から本学大学院へ入学する場合の入学金の取扱い変更および立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日経済学研究科改革に伴うコース名変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日国際関係研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

本規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日政策科学研究科カリキュラム改革にともなう科目変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行し、2005年度の入学生から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院入学資格に関する学校教育法施行規則第70条の改正に伴う入学資格の追加と一部変更、ならびに博士課程の修了要件に標準修業年限を1年以上2年未満とした博士課程前期課程または修士課程を修了した者、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者および専門職学位課程を修了した者を追加することに伴う変更）

この学則は2006年4月1日から施行し、2006年度入学者から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院共通科目設置に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。

附 則（2006年3月24日法学研究科・経営学研究科・政策科学研究科カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月24日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月21日 理工学研究科一貫制博士課程フロンティア理工学専攻の廃止に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科フロンティア理工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2006年10月13日大学院の共同修士学位制度への特別在学料適用に伴う変更）
この学則は、2006年10月13日から施行し、2006年9月26日から適用する。

附 則（2006年11月24日大学院設置基準の一部改正、編入学、転学の制度運用、および2007年度学費額変更に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日社会学研究科カリキュラム改革ならび社会調査士課程および専門社会調査士課程設置等に伴う一部変更）
この学則は2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、社会学研究科履修要項に定める。

附 則（2007年3月2日文学研究科人文学専攻教育人間学専修博士課程後期課程の設置に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日理工学研究科フロンティア理工学プログラム設置に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、2006年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日言語教育情報研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日より施行し、2006年度入学生から遡及適用する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月23日法学研究科博士課程前期課程におけるコース再編に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日政策科学研究科博士課程後期課程における単位制度の導入に伴う一部変更）

この学則は2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日テクノロジー・マネジメント研究科の履修要件の変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日公務研究科における「1年修了コース」設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 京都教育大学大学院連合教職実践教育研究科に連合大学院として協力することに伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 社会調査士課程および専門社会調査士課程設置の本則への明記、字句の統一および産業社会学部履修交流科目の廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 総合理工学院の設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 政策科学研究科「リサーチプロジェクト」（前期課程）の運営・編成方法の変更に伴う一部変更、およびカリキュラム改革にもとづく科目の新設、廃止に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 関西四大学単位互換履修制度の整理に伴う学則別表

の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則 (2008年3月13日 先端総合学術研究科カリキュラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 「日本文化研究プログラム」開設、ツール系科目の開設
にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日より施行する。

附 則 (2008年3月13日 国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革にと
もなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 応用人間科学研究科2008年度開講方針にもとづく科目新
設にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 言語教育情報研究科カリキュラム改革にともなう一部変
更)

この学則は、2008年4月1日より施行し、2007年度入学生から適用する。

附 則 (2008年11月28日2009年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 法学研究科における法学部履修交流科目の廃止にともな
う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日 経営学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則
別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 社会学研究科における社会福祉士課程の廃止および履修
方法の変更にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。ただし、第32
条の第1項および第2項は、2007年度入学者から適用する。

附 則 (2009年3月27日 文学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう一部変
更)

この学則は2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。

附 則（2009年3月12日 理工学研究科における「歴史都市を守る文化遺産防災学
推進拠点」採択による科目の新設、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科
目の追加および「学外研究発表演習」の取扱い変更に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、半導体理工学研究センター(STARC)
寄附講座科目については、2008年度入学者にも適用する。

附 則（2009年3月12日 国際関係研究科におけるカリキュラム改訂に伴う学
則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 政策科学研究科における「地域共創研究プログラム」の
設置および学部科目の修了要件からの除外に伴う一部変更、「政策プロフェッシ
ョナル・プログラム」の廃止による関連科目の「共通科目」への再編および「国際開
発プログラム」の開講形態の整理に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 言語教育情報研究科におけるカリキュラム改訂に伴う
学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 テクノロジー・マネジメント研究科における履修要件の
変更およびカリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 公務研究科におけるカリキュラム改訂による科目の新設
に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う
一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年5月22日 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う
一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2010年3月26日 学籍制度の見直し、立命館大学学則等の変更および2010

年度学費額変更ならびに法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、文学研究科、理工学研究科、国際関係研究科および政策科学研究科のカリキュラム改訂等にもなう一部変更)

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第18条の2第5項および第25条から第40条の10は、2009年度以前の入学者には適用しない。ただし、別表国一2は、2009年度以前の国際関係研究科入学者にも適用する。
- 3 第7条の3第1項の定めその他、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。
- 4 第7条の3第1項の定めその他、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。
- 5 第13条第2項は、一貫制博士課程に2009年度以前に入学した者および2011年度以前に転入学した者にあつては、「一貫制博士課程は10年」とあるのを「一貫制博士課程は8年」と読み替える。
- 6 第53条第3項は、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者には適用しない。
- 7 第53条第3項は、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者には適用しない。

附 則 (2010年3月26日 法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更になう一部変更)

この学則は2011年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月26日映像研究科映像専攻設置に伴う一部変更)

この学則は、2011年4月1日より施行する。

附 則 (2011年1月28日 授業科目および研究指導の担当者の決定者の規定、夜間等に授業および研究指導を行う研究科の規定、実務の経験を有する者の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする研究科の規定、学位に関する規定の整理、外国人研究生制度の創設ならびに経済学研究科および国際関係研究科のカリキュラム改訂等

にともなう一部変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年1月28日 経済学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科および
応用人間科学研究科のカリキュラム改訂ならびに映像研究科の設置認可申請での審
査意見への対応にともなう科目別表の一部変更)

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 別表政一2は、2010年度以前の政策科学研究科入学者にも適用する。

附 則 (2011年3月25日 理工学研究科の専攻、情報理工学研究科および生命科学
研究科の設置にともなう一部変更)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程前期課程創造理工学専攻、情報理工学専攻および理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻は、2012年度より学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2012年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (2011年3月25日 スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置にともな
う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変
更)

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則 (2011年11月25日 専門職大学院学則の廃止に伴う全部変更)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に伴い、立命館大学専門職大学院学則（規程第648号）は、廃止する。
- 3 第1項にかかわらず、第34条は、一貫制博士課程に2010年3月31日以前に入学した者および2012年3月31日以前に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 4 第1項にかかわらず、第56条は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 5 第1項にかかわらず、第60条第5項は、2010年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例とする。
- 6 第1項にかかわらず、第80条第2項は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程およ

び一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。ただし、外国人留学生を除く。

附 則（2011年11月25日 2011年3月25日の理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置による一部変更に伴う収容定員の経過措置の追加）

- 1 変更後の学則第6条にかかわらず、2012年4月1日に入学定員を変更する研究科の2012年度および2013年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
理工学研究科	創造理工学専攻	博士課程前期課程	400	—
	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	—
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程	6	12
	総合理工学専攻	博士課程後期課程	150	75
	電子システム専攻	博士課程前期課程	180	360
		博士課程後期課程	8	16
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	22
	環境都市専攻	博士課程前期課程	80	160
		博士課程後期課程	15	30
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	30
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	30

- 2 理工学研究科創造理工学専攻および情報理工学専攻の博士課程前期課程ならびに総合理工学専攻の博士課程後期課程は、2012年4月1日以後においても、当該専攻に在学する者の属する年次には再入学者を受入れることができる。

附 則（2011年11月25日 授業料等納付金および手数料の規定ならびに立命館大学大学院の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第1項にかかわらず、第11章は、2012年3月31日に在籍する者および2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例とする。ただし、授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は、次表のとおりとする。

(1) 修士課程および博士課程前期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間） （注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
法学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経済学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経営学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
社会学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	調査実習料	14,000	14,000	—
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修を除く）	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修）	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	20,800	20,800	20,800
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
理工学研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	135,000	135,000	135,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
国際関係研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
政策科学研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
応用人間科学研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	51,000	51,000	51,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
言語教育情報研究科	授業料	842,000	842,000	842,000

	教育充実費	82,000	242,000	242,000
テクノロジー・マネジメント 研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	調査実習料	65,000	65,000	65,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
公務研究科（1年修了コースを 除く）	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
公務研究科（1年修了コース）	授業料	1,317,000	1,317,000	—
	教育充実費	218,000	378,000	—
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000
映像研究科	授業料	1,318,000	1,318,000	1,318,000
	実験実習料	103,000	103,000	103,000
	教育充実費	218,000	378,000	378,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額（公務研究科（1年修了コース）においては、2年次以降は年次につき1,695,000円）とする。

(2) 博士課程後期課程

(単位：円)

研究科	費目	全年次（年額）
全研究科	授業料	500,000

(3) 一貫制博士課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年額）		2年次（年額）	3～5年次（年額）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身		
先端総合学術 研究科	授業料	878,000	878,000	878,000	500,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000	—
理工学研究科 （フロンティア理工学専攻）	授業料	—	—	—	500,000

注1 6年次以降は5年次の金額と同額とする。

(4) 専門職学位課程

(単位：円)

研究科	費目		1～3年次(注1)
法務研究科	授業料		1,169,000 (年額)
	教育充実費		106,000 (年額)
経営管理研究科(アカウンティング・プログラムを除く)	授業料	単位授業料	48,000 (1単位につき)
		固定授業料	61,000 (学期につき)
経営管理研究科(アカウンティング・プログラム)	授業料	単位授業料	48,000 (1単位につき)
		固定授業料	136,000 (学期につき)

注1 4年次以降は3年次の金額と同額とする。

附 則(2012年3月23日 大学院における聴講生の新設、外国人研究生の対象追加、大学院学位委員会の設置および立命館大学学則の一部変更等に伴う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第65条は、次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日までなお従前の例による。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

附 則(2012年3月23日 2011年11月25日の学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2011年11月25日変更の附則第2項を次のとおりに変更する。次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日まで、第60条、第76条から第80条および第87条から第89条はなお従前の例によるものとし、スポーツ健康科学研究科の授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は次表のとおりとする。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者

(3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者

(4) 2014年度に4年次以上に再入学する者

(5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
スポーツ健康科学	授業料	915,000	915,000	915,000
研究科	教育充実費	103,000	263,000	263,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額

附 則（2012年3月23日 2010年3月26日の法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更に伴う経過措置の追加）

2010年3月26日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、法学研究科博士課程後期課程および経済学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
法学研究科	法学専攻	博士課程後期課程	35	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程後期課程	20	15

附 則（2012年3月23日 2011年3月25日のスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置に伴う収容定員の経過措置の追加）

2011年3月25日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	16

附 則（2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則（2013年1月25日 カリキュラムの適用および外国人研究生の対象の追加等に伴う一部変更）

1 この学則は、2013年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者、2013年度に2回生以上に転入学ま

たは再入学する者、2014年度に3回生以上に転入学または再入学する者、2015年度に4回生以上に再入学する者、2016年度に5回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程のみ）、2017年度に6回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程のみ）、2018年度に7回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2019年度に8回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2020年度に9回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2021年度に10回生に再入学する者（一貫制博士課程のみ）については、なお従前の例による。

- 3 前項に定める従前の例による者のうち、復学、転籍および原級留置により2013年度以降のカリキュラムを適用する者については、当該カリキュラムを修了まで適用する。

附 則（2013年3月22日 法務研究科の収容定員の変更に伴う一部変更および入学検定料の時限措置の追加）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2014年度および2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	360	330

- 3 法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2014年度入学および2015年度入学の入学試験については、納付金等別表1—1（入学検定料）にかかわらず、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2013年3月22日 文学研究科行動文化情報学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の学則第6条にかかわらず、文学研究科の2014年度および2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	175	—
		博士課程後期課程	90	75
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	—
		博士課程後期課程	15	30

附 則（2013年3月22日 薬学研究科薬学専攻設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015

年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	5	10	15

附 則（2013年5月24日 薬学研究科薬学専攻の入学定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	3	6	9

附 則（2013年7月26日 外国人研究生の追加および変更手続きの変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年7月26日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年1月24日 教育方法の特例の対象となる研究科の追加および外国人研究生の対象追加等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1—1における理工学研究科博士課程前期課程および後期課程の入学試験方式の変更については、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年3月28日 経営管理研究科の入学定員の変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、経営管理研究科専門職学位課程の2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	180

- 3 第1項にかかわらず、第77条納付金等別表3—4は、2015年3月31日に在籍する者および2015年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月23日 大学学則との表記の統一、外国人研究生の対象の追加、経営管理研究科における単位認定料の徴収対象の追加等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1—1における入学試験方式の区分の変更については、2014年4月1日から適用する。

附 則（2015年 3 月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」
および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の
施行ならびに文学研究科における聴講生の追加に伴う一部変更）

この学則は、2015年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2015年 3 月27日 法務研究科の入学定員および収容定員の変更および入学
検定料の時限措置の追加に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 6 条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2016年度および2017年度
の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2016年度	2017年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	270	240
収容定員の合計			4193	4166

- 3 第75条納付金等別表 1－1（入学検定料）にかかわらず、法務研究科専門職学位課程
の入学検定料は、2016年度入学、2017年度入学および2018年度入学の入学試験について
は、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2016年 1 月22日 入学検定料の免除対象の追加、法務研究科の修了要件等
の変更および授業料等変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第57条は、2015年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、第77条納付金等
別表 3－1、3－3および3－4は、なお従前の例による。

- (1) 2016年 3 月31日に在籍する者
- (2) 2016年度に 2 年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2017年度に 3 年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2018年度に 4 年次以上に再入学する者
- (5) 2019年度に 5 年次以上に再入学する者

附 則（2016年 1 月22日 教職研究科実践教育専攻専門職学位課程設置等にともな
う一部変更）

- 1 この学則は、2017年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 6 条にかかわらず、2017年度の教職研究科実践教育専攻専門職学位課程の
収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2017年度
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35
収容定員の合計			4,201

附 則（2017年 1 月27日 教職研究科の入学前既修得単位認定の変更、立命館大学
外国人留学生学費減免規程の名称変更および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2017年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表 3—1、納付金等別表 3—3 および
納付金等別表 3—6 は、2017年 3 月31日に在籍する者および2017年 4 月 1 日以降の入学
者から適用する。

附 則（2017年 1 月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務
研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年 4 月 1 日から施行する。
- 2 応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年 3 月
31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第 5 条にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科
公共政策専攻は、2018年 3 月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくな
るまでの間、存続する。
- 4 第 2 項にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策
専攻は、2018年 3 月31日に当該専攻に在学する者の属する年次に、2018年 4 月 1 日以降
に転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第 6 条にかかわらず、2018年度の理工学研究科電子システム専攻、理工学研
究科環境都市専攻、応用人間科学研究科応用人間科学専攻、公務研究科公共政策専攻、人
間科学研究科人間科学専攻の収容定員および2019年度の人間科学研究科人間科学専攻博
士課程後期課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	—
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	—
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	—
		博士課程後期課程	20	40

収容定員の合計	4,111	4,136

- 6 第1項にかかわらず、変更後の第16条、第27条、第77条、第77条納付金等別表3—1および納付金等別表3—6は、2018年4月1日以降の入学から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学院等において修得した単位を認定する場合の表記、法務研究科の授業料等の変更に伴う一部変更）

- この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、変更後の第23条第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 変更後の第81条の2納付金等別表5—1—2にかかわらず、公務研究科の授業科目の聴講料については、なお従前の例による。

附 則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、2019年度の薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2019年度
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,156

附 則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、改正後の第10条の3については、2018年9月26日以降に入学し、2019年3月31日に在籍する者に適用する。
- 第1項にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料（第75条納付金等別表1—1（入学検定料））は、2019年度入学、2020年度入学および2021年度入学の入学試験の時限措置とする。
- 2018年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則第5項の表を次のとおりに変更する。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	280

	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	240
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,171	4,136

- 5 2019年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則について、薬学研究科の収容定員の変更については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。

附 則（2019年1月25日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年1月24日 法務研究科の除籍事由の追加、政策科学研究科の入学検定料の変更、入学金、授業料等の変更、研修生料、研究生料および専修生料の半期納付の導入等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

- 2 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）の附則第5項の文言を「5 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）の附則については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。」に変更する。

附 則（2020年3月27日 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置および薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,199	4,202

- 3 前2項にかかわらず、2021年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2020年7月17日 食マネジメント研究科食マネジメント専攻の設置に伴う

一部変更)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の食マネジメント研究科食マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,222	4,248

附 則 (2021年3月26日 大学院設置基準の一部改正、情報理工学研究科の入学検定料の変更、法務研究科の修了要件の変更、経営管理研究科の固定授業料への変更等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第44条、第47条および第48条は、2020年4月1日から適用する。
- 3 第1項にかかわらず、2021年3月31日に経営管理研究科に在籍する者については、第77条納付金等別表3—4および第81条納付金等別表3—6は、なお従前の例による。
- 4 第1項にかかわらず、2021年3月31日に国際関係研究科に在籍する者については、第75条納付金等別表3—1は、なお従前の例による。

附 則 (2021年5月28日 立命館大学大学院学位委員会規程の制定に伴う一部変更)
この学則は、2021年5月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (2022年1月28日 専門職大学院設置基準の一部改正、経営管理研究科の1年修了コース廃止、授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学する者については、第77条納付金等別表3—1、納付金等別表3—3、納付金等別表3—4および納付金等別表3—6は、なお従前の例による。

附 則 (2023年1月27日 大学院設置基準の改正、教職研究科の修了要件の変更ならびに外国人研究生の対象の削除および名称の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、2023年3月31日に在籍する者については、第42条第3項および第4項はなお従前の例による。

附 則（2023年1月27日 経営管理研究科観光マネジメント専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2024年度の経営管理研究科観光マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2024年度
経営管理研究科	観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70
収容定員の合計			4,324

附 則（2024年1月26日 生命科学研究科博士課程前期課程の入学試験方式の追加および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表3—1、3—3、3—4および3—6は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2024年9月27日 研究科横断科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則（2025年1月24日 単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更）

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第21条および第22条は、2008年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

附 則（2025年1月24日 デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の設置、理工学研究科の専攻名称の変更ならびに法学研究科博士課程前期課程、理工学研究科博士課程前期課程および人間科学研究科博士課程前期課程の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、理工学研究科環境都市専攻は、2026年3月31日に当該

専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。

- 3 変更後の第6条にかかわらず、2026年度の法学研究科法学専攻博士課程前期課程、理工学研究科基礎理工学専攻博士課程前期課程、理工学研究科電子システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科機械システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科都市システム専攻博士課程前期課程、人間科学研究科人間科学専攻博士課程前期課程およびデザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2026年度
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	110
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	120
	電子システム専攻	博士課程前期課程	295
	機械システム専攻	博士課程前期課程	295
	都市システム専攻	博士課程前期課程	265
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	140
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,489

- 4 第1項にかかわらず、変更後の第77条納付金別表3―1は、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

納付金等別表1―1（入学検定料）（第75条関連）

（単位：円）

方式	金額
以下の入学試験方式以外の全方式	35,000
経済学研究科博士課程前期課程 一般入学試験 ※経済学専攻 Master's Program in Economic Development 9月入学のみ	5,000
理工学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000

理工学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
国際関係研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準書類選考）	5,000
政策科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
政策科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後 期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程後期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
法務研究科専門職学位課程 全入学試験	10,000

納付金等別表 2－1（入学金）（第76条関連）

（単位：円）

区分	金額
入学、転入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3－1（修士課程等の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次（注1）
法学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Developmentを除く）	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Development）	春学期授業料	487,000	487,000
	秋学期授業料	487,000	487,000
経営学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
社会学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
文学研究科（人文学専攻）	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
文学研究科（行動文化情報学専攻）	春学期授業料	417,300	417,300
	秋学期授業料	417,300	417,300
理工学研究科（数理科学コースを除く）	春学期授業料	622,200	622,200
	秋学期授業料	622,200	622,200
理工学研究科（数理科学コース）	春学期授業料	581,600	581,600
	秋学期授業料	581,600	581,600
国際関係研究科（国際関係学プログラム）	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
国際関係研究科（Global International Relations Program(GIRP)）	春学期授業料	487,000	487,000
	秋学期授業料	487,000	487,000
政策科学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
言語教育情報研究科	春学期授業料	432,800	432,800
	秋学期授業料	432,800	432,800
テクノロジー・マネジメント研究科	春学期授業料	630,800	630,800

	秋学期授業料	630,800	630,800
スポーツ健康科学研究科	春学期授業料	474,900	474,900
	秋学期授業料	474,900	474,900
映像研究科	春学期授業料	651,800	651,800
	秋学期授業料	651,800	651,800
情報理工学研究科	春学期授業料	615,300	615,300
	秋学期授業料	615,300	615,300
生命科学研究科	春学期授業料	615,300	615,300
	秋学期授業料	615,300	615,300
薬学研究科	春学期授業料	615,300	615,300
	秋学期授業料	615,300	615,300
人間科学研究科	春学期授業料	459,900	459,900
	秋学期授業料	459,900	459,900
食マネジメント研究科	春学期授業料	427,500	427,500
	秋学期授業料	427,500	427,500
デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻1年制を除く）	春学期授業料	455,800	455,800
	秋学期授業料	455,800	455,800
デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻1年制）	春学期授業料	861,600	—
	秋学期授業料	861,600	—

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—2（博士課程後期課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	全年次
全研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3—3（一貫制博士課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次	3～5年次（注1）
先端総合学術研究科	春学期授業料	432,800	432,800	250,000
	秋学期授業料	432,800	432,800	250,000

注1 6年次以降は5年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—4（専門職学位課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2～3年次（注1）
法務研究科	春学期授業料	707,300	707,300
	秋学期授業料	707,300	707,300
経営管理研究科	春学期授業料	674,900	674,900
	秋学期授業料	674,900	674,900
教職研究科	春学期授業料	487,000	487,000
	秋学期授業料	487,000	487,000

（注1） 4年次以降は3年次授業料と同額とする。

納付金等別表3—5（4年制博士課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	全年次
薬学研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3—6（長期履修生の学期ごとの授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	長期履修が許可された学期数	金額
経済学研究科	5学期	324,700（1学期あたり）
	6学期	270,600（1学期あたり）
	7学期	231,900（1学期あたり）
	8学期	202,900（1学期あたり）
文学研究科（人文学専攻）	5学期	324,700（1学期あたり）
	6学期	270,600（1学期あたり）
	7学期	231,900（1学期あたり）
	8学期	202,900（1学期あたり）
文学研究科（行動文化情報学専攻）	5学期	333,900（1学期あたり）
	6学期	278,200（1学期あたり）
	7学期	238,500（1学期あたり）

	8学期	208,700（1学期あたり）
政策科学研究科	5学期	324,700（1学期あたり）
	6学期	270,600（1学期あたり）
	7学期	231,900（1学期あたり）
	8学期	202,900（1学期あたり）
言語教育情報研究科	5学期	346,300（1学期あたり）
	6学期	288,600（1学期あたり）
	7学期	247,400（1学期あたり）
	8学期	216,400（1学期あたり）
スポーツ健康科学研究科	5学期	380,000（1学期あたり）
	6学期	316,600（1学期あたり）
	7学期	271,400（1学期あたり）
	8学期	237,500（1学期あたり）
教職研究科	5学期	389,600（1学期あたり）
	6学期	324,700（1学期あたり）
	7学期	278,300（1学期あたり）
	8学期	243,500（1学期あたり）
人間科学研究科	5学期	368,000（1学期あたり）
	6学期	306,600（1学期あたり）
	7学期	262,800（1学期あたり）
	8学期	230,000（1学期あたり）
食マネジメント研究科	5学期	342,000（1学期あたり）
	6学期	285,000（1学期あたり）
	7学期	244,300（1学期あたり）
	8学期	213,800（1学期あたり）
経営管理研究科	5学期	540,000（1学期あたり）
	6学期	450,000（1学期あたり）
	7学期	385,700（1学期あたり）
	8学期	337,500（1学期あたり）

納付金等別表 4－1（在籍料）（第79条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	5,000 (学期につき)

納付金等別表 4－2 (特別在学科料) (第80条関連)

(単位：円)

研究科	区分	金額
全研究科	第80条第1号に定める者	5,000 (学期につき)
	第80条第2号に定める者	25,000 (学期につき)

納付金等別表 5－1 (科目等履修料) (第81条関連)

(単位：円)

研究科	金額
理工学研究科	34,000 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科	34,000 (1単位につき)
映像研究科	34,000 (1単位につき)
情報理工学研究科	34,000 (1単位につき)
生命科学研究科	34,000 (1単位につき)
薬学研究科	34,000 (1単位につき)
全研究科 (文化遺産防災学 教育プログラム)	55,100 (学期につき)
全研究科 (Study inKansaiProgram)	402,900 (学期につき)
上記以外の全研究科	23,200 (1単位につき)

納付金等別表 5－1－2 (聴講料) (第81条の2 関連)

(単位：円)

区分	金額
法学研究科、文学研究科、政策科学研究科、スポーツ健康科学研究科、先端総合学術研究科、人間科学研究科、法務研究科および経営管理研究科の科目	13,700 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科の科目	20,300 (1単位につき)

納付金等別表 5－2 (特別履修料) (第82条関連)

(単位：円)

研究科	金額
理工学研究科（外国人短期留学実習受入プログラム）	330,400（年額）
全研究科（JENESYSプログラム）	319,300（学期につき）
上記以外の全研究科	402,900（学期につき）

納付金等別表 5－3（研修料）（第83条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	2,100（学期につき）

納付金等別表 5－4（研究料）（第84条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	7,000（学期につき）

納付金等別表 5－5（専修料）（第85条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	2,500（学期につき）

納付金等別表 5－6（外国人研究料）（第86条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	402,900（学期につき）

○立命館大学大学院デザイン・アート学研究科委員会規程

2025年4月11日

規程第1255号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第9条第4項および立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第7条第2項にもとづき、デザイン・アート学研究科（以下「研究科」という。）の組織およびデザイン・アート学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止または変更に関する事項
- (2) 大学院学則および大学院諸規程の制定または改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考查に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 授業科目担当者に関する事項
- (7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項
- (8) 学生の補導に関する事項
- (9) 学生の定数に関する事項
- (10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項
- (11) その他研究科に関する重要な事項

(構成)

第3条 研究科委員会は、修士課程の研究指導資格を有する研究科の専任教員をもって構成する。

2 研究科委員会は必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。

(役職者)

第4条 研究科に、研究科長および副研究科長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じてその他の役職を置くことがある。

(役職者の任命)

第5条 研究科長は、デザイン・アート学部長がこれを兼任する。ただし、研究科委員会の議決にもとづき、デザイン・アート学部長を兼ねない者を選出することができる。

2 副研究科長は、デザイン・アート学部副学部長（研究担当）がこれを兼任する。

3 研究科の運営に必要なその他の役職は、研究科長が任命することができる。

(役職者の職務)

第6条 研究科長は、研究科委員会の議長となり、その決議を執行し、研究科を代表する。

2 研究科長に事故あるときには、副研究科長がその職務を代行する。

3 副研究科長は、研究科長を補佐する。

4 その他の役職は、必要に応じその職務を定める。

(役職者の任期)

第7条 研究科長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期以上その任にあたることはできない。

2 前項の定めにかかわらず、研究科長が任期途中で退任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期以上その任にあたることはできない。

4 その他の役職の任期は1年またはその職務が終了するまでの期間とする。

(招集)

第8条 研究科委員会は、定例で開催する。ただし、研究科長が必要と認めたとき、または構成する者の3分の1以上の要求があったときは、臨時にこれを招集する。

2 学長は、必要と認めたとき、研究科委員会の招集を研究科長に要請し、または研究科委員会に出席して発言することができる。

(成立要件および議決)

第9条 研究科委員会は、学外研究員、休職している者および校務を命じられた者で研究科委員会に出席することができないと研究科委員会が認めた者を除く、構成員の過半数の出席により成立する。

2 研究科委員会の議決は、出席者の過半数の賛成によって行い、可否同数のときは議長の決定するところによる。

3 前2項にかかわらず、研究科委員会の組織に関する事項および教員の人事に関する議決については、構成員の4分の3以上が出席する研究科委員会において、出席者の3分の2以上の同意によって決する。

(修士学位審査)

第10条 立命館大学学位規程（以下「学位規程」という。）第10条により、同規程第9条第1項に定める修士の学位申請があったときは、研究科委員会は、その受理および学位授与について審査を行う。

2 学位規程第13条第1項にもとづき、修士論文等の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

3 審査委員会および修士学位授与の審査について、学位規程に定める以外の事項については、研究科委員会にて別に定める。

(執行部会議)

第11条 研究科に、執行部会議を置く。

2 執行部会議は、研究科の日常業務を調整し、執行する。

3 研究科長は、執行部会議を主宰する。

4 執行部会議は、研究科長、デザイン・アート学部副学部長およびデザイン・アート学部学生主事をもって構成する。

5 研究科長は、必要に応じて、前項に定める者以外の教職員を出席させることができる。

6 研究科長が必要と認めたときは、デザイン・アート学部執行部会議と合同で会議を開催することができる。

(代議員会)

第12条 学校教育法施行規則第143条にもとづき、研究科委員会のもとに代議員会を置く。

- 2 代議員会の構成員は、研究科委員会が決定する。
- 3 研究科長は、議長となり、議決を執行する。
- 4 研究科長に支障があるときは、副研究科長が議長を代行する。

(代議員会の成立要件)

第13条 代議員会は、構成員の過半数の出席により成立する。

- 2 代議員会の議決は、全会一致とする。

(代議員会の審議事項)

第14条 代議員会は、その議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。

2 前項にかかわらず、次に掲げる各号の事項については、代議員会で議決することができない。

- (1) 第2条第1号に定める事項
- (2) 第2条第2号に定める事項
- (3) 第2条第3号に定める事項のうち、非常勤講師以外の人事および教員の懲戒に関するもの
- (4) 第2条第4号に定める事項のうち、研究科および専攻課程の再編ならびに開講方針に関するもの
- (5) 第2条第9号に定める事項
- (6) その他、研究科委員会において、代議員会で議決できないとされた事項

(委員会)

第15条 研究科委員会は、研究科の特定の課題について諮問する委員会を置くことができる。

- (1) 委員会は、研究科委員会の構成員の中から研究科長が指名して、これを組織する。
- (2) 委員会は、委員の互選により、委員長を選出する。
- (3) 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。
- (4) 委員会は、諮問された事項について、研究科委員会に報告する。

(議事録)

第16条 研究科委員会の議事については、議事録を作成し、次回の研究科委員会において承認を得なければならない。

(事務局)

第17条 事務長は、研究科委員会に出席し、その事務を担当する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、研究科委員会の議決によって行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類 本文

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	・・・p2
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	・・・p11
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p12
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p12
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p19
6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	・・・p25
7. 基礎となる学部との関係	・・・p26
8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	・・・p27
9. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	・・・p28
10. 入学者選抜の概要	・・・p30
11. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	・・・p31
12. 研究の実施についての考え方、体制、取組	・・・p32
13. 施設、設備等の整備計画	・・・p33
14. 管理運営	・・・p34
15. 自己点検・評価	・・・p35
16. 認証評価	・・・p35
17. 情報の公表	・・・p36
18. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	・・・p36

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 中期計画における新学部・研究科構想の位置付け

立命館大学は 2030（令和 12）年の学園のあり方を定めた「学園ビジョン R2030」を策定し、①新たな価値を創造する次世代研究大学、②イノベーション・創発性人材を生み出す大学の 2 つの柱を 2030 年代の本学の姿として掲げ、施策群として整備した中期計画「チャレンジ・デザイン」を推進している。

本学が「学園ビジョン R2030」に掲げる、①新たな価値を創造する次世代研究大学、②イノベーション・創発性人材を生み出す大学を実現するためには、本学にこれまで取り組んでこなかった「美的感性に裏打ちされた創造性の涵養」が必須の要素と考え、チャレンジ・デザインの施策の一つとして、総合大学ならではの本格的かつ独創的なデザイン・アートの教学研究拠点「デザイン・アート学部」および「デザイン・アート学研究科」の設置を構想した。

デザイン・アート学研究科は、デザイン学を一つのディシプリンとして捉え、歴史都市京都にある総合大学において、デザインやアートの領域を教育研究の対象とし、未来社会を感性豊かに創造する人材を育成するとともに、アートの技術と感性を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追究することを目的として設置するものである。

(2) デザイン・アート学研究科を設置する社会的背景及び必要性

経済活動が多様化し複雑性を増す社会環境のもと、企業をはじめとした組織体の活動においては、自らの存在意義を再確立し、モノやサービスの機能・品質がコモディティ化している時代に独自性をもって取り組みの差別化を図り、国内外の社会的ニーズを生み出すための創造性あるイノベーション人材の育成が求められている。加えて、物質的欲求が満たされ、人間の欲求が高次化することによって文化的消費も多様化、細分化される傾向にあり、多様性や個性への理解がなければ独創的な企業・組織活動は展開できない状況にある。

この状況に対して、人間社会や自然科学への新たな見方や新たな価値観等の着想を、デザイン・アートの持つ多様な機能・効用から得ることが有用となる。さらに、デザイン・アートを通じて創発性を高めることは、企業活動のみならず、地域社会における文化の創造力を高め、尺度や価値観が多様化する人々の幸福度やウェルビーイングを高めることに繋がる。また、文化芸術立国の実現に向けた「文化芸術推進基本計画（第一期）」（2018（平成 30）年）や経済産業省における「高度デザイン人材育成ガイドライン」（2019（平成 31）年）の策定などに見られる政府の動向においても、デザイン・アートがもたらす美的価値および社会的・経済的価値、またその思考特性を通じた価値創出と人材の育成への期待が高まっていることが分かる。

一方、現在のデザイン・アートを取り巻く現況において、①デザインの専門性の喪失、②デザイン思考におけるアートの観点の喪失、③デザインの定義の曖昧性、④日本の歴史と文化を踏まえたデザイン教育研究の不在、⑤デジタルネイティブのデザイン教育研究の不在、が社会的課題として認識できる。

① デザインの専門性の喪失

国内でのデザインを取り巻く社会的状況の歴史的な変遷を見ると、インダストリアルデザインやブランドコミュニケーションデザインなど、デザインは経済活動への貢献の観点で発展してきた。しかし近年、デザインの社会化が進み、DX、持続可能な社会システムの構築、人間とデジタルの円滑な接点

の設計、地域コミュニティの活性化など、多様な領域にデザインの実践が広がっている。この「デザインの民主化」により、専門知を持たない人々が独自の解釈でデザインを実践し、それを発信・流通させる機会が増加した。その結果、デザインの本質である共創による生活世界の形成や文化的アイデンティティの構築が軽視され、文脈を欠いた十分に洗練されていないモノゴトが社会に拡散し、生活環境の悪化や文化の多様性の喪失を招いている。

経済産業省では2018（平成30）年に「高度デザイン人材育成研究会」を設置し、デザインの専門性を維持するための教育の必要性を指摘している。2023（令和5）年のWDO世界デザイン会議東京では、デザインの専門性の再定義が必要であることが議論され、さらに経済産業省「これからのデザイン政策を考える研究会」（2023（令和5）年）では、デザインスキルが非専門家に開かれたことで、専門性の希薄化に拍車をかけている現状が課題として指摘されている。

このように現在、社会においてデザインの民主化によりデザイン知が拡散されたことで、逆説的に「デザインの専門性」という中心の喪失が起こっている。このような事態を批判的に検討し、同時代における「デザインの専門性」＝「デザイン学」という中心を（再）構築するために、現代社会におけるデザイン教育の意味・意義とそのあるべき実践を担う場が求められている。

② デザイン思考におけるアートの観点の喪失

近年、「デザイン思考（design thinking）」が世界的に普及し、ビジネス活動においてデザインの考え方を活用することが主流となっている。しかし、このアプローチでは「問題解決」の側面が過度に強調され、本来デザインが持つ多様な知や意義が見落とされる傾向にある。

特にここで見落とされてきたのが、アートの観点として特徴的な「社会批判による問題提起」と「美的感性」である。経済産業省「アートと経済社会について考える研究会」（2023（令和5）年）では、アートが持つ社会批判の視点や感性の役割が、ビジネスや社会のイノベーションに不可欠であると指摘されている。このようなデザイン思考におけるアートの視点の喪失により、デザイン行為が近視眼的な問題解決手法に限定される状況が生じている。結果として、地球環境や社会的インクルージョンへの配慮、持続可能な社会への変革のビジョン形成といった本来デザインが担うべき視点が軽視され、社会生活における情動的・感性的な充足や本質的な豊かさの追求というアジェンダが不可視化されている。

また、経済産業省「創造的思考および創造的態度に関する調査研究」（2022（令和4）年）では、デザイン思考がアート思考など他の創造的手法と融合することなく「手法化」「形式知化」される危険性が指摘されている。これにより、デザイン思考が画一的なフレームワークに収束してしまう課題が浮かび上がっている。こうしたデザインとアートが社会的に分断され、それぞれが独立した役割を担うとする認識に対し、アートの感性や技術を基盤に、新たなデザイン学の創出が求められる。

バウハウス（ドイツの教育機関：1919-1933）が「技術と芸術の結合」を理念として近代デザインの基盤を築いたように、現代においてもデザインとアートの関係を本質的に捉え直し、再統合することが求められる。本研究科では、これらの視点を統合し、新たなデザイン学の構築を目指す。

③ デザインの定義の曖昧性

「デザインと〇〇学（自然科学および人文・社会科学諸分野）との融合」のように、デザインの領域

横断的な学際性への貢献が社会的・学術的に評価されながらも、そこでは「〇〇学」の専門的観点から有用なデザインの側面のみが限定的に解釈される場合が多く、デザインそのものの知見の広範囲な多様性が看過され狭義に捉えられてしまっている傾向にある。

よって、それぞれの応用分野において独自に解釈されるデザインの定義の齟齬によってミスコミュニケーションが誘発され、社会におけるデザインの共通認識の形成が難しく、その定義が曖昧模糊となる状況を生み出している。

経済産業省「これからのデザイン政策を考える研究会」（2023（令和5）年）では、デザインの意味が多様化するなかで、定義の不明確さがデザイン教育や政策立案の課題となっていることが指摘されている。また、WDO 世界デザイン会議東京（2023（令和5）年）でも、デザインの適用範囲が拡大する一方で、「デザインは目に見える形だけではなく、思考や社会の仕組みもデザインの対象である」という多様な視点が示され、デザインの定義が一層曖昧化している現状が浮き彫りとなった。

つまり、学際的多分野共創によって、新たな社会価値を創出するイノベーションを促進するはずのデザインの知見が、このミスコミュニケーションによってむしろイノベーションの阻害要因となってしまう問題を孕んでいる。この課題に対応するため、本研究科では、各分野におけるデザインの意味を比較検討し、デザイン独自の共通の意義を見出す学びを構築する。これにより、分野間のミスコミュニケーションを解消し、学際的な連携を強化するとともに、デザインの本質的価値を再認識するための教育体系を確立することを目指す。

④ 日本の歴史と文化を踏まえたデザイン教育研究の不在

国内のデザイン系研究科は、工学系・美術系・経営系を基盤に開設されてきた。工学系・美術系ではバウハウスのカリキュラム思想（造形構成基礎教育、工房教育）に基づく教育が主流であり、経営系ではデザイン思考の経営学への適用が中心とされている。これらの枠組みは日本向けにローカライズされてはいるものの、その源流である欧州（バウハウス）や米国（デザイン思考）の歴史・文化を色濃く含んでおり、日本の歴史と文化を踏まえた独自のデザイン教育の確立には至っていない。

この課題は、UNESCO「World Conference on Culture and Arts Education 2024（WCCAE2024）」においても重要視されている。ここで文化・芸術教育は各国の社会的背景と密接に結びついており、グローバルな標準化ではなく地域固有の文化を統合することの重要性が指摘された。デザイン教育においても、欧米の枠組みを踏襲するのではなく、日本独自の美意識や文化的価値観を基盤としたアプローチが求められている。

また、オンタリオ州立芸術大学デザイン学部長の Tunstall が提唱する「リスペクトフル・デザイン」では、デザイン教育の脱植民地化を主張し、特定の文化的視点のみが支配的となる現状が批判されている。日本のデザイン教育も、欧米の枠組みに依存するのではなく、歴史的・社会的背景を踏まえた独自のデザインアプローチを確立する必要がある。

本学部・研究科が立地する京都は、世界的なデザイン・アートの拠点であり、多様な文化・歴史・芸術に日常的に触れられる環境を有する。この環境は、日本の歴史と文化を踏まえた美的感性の育成において掛け替えのないものであり、デザイン・アートの教育・研究において大きな優位性を持つ。

また、本学京都衣笠キャンパスには、世界有数のデジタル・ヒューマニティーズ型研究を推進するアート・リサーチセンターがあり、日本文化・芸術分野の研究成果を蓄積している。190 万点以上の文化

芸術関連資料のアーカイブを活用し、京都の文化組織、文化人、企業とのネットワークを駆使することで、日本独自のデザイン教育の枠組みを構築することが可能となる。これは、UNESCO が提唱する「文化を基盤とした教育」とも合致し、国際的な視点を持ちながら日本独自のデザイン教育を発展させるためのモデルとなり得る。

⑤ デジタルネイティブのデザイン教育研究の不在

社会のデジタル化が急速に進展する中、デザインに関わる技術や思考ツールのデジタル化も加速している。しかし、デザイン教育やその基礎的な教育において、デジタル環境におけるモノと人との存在論・認識論・方法論を十分に検討したうえでの教育および研究体系は未だ確立されていない。

この課題は、経済産業省「高度デザイン人材育成ガイドライン」(2019(令和元)年)においても指摘されており、デザインの対象がプロダクトデザインやグラフィックデザインにとどまらず、システムデザインやサービスデザイン、体験デザインへと拡張するなかで、デジタルリテラシーや新たなデザイン哲学を備えた人材の育成が不可欠であるとされている。しかしながら、こうした変化に対応する教育カリキュラムは十分に整備されておらず、デジタルネイティブ世代の特性を踏まえたデザイン教育の不在が顕在化している。

また、文化庁「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」(2023(令和5)年)では、デジタル技術の進展が文化・芸術教育の枠組みを変革しており、ICT やデジタルアーカイブを活用した新たな教育アプローチの必要性が強調されている。これに伴い、デジタル技術を単なるツールとして扱うのではなく、デジタル環境における表現の在り方を探求する教育の整備が急務である。

このような現況において、デジタルに関する知識や技術を体系的に身につけ、自らの感性に基づき表現できる人材を育成するために、④に述べたようにアート・リサーチセンターの研究蓄積、またその情報蓄積(デジタルアーカイブ)の技術の活用は欠かせない。また、学生の学修・研究環境においても、学生が個人のPCを所有・持参して活用すること(BYOD)を前提とし、Zoomのような会議形式概念を超えた、デジタルワークプレイスやVDI(Virtual Desktop Infrastructure)の導入など、DXを積極的に推進することで、デジタル環境のさらなる整備を進める。これにより、物理的な学修環境を超えた、分散型で協働的なデザイン学修の場を構築することを目指す。

以上の社会環境の変化とデザイン・アートの現況に関わる5つの社会的課題を踏まえ、本研究科では、現在から将来の社会情勢を展望しながら、アートの観点からデザインの位置づけを改め、空洞化しているデザイン学領域に責任をもち、日本の歴史と文化を踏まえた独自の視点とデジタルネイティブのデザイン教育によって、世界的なデザイン・アートのキャピタル・シティである京都において専門家を育成する。なお、この新たなデザイン学への進化は、決してより古いデザイン学の否定や捨象によって生じているものではなく、むしろそれに立脚しつつ、より新しいデザイン学の領域からの逆包摂によって生じる。本研究科はそうした進化の帰結としての、いわばデザイン学の総合知化を踏まえた上で、「総合大学だからこそできるデザイン・アートの知」の創造を謳う。

(3) 研究対象とする中心的な学問分野

デザイン・アート学研究科では、広範囲に及ぶ「デザイン学」の範疇からより研究対象を焦点化し、ア

ートの感性と技術を基盤にしたデザイン学へのアプローチであることを強調するために、「デザイン・アート学」を組織として研究対象とする中心的な学問分野とする。

本研究科ではこのデザイン・アート学の研究に際し、カリキュラムがカバーする4つの領野を踏まえ、以下の4つの分野および方法論からアプローチする。

① 意味デザイン

意味デザインは、人間による感性や知性に基づいた営みから生み出される有形無形の資源を蓄積し、それらに対して新たな「意味」や「表現」を付与し、人間社会に還元していくプロセスである。ここでは、デザインされた文化的資源がさらに人間による文化的営みのなかでかたちを変え、それらが新たにデザインの対象となっていくサイクルが含まれる。この分野においては、文化情報学、芸術学、文化財科学、博物館学などの知識を基盤とした研究方法論からデザイン・アート学にアプローチする。

② 情報デザイン

人類史における様々な技術の発展は、情報の可視化、蓄積、伝達のかたちを変え、そのことを通じて情報自体が持つ意味の質や方向づけをも変えてきた。本研究科が研究対象とする情報デザインは、感覚や認知の次元も含めてコミュニケーションを成り立たせている条件の総体に対して、新たな「かたち」や「機能」を与えることで、価値創造を目指すものである。この分野においては、情報工学、電気・電子工学、感性工学、認知科学などの知識を基盤とした研究方法論からデザイン・アート学にアプローチする。

③ 環境デザイン

人間は自己を取り巻く環境を創り出す主体であると同時に、その認知や行動は環境からの大きな影響を受ける。この意味で人間とそれを取り巻くモノやそれによって構成される空間の関係は相互的なダイナミズムがある。本研究科が研究対象とする環境デザインは、たとえば一つの部屋から都市や地域に至るまで、さまざまなスケールの「環境」に対して、このダイナミズムを可視化し、そこに創造的な介入をおこなっていくプロセスである。この分野においては、建築・都市工学、地理学、地域社会学、生活科学などの知識を基盤とした研究方法論からデザイン・アート学にアプローチする。

④ 社会デザイン

本研究科が研究対象とする社会デザインは、社会に流通・布置されているデザインされた人工物（製品・サービスのみならず、組織、制度を含む）の根底にある意味を対象に、それらに介在する全てのものの関係性を見直し、そこから得られる経験を再定義することで新たな価値の創出を目指すプロセスである。その実践は、一方で当然、人工物が生み出された理念をはじめ、生成過程や、人的物的リソース、それらの営みの主体となる組織やコミュニケーション自体のデザインが含まれるが、他方でそうした人工物が消費される生活や社会のあり方について、空間軸・時間軸をまたいだ洞察が必要となる。この分野においては、経営学、社会学、文化人類学、史学などの知識を基盤とした研究方法論からデザイン・アート学にアプローチする。

本研究科では、アートの感性と技術を基盤に、これら 4 つの分野および方法論からのアプローチによって、自然科学と人文・社会科学領域を横断した新たなデザイン学を追究する「デザイン・アート学」を研究対象とする。

(4) 教育理念及び人材育成目的

① 教育理念

デザイン・アート学研究科は、デザイン学を一つのディシプリンとして捉え、京都という重厚で斬新な知の中心都市において、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながらの他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価することによって、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる研究者および高度専門職業人を育成する。

本研究科は、豊かな文化・生活様式や未来への持続可能な社会形成に関わる創造的な活動に取り組む、いわば新たな社会のデザインとそれに資する研究を行うものであり、これには、自然科学と人文・社会科学を含めた総合知が必要となる。また、社会のデジタル化はもとより、デザインに関わる技術、思考ツールのデジタル化が進展しているなかで、デジタル環境におけるモノと人との存在論・認識論・方法論の観点を検討した研究基盤の整備も必要である。さらに、人間の頭脳や五感、フィジカル空間で仮説を立て、実験、実習等により実証する活動のみならず、コンピュータや AI などのサイバー空間、デジタル空間でビッグデータ解析、AI による推論を通じてシミュレーションするような活動も必然となる。

したがって、フィジカルとデジタルの両面における知識と技能を他者との協働プロセスを通じて涵養することを重視した教育研究課程を編成する。

② 人材育成目的

デザイン・アート学研究科は、人工知能や仮想・複合現実などのデジタル情報技術の発展を背景に、人間本来の思考と創造性のあり方自体が問い直されるべき社会的要請に応えるために、本学園の根幹である「建学の精神」、「教学理念」、「立命館憲章」に則り、長い歴史と重厚な文化のもとで革新的な知が創出されてきた京都という都市において、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価することによって、多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる研究者および高度専門職業人を育成する。

(5) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

デザイン・アート学研究科は、研究科則に規定する修了要件（必修科目を含む 30 単位以上を修得し、かつ修士論文または課題研究の審査に合格すること）を満たし、以下の資質・能力を備えた者に対して、「修士（デザイン・アート学）」の学位を授与する。

① 知識・技能

(1) フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な知識を戦略的に活

用することができる。

- (2) フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な技能を戦略的に活用することができる。
- (3) 多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる。

② 思考力・判断力、表現力等の能力

- (1) 美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮することができる。
- (2) 多様な社会や組織において、デザイン・アートに関わる専門的な知識と技能を戦略的に活用してリーダーシップを発揮できる。
- (3) 多様な社会や組織において、新たな社会活動を実践的に前進させ、組織運営を具体化できる。

③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- (1) 他者と積極的に協働し、デザイン・アートに関わる社会実践における新たな問題を汲み上げることができる。
- (2) 他者と積極的に協働し、新しい研究領域を開拓してその対象や方法論を提起することができる。
- (3) 他者と積極的に協働し、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮される能力の社会的意義と効用を評価することができる。

(6) 教育課程・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人材育成目的に掲げた人材を育成するために、デザイン・アート学研究科のカリキュラムは、研究科則に規定される所定単位を修得することを前提に、以下の研究指導科目、新領域デザイン・アート学基盤科目群、新領域デザイン・アートランゲージ科目群により構成される。

○研究指導科目

ディプロマ・ポリシーに設定した以下の能力を育成するために、研究指導科目群を開設する。

- ・ 他者と積極的に協働し、デザイン・アートに関わる社会実践における新たな問題を汲み上げることができる。

（ディプロマ・ポリシー：③(1)「他者と積極的に協働し、デザイン・アートに関わる社会実践における新たな問題を汲み上げることができる。」に対応）

- ・ 他者と積極的に協働し、新しい研究領域を開拓してその対象や方法論を提起することができる。

（ディプロマ・ポリシー：③(2)「他者と積極的に協働し、新しい研究領域を開拓してその対象や方法論を提起することができる。」に対応）

- ・ 他者と積極的に協働し、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮される能力の社会的意義と効用を評価することができる。

（ディプロマ・ポリシー：③(3)「他者と積極的に協働し、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮される能力の社会的意義

と効用を評価することができる。」に対応)

特にここで多様な社会実践者および研究者との対話によって理解されるあるべき社会のビジョンとその実現のための方法論は、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造する役割を担う修了後のキャリア形成に資するものとなる。

○新領域デザイン・アート学基盤科目群

ディプロマ・ポリシーに設定した以下の能力を育成するために、新領域デザイン・アート学基盤科目群を開設する。

- ・ 美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮することができる。

(ディプロマ・ポリシー：②(1)「美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮することができる。」に対応)

- ・ 多様な社会や組織において、デザイン・アートに関わる専門的な知識と技能を戦略的に活用してリーダーシップを発揮できる。

(ディプロマ・ポリシー：②(2)「多様な社会や組織において、デザイン・アートに関わる専門的な知識と技能を戦略的に活用してリーダーシップを発揮できる。」に対応)

- ・ 多様な社会や組織において、新たな社会活動を実践的に前進させ、組織運営を具体化できる。

(ディプロマ・ポリシー：②(3)「多様な社会や組織において、新たな社会活動を実践的に前進させ、組織運営を具体化できる。」に対応)

この科目群では、デザイン・アートに関する研究領域に特化した研究方法論やリサーチ手法、アカデミックライティングなどを学ぶ。

この科目群では、研究指導を受けながら、修士論文または課題研究の完成に向けた活動に取り組む。

特にここで多様な社会実践者および研究者との協働によって身につけられる社会的実践スキルは、修了後に多様な社会や組織において活躍するためのキャリア形成に資するものとなる。

○新領域デザイン・アートランゲージ科目群

ディプロマ・ポリシー (DP) に設定した以下の能力を育成するために、新領域デザイン・アートランゲージ科目群を開設する。

- ・ フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な知識を戦略的に活用することができる。

(ディプロマ・ポリシー：①(1)「フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な知識を戦略的に活用することができる。」に対応)

- ・ フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な技能を戦略的に活用することができる。

(ディプロマ・ポリシー：①(2)「フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な技能を戦略的に活用することができる。」に対応)。

- ・ 多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる。

(ディプロマ・ポリシー：①(3)「多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる。」に対応)。

この科目群は、「理論」と「技能」に区分され、「理論」では、意味・情報・環境・社会の4視座から学び、「技能」では、アートの視座からデジタル造形表現やフィジカル造形表現を学ぶことに加え、理系視座・文系視座の双方からデザイン・アートに関わる実践の評価法について学ぶ。なお、理論と技能の双方に社会実践スキル科目（デザインリーダーシップ論やファシリテーションデザイン演習）を配置する。

特にここで身につけられるデザイン・アートに関わる知識と技能およびその戦略的な活用方法は、修了後に職域を問わず多様な社会や組織において活躍するためのキャリア形成に資するものとなる。

【学修方法と学修成果の評価方針】

本研究科のカリキュラムは、キャンパス内／まち・地域内に留まらず、「社会全体がラーニングプレイス」というコンセプトに基づき、大学の学びをキャンパスやまち・地域の外へと広げ、多様な社会での研究の「場」、企業や社会との連携を重視した実践的な研究の「機会」を創出するとともに、デジタル・インフラもフルに活用した多様な学びと研究の手法を取り入れながら実践される。

研究指導科目では、修士論文または課題研究の完成に向けた活動に取り組むため、学修の成果を主に研究進捗報告、口頭発表、研究・制作プロセスをまとめたポートフォリオなどによって評価する。

新領域デザイン・アート学基盤科目群および新領域デザイン・アートランゲージ科目群では、プロジェクトベースの探究活動を基本とし、グループワーク、実習、フィールドワークなどの実践的な学びを通じて、学生が美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮できるよう設計する。これらの科目では、学修の成果を主に制作物やその制作プロセスをまとめたポートフォリオ、プロジェクト成果物、論文、報告書、展示・プレゼンテーション、口頭試問などによって評価する。

<修士論文の評価基準>

1. 研究課題がユニークであるか（研究課題の独創性）
2. 研究目的が学術的および社会的に意義あるものになっているか（研究目的の学術的および社会的意義）
3. 先行研究・事例が検討・吟味され、到達点が踏まえられているか（先行研究・事例との関連性）
4. 調査・実験・制作・分析・評価などにおいて方法が適切か（研究方法の適切性）
5. 研究成果が学術的および社会的に有用であるか（研究成果の有用性）
6. 論理的な構成となっているか（論理の一貫性）
7. 論文として一定の書式に準拠した書き方（表現、表記、注、引用、文献、形式などを含む）がなされているか（書式・文量の適切性）
8. 口頭試問において論文内容の説明および質疑応答が適切に行えたか（口頭試問における論文内容についての応答の適切性）

<課題研究の評価基準>

1. 課題研究は、「制作物」とそれについて論じた「報告論文」を提出するものとする。
2. 「制作物」は、実践を含み、研究が扱う領域や実務に対して実効性のある課題解決や先見性のある問題提起がなされ、実社会に対して新たな価値のある提案と考察が行われているかどうかを評価する。
3. 「報告論文」の評価基準は修士論文評価基準に準じる。

(7) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【求める学生像】

デザイン・アート学研究科では、以下の資質・能力を備えた学生を求める。

① 知識・技能

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な知識と技能を戦略的に活用するための、学部卒業レベルの知識と技能を有している者。

② 思考力・判断力、表現力等の能力

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮するために、デザイン・アートに関わる専門的な知識と技能に基づく意思決定や行動によって、多様な社会や組織においてリーダーシップを発揮する意欲と基礎力を持つ者。

③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、他者との協働とその省察を通じた社会実践活動を通して、デザイン・アート領域における新たな問題を汲み上げ、新しい研究領域を開拓するための努力を惜しまない者。

【資料 1】デザイン・アート学研究科における養成する人材像と 3 ポリシーの相関図

【資料 2】デザイン・アート学研究科 カリキュラムマップ

【資料 3】デザイン・アート学研究科（2 年制）カリキュラムツリー

【資料 4】デザイン・アート学研究科（1 年制）カリキュラムツリー

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

デザイン・アート学研究科では、2026（令和 8）年度に修士課程を設置することで、総合大学である本学がデザインやアートの領域を教育研究の対象とし、未来社会を感性豊かに創造する人材を育成するとともに、アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追究する。この研究科では、学部の教学展開と同様に、各々の学生が持つ専門性に裏打ちされた自らの強みを生かしながら、多様なプロジェクトに参加し、他者との協働的実践的な活動を通じて、研究を深めていく教学を形成することを目指す。修士課程では、主に実務の経験を有する社会人を対象として 1 年の在学期間で修了できる 1 年制と、標準修業年限で学修する 2 年制を置くことから、切れ目な

くさらに高度な研究活動が可能となるように、2027 年度に博士課程後期課程の設置を構想している。博士課程後期課程を設置することで、さらなる高度な研究活動の場を提供し、デザイン・アート分野を軸に多分野を横断する研究力を身につけ、将来的には多様なフィールドで共創的活動を実践するとともに、デザイン・アート研究分野での指導的役割を担う人材を育成することを目指す。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

デザイン・アート学研究科の名称、専攻名称および学位名称は、①アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した新たなデザイン学を追究する教育研究を、本学の多様な文化研究資源を活用しながら展開すること、②デザイン学のディシプリンの検討から導かれた能力としての、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら国内外の他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価すること、③日本の歴史と文化を踏まえた独自のデザイン・アート教育研究を推進すること、の 3 点を鑑み、本研究科がアートを基盤にしたデザイン学の教育研究を行うものであることを、国際的通用性を踏まえた英訳名称とともに的確に表現する名称としている。

特にここでのアートは英訳名称を含め、美術・芸術領域を表す意味に限定されず、その語源であるラテン語のアルスに立ち返り、本研究科が謳う自然科学と人文・社会科学領域の横断的知性、多様な文化研究に基づいた教養や作法を駆使する技芸・学術という意味を包含する。具体的な研究科、専攻、学位名称は以下のとおりである。

研究科名称

(名 称) デザイン・アート学研究科

(英訳名称) Graduate School of Science in Arts and Design

専攻名称

(名 称) デザイン・アート学専攻

(英訳名称) Major of Science in Arts and Design

学位名称

(名 称) 修士 (デザイン・アート学)

(英訳名称) Master of Science in Arts and Design

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の体系性および科目区分・科目構成とその理由

設置の趣旨、教育理念、養成する人材像、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、および教育課程・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) を踏まえ、体系的に履修するコースワークを充実させ関連する分野の素養の涵養を図ると同時に研究指導、論文作成、学位論文審査の各段階が有機的なつながりを持って学位授与へと導くカリキュラムとする。研究指導を受けながら修士論文または課題研究の完成に向けた活動に取り組む「研究指導科目」、デザイン・アートに関する研究領域に特化した研究方法論やリサーチ手法、アカデミックライティングなどを中心的に学ぶ「新領域デザイン・アート学基盤科目群」、そして、これら研究実践と方法論・手法との緊密な連携を支える「理論」と「技能」を学ぶ「新領域デザイン・

アートランゲージ科目群」の3つの区分を設定する。なお、「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」は「理論」と「技能」に分類し、「理論」では、意味・情報・環境・社会の4視座から様々なデザイン・アートに関連する理論的枠組みを学び、「技能」では、アートの視座からデジタル造形表現やフィジカル造形表現を学ぶことに加え、理系視座・文系視座の双方からデザイン・アートに関わる実践の評価法について学ぶ科目区分となる。

表1 科目区分

科目区分	
研究指導科目	
新領域デザイン・アート学基礎科目群	
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論
	技能

なお、本研究科においては大学院設置基準第3条の3に基づき主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合、履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができるという規定に拠り、主に社会人を対象に1年の在学期間による修了を認め（以下「1年制」という。）、「新領域デザインストラテジー（NDS）専修」と「新領域アートディレクション（NAD）専修」の2専修を置く。専修の所属選択は入試時点にて決定される。なお、研究指導科目、新領域デザイン・アート学基礎科目群、新領域デザイン・アートランゲージ科目群から成る科目区分および修了に必要な総単位数は2年の標準修業年限（以下「2年制」という。）と同じに設定するが、一部において2年制と異なる履修上の区分を設定することで専修領域での専門的な知識と技能の獲得を明確にする。

① 2年制の科目構成

2年制の科目構成は以下のとおりとなり、講義科目および演習科目として設置する（表2）。大学院設置基準に基づき、1単位あたり授業時間外の学修時間も含めた45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、2単位の授業科目とする。

表2 2年制科目構成

科目区分		1年生		2年生	
		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
研究指導科目			●新領域デザイン・アート学研究Ⅰ②	●新領域デザイン・アート学研究Ⅱ②	●新領域デザイン・アート学研究Ⅲ②
新領域デザイン・アート学基礎科目群		●新領域デザイン・アート学の探究② ●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ②		
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	戦略的デザインマネジメント論② / デジタルメディアデザイン論② / 戦略的アートマネジメント論② / デジタルデザインヒューマニティーズ論② / グローバルデザイン論② / デザインリーダーシップ論② / ローカルデザイン論② / コンピューティングデザイン論② / デジタルデータデザイン論② / 新領域デザイン・アート学特殊講義②			
	技能	ファシリテーションデザイン演習② / デジタルアーカイブ演習② / 質的デザイン評価法演習② / デザイン科学評価法演習② / デジタルデザイン表現演習②			
		デザインフィールドワーク演習② / デジタルアート表現演習② / フィジカルアート表現演習② / 新領域デザイン・アート学特殊演習②			

●…必修科目

○内の数字は単位数

1) 研究指導科目

学生が段階的な学修パスを経て、最終的な成果（修士論文または課題研究）に至るために配置されるのが、研究指導科目群の「新領域デザイン・アート学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」である。これらの科目は、研究指導資格を有した教員による複数指導体制によって運用され、1回生・2回生に必修科目として配置することで、学修パスを明確にしている。

「新領域デザイン・アート学研究Ⅰ」（1回生秋学期）では、「新領域デザイン・アート学の探究」にて構想したテーマと研究計画に基づき、活動や取り組みを実行する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたっては美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮する。

「新領域デザイン・アート学研究Ⅱ」（2回生春学期）では、「新領域デザイン・アート学研究Ⅰ」に引き続き、自身の研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたっては1回生時に「新領域デザイン・アート学基盤科目群」および「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」にて学修した内容（デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など）を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮する。

「新領域デザイン・アート学研究Ⅲ」（2回生秋学期）では、「新領域デザイン・アート学研究Ⅱ」に引き続き、自身の研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたってはそれまでの「新領域デザイン・アート学基盤科目群」および「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」にて学修した内容（デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など）を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮する。

2) 新領域デザイン・アート学基盤科目群

研究指導科目を通して最終成果を仕上げる基軸となる学修パスの基盤となるのが、新領域デザイン・アート学基盤科目群である。

「新領域デザイン・アート学の探究」（1回生春学期）では、デザイン・アートの新たな領域における研究能力を開拓することを目的とする。テクノロジーの進化、社会的な変化、文化や国際情勢の変容、地球環境の変化などに応じた新たなデザイン・アート領域における最新のトピックや研究動向に関して、研究指導資格を有した複数教員からのレクチャーと議論を通して学び、理論的なフレームワークと研究手法・アプローチを探究することで、修士論文または課題研究のためのプロジェクトのテーマと研究計画を構想する。

「新領域デザイン・アート学特論Ⅰ」（1回生春学期）、「新領域デザイン・アート学特論Ⅱ」（1回生秋学期）、「新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅰ」（1回生春学期）、「新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅱ」（1回生秋学期）については、研究指導資格または大学院授業担当資格

を有した教員が担当し、必修科目として1回生に配置することで、その役割を明確にしている。

「新領域デザイン・アート学特論Ⅰ」および「新領域デザイン・アート学特論Ⅱ」では、デザイン・アートの新たな領域における最新の研究および実践について、研究者および社会実践者の取り組みのケーススタディを通して、社会背景、背景理論、概念、課題設定、アプローチ、方法論的特性、技術、関係者のネットワーク・コラボレーション、貢献の範囲などの観点から分析・理解することで、修士論文または課題研究において独自の研究テーマとそのアプローチを設定するための鍵を見つける。

「新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ」および「新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ」では、学生自身の研究プロジェクト実践に基づく成果を学術論文にまとめるためのアカデミックライティングスキルについて、実践的に身につける。アカデミックな文書の基本構造（先行研究の批判的検討、課題導出、調査計画の作成、調査実施、データ分析、結論の導出）や基本原則（存在論・認識論に基づいた方法論の選択、パラグラフ・ライティング、図・表の表現、適切な引用方法など）について十全に理解し、学生自身の修士論文または課題研究論文に応用できるスキルを獲得する。

以上の研究指導科目と新領域デザイン・アート学基盤科目群が必修化されていることで、研究実践と方法論・手法との緊密な連携が可能となり、2年間の課程で修士論文または課題研究を仕上げる学修パスが明確になっている。

3) 新領域デザイン・アートランゲージ科目群

研究指導科目と新領域デザイン・アート学基盤科目群の緊密な連携に幅広い知識と技能を与え、支え、研究の視野と活動の幅を広げるのが「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」である。この科目群は、「理論」と「技能」に区分され、「理論」では、本研究科の研究対象とする中心的な学問分野である「デザイン・アート学」にアプローチするための4領域：意味・情報・環境・社会の視座から学び、「技能」では、アートの視座からデジタル造形表現やフィジカル造形表現を学ぶことに加え、理系視座・文系視座の双方からデザイン・アートに関わる実践の評価法について学ぶ。

さらに、本研究科のカリキュラムはキャンパス内／まち・地域内に留まらず、「社会全体がラーニングプレイス」というコンセプトに基づき、大学の学びをキャンパスやまち・地域の外へと広げ、多様な社会での研究の「場」、企業や社会との連携を重視した実践的な研究の「機会」を創出するとともに、デジタル・インフラもフルに活用した多様な学びと研究の手法を取り入れながら実践する。

② 1年制の科目構成

1年制の専修ごとの科目構成は以下のとおりとなり、講義科目および演習科目として設置する（表3）。大学院設置基準に基づき、1単位あたり授業時間外の学修時間も含めた45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、2単位の授業科目とする。

表3 1年制科目構成

科目区分		1年生	
		1セメスター	2セメスター
研究指導科目		●新領域デザイン・アート学研究A ②	●新領域デザイン・アート学研究B ②
新領域デザイン・アート学基盤科目群		●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ ②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ ②
新領域 デザイン・アート ランゲージ 科目群	理論	★戦略的デザインマネジメント論 ② ★デジタルメディアデザイン論 ② ☆戦略的アートマネジメント論 ② ☆デジタルデザインヒューマニティーズ論 ②	●グローバルデザイン論 ② ●デザインリーダーシップ論 ② ●ローカルデザイン論 ② 新領域デザイン・アート学特殊講義 ②
	技能	ファシリテーションデザイン演習 ② デジタルアーカイブ演習 ②	質的デザイン評価法演習 ② デザイン科学評価法演習 ② デジタルデザイン表現演習 ②
		デザインフィールドワーク演習 ② デジタルアート表現演習 ② フィジカルアート表現演習 ②	新領域デザイン・アート学特殊演習 ②

★… 新領域デザインストラテジー(NDS)必修科目

☆… 新領域アートディレクション(NAD)必修科目

●… 新領域デザインストラテジー(NDS)、新領域アートディレクション(NAD)必修科目

○内の数字は単位数

1) 研究指導科目

学生が段階的な学修パスを経て、最終的な成果(課題研究)に至るための基軸になっているのが、研究指導科目群の「新領域デザイン・アート学研究A」(春学期)、「新領域デザイン・アート学研究B」(秋学期)である。これらの科目は、研究指導資格を有した教員による複数指導体制によって運用され、必修科目として配置することで、学修パスを明確にしている。

「新領域デザイン・アート学研究A」では、デザイン・アートの新たな領域における研究能力を開拓し深化させることを目的とし、テクノロジーの進化、社会的な変化、文化や国際情勢の変容、地球環境の変化などに応じた新たなデザイン・アート領域における最新のトピックや研究動向について、文献レビューやケーススタディを通じて、理論的なフレームワークと研究手法・アプローチを探究することで、課題研究のためのプロジェクトのテーマと研究実践計画を構想する。

この構想と議論に基づき、続く「新領域デザイン・アート学研究B」において、活動や取り組みを実行しその目的を具現化する。学生間の議論および教員の指導によってプロジェクトの進捗を適切に管理しながら、実行にあたってはそれまでに「新領域デザイン・アート学基盤科目群」および「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」にて学修した内容(デザイン・アートに関わる最新の研究動向、デザイン・アート研究に取り組む姿勢・思考・態度、デジタルツールやテクノロジーを駆使した研究・制作手法、他者とのコミュニケーションおよび組織・集団のファシリテーション技術、諸理論に基づく評価手法など)を活かし、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を十全に発揮することで、課題研究を仕上げる。

2) 新領域デザイン・アート学基盤科目群

研究指導科目を通して最終成果を仕上げる基軸となる学修パスの基盤となるのが、新領域デザイン・アート学基盤科目群の「新領域デザイン・アート学特論Ⅰ」（春学期）、「新領域デザイン・アート学特論Ⅱ」（秋学期）、「新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ」（春学期）、「新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ」（秋学期）である。これらの科目は、研究指導資格または大学院授業担当資格を有した教員が担当し、必修科目として配置することで、その役割を明確にしている。

「新領域デザイン・アート学特論Ⅰ」および「新領域デザイン・アート学特論Ⅱ」では、デザイン・アートの新たな領域における最新の研究および実践について、研究者および社会実践者の取り組みのケーススタディを通して、社会背景、背景理論、概念、課題設定、アプローチ、方法論的特性、技術、関係者のネットワーク・コラボレーション、貢献の範囲などの観点から分析・理解することで、課題研究において独自の研究テーマとそのアプローチを設定するための鍵を見つける。

「新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ」および「新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ」では、学生自身の研究プロジェクト実践に基づく成果を課題研究に課される報告論文にまとめるためのアカデミックライティングスキルについて、実践的に身につける。アカデミックな文書の基本構造（先行研究の批判的検討、課題導出、調査計画の作成、調査実施、データ分析、結論の導出）や基本原則（存在論・認識論に基づいた方法論の選択、パラグラフ・ライティング、図・表の表現、適切な引用方法など）について十全に理解し、学生自身の課題研究論文に応用できるスキルを獲得する。

以上の研究指導科目と新領域デザイン・アート学基盤科目群が必修化されていることで、研究実践と方法論・手法との緊密な連携が可能となり、1年間の課程で課題研究を仕上げる学修パスが明確になっている。

3) 新領域デザイン・アートランゲージ科目群

研究指導科目と新領域デザイン・アート学基盤科目群の緊密な連携に幅広い知識と技能を与え、支え、研究の視野と活動の幅を広げるのが「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」である。この科目群は、「理論」と「技能」に区分され、「理論」では、本研究科の研究対象とする中心的な学問分野である「デザイン・アート学」にアプローチするための4領域：意味・情報・環境・社会の視座から学び、「技能」では、アートの視座からデジタル造形表現やフィジカル造形表現を学ぶことに加え、理系視座・文系視座の双方からデザイン・アートに関わる実践の評価法について学ぶ。

なお、新領域デザインストラテジー専修、新領域アートディレクション専修ごとに必修科目を設定し、専修領域での専門的な知識と技能の獲得を明確にしている。新領域デザインストラテジー専修、新領域アートディレクション専修ともに「グローバルデザイン論」「ローカルデザイン論」「デザインリーダーシップ論」の3科目を必修科目とする。特に社会人に求められているグローバルとローカルな視点から社会課題に取り組むための知識、リーダーシップを発揮してデザインの価値を最大化し変革を推進できる能力の修得を目的とする。加えて専修領域における知識と技能をさらに深化すべく、新領域デザインストラテジー専修は「デジタルメディアデザイン論」「戦略的デザインマネジメント論」、新領域アートディレクション専修は「デジタルデザインヒューマニティーズ論」「戦略的

アートマネジメント論」の2科目を必修科目とする。

さらに、本研究科のカリキュラムはキャンパス内／まち・地域内に留まらず、「社会全体がラーニングプレイス」というコンセプトに基づき、大学の学びをキャンパスやまち・地域の外へと広げ、多様な社会での研究の「場」、企業や社会との連携を重視した実践的な研究の「機会」を創出するとともに、デジタル・インフラもフルに活用した多様な学びと研究の手法を取り入れながら実践する。

（2）教育効果の確保

本研究科の科目の設定単位数の考え方は、立命館大学大学院学則第21条に定めており、各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により計算する。

- ① 講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で14週の授業をもって1単位とする。
- ③ 上記①の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、②の基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって1単位とする。

また、本研究科の授業期間の考え方は、同第22条に定めており、1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、本研究科では14週にわたる期間を単位として行う。

以上のように適切な期間を確保し、授業の方法に応じて十分な教育効果を上げることができるよう配慮している。

（3）人材育成目的および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性

デザイン・アート学研究科の教育課程は、前述の人材育成目的を達成するために卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき編成し、相互に関連している。具体的な整合性は以下の資料の通りである。

【資料1】デザイン・アート学研究科における養成する人材像と3ポリシーの相関図

【資料2】デザイン・アート学研究科 カリキュラムマップ

【資料3】デザイン・アート学研究科（2年制）カリキュラムツリー

【資料4】デザイン・アート学研究科（1年制）カリキュラムツリー

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本研究科の授業は、各科目の内容によって講義または演習形式で行う。教育方法は、修士論文または課題研究の完成に向けた活動に取り組みながら、プロジェクトベースの探究活動を基本とし、グループワーク、実習、フィールドワークなどの実践的な学びを展開する。講義形式を重視する授業は「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」の「理論」に配置された科目が中心となるが、これらの科目においてもグループワークやディスカッション、ワークショップといったアクティブラーニング形式を取り入れ、「主体的な・対話的な・深い学び」を実現する。

また、1年制では主に社会人学生、2年制では学部からの進学学生および社会人学生といった多様な学生を受け入れる。そのため、開講形態は時間や場所の制約を少なくし、各々の学修目的や事情に応じた開講形態を展開する。具体的には以下のとおりとなる。いずれも学内に導入している LMS やオンラインのコミュニケーションツールを活用し、授業に関する質問や意見交換、課題の提出等に取り組み、教員と学生、また学生同士の双方向コミュニケーションの機会を確保する。

なお、本研究科ではメディア授業を活用するが、メディア授業告示及び本学で毎年確認している「メディアを利用した授業実施ガイドライン」に従い、効果的に実施する。

【資料 5】メディアを利用した授業実施ガイドライン（2025 年度版）

① 開講形態

1) 研究指導科目

2年制は面接授業として対面実施する。学生は、大学キャンパスにおいて他学生や教員と直接交流する機会を持つことで、互いに刺激を受けながら学びを深め自身の研究実践計画を綿密に検討し、より実現性の高いものにしていく。

主に社会人を対象とする 1年制はメディア授業とし、オンラインリアルタイム指導、個別オンラインカウンセリング、個別対面カウンセリングを組み合わせで行う。オンラインリアルタイム指導では、インターネットを通じて教員から直接指導を受けることができ、場所を問わず参加が可能である。個別オンラインカウンセリングでは、学生それぞれの進捗や課題に応じた指導が行われ、個別のニーズに対応したサポートが受けられる。さらに、特定の必要がある場合には、対面でのカウンセリングも提供され、学生の研究実践をより深く支援する。これにより、社会人としての多忙なスケジュールの中でも効率的に学修を進め、研究を実践する環境を整備する。

2) 新領域デザイン・アート学基盤科目群

2年制および 1年制のいずれもメディア授業とし、オンラインリアルタイム形式とオンデマンド形式を活用して展開する。オンラインリアルタイム形式では、ビデオ会議ツールやオンラインプラットフォームを活用して、リアルタイムで教員と学生がインタラクティブに授業を進める。オンデマンド形式では、学生が自分のスケジュールに合わせて学修時間を調整することで、反復学修や補足学修を行うことを促す。

3) 新領域デザイン・アートランゲージ科目群

「理論」に配置する科目は講義形式が中心となり、2年制および1年制のいずれもメディア授業とし、オンラインリアルタイム形式とオンデマンド形式を活用して展開する。

「技能」に配置する科目のうち、「デジタルアート表現演習」「フィジカルアート表現演習」は作品・展示物の制作を行う。また「デザインフィールドワーク演習」はグループ作業による地元行政や地域コミュニティ等におけるフィールドワークやコミュニケーションが求められるため面接授業とし、1年制の学生も履修できるよう夏期の集中科目として実施する。その他の科目については、2年制および1年制のいずれもメディア授業とし、オンラインリアルタイム形式とオンデマンド形式を活用して展開する。

(2) 履修・研究指導の方法

本研究科の履修指導については、授業が開始するまでに新入生に対して「履修ガイダンス」を実施し、本学および本研究科の教学理念、カリキュラムと単位履修構造、学びのプロセス、科目の履修方法、プロジェクトの参画等について説明を行う。学生が具体的な履修計画を立てる際には指導教員が学生の研究テーマやキャリアビジョンを踏まえてカウンセリング、支援、指導を行う。2年制1回生春学期には、その後の研究推進における主・副指導教員とのマッチングを行うために、専任教員全員の専門領域や現在の研究内容を把握し、質疑や議論が行えるよう、専任教員全員によるオムニバス形式の授業を実施する。

なお、セメスターや在学期間を通して学修の偏りがなく履修計画を立てられるよう年間履修登録上限単位数を下表のとおりとする（表4; 表5）。

表4 2年制の履修登録上限単位数

1回生		2回生	
1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
16	16	16	16

表5 1年制の履修登録上限単位数

1回生	
1セメスター	2セメスター
20	20

① 2年制の研究指導

1) 1回生春学期：研究指導教員の決定＜研究能力の開拓、研究計画の構想＞

学生は新領域デザイン・アート学基盤科目群「新領域デザイン・アート学の探究」において、自身のそれまでの課題認識を越えた幅広い理論的なフレームワークと研究手法・アプローチを探究することを通して研究テーマを明確にし、7月に指導教員を確定する。なお、同時に副指導教員を確定し複数指導体制を取る。複数の指導教員が研究指導に関わることで、多角的な視点の提供とフィードバックを可能とし、学生がより自身の研究課題の探究を深めていくことを目指す。この時点で、主査1名、副査2名を仮決定する。なお、主査は指導教員以外の教員が担う。指導教員確定後、学生は修士

論文または課題研究のための研究プロジェクトテーマと「研究実践計画」を構想し、指導教員は「研究指導計画書」を作成する。

2) 1 回生秋学期：研究指導教員による指導＜研究活動や取組の実行＞

学生は新領域デザイン・アート学基盤科目群「新領域デザイン・アート学の探究」において構想したテーマと研究計画に基づき、研究指導科目「新領域デザイン・アート学の研究Ⅰ」を通して指導教員および副指導教員のもと、研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。2 月に 1 回生における研究活動成果をまとめ、関係者に公開する形で「M1 研究成果報告会」を実施する。

3) 2 回生春学期：研究指導教員による指導＜研究活動や取組の実行＞

学生は年度初めに「研究実践計画」を構想し、指導教員は面談を実施して「研究指導計画書」を作成する。それに基づき研究指導科目「新領域デザイン・アート学研究Ⅱ」において、指導教員および副指導教員のもと、研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。9 月にこれまでの研究活動成果と「修士論文または課題研究」の構想をまとめ、口頭試問形式で、学部・研究科所属教員や学生をはじめとした関係者に公開して「修士研究成果中間報告会」を実施する。

4) 2 回生秋学期：研究指導教員による指導＜修士論文または課題研究の仕上げ＞

学生は研究指導科目「新領域デザイン・アート学研究Ⅲ」において、指導教員および副指導教員のもと、研究プロジェクト活動や取り組みを実行する。

これまでの研究活動成果を修士論文または課題研究としてまとめ、10 月に題目を確定し、主査 1 名、副査 2 名を確定する。なお、主査は指導教員以外の教員が担う。1 月中旬に「学位授与申請書」および「修士論文または課題研究」等を提出する。1 月下旬には関係者に公開する形で「修士研究成果報告会」を開催し、これまでの研究成果の発表と議論を行う。その後、2 月初旬に口頭試問を実施し、学位審査を行う。

② 1 年制の研究指導

1) 1 回生春学期：研究指導教員の決定および指導＜研究能力の開拓・深化、研究計画の構想＞

学生は研究課題を明確にして入学する主に社会人の学生であるため、入学時のオリエンテーションにて指導教員および副指導教員を確定し、主査 1 名、副査 2 名を仮決定する。なお、主査は指導教員以外の者が担う。指導教員決定後は、課題研究のための研究プロジェクトテーマと「研究実践計画」を構想し、指導教員は「研究指導計画書」を作成する。その上で、研究指導科目「新領域デザイン・アート学研究 A」において、指導教員および副指導教員のもと、研究テーマに基づいた課題研究を実行する。7 月には、口頭試問の形式で、学部・研究科所属教員や学生をはじめとした関係者に公開して「課題研究成果中間報告会」を実施する。

2) 1 回生秋学期：研究指導教員による指導＜修士論文または課題研究の仕上げ＞

学生は研究指導科目「新領域デザイン・アート学研究 B」において、指導教員および副指導教員のもと、活動の取り組みを実行し、その実践成果を「課題研究」としてまとめる。

10月に題目を確定し、主査1名、副査2名を確定する。なお、主査は指導教員以外の者が担う。そのうえで1月中旬に「学位授与申請書」および「課題研究」等を提出する。さらに1月下旬には関係者に公開する形で「課題研究成果報告会」を開催し、これまでの研究成果の発表と議論を行う。その後、2月初旬に口頭試問を実施し、学位審査を行う。

【資料6】デザイン・アート学研究科（2年制）学位授与プロセス

【資料7】デザイン・アート学研究科（1年制）学位授与プロセス

（3）修了要件

① 2年制の修了要件

修士論文または課題研究のための研究実践の場となる「研究指導科目」3科目6単位およびその方法論と手法を学び、研究実践における基盤となる「新領域デザイン・アート学基盤科目群」5科目10単位の計16単位を必修科目とする。「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」は学生の研究実践計画に基づき履修し、必修科目と合わせて30単位以上を修得し、かつ修士論文または課題研究の審査に合格し「学位授与の方針」に明示する資質・能力を備えた者に対して、修士の学位を授与する（表6）。

表6 2年制の修了要件

科目区分	必要単位数
研究指導科目	必修科目 6 単位
新領域デザイン・アート学基盤科目群	必修科目 10 単位
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	14 単位以上
合計	30 単位以上

② 1年制の修了要件

課題研究のための研究実践の場となる「研究指導科目」2科目4単位およびその方法論と手法を学び、研究実践における基盤となる「新領域デザイン・アート学基盤科目」4科目8単位、さらに「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」のうち各専修の専門領域に特化した5科目10単位を必修科目とする。必修科目と合わせて30単位以上を修得し、かつ課題研究の審査に合格し「学位授与の方針」に明示する資質・能力を備えた者に対して、修士の学位を授与する（表7）。

表7 1年制の修了要件

科目区分	必要単位数
研究指導科目	必修科目 4 単位
新領域デザイン・アート学基盤科目群	必修科目 8 単位
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	18 単位以上 (各専修の専門領域に特化した必修科目 10 単位含む)
合計	30 単位以上

③ 学位論文の審査体制および評価基準、公表方法

1) 修士論文および課題研究

本学における修士学位は、広い視野に立って精新な学識を持ち、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。

学位申請者の研究テーマに基づき、主査1名、副査2名を研究科委員会において決定し、学位審査委員会を設置する。なお、公正性、客観性かつ厳格性を担保するため、指導教員以外の者を主査として、指導教員は審査委員の一人とする体制とし、厳密かつ透明性のある審査を行う。学位申請者は、「修士研究成果報告会」において研究発表を行い、主査および副査による口頭試問を受ける。口頭試問が合格となった場合、学位審査委員会は研究科委員会へ報告し、研究科委員会は修士学位授与のための審査を行う。修士学位の授与を議決した場合は、研究科長は学長及び全学の大学院学位委員会に報告を行い、学長が学位の授与を決定する。

本研究科における修士学位論文および課題研究の審査基準は以下のとおりであり、『学修要覧』に記載し、研究指導計画を通して学生へ周知する。

< 修士論文の評価基準 >

1. 研究課題がユニークであるか（研究課題の独創性）
2. 研究目的が学術的および社会的に意義あるものになっているか（研究目的の学術的および社会的意義）
3. 先行研究・事例が検討・吟味され、到達点が踏まえられているか（先行研究・事例との関連性）
4. 調査・実験・制作・分析・評価などにおいて方法が適切か（研究方法の適切性）
5. 研究成果が学術的および社会的に有用であるか（研究成果の有用性）
6. 論理的な構成となっているか（論理の一貫性）
7. 論文として一定の書式に準拠した書き方（表現、表記、注、引用、文献、形式などを含む）がなされているか（書式・文量の適切性）
8. 口頭試問において論文内容の説明および質疑応答が適切に行えたか（口頭試問における論文内容についての応答の適切性）

< 課題研究の評価基準 >

1. 課題研究は、「制作物」とそれについて論じた「報告論文」を提出するものとする。
2. 「制作物」は、実践を含み、研究が扱う領域や実務に対して実効性のある課題解決や先見性のある問題提起がなされ、実社会に対して新たな価値のある提案と考察が行われているかどうかを評価する。
3. 「報告論文」の評価基準は修士論文評価基準に準じる。

修士論文および課題研究は題目を本研究科ホームページにおいて公表し、立命館大学学位規程に基づき本学図書館に保存することが規定され、在学生は指導教員の許可により閲覧することができる。

④ 研究倫理の在り方

本大学では、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）という学術研究の基盤を確保すべく、「立命館憲章」のもと「立命館大学研究倫理指針」および「立命館大学学外交流倫理基準」を制定している。

「立命館研究倫理指針」の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公平な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、立命館大学研究倫理委員会を設置している。

さらに、本学大学院は、「自由と清新」の建学の精神と「平和と民主主義」の教学理念に則り、多彩な専門分野を擁し、高度な専門性をきわめることができる先進的な教育と高い研究倫理に基づく研究を行っており、指導教員による研究倫理指導、新入生オリエンテーションにおける研究不正に関わる注意喚起だけでなく、全大学院生を対象とした研究倫理教育を実施している。

具体的には、以下の3つのセミナーを学生に提供している。

- ・研究倫理プレセミナー

新入生を対象に、研究活動の魅力や進め方、倫理教育を学ぶ必要性・意義を学ぶセミナーを実施する。

- ・研究倫理共通セミナー

研究倫理の基本的な内容について学び、研究倫理の基礎知識を獲得するためのオンライン動画を配信する。

- ・デザイン・アート学研究倫理専門プログラム

オンデマンドの学修資料とオンラインディスカッションを組み合わせ、デザインやアート分野における倫理的な課題に対処するための専門教育を研究指導科目の中で実施する。関連業界や学界での倫理的なガイドラインや規制について、ケーススタディをもとにオンデマンドコンテンツから学び、オンラインディスカッションによって、学生同士や教員との対話を通じて、倫理的な問題について課題を深く掘り下げる。これにより、デザインやアート分野における倫理的な課題に対する理解を深め、判断力を養うことで、将来のプロフェッショナル実践や研究活動において倫理的な責任を果たすための基盤を築く。

【資料 8】 立命館大学研究倫理指針

【資料 9】 立命館大学学外交流倫理基準

（4）履修モデル

履修モデルとしての基本的枠組を示しながら、学生の研究実践計画に基づき、各々に必要な科目を履修できるよう研究指導を通して実施する。具体的な履修モデルは以下のとおりである。

① 2年制の履修モデル

1) 「意味」領野特化型履修モデル

この特化型履修モデルでは、デザインとアートの知識・技能を応用してものごとや行動に新しい意味を見出し、社会的・文化的な価値を創造するリーダーシップを発揮することで、組織や社会を新たな方向に導くことができる高度な専門性を持った人材を育成する。

2)「情報」領野特化型履修モデル

この特化型履修モデルでは、五感を通じて知覚されるものごとのデザインを通じて、人々の経験の質を向上させ、物理空間とデジタル空間の融合を進め、デジタル技術を活用した新しい感性体験を創出する高度な専門性を持った人材を育成する。

3)「環境」領野特化型履修モデル

この特化型履修モデルでは、人間とその周囲の環境の相互作用を理解し、持続可能で包摂的な環境のデザインを通じて、魅力的な生活空間を創出することで、社会全体の共生価値を向上させる高度な専門性を持った人材を育成する。

4)「社会」領野特化型履修モデル

この特化型履修モデルでは、歴史のなかで人間が多能的に構築する制度や社会のかたちの生成原理を探究し、人々のデザイン・アートに関する資質や能力の育成、美的・倫理的な視点からの集团的合意形成、社会のビジョン形成に貢献する高度な専門性を持った人材を育成する。

【資料 10】デザイン・アート学研究科（2 年制）履修モデル

② 1 年制

1) 新領域デザインストラテジー（NDS）専修

社会環境や市場の変化に対応し、ビジネス価値を最大化する高度なデザイン知の戦略的活用手法を中心に学ぶことで、デザインストラテジストや戦略的デザインコンサルタントに必要なスキルと能力を育成する。

2) 新領域アートディレクション（NAD）専修

文化資源のデジタル化によるアーカイビングや情報抽出技術の社会的活用法、デジタルメディアプラットフォームでの高度なコンテンツマネジメント手法を中心に学ぶことで、次世代のアートディレクターやクリエイティブディレクター、キュレーターに必要なスキルと能力を育成する。

【資料 11】デザイン・アート学研究科（1 年制）履修モデル

6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科の修了要件として、所定の単位の修得ならびに修士論文または課題研究の審査に合格する必要がある。主に社会人を対象とする 1 年制は修士論文ではなく課題研究で学位審査を受ける。2 年制は修士論文または課題研究のいずれかとし、どちらで学位審査を受けるかについては、1 回生終了時に決定する。決定に際しては、研究指導教員および副研究指導教員が学生の研究目的、研究課題を考慮しながら学生と話し合い、指導を行う。本研究科では「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」で記載している通り、研究指導科目と新領域デザイン・アート学基盤科目群を必修としている。研究実践と方法論・手法との緊密な連携が可能となり、課題研究を仕上げる学修パスを明確にすることで、課題研究に取り組むにあた

っての教育研究水準の担保を図っている。

また、本研究科においては人材育成目的にもある通り、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価することによって、多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる研究者および高度専門職業人を育成することを目指している。したがって、課題研究は、研究が扱う領域や実務に対して実効性のある課題解決や先見性のある問題提起がなされていることに重きを置き、実社会に対して新たな価値のある提案と考察が行われることを目指し、制作物と同時に報告論文を作成することとする。なお、制作物には実践を含み、制作より報告論文に比重を置き、修士論文相当とすることは妨げない。

7. 基礎となる学部との関係

修士（デザイン・アート学）を授与するデザイン・アート学研究科は、学士（デザイン・アート）を授与するデザイン・アート学部デザイン・アート学科を基礎とする（2026（令和8）年4月開設予定、2025（令和7）年6月届出予定）。

デザイン・アート学部では他者との協働と省察による社会実践活動を通して、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に身につけながら、職域を問わず多様な社会や組織において豊かな文化・生活世界の新たな形成理念を提案・創造することができる人材を育成する。学部の教育課程においては、「Design Language(DL)科目群」を通して「意味」「情報」「環境」「社会」の4つの分野を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチし、多様な社会や組織において、デザイン・アートに関わる知識と技能を活用してリーダーシップを発揮する能力を身に付ける。さらに、プロジェクトに参画し他者との協働を学ぶ「Design in Society (DiS) 科目群」、そしてプロジェクトの参画で経験したことに「意味づけ（モノゴトの概念化）」を行う「Design Studies (DS) 科目群」を通して自分の構想を具体化することができる基本的な能力を身に付ける。その集大成が「卒業研究」となる。

一方、本研究科では、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義を効用、職域を問わず多様な社会や組織において豊かな文化・生活世界の新たな形成理念を提案・創造することができる人材を育成する。本研究科では、学部における学びをさらに高度で協働実践的な活動に発展させて、研究を深めていく。「卒業研究」を最終目標とし、学びの主軸となる学部の「Design in Society (DiS) 科目群」および「Design Studies (DS) 科目群」を、より高度で学術的、社会的に意義ある修士論文および課題研究に取り組む場となる「研究指導科目」へと発展的に設定した。また学部の「Design in Society (DiS) 科目群」および「Design Studies (DS) 科目群」での学びを土台として、新しい研究領域を開拓してその対象や方法論を提起することができる基盤を修得することを目的として「新領域デザイン・アート学基盤科目群」を配置した。さらに、学部の「Design Language(DL)科目群」をより深化させ、デザイン・アート学に関わる専門的な知識や技能をより戦略的に活用する能力を身に付けることを目的に「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」を設定した。

以上のとおり、本研究科の基礎となるデザイン・アート学部は、教育課程上において接続性を有している。また、本研究科の教員のほとんどが学部の教員でもあり、いずれの科目も担当する。学部と研究科が

連携を取りながら、一体的な学びの体系となる運用を行う。

【資料 12】基礎となる学部との関係図

8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本大学院では大学院設置基準第 15 条および大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、立命館大学大学院学則第 20 条第 2 項において、「研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある」と定めている。

本研究科においては、主に社会人を対象とする 1 年制、学部からの進学学生および社会人を対象とする 2 年制といったように多様な学生を受け入れる。このことから、場所や距離、時間の制約を少なくし、各々の学修目的や事情に応じた開講形態を展開できるよう、多様なメディアを利用した授業による教育を展開する。具体的には表 8 に示す科目となる。これらの科目以外のメディアを利用した授業によって教育効果を十分に得られない科目については面接授業として実施する。

なお、〔5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件〕の〔(1) 教育方法〕に記載のとおり、メディア授業の実施にあたってはメディア授業告示及び本学で毎年確認している「メディアを利用した授業実施ガイドライン」に従い、効果的に実施する。

【資料 5】メディアを利用した授業実施ガイドライン（2025 年度版）

表 8 多様なメディアを高度に利用した授業

科目区分	科目
研究指導科目	「新領域デザイン・アート学研究 A」 「新領域デザイン・アート学研究 B」
新領域デザイン・アート学基盤科目群	「新領域デザイン・アート学の探究」を除く 4 科目
新領域デザイン・アートランゲージ科目群「理論」	全 10 科目
新領域デザイン・アートランゲージ科目群「技能」	「ファシリテーションデザイン演習」「デジタルアーカイブ演習」「質的デザイン評価法演習」「デザイン科学評価法演習」「デジタルデザイン表現演習」

(1) 実施場所

本研究科のカリキュラムは、「社会全体がラーニングプレイス」というコンセプトのもと、研究の場をキャンパスや地域に限らず、広く社会へと拡張することを目指している。そのため、企業や社会と連携した実践的な研究の機会を提供し、多様な社会における研究活動の場を確保する。

この機会を最大限に活用するために、キャンパス内にはオンラインでのコミュニケーションが可能な環境を整備するとともに、さらに時間的・空間的・人間関係において学びを補完するような環境をオンライン上に構築し、提供する。このような環境での学修・研究を通じて、正課外活動も含めた本大学院独自のコミュニティ形成を促し、学生が自由に時間や場所を選んで交流し、学び合う場として機能する。ま

た、自宅やキャンパス、職場などの適切な場所で、学生が柔軟に研究活動を行える環境を提供する

(2) 実施方法

「オンデマンド型授業」および「ライブ配信型授業」のいずれか、あるいはその組み合わせによって実施し、科目によっては「面接授業」も取り入れて展開する。また、前述の学びを補完するオンライン環境では、様々なフォーラムやディスカッションを通じて教員と学生が交流できる場を提供する。

こうしたシステムの活用により、授業担当教員は教育効果を重視した授業設計を行い、同時性や即応性を持つ双方向の授業を展開する。さらに、研究進捗の管理、ディスカッション、適時のアドバイスが可能な環境を整備し、教員は学生の出席状況や動画視聴履歴、教材の学修履歴を通じて理解度や学習状況を定期的に把握し、学生の研究進捗・学修状況に応じた適切なフィードバックを行う。特に1年制の研究指導科目については、メディアを通じた授業形式を採用し、様々な実施方法を駆使して個別のニーズに対応するサポートを行う。

9. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

修士課程1年制では主に社会人学生を受け入れる。また2年制においても一定数社会人学生の受入があることを想定している。このことから、場所や距離、時間の制約を少なくし、各々の学修目的や事情に応じた開講形態を展開するとともに夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(1) 標準修業年限

デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻2年制の標準修業年限は2年、デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻1年制の標準修業年限は1年とする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

本研究科の履修指導については、授業が開始するまでに新入生に対して「履修ガイダンス」を実施し、本学および本研究科の教学理念、カリキュラムと単位履修構造、学びのプロセス、科目の履修方法、プロジェクトの参画等について説明を行う。学生が具体的な履修計画を立てる際には指導教員が学生の研究テーマやキャリアビジョンを踏まえてカウンセリング、支援、指導を行う。

1年制学生は研究課題を明確にして入学する社会人学生を主に対象としているため、入学時のオリエンテーションにて指導教員および副指導教員を確定し、主査1名、副査2名を仮決定する。なお、主査は指導教員以外の者が担う。指導教員決定後は、課題研究のための研究プロジェクトテーマと「研究実践計画」を構想し、指導教員は「研究指導計画書」を作成し、研究指導科目「新領域デザイン・アート学研究A」において、指導教員および副指導教員のもと、研究テーマに基づいた課題研究を実行する。7月には、口頭試問の形式で、学部・研究科所属教員や学生をはじめとした関係者に公開して「課題研究成果中間報告会」を実施する。

2年制、1年制どちらも学生は指導教員決定後に研究プロジェクトテーマと「研究実践計画」を構想し、指導教員は「研究指導計画書」を作成し、指導教員および副指導教員のもと、研究テーマに基づいた課題研究を実行する。

（３）授業の実施方法

社会人学生が働きながら通学できるよう、６時限（１８時 25 分～20 時）、７時限（20 時 10 分～21 時 45 分）、その他特定の時間又は時期においても授業を開講し、学生に配慮した時間割を設定する。

また、場所や距離、時間の制約を少なくし、各々の学修目的や事情に応じた開講形態を展開できるよう、多様なメディアを利用した授業による教育を展開する。一方で、メディアを利用した授業によって教育効果を十分に得られない科目については面接授業として実施する。加えて、学内に導入している LMS やオンラインのコミュニケーションツールを活用し、授業に関する質問や意見交換、課題の提出等に取り組み、教員と学生、また学生同士の双方向コミュニケーションの機会を確保し、授業が円滑に行なえるよう配慮を行う。

（４）教員の負担の程度

本研究の特性上、特に 1 年制においては多くの社会人の入学者が想定される。したがって夜間（６時限、７時限）の開講も行う。特定の教員に対して、夜間の授業含め担当科目が集中しないよう、時間割編成において最大限配慮する。また、多様なメディアを利用した授業を展開することは、教員が指導を行う際の場所や距離、時間の制約も少なくすることとなり、結果として教員の負担軽減に繋がる。

研究指導においては指導教員と副指導教員の 2 人体制を置くことにより、特定の教員に負担が集中することを防ぐ。

（５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配慮

本学には、図書館施設として、衣笠キャンパスに平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、人文系文献資料室、朱雀キャンパスに朱雀リサーチライブラリー、びわこ・くさつキャンパスにメディアセンター（自然科学系図書館）、メディアライブラリー（社会科学系図書館）、大阪いばらきキャンパスに OIC ライブラリーをそれぞれ設置し、学生は利用することができる。また、図書館施設間において資料を取り寄せて利用する仕組みもあり、電子リソース（雑誌論文や新聞記事の検索、辞書・事典、他にも専門分野別など 100 を超えるデータベース）についてはオンライン上でアクセスすることが可能である。

本研究科のメインキャンパスとなる衣笠キャンパスに位置する平井嘉一郎記念図書館は、蔵書冊数 1,000,000 冊以上、総座席数約 2,000 席、PC を配置した共同利用スペース、グループ学習のできるラーニングコモンズ「ぴあら」を設置している。年間開館日数 340 日前後、土・日曜日開館、開館時間は開講期平日 8:30～22:00（土・日は 10:00～17:00）で運用している。したがって、夜間の科目を中心とした大学院生も適宜利用することができる。

また学生対応については、本研究科事務室内に大学院担当の事務職員を配置し、メールや学内に導入している LMS 等を通じて十分な配慮を行う。

（６）入学者選抜の概要

入学者選抜は 2 年制と 1 年制、ともに一般入学試験にて行う。一般入学試験では書類審査、論述試験、口頭試験により選考する。詳細については「10. 入学者選抜の概要」に記載する。

10. 入学者選抜の概要

(1) 学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）

【求める学生像】

デザイン・アート学研究科では、以下の資質・能力を備えた学生を求める。

① 知識・技能

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な知識と技能を戦略的に活用するための、学部卒業レベルの知識と技能を有している者。

② 思考力・判断力、表現力等の能力

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮するために、デザイン・アートに関わる専門的な知識と技能に基づく意思決定や行動によって、多様な社会や組織においてリーダーシップを発揮する意欲と基礎力を持つ者。

③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、他者との協働とその省察を通じた社会実践活動を通して、デザイン・アート領域における新たな問題を汲み上げ、新しい研究領域を開拓するための努力を惜しまない者。

(2) 選抜方法・選抜基準

本研究科ではアドミッション・ポリシーにしたがい、一般入学試験で選抜を行う。

表9 入学者選抜の概要

専攻	専修		入学試験方式	募集人数
デザイン・アート学専攻	1年制	新領域デザインストラテジー専修 新領域アートディレクション専修	一般入学試験	15名
	2年制	—	一般入学試験	5名

一般入学試験では、書類選考、論述試験、口頭試問を総合評価し、合格者を決定する。試験科目の設定については、アドミッション・ポリシーとの観点から、論述試験にてアドミッション・ポリシーの(1)を、書類選考（志望理由書および研究計画書、ポートフォリオ等）にて(2)、口頭試問にて(3)を主な視点として、志願者の能力や資質を評価する。

(3) 選抜体制

立命館大学大学院の「大学院入学試験執行ガイドライン」に従い、研究科内で入試進行本部体制（入試進行本部責任者、事務責任者等）を立ち上げ、入試の執行にあたる。

(4) 社会人への受け入れ方策

本研究科では社会人を「出願時点で職業経験を有する者。但し、職業経験の年数および出願時の在職の有無は問わない」と定義し、社会人としての活動を把握するため、対象者には履歴書や職務経歴書を提出させることとする。

本研究科の履修指導については、授業が開始するまでに社会人含めた全新生に対して「履修ガイダンス」を実施し、本学および本研究科の教学理念、カリキュラムと単位履修構造、学びのプロセス、科目の履修方法、プロジェクトの参画等について説明を行う。学生が具体的な履修計画を立てる際には指導教員が学生の研究テーマやキャリアビジョンを踏まえてカウンセリング、支援、指導を行う。

また、社会人に対する履修上の配慮として、2年制においては長期履修制度を設ける。社会人において現業との関係から2年間での修了が困難な者に対して、最大4年間の在学期間を用いて計画的に履修を行う制度である。入学試験出願時に申し出が必要となり、勤務等との関係から年間を通じて通学できない者を対象としている。この制度を用いることにより、勤務の都合等での休学や、在学期間の延長を行うことなく、履修を行う事ができる。

(5) 社会人受入に際しての既修得単位の認定方法及び認定の考え方

本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。)を大学設置基準第30条(大学院設置基準第15条において準用)及び、立命館大学大学院学則第38条に基づき、入学後に本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(6) 科目等履修生や聴講生等、正規の学生以外の者の受け入れ

科目等履修生や聴講生等、正規の学生以外の者の受け入れについては、定員数を若干名とし、本学が定める条件に基づき、正規学生が学修する環境に支障がない範囲で受け入れる。

1 1. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

(1) 教員規模

研究科の人材育成目的を達成するために、研究科の理念やコンセプト、教育手法を正しく共有する事に留意し、教育・研究のさらなる高度化・活性化に資する教員編成とする。

意味デザイン、情報デザイン、環境デザイン、社会デザインの分野を展開する教育課程を支え、多様な教育研究活動が可能となるような人員を適切に配置する。学びの軸となる研究指導科目、新領域デザイン・アート学基盤科目群はすべて専任教員を配置し、デザイン・アートに関連する「理論」「技能」を学ぶ新領域デザイン・アートランゲージ科目群は、専任教員を中心としつつ、多様な学びが可能となるように、多様な職位を活用して様々な分野で活躍する人材を招聘する。

専任教員の数は、完成年度の2027(令和9)年度時点で、経営学部・研究科、文学研究科、情報理工学部、スポーツ健康科学部、グローバル教養学部、共通教育推進機構の移籍教員12名、新規任用教員11名で、M〇合が22名(うち教授16名)、M合教員が1名となっており、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている研究指導教員(M〇合)5名(うち教授4名)、研

究指導補助教員（M 合）3 名の合計 8 名は上回っている。

なお、教員の任用や昇任については、「立命館大学教員任用・昇任規程」および同規程を踏まえた内規を定め、これに基づき行う。

完成年度において、専任教員の博士号取得率は約 74%であり、十分な研究業績を有する教員を配置している。科目の担当体制については、「立命館大学専任教員責任時間規程」「立命館大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」および、毎年度確認される「専任教員責任時間および標準担当時間等に関する申し合わせについて」に基づき、適切な担当科目時間となるように配置する。

（2）年齢・職位の構成

完成年度の 3 月 31 日において、専任教員の年齢構成は、29 歳以下 0 名（0%）、30 歳代 3 名（13.0%）、40 歳代 8 名（34.8%）、50 歳代 10 名（43.5%）、60～64 歳 1 名（4.3%）、65～69 歳 1 名（4.3%）、70 歳以上 0 名（0%）である。任期を定めない教員における本学の定年は、「大学教員定年規則」【資料 13】に定める通り、教授 65 歳であり、それを超える場合は「立命館大学特別任用教員規程」に基づき再雇用する。66 歳以降は任用しないため、当該教員の後任を任用する。任期・雇用期間に定めのある教員については、「立命館大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」、「立命館大学特別招聘教員規程」、「立命館大学任期制教員就業規則」および「立命館大学有期雇用教員就業規則」に定める任期、雇用期間および雇用年齢上限に基づき雇用する。なお、完成年度終了までに定年もしくは任期、雇用期間の満了を迎える教員は予定していない。

【資料 13】大学教員定年規則

1 2. 研究の実施についての考え方、体制、取組

（1）研究方針、環境整備

立命館大学では、1994（平成6）年の“理工学部のみわこ・くさつキャンパスへの移転”を契機に、産学官連携推進体制を整備し、大学の「知」や「技」を還元することで社会に貢献するとともに、大学自身の力量を向上させることで、教育・研究の高度化を促進してきた。

本学では、2030（令和12）年に向けた学園ビジョンR2030立命館チャレンジ・デザインと共に、研究高度化中期計画を定めている。2021（令和3）年度からは「立命館大学第4期研究高度化中期計画（2021（令和3）～2025（令和7）年度）」を新たに策定し、「新たな社会共生価値と創発性人材を生み出す次世代研究大学の実現」を基本目標として、目標とする3つの大学像「博士後期課程学生を含む若手研究者から中核研究者まで、研究者のキャリアステージに応じた支援と基盤的な研究支援により、個の研究力量を高める大学」「グローバルな研究ネットワークの構築と研究成果の国際発信の強化により、「知のノード」となる大学」「特色ある学際共創研究と社会実装の推進により、社会・人類的課題の解決に貢献し、「総合知」を創出・活用する大学」を目指し、研究の高度化を推進している。

また、立命館大学では学外機関との交流を通じ、人類の福祉と社会の進歩に貢献する学問・研究を推進する産学官交流の総合的窓口として、リサーチオフィスを設置している。立命館大学の産学官連携の調整・推進、研究組織（研究機構・研究所・研究センター）運営推進や、産学官連携コンソーシアムの事務局、知的財産マネジメントを担っている。研究者との密接な連携活動を組織的に行う体制となつて

おり、スタッフは、全体（人文社会系・自然科学系）で、約150人である。技術移転、共同研究からベンチャー創出までワンストップサービスを提供している。

本研究科では専任教員ごとに研究室を設置し、各個人が研究に集中できるスペースを確保するとともに、教員間の積極的なコミュニケーションを促進するオープンラボを設けて、研究のコラボレーションも推進していく。

（2）研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況およびURA 制度について

本学において技術職員については、1名がBKCリサーチオフィスに配置（2025（令和7）年2月時点）されている。主に放射光施設管理運営の役割を担っている。

URA制度については2015（平成27）年から導入し、異分野融合研究プロジェクトの推進、産学連携による研究開発、大型研究拠点マネジメント等に必要である高度な専門知識を持った人材をURAとして登録しリサーチオフィスに配置している。現在は27名がリサーチオフィスに配置（2024（令和6）年9月時点）されている。プレ・アワード、ポスト・アワード、研究戦略推進支援業務といった幅広い役割を担っている。

1 3. 施設、設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

デザイン・アート学研究科は、衣笠キャンパス（京都市北区）に設置する。衣笠キャンパスは、現在341,521.86 m²の校地面積を有し、4学部（法学部、産業社会学部、国際関係学部、文学部）、6研究科（法学研究科、社会学研究科、国際関係研究科、文学研究科、言語教育情報研究科、先端総合学術研究科）を設置している。

多数の教室や演習室、図書館に加え、保健センター、学生食堂などの施設のほか、福利厚生施設を含む各種の施設を整備しており、他学部、他研究科と十分に共用は可能である。

学生が休息や談話するスペースについては、キャンパス内の清心館 1 階のコモンスペースや存心館、以学館、諒友館に配置された食堂、平井嘉一郎記念図書館に併設されたカフェ、さらには東側広場や西側広場と複数のスペースを設けている。衣笠体育館には 3 つのアリーナのほか、柔道場や最先端の機器をそろえたトレーニングルームも整備している。

（2）校舎等施設の整備計画

デザイン・アート学研究科は、既存施設である充光館（地下1階・地上3階建）を改修して2026年度から供用を開始する。また、これとは別に新棟（地下1階・地上2階建）を整備し、2027（令和9）年4月から供用を開始する。

充光館の改修後は、地下1階に「オープンスタジオ（1室）」、「オープンアトリエ（1室）」、「デジタルスタジオ（1室）」を整備し、これに加えて「ファクトリー」を整備する。1階には、「レンタルラボ」を整備するとともに、「オープンラボ」も整備し、両施設を研究活動の拠点として一体的に運用する。また、2階、3階には、教員の個人研究室となる「ラボ（27室）」を整備するとともに、研究スペースでもある「オープンラボ」【資料14】を整備する。充光館にはこれらの施設を整え、その他の既存施設の活用も含め、教育・研究活動環境には十分に対応できる計画であるため、問題はない。

新棟については、地下1階に「オープンアトリエ（1室）」、「デジタルスタジオ（1室）」、これに加えて「オープンファクトリー（1室）」「クローズファクトリー（1室）」を整備する。1階には、「デジタルスタジオ（1室）」、「小教室（5室）」を整備し、2階には、「オープンスタジオ（2室）」を整備する。さらに、充光館、新棟ともに、本研究科の内外問わずに交流や共創、協働のできる場として「クリエイティブラウンジ」を整備し、作業や展示が行える環境を構築する。これらの施設は、本研究科とデザイン・アート学部で共同利用する。なお、大学設置基準に定められている教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えており、上記の施設で教育研究を進めていく。

本研究科は「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」に記載している通り、2年制の研究指導科目、新領域デザイン・アートランゲージ科目群の一部のみ面接授業として充光館を利用し、その他の科目についてはメディア授業とする。また、施設を共有するデザイン・アート学部の授業は1～4時限での実施を基本とするとともに、本研究科の面接授業を5時限以降に配置することから、2027年度（完成年度）の時間割案＜面接授業のみ＞【資料15】で示す通り、施設の利用状況においても教育・研究活動環境には十分に対応できる計画である。

【資料14】研究スペース「オープンラボ」を設置する充光館1・2・3階の見取り図

【資料15】2027年度（完成年度）の時間割案＜面接授業のみ＞

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

本学には、図書館施設として、衣笠キャンパスに平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、人文系文献資料室、朱雀キャンパスに朱雀リサーチライブラリー、びわこ・くさつキャンパスにメディアセンター（自然科学系図書館）、メディアライブラリー（社会科学系図書館）、大阪いばらきキャンパスにOICライブラリーをそれぞれ設置している。これらの施設を含めた大学全体の蔵書は、2025（令和7）年4月1日現在で3,593,573冊（製本雑誌含む）に達し、これに加えて129,440種の学術雑誌、そのうち65,322種の電子ジャーナルを収集・整備している。これらはほぼすべて、学生の利用が可能である。また、各キャンパスの図書館の資料を取り寄せて利用することも可能であり、全ての資料を学習や研究に利用できる環境を整備している。

14. 管理運営

デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻の管理運営に関しては、立命館大学大学院学則第7条にもとづき、立命館大学大学院デザイン・アート学研究科委員会（以下、「研究科委員会」）を設置する。

本教授会の役割は、(1)大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止または変更に関する事項、(2)大学院学則および大学院諸規程の制定または改廃に関する事項、(3)教員の人事に関する事項、(4)学科課程、授業および学力考査に関する事項、(5)学位論文審査に関する事項、(6)授業科目担当者に関する事項、(7)学生の入学、修了および学位の授与に関する事項、(8)学生の補導に関する事項、(9)学生の定数に関する事項、(10)学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項を審議し、学長に対して意見を述べるものと規定している。このほか、研究科委員会は、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

また、研究科委員会は、修士課程の研究指導資格を有する研究科の専任教員によって組織し、その開催頻度は原則隔週1回程度とする。

加えて、研究科委員会のもとに、研究科の特定の課題について諮問する委員会を置くことができる。委員会は、研究科委員会の構成員の中から研究科長が指名して、これを組織する。本研究科の適切な管理運営を図る。

15. 自己点検・評価

(1) 大学としての対応

本学では、立命館大学学則第2条にもとづいて、立命館大学自己評価委員会を設置するとともに、この委員会が定める方針の下で、本学の教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備に係る組織のすべてにおいて自己点検・評価を実施している。そのうえで、評価結果の報告を受けて、学長は、必要な事項について当該組織の長に対して改善の実施を求め、その実現を図る仕組みとなっている。

また、本法人の役員または教職員でない学外の有識者が委員を務める、立命館大学大学評価委員会を設けている。この委員会は、学長の諮問を受けて本学の自己点検・評価結果の客観性及び妥当性等に関する評価を行う。さらに学長は、この評価結果のうち必要と考える事項について、当該組織の長に対してその改善の実施を求めることができる仕組みとなっている。

自己点検・評価や研究科評価の結果は、本学が認証評価を受審している大学基準協会が定める評価基準等に則って取りまとめ、外部評価結果とともに報告書として公表している。さらに、これらの結果は、「大学院教学ガイドライン」などの全学的な指針の形で本学の教学実践にフィードバックされるほか、各学部・研究科が毎年度末に取りまとめる「教学総括・次年度計画概要」の策定過程を通じて、教学内容の見直しや改善、発展に反映されている。

(2) 研究科としての対応

本研究科では、上述のような「教学総括・次年度計画概要」の策定に加えて、教学のPDCAサイクルを実現するため、自己評価委員会を設けたうえで、研究科教学の改善にむけた独自の取組みを進めていく予定である。

16. 認証評価

学校教育法第109条に定める認証評価については、公益財団法人大学基準協会の大学評価（機関別認証評価）を7年毎に受審している。本学は同制度の始まった2004（平成16）年以降、3度受審している。直近では、2018（平成30）年度に受審し、同協会の大学基準に「適合」と認証されている（認定期間：2019（令和元）年4月1日から2026（令和8）年3月31日）。次回は、2025（令和7）年度に受信する予定で準備を進めている。

2018（平成30）年度の評価結果では、本学の一層の改善と向上のために、大学基準協会よりいくつかの提言を受けた（「長所」7項目、「改善課題」3項目、「是正勧告」無し）。

「長所」としては、以下のような点について評価を受けた。

- ・学部・研究科の自己点検・評価を改善・向上に繋げる内部質保証体制を構築し、学部・研究科ごとの専門分野別外部評価や大学全体の外部評価、学生による参画を制度化することで、内部質保証システ

ムの適切性や客観性を担保している。

- ・ 学士課程において学びのプロセスを構築し、学生の自己認識による主観データと科目の成績分析を中心とした客観データによる経年的かつ多面的な学習成果の把握及び評価を組織的に行っている。
- ・ 「学習者中心の教育」を大学教育の中軸とし、多様なピア・ラーニングの仕組みを通じて学生生活の充実を図るとともに、学生の主体的に学ぶ力を伸長させている。
- ・ 教育活動とともに大学の果たす役割である研究活動（多様な研究支援プログラム、産学官連携の強化、外部資金等の獲得）や社会貢献活動（平和教育や公開講座の実施、災害復興支援など）の取り組みを行っている。

「改善課題」としては、大学院の定員管理、学位ごとの3ポリシー設定、特定の課題についての研究成果の審査基準の明確化について助言を受け、2022（令和4）年度に「改善報告書」の提出を行い、「検討結果」を受領している。「特定の課題についての研究成果の審査基準の明確化」については改善が認められたが、他の2点については課題が残っており、引き続き、組織的な改善に取り組んでいる。

17. 情報の公表

本学では、下記の Web ページ等を通じて様々な情報を広く社会に公表しており、それらの情報には、教育研究活動に関する情報（教員の教育研究情報、志願者数、合格者数および入学者数等）、学生の活動に関する情報（進路・就職状況等）、評価に関する情報（認証評価結果、自己点検・評価報告書、大学基礎データ等）、財務及び経営に関する情報（財務関連書類、及び事業報告書等）、法人および学校の基本的情報（学生数、学部・研究科の設置申請書及び届出書、設置計画履行状況報告書等）などが含まれる。また、本研究科においても、研究科 Web ページを開設し、このような情報に加えて、学位論文に係る評価に当たっての基準の開示を進めていく予定である。

立命館大学情報公開 Web ページ

<http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/univ/>

18. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

（1）授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等

① 組織的な研修

本学では、建学の精神、教学理念ならびに人材育成目的、教育目標を実現するための、大学・学部・研究科・教学機関と協働した、教育および学生の学修の、質向上に資する支援を行うことを目的に教育開発推進機構を設置している。教育開発支援機構のもとには教育・学修支援センターを置き、教職協働と学生参画を基盤として、全学的な教学政策形成や継続的な評価・検証・改善のプロセスにおける支援、学部・研究科および学生の学修の質向上にむけた取り組み支援、全学的な方針に基づいたセンター独自の教育・学修支援、教員・学生支援およびそれに必要な調査・研究を行っており、そのひとつとして授業内容および方法の改善を図るべく FD 活動の推進やその他の教育改善に資する活動の支援を実施している。具体的な取り組みは以下のとおりである。

1）新任教員対象実践的プログラム

対 象 者：高等教育機関での教育歴が3年未満の教員（必須受講）、3年以上の教員（選択受講）

研修内容：本プログラムは、教員が自らの授業の設計、実施、評価に関して、学部・研究科等の教育目標と関連付けながら、その適切性、有効性をリフレクションし(振り返り)、改善できる能力と学生像を知り、コミュニケーションを取れる能力を、体系的かつ実践的に身につけることを目的に開発された研修プログラム。ワークショップ 6 コマ（必修 4 コマ、選択 2 コマ）、教育コンサルティング、FD ミーティングの 3 本柱で構成する。

修了要件：ワークショップ 6 コマおよび 1 月開催の発表会に参加すること。

受講期間：1 年間（最大 2 年間）

認 証：日本高等教育開発協会より「プログラム認証」（完全認証）を受領し、本プログラムを修了した教員には「修了証」を授与する。

2) オンデマンド講座視聴プログラム

対 象 者：全教職員（選択受講）

研修内容：大学における教育の質向上に取り組む上で視聴者にとって必要と思うテーマの重要な素養を身につけることを目的とし、教育・管理運営・研究の分野においてオンデマンド講座を通して学ぶ。1 講座 45 分程度。

修了要件：全 36 講座のうち 7 講座以上の視聴と感想レポートを提出

受講期間：1 年間

そ の 他：修了書を発行

3) その他

FD や高等教育の領域における問題点と課題についての「教学実践フォーラム」として年 4 回開催、授業改善に資する内容をテーマに実践事例の紹介、交流会である「FD 座談会」、メディア授業を効果的に実施するための「教室機器操作体験会」、さらに教育効果を上げるために教員が実際に行っている工夫を紹介する「1 分間 FD」等を年数回開催、紹介するなど、全学の教員が参加できる様々な意見交換や交流の場を設けることによって教育改善の機会を設け大学全体の教育活動や能力の向上を図っている。また、これらの取り組みや成果を教育開発支援機構 HP やニュースレター『ITL NEWS』の発行し、情報共有、情報発信を図っている。また紀要『立命館高等教育研究』を通して学園内の組織ならびに個々の教職員の教育に関する研究成果などを収集・蓄積・発信することにより、組織的な FD 活動、SD 活動の進展を目指している。

② 授業アンケートの実施と授業改善

学生が授業アンケートを通じて自らの学びを振り返り、学びへの取り組みや達成度を確認すること、教員が学生に対して授業の成果を問い授業実践と改善につなげるものとする、教員の個別授業の改善にとどまらず学部・教学機関の教育上の組織的な授業改善に用いることなどを目的に、授業アンケートを学期ごとに実施している。実施後の結果については、担当教員へ個票を返却し、担当教員はこれに対するコメントシートの返却、学生へのフィードバックを行っており、その内容は結果個票と学生向けシラバスに掲載している。

(2) 教員及び大学職員に必要な知識・能力の習得、必要な能力及び資質を向上させる研修の取り組み

① ハラスメント防止に関する取り組み

本学は、「立命館大学教職員の行動指針」を制定し、個人の尊厳を守り、多様性を尊重することで、全ての学生、生徒、児童および教職員が、安心して学び、教育・研究を行い、働くことのできる環境を確保することに努めており、このことが、学生等や教職員の成長にとって重要であると考えている。さらに「立命館大学ならびに学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校ハラスメント防止に関する規程」を制定するとともに、その内容をわかりやすく示すこと等を目的として「立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定している。教員は所属学部・研究科等において毎年ハラスメント研修を実施し、職員については新任職員研修としてハラスメント防止のための研修を実施している。また新任課長・事務長研修においてもハラスメント防止のための研修を実施している。

② 教員の研究活動に関する取り組み

新任教員ガイダンスにおいて研究者に必要な研究倫理や研究費の適正執行、学内研究助成等について説明を行っている。着任後は、教員が研究活動に必要な知識や機会を得て研究力を向上させることができるよう、研究部、男女共同参画推進リサーチライフサポート室、そしてダイバーシティ&インクルージョン推進室が連携し、様々な取り組みを行っている。主な取り組みは以下のとおりとなる。

1) 男女共同参画を推進するための意識改革と情報発信

学長等のトップ役職者、学部長・研究科長、教育・研究粗衣気幹部などを対象とした幹部セミナーを実施し学内の意識改革を推進、また News Letter、ロールモデル集「研究日和」の発行、ホームページ・SNS 等で積極的に情報発信を行っている。

2) 研究力向上のための各種セミナーの開催

科研費獲得支援セミナー、学内公募説明会、学術英語論文のための基礎講座などを実施している。

3) 新任教員サポート

研究支援制度の紹介、新たなネットワークづくりの機会となる「Welcome to 立命館」の実施、問い合わせ等の窓口やパイプ役となる「研究コンシェルジュ」による研究立ち上げのための情報提供、教員の個々のニーズに合わせた研究サポートを紹介する「研究コミュニティと支援体制」セミナー等を実施している。

4) 女性研究者の裾野拡大

学部や学科、キャンパスを超えた研究交流となる「交流の場『立命研究者の会』」、本学所属研究者の研究発表、フリーディスカッションを行うランチョンセミナー「ライスボールセミナー」等を実施、また文部科学省ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業の船体を受け、女性研究者のキャリアをつなぐ支援、国際的に活躍できる女性研究リーダーの育成を目指したプログラ

ムを創設している。さらに、意識改革のシンポジウム・セミナー開催や女性研究者紹介動画コンテンツの作成などを通して教員の研究力向上を推進している。

③ 職員の SD 関する取り組み

本学では、職員の業務が急激に多様化、複雑化、高度化していくなかで、①人材育成の場は職場が中心であり、職場における経験を通じた成長、経験値の向上を主眼とすべきであること、②教員個人のキャリアの捉え方として外形的なキャリアではなく仕事のやりがいの感じ方や志向性・価値観などの内的キャリアを重視すべきであることという考えから、「育成」の観点に立ち人事制度を捉え「育成型人事制度」を採っている。主に階層別研修、職位別研修、部門別研修、自己研鑽研修等の支援を行っており、具体的な取り組みは以下の 5 つに分類して実施している。なお、研修内容については年度ごとに見直しを行っており、以下の内容は 2024（令和 6）年度実施の例となる。

1）役割発揮

- ・オンボーディング支援（対象：新任職員）
内定者課題／新任職員研修／着任時 OJT／着任後研修／個別指名型研修派遣
- ・フォローアップ研修（対象：入職 2～3 年の職員）
- ・マネジメント力量形成（対象課長・事務長）
管理職全体研修／課長・事務長向けテーマ別研修（人材育成、課マネジメント）
- ・自律的キャリア形成支援（世代別キャリアデザイン研修）

2）職員共通力量形成

- ・グローバル力量形成（対象：全職員）
語学学習支援
(TOEIC L&R IP 団体受験[年 3 回]／語学検定試験受験補助／語学学習学内講座受講補助)
グローバルマインドセット
海外学生引率／海外大学オンラインコース履修支援／海外来訪受入対応時等研修／グローバルリーダー育成プログラム派遣)
- ・デジタルスキル (IT/DX リテラシー)
- ・資格取得補助（労働安全衛生者免許取得補助）

3）業務分野固有力量形成

- ・部門別人材育成（各部において随時）
各部が策定した部門別人材育成計画に基づき実施する。
例えば、教学部においては、教学政策を担い教務事務を円滑に行うことができる力量を育成する観点から、研修をジェネラルスキルとスペシャルスキルに分類し、以下の取り組みを実施している。

「ジェネラルスキル」

教学部の基礎的知識を修得する研修から、教学部からの視点を持ちながら他部門の視野を

もつことができる研修まで幅広い内容で実施

(教学部新任・異動者研修／学則・学部則・在学契約／大学の財政／教育と研究／グローバル力量形成／教学部夏期研修)

「スペシャルスキル」

教学の質向上を図ることを目的に、カリキュラムや授業の開発・実践および学生の学びと成長を促進する機能の高度化を目指すための体系的な研修(1プログラム8～10コマ)を実施

(カリキュラム・コーディネーター研修／レジストラー研修／アカデミック・アドバイジング研修／インスティテューショナル・リサーチャー研修)

4) 自律型力量形成

- ・オンデマンド学習(通年)
- ・学外団体研修・セミナー参加補助(随時)
- ・出向・研修派遣
- ・大学院進学支援(特別個人研修費、大学院進学に準ずる支援)(大学院入学の前年度、随時)
- ・自己研鑽のための休職制度(11月頃募集)
- ・個人チャレンジ研修費(4月)

5) マインドカルチャー

- ・部門政策理解研修(5月～11月)
- ・D&I推進・多様な人材が働きやすい職場づくりにむけた理解度向上(ハラスメント防止研修、D&I推進室セミナー)
- ・ワークインライフ(管理職人材育成・情報交換会・キャリア支援企画等)
- ・学内のコミュニティ形成(ラーニングコミュニティを通じた情報提供、共有)(通年)
- ・全学業務への参加を通じた成長(随時)

以上

設置の趣旨等を記載した書類 資料

目 次

【資料 1】 デザイン・アート学研究科における養成する人材像と 3 ポリシーの相関図	・・・ p2
【資料 2】 デザイン・アート学研究科 カリキュラムマップ	・・・ p3
【資料 3】 デザイン・アート学研究科（2 年制）カリキュラムツリー	・・・ p5
【資料 4】 デザイン・アート学研究科（1 年制）カリキュラムツリー	・・・ p6
【資料 5】 メディアを利用した授業実施ガイドライン（2025 年度版）	・・・ p7
【資料 6】 デザイン・アート学研究科（2 年制）学位授与プロセス	・・・ p13
【資料 7】 デザイン・アート学研究科（1 年制）学位授与プロセス	・・・ p14
【資料 8】 立命館大学研究倫理指針	・・・ p15
【資料 9】 立命館大学学外交流倫理基準	・・・ p21
【資料 10】 デザイン・アート学研究科（2 年制）履修モデル	・・・ p24
【資料 11】 デザイン・アート学研究科（1 年制）履修モデル	・・・ p26
【資料 12】 基礎となる学部との関係図	・・・ p27
【資料 13】 大学教員定年規則	・・・ p28
【資料 14】 研究スペース「オープンラボ」を設置する充光館 1・2・3 階の見取り図	・・・ p29
【資料 15】 2027 年度（完成年度）の時間割案＜面接授業のみ＞	・・・ p30

【資料1】

デザイン・アート学研究科における養成する人材像と3ポリシーの相関図

デザイン・アート学研究科は、人工知能や仮想・複合現実などのデジタル情報技術の発展を背景に、人間本来の思考と創造性のあり方自体が問い直されるべき社会的要請に応えるために、本学園の根幹である「建学の精神」、「教学理念」、「立命館憲章」に則り、長い歴史と重厚な文化のもとで革新的な知が創出されてきた京都という都市において、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価することによって、多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる研究者および高度専門職業人を育成する。



【資料2】

デザイン・アート学研究科カリキュラムマップ

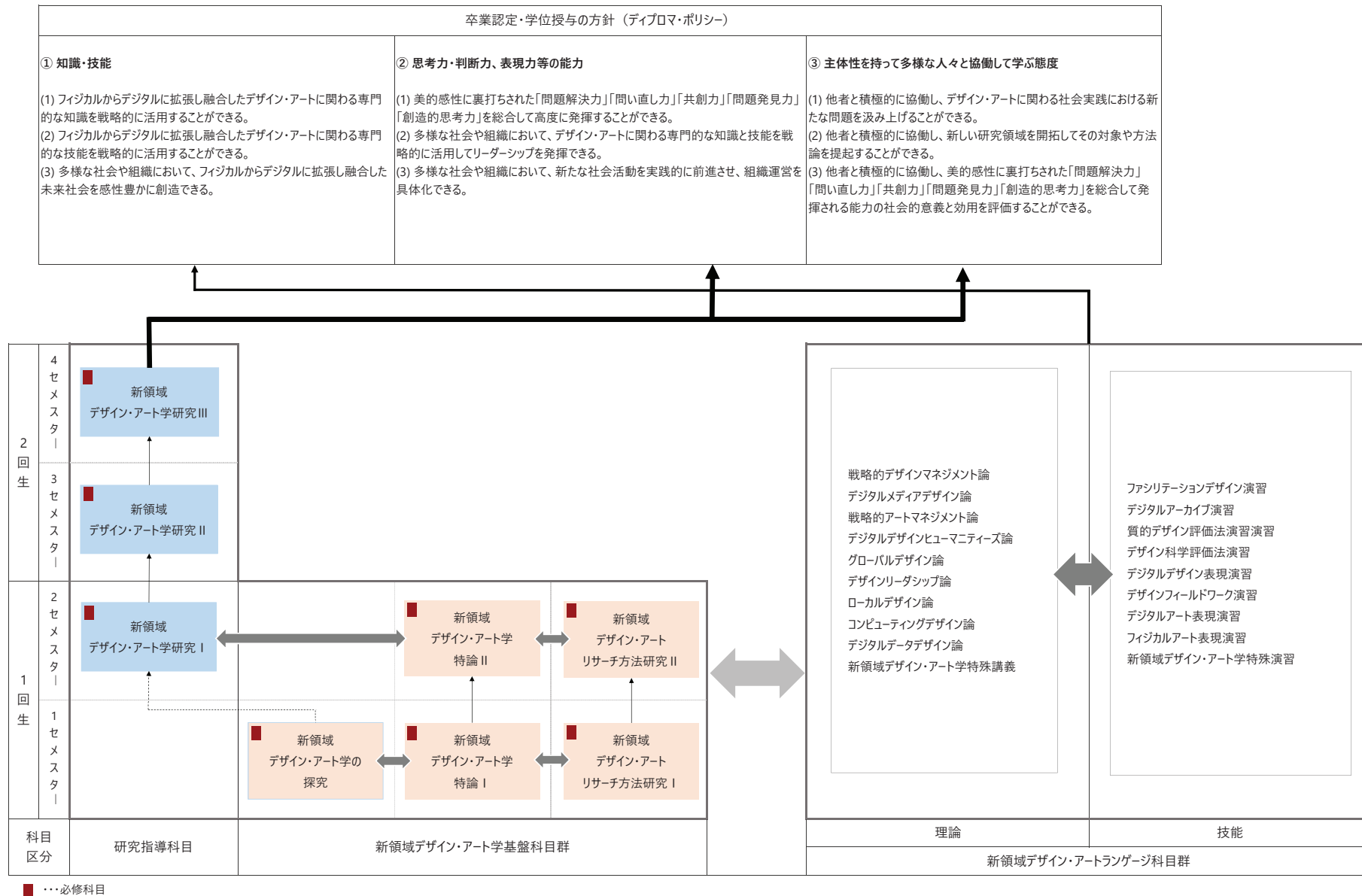
【人材育成目的】 デザイン・アート学研究科は、人工知能や仮想・複合現実などのデジタル情報技術の発展を背景に、人間本来の思考と創造性のあり方自体が問い直されるべき社会的要請に応えるために、本学園の根幹である「建学の精神」、「教育理念」、「立命館憲章」に則り、長い歴史と重厚な文化のもとで革新的な知が創出されてきた京都という都市において、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価することによって、多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる研究者および高度専門職業人を育成する。														
【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】 デザイン・アート学研究科は、研究科別に規定する修了要件（必修科目を含む30 単位以上を修得し、かつ修士論文または課題研究の審査に合格すること）を満たし、以下の資質・能力を備えた者に対して、「修士（デザイン・アート学）」の学位を授与する。 ① 知識・技能 (1) フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な知識を戦略的に活用することができる。 (2) フィジカルからデジタルに拡張し融合したデザイン・アートに関わる専門的な技能を戦略的に活用することができる。 (3) 多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる。 ② 思考力・判断力、表現力等の能力 (1) 美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮することができる。 (2) 多様な社会や組織において、デザイン・アートに関わる専門的な知識と技能を戦略的に活用してリーダーシップを発揮できる。 (3) 多様な社会や組織において、新たな社会活動を実践的に前進させ、組織運営を具体化できる。 ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (1) 他者と積極的に協働し、デザイン・アートに関わる社会実践における新たな問題を汲み上げることができる。 (2) 他者と積極的に協働し、新しい研究領域を開拓してその対象や方法論を提起することができる。 (3) 他者と積極的に協働し、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して発揮される能力の社会的意義と効用を評価することができる。														

科目区分1	科目区分2	科目区分3	科目名称	単位	配当 回生	履修 区分	①（１）	①（２）	①（３）	②（１）	②（２）	②（３）	③（１）	③（２）	③（３）
研究指導科目	—	修士課程（2年制のみ）	新領域デザイン・アート学研究Ⅰ	2	1	2年制必修	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
研究指導科目	—	修士課程（2年制のみ）	新領域デザイン・アート学研究Ⅱ	2	2	2年制必修	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎
研究指導科目	—	修士課程（2年制のみ）	新領域デザイン・アート学研究Ⅲ	2	2	2年制必修	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
研究指導科目	—	修士課程（1年制のみ）	新領域デザイン・アート学研究A	2	1	NDS・NAD必修	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
研究指導科目	—	修士課程（1年制のみ）	新領域デザイン・アート学研究B	2	1	NDS・NAD必修	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
新領域デザイン・アート学基礎科目群	—	修士課程（2年制のみ）	新領域デザイン・アート学の探究	2	1	2年制必修				○	○	○	◎	○	
新領域デザイン・アート学基礎科目群	—	修士課程	新領域デザイン・アート学特論Ⅰ	2	1	必修	◎			◎	◎	◎	○	○	
新領域デザイン・アート学基礎科目群	—	修士課程	新領域デザイン・アート学特論Ⅱ	2	1	必修	◎			◎	◎	◎	○	○	○
新領域デザイン・アート学基礎科目群	—	修士課程	新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅰ	2	1	必修		◎		◎	◎	◎	○	○	
新領域デザイン・アート学基礎科目群	—	修士課程	新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅱ	2	1	必修		◎		◎	◎	◎	○	○	○
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	戦略的デザインマネジメント論	2	1	NDS必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	デジタルメディアデザイン論	2	1	NDS必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	戦略的アートマネジメント論	2	1	NAD必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	デジタルデザインヒューマニティーズ論	2	1	NAD必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	グローバルデザイン論	2	1	NDS・NAD必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	デザインリーダーシップ論	2	1	NDS・NAD必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	ローカルデザイン論	2	1	NDS・NAD必修	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程（2年制のみ）	コンピューティングデザイン論	2	1	選択	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程（2年制のみ）	デジタルデータデザイン論	2	1	選択	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	理論	修士課程	新領域デザイン・アート学特殊講義	2	1	選択	◎		◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	技能	修士課程	ファンリテーションデザイン演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	技能	修士課程	デジタルアーカイブ演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートランゲージ科目群	技能	修士課程	質的デザイン評価法演習	2	1	選択		◎	◎	○					

科目区分1	科目 区分2	科目区分3	科目名称	単位	配当 回生	履修 区分	①（１）	①（２）	①（３）	②（１）	②（２）	②（３）	③（１）	③（２）	③（３）
新領域デザイン・アートラン ゲージ科目群	技能	修士課程	デザイン科学評価法演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートラン ゲージ科目群	技能	修士課程	デジタルデザイン表現演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートラン ゲージ科目群	技能	修士課程	デザインフィールドワーク演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートラン ゲージ科目群	技能	修士課程	デジタルアート表現演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートラン ゲージ科目群	技能	修士課程	フィジカルアート表現演習	2	1	選択		◎	◎	○					
新領域デザイン・アートラン ゲージ科目群	技能	修士課程	新領域デザイン・アート学特殊演習	2	1	選択		◎	◎	○					

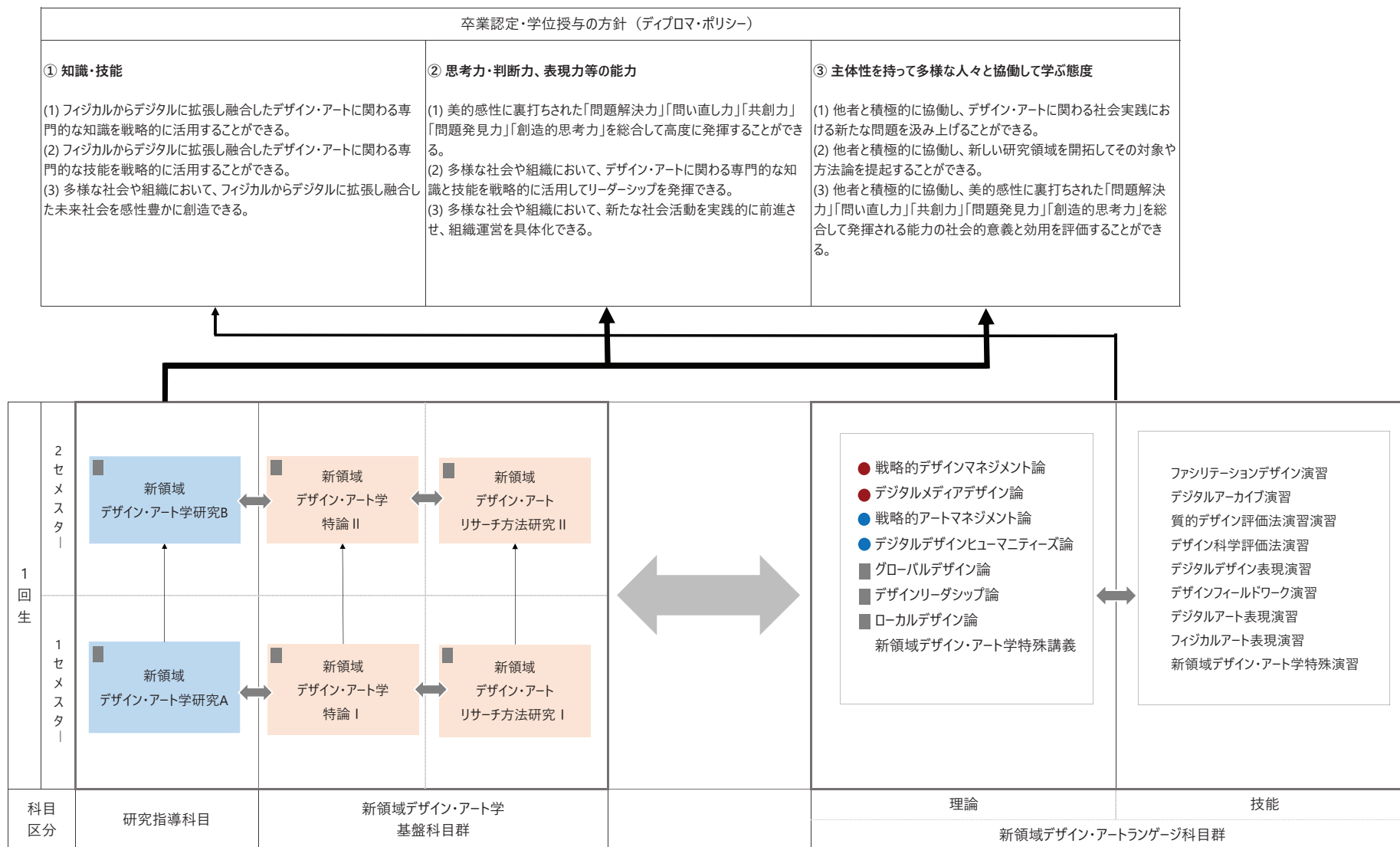
【資料3】

デザイン・アート学研究科（2年制）カリキュラムツリー



【資料4】

デザイン・アート学研究科（1年制）カリキュラムツリー



- …必修科目
 ● …新領域デザインストラテジー（NDS）必修科目
 ● …領域アートディレクション（NAD）必修科目

メディアを利用した授業実施ガイドライン（2025 年度版）

以下の通り、本学におけるメディアを利用した授業実施ガイドラインを策定する。通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、本学も対面授業を行うことを前提に認可されている。よって、ガイドライン策定にあたっては、遠隔授業として取扱う科目であっても、対面授業に相当する教育効果を有する（同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有する）と認められる授業を実施することが必要であるという考えを前提としている。

なお、ここでいう「メディアを利用した授業」とは、全授業回を対面以外の方法で実施する授業ではなく、文科省の平成 13 年文部科学省告示第 51 号（いわゆる「メディア授業告示」）で運用の認められた、対面授業に近い環境および対面授業により得られる教育効果を有する授業方法を示す。

一方、「遠隔授業」とは、メディアを利用した授業時数が全授業時数の 1/2 以上となる科目のことを示す。

2025 年度から新学年暦（95 分×14 週＋20 分）の運用となるため、それに対応した内容とするが、新学年暦を導入しない一部の専門職大学院については、授業時間数および授業回数に関わる項目は従来の 90 分×15 週に合わせた運用を継続する。

1. メディアを利用して授業を行う場合

メディアを利用して授業を行う場合、通常の対面授業の実施に相当する授業として、以下のとおり実施する。

※ 以下、斜体字の項目については、文科省のメディア授業告示およびその他関連する文書に定められている内容である。

（1） メディアを利用して行う授業は、「ライブ配信型授業」または「オンデマンド型授業」のいずれかの方法で実施する。一定の要件（以下、（2）および（3）参照）を満たした場合、通常の対面授業の実施に相当する授業として認める。

- ① ライブ配信型授業とは、テレビ会議システム（Zoom 等）を利用して、同時双方向に授業内容を教授する授業方法である。
- ② オンデマンド授業とは、授業時間を固定的に設定せず、学修支援システム（manaba+R）を通じて、受講生に対して講義形式の動画、音声ファイル等を教材として提示し、授業内容を教授する授業方法である。

（2） メディアを利用して行う授業を実施するにあたって、以下のとおり、面接授業に近い環境で行うとともに、教育の質保証に努めることが必要である。

- ① 学生の授業内容に対する質問の機会を確保すること。
- ② 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに対応する体制が確保されていること。（※1）
- ③ ライブ配信型授業の場合、授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ④ ライブ配信型授業の場合、画面では黑板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あら

はじめ学生に補助資料等を配布するなどの工夫をすること。

- ⑤ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること（※2）。

（※1）manaba+R のコンテンツやコースニュースで受講者に対してメールアドレスを公開するか、manaba+R「個別指導コレクション」での連絡方法を案内する、あるいは教員と速やかに連絡をとることが可能な方法を具体的に示すこと。

（※2）教学ガイドラインの定めのとおり、上限は 400 名とする（専門科目において、2 年連続して受講登録者が 400 名を超えた講義科目は、翌年度複数クラス開講とする）。

- （3） メディアを利用して行う授業を実施するにあたって、対面授業により得られる教育効果を有する必要があることから、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と、②学生の意見交換の機会を確保するなどの双方向性を確保する。

ただし、オンデマンド型授業は、「同時」または「双方向」でない場合があるため、「授業の終了後すみやかに」（※3）①および②について学修支援システム（manaba+R）を通じて実施する。

（※3）「授業の終了後すみやかに」とは、課題提出等に影響を及ぼすようなタイミングでの回答や解説は行うことを示すのではなく、授業時間割を基準として、授業の当日もしくは翌日午前中をめどに回答や解説を返信することを言う。返信には、「次回授業にて解説する」等もあり得る。

- （4） 多様なメディアの活用方法として、教科書の提示や動画を含む資料を事前に配布し、学生の事前学習を前提とする反転授業を実施する場合（学生の授業外学習としての資料提示）については、本ガイドラインの対象としない。

- （5） メディアを利用して行う授業を実施するにあたって、授業の指導計画（シラバス等）（※4）に即して実施する。

（※4）メディアを利用して授業を行う回については、シラバス「授業スケジュール」の実施回にその旨明記する。シラバス変更が生じた場合は、学修支援システム（manaba+R）等を利用して事前に受講生に周知する。

- （6） メディアを利用して行う授業の講義時間等については、立命館大学学則第 34 条、大学院学則 21 条（単位計算方法）から授業時間数により単位数が定められていることから、講義・解説や質疑応答の時間を含めて 95 分の講義時間を確保するものとする。

- （7） メディアを利用して行う授業を実施するにあたっては、障害のある学生の受講条件に十分配慮する。

- （8） オンデマンド型授業の実施をする場合、以下の点に留意すること。

- ① 立命館大学学則第 34 条、大学院学則 21 条（単位計算方法）から授業時間数により単位数が定められていることから、講義・解説や質疑応答の時間を含めて 95 分相当の時間を確保する。

- ② オンデマンド配信授業の場合は、いつでも配信することが可能だが、原則、対面授業と同一の曜日時限（時間割どおり）に配信を開始する。
- ③ オンデマンド授業については、文科省の告示でも、「同時」性と「双方向」性の確保が求められていることから、その方法について、シラバスに明記し、対面授業と同等の教育効果が得られるように努めることとする。

- (9) 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合は、立命館大学授業に関する規程第4条により、メディアを利用した授業回であっても対面授業と同じく休講として取扱う。

また、休講とした場合の補講としてメディア授業を実施した場合は、結果としてガイドラインで定める対面授業の回数を下回ったとしても、緊急避難的な特例として対面授業を実施したと見なすこととする。

2. 遠隔授業と対面授業の区別

遠隔授業および対面授業は、以下のとおり位置付ける。

- (1) メディアを利用した授業時数が全授業時数の 1/2 以上（14 回授業の場合であれば 7 回以上）（※5）の場合は、主として遠隔授業を実施するものとみなし、遠隔授業と位置付ける。
- (2) メディアを利用した授業時数が全授業時数の 1/2 未満（14 回授業の場合であれば 6 回以内）（※5）の場合は、主として対面授業を実施するものとみなし、対面授業と位置付ける。

（※5）対面とメディアを併用する授業において、受講生のグループ分けを行い交互に入れ替えるなどの対応を取る場合は、個々の受講生が出席可能な対面授業時数を基準とする。

なお、対面授業とメディアを利用した授業とを同時に実施し、いずれの形態により受講するかを学生自らが選択可能な科目については、半分以上の授業時数を対面で受講する機会が設けられているとは言えないことから、遠隔授業と位置付ける（全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めているが、障害を有する学生等への合理的配慮としてメディア授業を行う場合は例外とする）。

3. 遠隔授業を実施する場合

遠隔授業を実施する場合は、以下のとおりとする。

- (1) 遠隔授業を実施する場合については学則（立命館大学学則第 33 条（授業の方法））および大学院学則（立命館大学大学院学則第 20 条（授業の方法））に従う。
- (2) 遠隔授業の具体的な実施方法や対象となる授業科目については、学部則に定める（多様なメディアを高度に利用して行う遠隔授業科目を設けると記載し、対象科目は科目別表に記載）。
 - ① 科目の位置づけ上（概要、到達目標）、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることが望ましい場合、教授会が必要と認めた場合には、遠隔授業として実施できる。ただし、当該科目の授業方法や教育効果、遠隔授業とすべき事由などについて、学部・研究科等は事前に教学部と調整し、設置をする学部・研究科等から教学委員会に起案し、審議・承認の

ち、学部則に反映させることとする（大学院科目については、研究科則への反映は不要）。なお、各学部、研究科においては、教学総括において遠隔授業の詳細な検証・評価を行うこと。

- ② メディアを利用した遠隔授業と認められた科目については、学部則に定めるため、変更についてはカリキュラム改革事項とし、全学の承認を得ることとする。但し、資格課程等で卒業要件に算入しない科目および大学院科目を遠隔授業として開講する場合、学部則・研究科則で定めることは不要だが、前述の教学部との事前調整と教学委員会での審議・承認を経た上で、大学院科目については研究科委員会での審議を経て、対象科目について開講方針文書に記載することとする。
- ③ 学外研究員、研究専念教員が特例により授業を担当する場合、大学院の科目については、ガイドラインの要件を満たし、担当教員と学生との間で、時差の問題など、学生の履修に影響がないことが確認されていれば、遠隔授業としての開講を可能とする。

学部のゼミ（演習・卒業研究）については、学部則に定める必要があることを鑑みて、遠隔授業の対象とはしない。

- (3) 立命館大学学則第 35 条、大学院学則第 22 条（各授業科目の授業期間）において、各授業科目の授業期間が定められている。遠隔授業を実施する場合においても、規程に対応した講義回数を確保する。
- (4) 遠隔授業の授業期間については、学年暦どおり（※6）に実施する。
（※6）授業開始日、授業終了日について厳守し、祝日授業日、統一補講日についても同様である。
- (5) 遠隔授業の場合、対面授業に近い環境で行うことが必要であるため、ライブ配信型授業を推奨する。オンデマンド型授業の配信は、実際の時間割の開始時間に合わせて設定する。

以上

全14回授業の場合

(1) 遠隔授業（60単位上限に含む）

①ライブ配信型授業またはオンデマンド型授業が全授業時数の1/2以上（7回以上）

ライブ配信（7回）	対面授業（7回）

オンデマンド（7回）	対面授業（7回）

②ライブ配信型授業とオンデマンド型授業の合計が全授業時数の1/2以上（7回以上）

オンデマンド （4回）	ライブ配信 （3回）	対面授業（7回）

※オンデマンド及びライブ配信の回数は例示

オンデマンド（7回）	ライブ配信（7回）

③全てライブ配信型またはオンデマンド型授業

ライブ配信（14回）

オンデマンド（14回）

(2) 対面授業（60単位上限に含まない）

①ライブ配信型授業が全授業時数の1/2未満（6回以内）

ライブ配信（6回）	対面授業（8回）

②オンデマンド型授業が全授業時数の1/2未満（6回以内）

オンデマンド（6回）	対面授業（8回）

③ライブ配信型授業とオンデマンド型授業の合計が全授業時数の1/2未満（6回以内）

オンデマンド （3回）	ライブ配信 （3回）	対面授業（8回）

※オンデマンド及びライブ配信の回数は例示

④全て対面授業

対面授業（14回）

(参考) 全15回授業の場合

(1) 遠隔授業 (60単位上限に含む)

①ライブ配信型授業またはオンデマンド型授業が全授業時数の1/2以上 (8回以上)

ライブ配信 (8回)	対面授業 (7回)

オンデマンド (8回)	対面授業 (7回)

②ライブ配信型授業とオンデマンド型授業の合計が全授業時数の1/2以上 (8回以上)

オンデマンド (4回)	ライブ配信 (4回)	対面授業 (7回)

オンデマンド (7回)	ライブ配信 (8回)

③全てライブ配信型またはオンデマンド型授業

ライブ配信 (15回)

オンデマンド (15回)

(2) 対面授業 (60単位上限に含まない)

①ライブ配信型授業が全授業時数の1/2未満 (7回以内)

ライブ配信 (7回)	対面授業 (8回)

②オンデマンド型授業が全授業時数の1/2未満 (7回以内)

オンデマンド (7回)	対面授業 (8回)

③ライブ配信型授業とオンデマンド型授業の合計が全授業時数の1/2未満 (7回以内)

オンデマンド (3回)	ライブ配信 (4回)	対面授業 (8回)

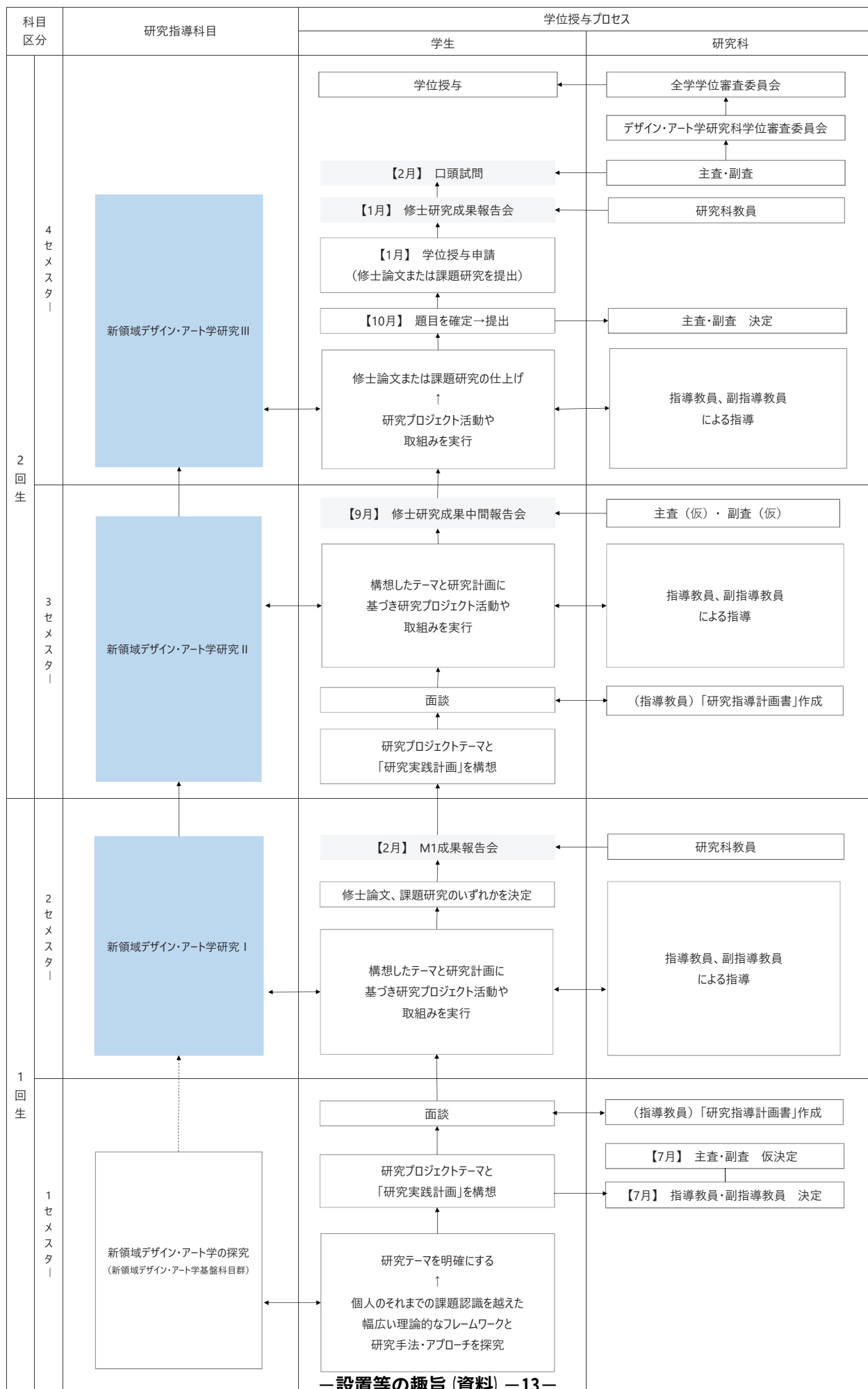
※オンデマンド及びライブ配信の回数は例示

④全て対面授業

対面授業 (15回)

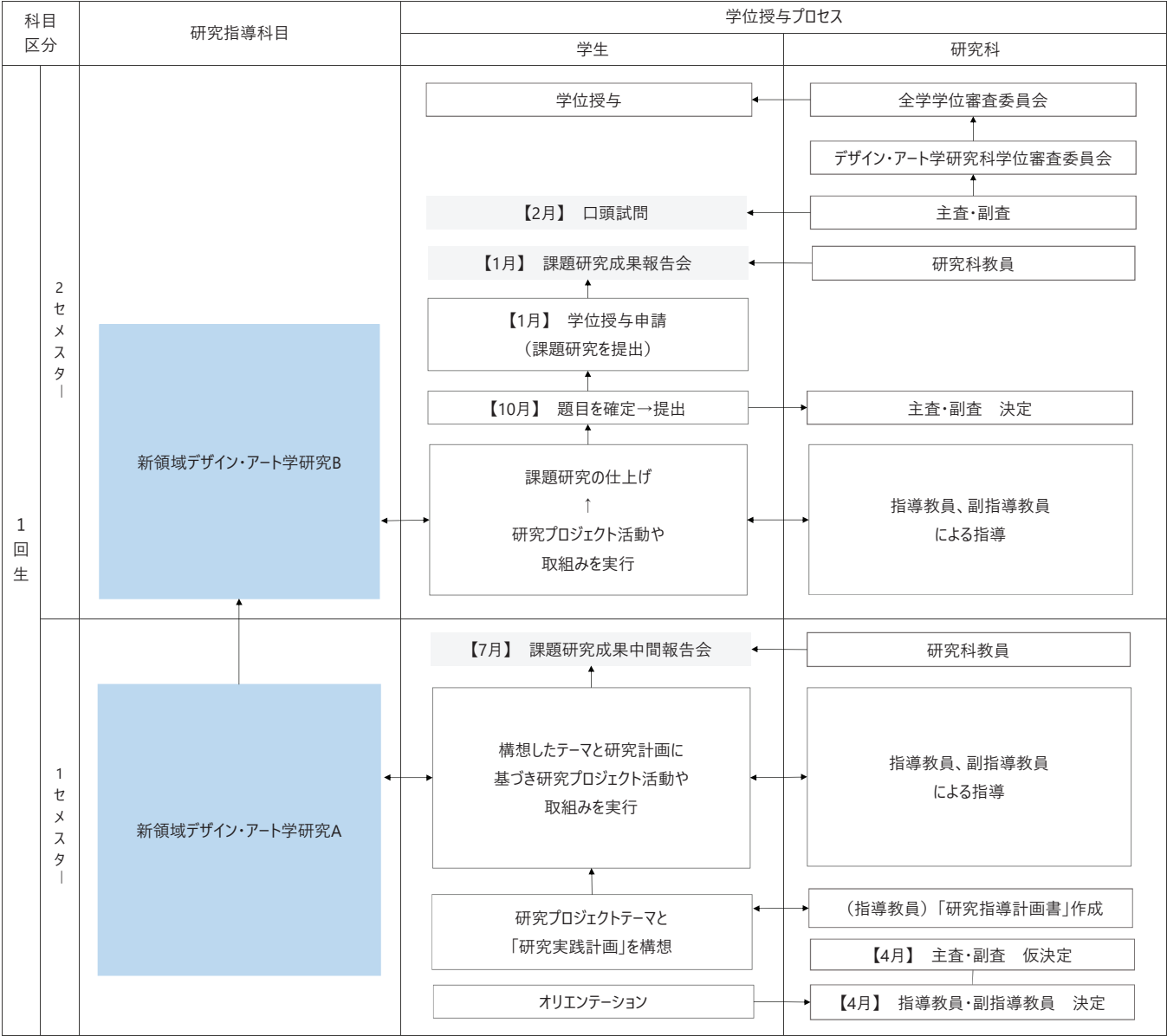
【資料6】

デザイン・アート学研究科（2年制）学位授与プロセス



【資料7】

デザイン・アート学研究科（1年制）学位授与プロセス



【資料8】

○立命館大学研究倫理指針

2007年3月15日

例規第154号

人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などが進展する歴史とともに歩んできた。伝統的な学問領域における真理の探究のみならず、領域の融合や新たな領域の創造が絶え間なく繰り広げられている。立命館大学は、諸科学がおかれた激動の環境の中で、大学の学術研究における従来の慣行や仕組みに固執することなく、真理を探究し、文化を創造、伝承し、人類の福祉と社会の進歩に貢献するという、学問研究に内在する使命を果たしていくことを宣言する。

大学における研究は、学問的良心にもとづき自由に行われる活動であるが、そのような研究の自由を保証し、本大学および本大学の研究者が自律的に社会への責任を果たしていく上で、倫理観を共有することは極めて重要であり、研究の対象となる個人や組織、そして研究者自身をも、研究プロセスにおける侵害行為などから保護する観点と具体的な仕組みが不可欠となる。

本大学の学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的とし、本大学において研究に携わる者が常に自覚し、遵守すべき規範として研究倫理指針を定める。

1 立命館大学の学術研究

- (1) 本大学は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由にもとづき真理の探求と人類の諸課題の解明に邁進し、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。
- (2) 本大学は、個々の研究者の自由で独創的な知的関心にもとづく基盤的な研究実践と、大学として重点を置く政策的重点研究とともに重視し、特色ある世界水準の研究拠点形成に取り組む。
- (3) 本大学は、研究活動の国際化、研究成果の国内外への発信を推進するとともに、海外の研究機関等との連携に努め、学術研究の国際的拠点となることを目指す。
- (4) 本大学は、研究活動を通じて、人類の福祉と社会の進歩、世界の平和、ならびに地域社会に貢献するように努める。
- (5) 本大学は、研究と教育の融合した機能を高め、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。
- (6) 本大学は、海外の個人や組織、国・地方公共団体、民間企業、市民社会組織等の機

関との連携に努め、研究教育の交流を積極的に推進する。学外交流にあたっては、立命館大学学外交流倫理基準および立命館大学利益相反マネジメント・ポリシーを遵守する。

2 研究者の責務および行動規範

「研究者」は、本大学において研究に携わる教職員、本大学で研究活動に従事する学部・大学院学生および客員協力研究員等を総称する。

(1) 基本的事項

- ① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動する。
- ② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努める。
- ③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、指針等および本大学の諸規程を遵守する。
- ④ 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、常に一段高い水準を目指して研鑽する。
- ⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努める。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重する。
- ⑥ 研究者は、学部・大学院学生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮する。
- ⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行う。「障害」や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築くよう努める。ハラスメントに関する事項は、別に定めるガイドラインにもとづき対応する。
- ⑧ 研究者は、学外機関との研究交流にあたり、立命館大学学外交流倫理基準に則り、自主・民主・公開・平和利用の4つの原則にもとづき行動する。
- ⑨ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- ⑩ 研究者は、研究活動の過程において、本指針の趣旨に則り誠実に行動する。不正な行為は行わず、また加担しない。

(2) 研究課題・計画の立案

- ① 研究者は、可能な限り明瞭な形で提示できる研究課題・計画を立案する。

- ② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分に把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認する。
 - ③ 研究者は、研究遂行中において、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。
 - ④ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。
- (3) インフォームド・コンセント
- ① 研究者は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。
 - ② 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。
 - ③ 研究者は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。
 - ④ 研究者が組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。
- (4) 資料・データ等の収集および管理
- ① 研究者は、当該研究に関わる資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行う。
 - ② 研究者は、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存するものとする。
- (5) 個人情報の保護
- ① 研究者は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。
 - ② 研究者は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。
 - ③ 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。
- (6) 研究機器・薬品等の安全管理
- ① 研究者は、研究実験において研究装置・機器および薬品・材料等を用いるときには、関係法令、本大学諸規程等を遵守し、その安全管理に努める。
 - ② 研究者は、研究実験の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品・材料等

について、責任を持ってその最終処理を行う。

(7) 研究費の適正な執行

- ① 研究者は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努める。
- ② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用する。
- ③ 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本大学の経理規程および当該研究費の執行基準等を遵守する。

(8) 研究成果の発信

- ① 研究者は、関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。
- ② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。
- ③ 研究者は、研究の遂行および成果の発表においては、捏造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用）等の不正な行為はしない。
- ④ 研究者は、研究成果の発表にあたり、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

(9) 他者の業績評価

- ① 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査要綱等に従って適切な評価を行う。
- ② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用しない。

3 立命館大学の責務

(1) 研究環境の整備と倫理教育

- ① 本大学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
- ② 本大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発および倫理教育を実施する。
- ③ 本大学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。

- ④ 本大学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本大学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。
- ⑤ 本大学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。

(2) 研究倫理委員会の設置

- ① 本大学は、本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、立命館大学研究倫理委員会を設置する。
- ② 立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、立命館大学研究倫理委員会規程に定める。

(3) 研究倫理指針に反する行為等への対応

- ① 研究者に本指針に反する行為等が発見された場合、学長は事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。ただし、学長が必要と判断したときは、立命館大学研究倫理委員会規程の定めにより調査委員会を設置して調査を行う。
- ② 本大学は、研究活動における不正行為等に関する通報があった場合は、学校法人立命館通報取扱規程にもとづき対応する。
- ③ 公的研究費の管理および監査に関する必要な事項は、立命館大学における公的研究費の管理に関する規程による。
- ④ 研究活動における捏造、改ざんまたは盗用への対応に関する必要な事項は、立命館大学 研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程による。

以上

附 則（2010年11月10日学校法人立命館通報処理規程の制定等に伴う一部改正）

この指針は、2010年11月10日から施行する。

附 則（2015年3月25日立命館大学における公的研究費の管理に関する規程の制定等に伴う一部改正）

この指針は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2018年9月5日学校法人立命館通報処理規程の全部改正に伴う一部改正）

この指針は、2018年10月1日から施行する。

附 則（2023年5月31日立命館大学研究活動不正行為防止規程の廃止および立命館大学 研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程の制定に伴う一部改正）

この指針は、2023年5月31日から施行し、2023年3月29日から適用する。

【資料9】

○立命館大学学外交流倫理基準

1992年3月27日

規程第262号

現代の社会における人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、情報化、国際化、高度化などの急速な進展のもとにおかれているだけではなく、学際化、多角化、巨大化を要請されている。このような学術的環境の中で、大学は従来の研究の方法や内容のみに固執することなく、学外機関との交流を行うことを通じて人類の福祉と社会の進歩に貢献するという学問研究に内在する要請に応えていく必要がある。

立命館大学とそこで研究教育に携わる教職員は、これらの要請を積極的に受けとめ、平和と民主主義の教学理念および学問の自由と大学の自治を擁護し発展させてきた本大学の伝統のうえに立って、国・地方公共団体、民間企業などの機関と研究教育の交流を推進することを確認する。

われわれは、このような観点から、次のような倫理基準を制定する。

なお、学外交流にあたり、本基準および関連諸規程は、利益相反ならびに知的財産に関する諸規程等とともに、本大学における産官学連携の基本的な指針として運用される。

(適用する制度)

第1条 立命館大学学外交流倫理基準は、次の制度についてその決定および運用における判断の基準を定める。

- (1) 立命館大学学外共同研究取扱規程
- (2) 立命館大学受託研究取扱規程
- (3) 立命館大学奨学寄附金等取扱規程
- (4) その他本基準に準拠することを定める立命館大学の規程

(研究等交流の基本原則)

第2条 学外機関との交流の決定および運用における基準は、次に定める自主・民主・公開・平和利用の4つの原則にもとづくものとする。

(自主の原則)

第3条 自主の原則に関しては、次の基準とする。

- (1) 研究を担当する本大学研究者の自由および創意が尊重され、研究者の意思決定の自由が確保されていること。
- (2) 人事の決定権および拒否権が本大学に確保されているなど、交流が大学の自治を侵害するものでないこと。

(民主の原則)

第4条 民主の原則に関しては、次の基準とする。

- (1) 決定および運営は、この基準および第1条各号に定める規程にもとづいて行われるものであること。
- (2) 審査および決定にあたっては、交流の概要などの必要な資料が示されていること。
- (3) 決定した交流の概要については、公表されるものであること。

(公開の原則)

第5条 公開の原則に関しては、次の基準とする。

- (1) 交流による研究成果については、公開を禁止されたものではないこと。
- (2) 工業所有権等の取得およびその他合理的理由のため公表を制約する場合は、合理的期間の範囲内とされていること。

(平和利用の原則)

第6条 平和利用の原則に関しては、次の基準とする。

- (1) 軍事開発、人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと。
- (2) 交流による研究成果が、明白に前号に定める目的で利用されるものではないこと。

(教職員個人における倫理)

第6条の2 学外機関との交流に関わる教職員個人における倫理に関しては、次の基準とする。

- (1) 大学の社会的信用を維持し、学外交流の健全な推進に努めること。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、その職務または地位を自らの私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 大学の定めるルールに則り、必要な情報を正確に開示すること。

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、研究委員会および常任理事会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この基準は、1992年4月1日から施行する。

附 則 (2004年6月11日 利益相反、知的財産に関する規程等の整備、及び教職員個人の倫理の制定にともなう一部改正)

この基準は、2004年6月11日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則 (2022年3月25日 立命館大学学外交流審査委員会規程および立命館大学学外交流審査委員会施行細則の廃止等に伴う一部改正)

この基準は、2022年4月1日から施行する。

【資料10】

デザイン・アート学研究科（2年制）履修モデル

①「意味」領域 特化型履修モデル（受講登録総単位数34単位）

回生	セメスター	研究指導科目	新領域デザイン・アート学 基盤科目群	新領域デザイン・アートランゲージ科目群	
				理論	技能
2回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅲ②		グローバルデザイン論②	
	春	●新領域デザイン・アート学研究Ⅱ②		戦略的アートマネジメント論② デジタルメディアデザイン論②	フィジカルアート表現演習② 質的デザイン評価法演習②
1回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅰ②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ②	ローカルデザイン論②	デジタルアーカイブ演習②
	春		●新領域デザイン・アート学の探究② ●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ②	デジタルデザインヒューマニティーズ論②	デジタルアート表現演習②
要卒単位数		6	10	14	

※○数字は単位数

※●は必修科目

②「情報」領域 特化型履修モデル（受講登録総単位数34単位）

回生	セメスター	研究指導科目	新領域デザイン・アート学 基盤科目群	新領域デザイン・アートランゲージ科目群	
				理論	技能
2回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅲ②		コンピューティングデザイン論②	デジタルアーカイブ演習②
	春	●新領域デザイン・アート学研究Ⅱ②		デジタルデザインヒューマニティーズ論② 戦略的デザインマネジメント論②	デザイン科学評価法演習②
1回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅰ②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ②	デジタルデータデザイン論②	
	春		●新領域デザイン・アート学の探究② ●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ②	デジタルメディアデザイン論②	デジタルアート表現演習② デジタルデザイン表現演習②
要卒単位数		6	10	14	

※○数字は単位数

※●は必修科目

③ 「環境」 領野 特化型履修モデル（受講登録総単位数34単位）

回生	セメスター	研究指導科目	新領域デザイン・アート学 基盤科目群	新領域デザイン・アートランゲージ科目群	
				理論	技能
2回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅲ②		グローバルデザイン論② ローカルデザイン論②	ファシリテーションデザイン演習②
	春	●新領域デザイン・アート学研究Ⅱ②		戦略的デザインマネジメント論②	質的デザイン評価法演習②
1回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅰ②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ②	コンピューティングデザイン論②	
	春		●新領域デザイン・アート学の探究② ●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ②	デジタルメディアデザイン論②	デザインフィールドワーク演習② デザイン科学評価法演習②
要卒単位数		6	10	14	

※○数字は単位数

※●は必修科目

④ 「社会」 領野 特化型履修モデル（受講登録総単位数34単位）

回生	セメスター	研究指導科目	新領域デザイン・アート学 基盤科目群	新領域デザイン・アートランゲージ科目群	
				理論	技能
2回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅲ②		デザインリーダーシップ論②	ファシリテーションデザイン演習②
	春	●新領域デザイン・アート学研究Ⅱ②		戦略的アートマネジメント論②	フィジカルアート表現演習② 質的デザイン評価法演習②
1回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究Ⅰ②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ②	グローバルデザイン論②	
	春		●新領域デザイン・アート学の探究② ●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ②	戦略的デザインマネジメント論②	デザインフィールドワーク演習② デジタルデザイン表現演習②
要卒単位数		6	10	14	

※○数字は単位数

※●は必修科目

【資料11】

デザイン・アート学研究所（1年制）履修モデル

①「新領域デザインストラテジー（NDS）専修」履修モデル（受講登録総単位数30単位）

回生	セメスター	研究指導科目	新領域デザイン・アート学 基盤科目群	新領域デザイン・アートランゲージ科目群	
				理論	技能
1回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究B②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅱ②	●デザインリーダーシップ論② ●グローバルデザイン論② ●ローカルデザイン論②	ファシリテーションデザイン演習②
	春	●新領域デザイン・アート学研究A②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅰ②	●デジタルメディアデザイン論② ●戦略的デザインマネジメント論②	デジタルアート表現演習② フィジカルアート表現演習② 質的デザイン評価法演習②
要卒単位数		4	8	18（必修科目10単位含む）	

※○数字は単位数

※●は必修科目

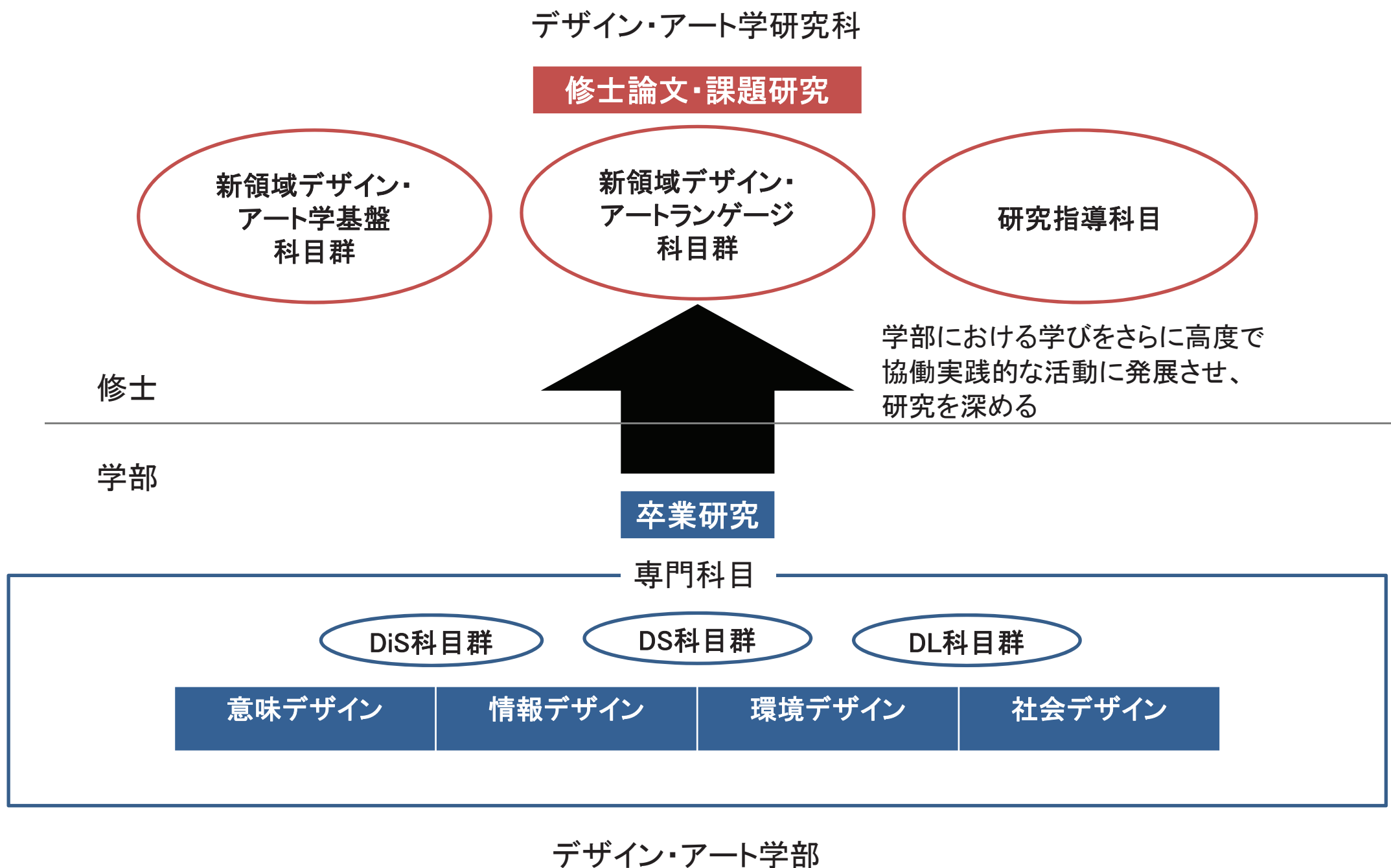
②「新領域アートディレクション（NAD）専修」履修モデル（受講登録総単位数30単位）

回生	セメスター	研究指導科目	新領域デザイン・アート学 基盤科目群	新領域デザイン・アートランゲージ科目群	
				理論	技能
1回生	秋	●新領域デザイン・アート学研究B②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅱ② ●新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅱ②	●デザインリーダーシップ論② ●グローバルデザイン論② ●ローカルデザイン論②	デジタルアーカイブ演習②
	春	●新領域デザイン・アート学研究A②	●新領域デザイン・アート学特論Ⅰ② ●新領域デザイン・アトリサーチ方法論研究Ⅰ②	●デジタルデザインヒューマニティーズ論② ●戦略的アートマネジメント論②	デジタルアート表現演習② フィジカルアート表現演習② デザイン科学評価法演習②
要卒単位数		4	8	18（必修科目10単位含む）	

※○数字は単位数

※●は必修科目

基礎となる学部との関係図



【資料13】

○大学教員定年規則

昭和34年2月27日

規程第62号

第1条 大学教員の定年は、教授については満65歳とする。教授以外の教員については満60歳とする。

第2条 大学教員が定年に達したときは、その学年末に退職するものとする。

第3条 前2条にかかわらず、総長（学長）および副総長（副学長）の職にある者は、その在任中、教授に任用する。

第4条 この規程の改廃は、各教授会、大学協議会、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規則は、昭和34年3月1日から施行する。

附 則（1985年4月26日付第3条の改正並びに第4条及び附則第1項から第5項までの削除）

1 第3条による任用は、該当の学部教授会及び大学協議会の議を経て行なうものとする。

2 この規則は、1985年4月1日から適用する。

附 則（2000年3月8日副総長（副学長）職追加に伴う改正）

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規則は、2004年3月26日から施行する。

附 則（2008年7月11日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年7月11日から施行し、2008年4月1日から適用する。

【資料14】

1. 書類等の題名

研究スペース「オープンラボ」を設置する充光館1・2・3階の見取り図

【資料14】 p29-p31

2. 出典

立命館大学

3. 引用範囲

p1-p3

4. その他特記事項

学内資料のため非公開とする

【資料15】

2027年度（完成年度）の時間割案＜面接授業のみ＞

曜日	配当 年次	月	火	水	木	金
1時限 9:00～10:35	前期	デザイン・アート学部の授業				
	後期					
2時限 10:45～12:20	前期					
	後期					
3時限 13:10～14:45	前期					
	後期					
4時限 14:55～16:30	前期					
	後期					
5時限 16:40～18:15	前期	新領域デザイン・アート学の探究@充 光館オープンラボ		新領域デザイン・アート学研究Ⅱ@充 光館オープンラボ		
	後期	新領域デザイン・アート学研究Ⅰ@充 光館オープンラボ		新領域デザイン・アート学研究Ⅲ@充 光館オープンラボ		
6時限 18:25～20:00	前期		新領域デザイン・アート学特殊演習@ 充光館オープンラボ			
	後期		新領域デザイン・アート学特殊演習@ 充光館オープンラボ			

○集中講義

授業科目の名称	配当 年次	備考
デザインフィールドワーク演習@充 光館オープンスタジオ	前期	8月下旬～9月中旬の実施を予定
デジタルアート表現演習@充光館デ ジタルスタジオ	前期	8月下旬～9月中旬の実施を予定
フィジカルアート表現演習@充光館 オープンアトリエ	前期	8月下旬～9月中旬の実施を予定

学生確保の見通し等を記載した書類 本文

目 次

1. 新設組織の概要	・・・p2
2. 人材需要の社会的な動向等	・・・p2
3. 学生確保の見通し	・・・p7
4. 新設組織の定員設定の理由	・・・p19

1. 新設組織の概要

①新設組織の概要

新設組織	入学定員	収容定員	所在地（教育研究を行うキャンパス）
立命館大学大学院 デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻	20	40	京都府京都市北区等持院北町 56-1

②新設組織の特色

デザイン・アート学研究科では、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」、「問い直し力」、「共創力」、「問題発見力」、「創造的思考力」を学修者自身がさらに高度に発揮できることに加え、その能力の意義を他者と共有するためにそれらの社会的な効用を評価できる人材を育成する。

デザイン・アート学研究科では、現在から将来の社会情勢を展望しながら、アートの観点からデザインの位置づけを改め、空洞化しているデザイン学領域に責任をもち、世界的なデザイン・アートのキャピタル・シティである京都において、日本の歴史と文化を踏まえた独自の視点とデジタルネイティブのデザイン教育研究を行うことに特色がある。

デザイン・アート学研究科と関連する既設組織として、映像研究科があり、その概要は以下のとおりである。なお、新設研究科を開設しても、関連する映像研究科修士課程の学生募集停止や収容定員変更、改組は行わない

既設組織	入学定員	収容定員	所在地（教育研究を行うキャンパス）
立命館大学大学院 映像研究科映像専攻	10	20	大阪府茨木市岩倉町 2-150

2. 人材需要の社会的な動向等

①新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

文化芸術全般にわたる基本的な法律として、2001（平成 13）年に「文化芸術振興基本法」が成立して以降、政府ではこの法律に基づき策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取り組みが進められてきた。一方で、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められるようになり、2017（平成 29）年に「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行されている。これは、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の更なる継承や発展、創造につなげることの重要性を示している。その上で、政府は、2018（平成 30）年に新・文化芸術基本法第 7 条に基づく「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を策定し、計画においては、「文化芸術立国の実現」にむけて 4 つの目標を掲げ、そのために 6 つの戦略を提示している。

<4 つの目標>

1) 「文化芸術の創造・発展・継承と教育」

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

2) 「創造的で活力ある社会」

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

3) 「心豊かで多様性のある社会」

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

4) 「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

<6つの戦略>

- 1) 「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」
- 2) 「文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」
- 3) 「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」
- 4) 「多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成」
- 5) 「多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成」
- 6) 「地域の連携・協働を促進するプラットフォームの形成」

これら6つの戦略は、文化芸術を通じた「社会的・経済的価値化」として明確化され、デザイン・アートが社会的価値創造の文脈で重要となっていることが強く意識されている。

さらに、2023（令和5）年3月には、「文化芸術推進基本計画（第2期）」が閣議決定され、第1期計画の評価と新型コロナウイルスの影響から散見された課題を踏まえて、7つの重点取組と16の施策群が設定された。

<7つの重点取組と16の施策群>

- 1) ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
 - ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
 - ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展
- 2) 文化資源の保存と活用の一層の促進
 - ③ 文化財の匠プロジェクトの推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
 - ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
 - ⑤ 国土強靱化に資する文化財の防火・防災対策の推進
- 3) 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
 - ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保
- 4) 多様性を尊重した文化芸術の振興
 - ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
 - ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進

- 5) 文化芸術のグローバル展開の加速
 - ⑨世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
 - ⑩海外との連携による文化芸術の好循環の創出
- 6) 文化芸術を通じた地方創生の推進
 - ⑪国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館
行政の充実
 - ⑫地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
 - ⑬文化観光の推進による好循環の創出
 - ⑭食文化をはじめとした生活文化の振興
- 7) デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進
 - ⑮デジタル技術を活用した文化芸術の振興
 - ⑯DX時代に対応した著作権制度の構築

政府の動向において、デザイン・アートがもたらす美的価値及び社会的・経済的価値、またデザイン・アート思考を通じた価値創出と人材の育成への期待が高まっていることが把握される。これは、フィジカルとデジタルが融合した未来の生活世界をアートの感性と技術を基盤に、感性豊かに創造できる専門家や研究者、高度専門職業人の育成を行い、日本の歴史と文化を反映した独自の視点とデジタルネイティブのデザイン・アート教育研究を、世界的なデザイン・アート拠点である京都で展開するデザイン・アート学研究所の設置趣旨と合致するものである。

今日、デザインが対象とする領域が、「可視性」「個別性」から、「非可視性」「複雑性」も伴い、記号やシンボルといったグラフィック的要素に加えて、「インダストリアル」「インタラクション」「システム」にも波及する存在となり、また対象とする事象も個別単体に加え、全体や相互に関連する事象にも広がりを見せている。このようなデザインが対象とする領域の拡張とともに、デザインを実践する人材に求められるスキルや視座、思考力なども技術革新とともに変化し、今後も拡大していくことが窺える。

経済産業省においては、2019（平成 31）年に「高度デザイン人材育成ガイドライン」を策定し、これからの社会に求められるデザイン人材像とその育成の仕組み等を整理し、提示している。そこでは、従来、デザイナーは現場で行う高い職能技術人材として捉えられていたが、より高い視座を持ち、複雑な課題を自らの視点・感性で捉え直し、様々な形で表現できる高度デザイン人材としてその力を発揮することが示されている。

同じく 2019（平成 31）年に日本経済団体連合会が実施した「人材育成に関するアンケート調査」では、デジタルやデザイン素養等の専門能力や幅広い知識の取得や開発を進めるため、8 割弱の企業が「外部との連携に取り組む」と回答し、うち 5 割を超える企業が連携先として「大学や高等教育機関」を挙げている。

さらに、2024（令和 6）年に独立行政法人情報処理推進機構が実施した「企業等における DX 推進状況等調査分析」では、DX を推進する人材として 5 つの人材類型を提示しており、デザインの知識や技術を多分に含んだビジネスアーキテクトやデザイナー、その他にもデータサイエンティストやソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティの人材過不足の状況を調査している。いずれの類型も不足が訴

えられているが、とりわけ、データ活用、テクノロジー、セキュリティに一定のスキル・知識を必要とし、さらに、戦略、マネジメント、システム、ビジネスモデル、デザインのスキル・知識が要されるビジネスアーキテクトやデザイナーの高度な知識や技術を有した人材不足の状況が明記されている。

このような高度デザイン人材の必要性や社会人のリスクリングも含めた大学や高等教育機関に対する人材育成ニーズに応じるべく、本学に、より高度な専門性を有し、情報、環境、社会、意味の領野を融合した修士課程を設置するものである。また、デザイン・アート学研究科では、修士学位を有さないデザイン関連の社会人、将来のアカデミックフィールドを目指す社会人、企業・組織においてデザインのスキルや知識の不足に悩むビジネスパーソン、ジョブ型雇用の促進により、自立した職能を得ることによるキャリアアップを目指すビジネスパーソン、デジタル分野やイベントマネジメントがますます重視されるアート関連職種のニーズに対応し、社会人学生も積極的に受け入れる。

②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

大学院進学については、22 歳以降を入学対象とするため、18 歳人口予測を用いて 22 歳人口に関する動向分析を行う。全国の 22 歳人口は、2026（令和 8）年では、112.1 万人であるが、2035（令和 17）年には、103.5 万人へと 8.6 万人減少することが予測されている【資料 1】。

地域別の 22 歳人口は、2026（令和 8）年を 100 とした場合、2035（令和 17）年では、南関東、東海、近畿、中国、九州沖縄では 90 を上回るも、それ以外の地域では 90 を下回ることが予測されている【資料 1】。

立命館大学の地域別在籍者数では、京都、大阪を中心とする近畿圏以外でも、東京を含む南関東圏、愛知を含む東海圏、福岡を含む九州圏など幅広い地域から在籍者がある【資料 2】。学部からの修士課程の内部進学を除く、大学院の志願者状況からは、近畿圏のみならず、関東圏からの志願者も多く、東海や北陸、九州からの志願者もみられる【資料 3】。さらに、立命館大学学部からの内部進学者や留学生の志願者も把握できる【資料 3】。本学は、学部・大学院ともに、近畿圏に限らず、関東圏や東海圏、北陸や九州など幅広い地域からの志願者・入学者を確保しており、大学院では、学部からの内部進学者も一定割合を占めている。

さらに、日本私立学校振興・共済事業団の「2024（令和 6）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、研究科系統別の入学定員充足率（修士課程）では、芸術系は 121.56%を示しており【資料 4】、デザイン・アート学研究科の該当する分野の定員充足率が高いことも把握される。

このような状況に加え、デザイン・アート学研究科では、社会人学生も積極的に募集対象としていくことから、全国の 22 歳人口の低減化は推定されるものの、デザイン・アート学研究科の入学定員は問題なく充足できるものと想定している。

③新設組織の主な学生募集地域

デザイン・アート学研究科は、近畿圏、東海圏を中心に学生募集を行う。本学学部生の出身地域ごとの在籍者数からも、京都府、大阪府、滋賀県、愛知県、兵庫県出身者が 2,000 名を超える規模であり、大学院の学生募集に際しても、同地域が中核となる【資料 2・資料 3】。また、先に記載のとおり、大学院の志願者割合からも、内部進学、関西圏のみならず、関東圏や東海圏、北陸、九州などからの志願者もみられ、デザイン・アート学研究科では、1 年制コースの設定やオンライン授業、集中講義の開講も

含めて社会人に配慮したカリキュラム、履修構造を構築することにより、現状を維持しながら入学・受講・修了が可能となるため、関西圏のみならず、関東圏、東海圏を中心に広く社会人学生の募集地域が設定できる。

なお、既設組織の映像研究科の入学者では、日本国内で学ぶ外国人留学生の志願・入学割合も一定程度みられ、日本国内の教育機関で学ぶ大学院進学希望者も募集対象となる。

④既設組織の定員充足の状況

デザイン・アート学研究科修士課程の基礎となる学部はデザイン・アート学部であるが、当該学部は2026（令和8）年度設置予定である（2025（令和7）年6月届出予定）。なお近接する学問分野を持つ既設組織である映像研究科映像専攻修士課程の入学定員充足率等の状況は、以下のとおりである。入学定員は概ね充足しており、志願者数では、入学定員10名に対し、3倍以上の志願者数が継続しており、かつ増加傾向にある。

<映像研究科映像専攻修士課程の入学定員充足率等>

映像研究科	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	34	52	61
合格者数	12	12	12
入学者数	10	11	8
入学定員	10	10	10
入学定員充足率	1.00	1.10	0.80
在籍者数	21	22	19
収容定員	20	20	20
収容定員充足率	1.05	1.10	0.95

また、映像研究科の基礎となる学部である映像学部映像学科の入学定員充足率等の状況は、以下のとおりである。入学定員は充足しており、志願者数では、2,000名を超える状況も継続している。以上のことより、新設組織の定員も充足できると判断している。

<映像学部映像学科の入学定員充足率等>

映像学部	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	2,131	2,213	2,460
合格者数	441	415	759
入学者数	168	170	258
入学定員	160	160	240
入学定員充足率	1.05	1.06	1.08
在籍者数	685	691	791
収容定員	640	640	720
収容定員充足率	1.07	1.08	1.10

3. 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

立命館大学大学院全体での募集活動においては、立命館大学大学院への進学を考えている方に向けて大学院説明会を春と秋に実施している。ZOOM によるオンライン配信での開催をすることで、自宅からでも参加が可能となり、大学院に少しでも興味がある受験生や保護者等、誰でも気軽に参加してもらう環境を整え、前年度と同数以上の参加者を集めることを目標としている。

2024（令和 6）年度入試において大学院説明会に事前に申し込んだ上参加した学生をみると、映像学研究科修士課程では、2023（令和 5）年度の大学院説明会への参加を申し込み、参加をしたのは 91 名、うち 77 名が受験対象となり、志願者 26 名、入学者 5 名であった。2022（令和 4）年度説明会参加者への参加を申し込み、参加をしたのは 61 名、うち 45 名が受験対象者、志願者 14 名、入学者 4 名であった【別紙 3】。

なお、本説明会には申し込みを行わず参加できるため、実際には各研究科ともに上記の人数より多くの学生が説明会に参加している。

その他にも、学内の学部生向けには「大学院ウィーク」企画を開催している。「大学院ウィーク」とは、2 週間の期間で、各研究科で大学院の志願者確保につなげる企画を実施するもので、学部生に大学院進学を検討する機会を提供している。この企画は、低回生から参加可能であり、学部生に大学院進学という進路を考える機会とし、学内進学者の確保を目標としている。

また、既設組織である映像研究科では、学生確保のための募集活動として、主として以下の施策を実施している。

1) ホームページ上での情報公開

映像研究科のホームページ上で、専攻の特徴や教員紹介、3 つのポリシー、最先端の学修環境などの情報を公開している。研究科のホームページとは別に、「立命館大学大学院入試情報サイト」も整備し、主として、研究科全体の入試資料や入試情報を提供している。

2) 大学院案内、映像研究科パンフレット

全ての研究科の概要を掲載した大学院案内、研究科ごとのパンフレットを制作し、「立命館大学大学院入試情報サイト」上で公開している。

3) 大学院進学説明会、研究科別入試説明会

研究科合同の大学院進学説明会を春季と秋季で複数回実施している。この説明会とは別に、各研究科の入試説明会も実施しており、映像研究科の大学院進学説明会は、春semesterで 3～4 回、秋semesterでも 3～4 回実施しており、【別紙 3】にも示すとおり、年間で 60～90 名程度の参加者を集めている。

イ 新設組織における取組とその目標

本研究科は主として社会人を対象とした 1 年制と、デザイン・アートにとどまらない様々な領域の学部からの進学者を対象とした 2 年制を設ける。

デザイン・アート学研究は、総合大学である本学がデザイン・アートの領域を教育研究の対象とし、

未来社会を感性豊かに創造する人材を育成するとともに、アートの技術と感性を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追究することを目的として構想していることから、多種多様な入学層にアプローチしていく。

戦略としては、2026（令和 8）年の開設時では、基礎となる学部の卒業生がいないことから、社会人をメインターゲットとし、修士学位を有さないデザイン関連の社会人や将来のアカデミックフィールドを目指す社会人向けの教育研究を実践する。主として社会人を対象とした 1 年制を設けることは、企業・組織において戦略立案に関わる役職・地位が与えられたものの、そのスキルやマインドセットを持たないことに悩む中堅以上のビジネスパーソン、ジョブ型雇用の促進により自立した職能を得ることによるキャリアアップを目指す比較的若いビジネスパーソン、デジタル分野やイベントマネジメントがますます重視されるアート関連職種（＝社会人）のニーズが極めて高いと考えられ、この多様なニーズにこたえていくことが狙いである。当然ながらより深くデザイン・アートの領域を研究したい学生を迎え入れるために、一般的な就学期間である 2 年制も置き、学生確保につとめる。様々なアプローチで学部卒業生も迎えることで、各々の大学院生が持つ専門性に裏打ちされた自らの強みを生かしながら、多様なプロジェクトに参加し、他者との協働的実践的な活動を通じて、研究を深めていく研究科を形成することを目指し、志願者確保に取り組む。

PR 活動の戦略として、本研究科では以下 6 点の PR 活動を実施する。

1) ホームページ上での情報公開

デザイン・アート学研究科の独自のホームページを制作し、専攻の特徴、教員紹介、3 つのポリシー、教育研究施設を中心に情報を発信する。

2) 大学院案内

全ての研究科を掲載する大学院案内に新たにデザイン・アート学研究科の紹介ページを追加し、「立命館大学大学院入試情報サイト」上で公開する。大学院案内の請求時にデザイン・アート学研究科の基本情報も発信できるよう準備しておく。

3) デザイン・アート学研究科パンフレットの作成

デザイン・アート学研究科の独自のパンフレットを作成し、近畿、東海圏のみならず首都圏の製造業、卸売業、小売業、建築業、IT 関連企業などデザイン・アート学研究科が育成する人材像に関連する企業を対象に 800 件程度郵送し、情報発信に努める。

4) 学内における大学院進学説明会、研究科別入試説明会

学内における研究科合同の大学院進学説明会にデザイン・アート学研究科も参画するとともに、研究科独自の入試説明会も実施する。社会人募集にも注力し、オンラインでの開催や開催の時間帯も夜間や週末にも設定する。年間で 10 回以上の説明会を実施し、年間総数で 150 名以上の参加数を目標として設定する。

5) 大学院進学の情報サイト

大学ホームページ上での大学院情報の発信のみならず、民間で広く情報発信している大学院進学情報サイト（大学院へ行こう！等）に参画し、デザイン・アート学研究科の情報、説明会やイベント情報を発信する。

6) ROOT (Ritsumeikan Osaka-umekita Open innovation Terrace) での大学院案内等の配布

大阪市北区グラングリーン大阪北館 JAM BASE の 5 階に開設した ROOT において、主として社会人を対象とした企画、イベント開催時や通常利用時に大学院案内等の資料を配布し、年間で 100 名以上との接点を持つことを目標とし、社会人を中心とした本研究科の認知形成に努める。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

ホームページ上での情報公開、大学院案内・デザイン・アート学研究科パンフレットの配布、ROOT での取り組みに加え、学内における大学院進学説明会、研究科別入試説明会、「大学院ウィーク」への参加の取組を行うことにより、デザイン・アート学研究科の入学定員 20 名を確保する。既設組織の募集活動を上回る活動や施策を行い、ビジネスパーソンやリスクリング、学位取得を目指す社会人や企業に積極的に広報活動を行う。このように、従来と異なる志願・入学母体層の形成により、既設組織の志願率、入学率は既設組織よりも相対的に高い割合になると想定できる。

②競合校の状況分析

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

競合校の状況分析に際し、「京都芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻（対面学習）」、「武蔵野美術大学大学院造形構想研究科造形構想専攻（クリエイティブリーダーシップコース）」、「多摩美術大学大学院美術研究科デザイン専攻（統合デザイン）」、「慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科及びシステムデザイン・マネジメント研究科」を選定した。なお、選定理由については、以下のとおりである。

・京都芸術大学大学院芸術研究科

本学同様に京都に立地する私立大学であり、芸術系統の専攻を設置している点で類似性がある。

・武蔵野美術大学大学院造形構想研究科

本学同様に私立大学であり、デザイン学系統の専攻・コースを設置し、プロジェクト型の教育を実施している点で類似性がある。

・多摩美術大学大学院美術研究科

本学同様に私立大学であり、デザイン学系統の専攻・研究領域を設置している点で類似性がある。

・慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科、システムデザイン・マネジメント研究科

本学同様に私立大学であり、幅広い領域を対象とするデザイン学系統の専攻・研究領域を設置している点で類似性がある。

大学・研究科	専攻	学位	入学 定員	所在地
立命館大学大学院 デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学 専攻	修士（デザイン・ア ート学）	20 名	京都市北区等持 院北町 56-1
京都芸術大学大学院 芸術研究科	芸術専攻	修士（芸術）、 修士（学術）	60 名	京都市左京区北 白川瓜生山 2-116
武蔵野美術大学大学院 造形構想研究科	造形構想専攻	修士（造形構想）	35 名	東京都小平市小 川町 1-736
多摩美術大学大学院 美術研究科	デザイン専攻	修士（芸術）	62 名	東京都八王子市 鍵水 2-1723
慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科	メディアデザイン専 攻	修士（メディアデザ イン学）	80 名	神奈川県横浜市 港北区日吉 4-1-1
慶應義塾大学大学院 システムデザイン・ マネジメント研究科	システムデザイン・ マネジメント専攻	修士（システムデザ イン・マネジメント 学）	77 名	神奈川県横浜市 港北区日吉 4-1-1

1) 教育内容と方法、受験時期など

競合校の京都芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻では、2つの領域に分かれ、武蔵野美術大学大学院造形構想研究科造形構想専攻でも2つのコースに分かれる。また、多摩美術大学大学院美術研究科デザイン専攻では、6つの研究領域に分かれ、それぞれのコースや専門領域で専門性に特化した教育研究を行っている。また、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科では、リサーチインテンシブと主として社会人を中心とするラーニングインテンシブの2コースが設けられている。競合校の専らは、大学院レベルでは一般的な専攻やコースで区分して、特化した専門の研究を深めるカリキュラムが設計されている。

一方、慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科や本学のデザイン・アート学研究科は、一専攻で他領域を融合させる教育研究を行うカリキュラムが設計されている。とりわけ、本学のデザイン・アート学研究科では、フィジカルとデジタルが融合した未来の生活世界の創造に重要な「意味」、「情報」、「環境」、「社会」の4つの領野と方法論を横断的・融合的に学び、理論とともに必要な技能を修得し、デジタルネイティブのデザイン・アート教育研究にアプローチする点が競合校と比較して大きな特長となる。

また、16名の教授、7名の准教授と総勢23名の教員がデザイン・アート学研究科の教育研究に参画する。保有する学位も文学、デザイン学、工学、美術、学術など4つの領野からの最新の研究や実践を教授できるに十分な体制であり、自然科学と人文・社会科学を融合する教育研究を実質化できることにも大きな優位性がある。教員が連携して教育研究に携わる象徴的な事例としては、デザイン・アート学研究科カリキュラムの「新領域デザイン・アート学基盤科目群」に表れている。この科目群では、デザイン・アートが関わる状況の変化や進化、新たな研究対象領域に対応するための科目が配置されている。「デザイン学」、「アート」、「情報」、「社会」、「環境」、「意味」の6領野からの専任教員が参画し、研究方法論やケーススタディを中心にオムニバス形式での授業が展開さ

れる。研究者や社会実践者の取組を通じて、最新の研究や実践について、社会背景や背景理論、概念や課題設定、アプローチ、方法論的特性、技術などの多面的な観点から分析・理解し、研究の推進が行えるような内容で構成されている。

さらに、学位授与プロセスにおいては、セメスターごとに、「成果報告会」や「中間報告会」、「修士研究成果報告会」、「口頭試問」など、研究指導のみならず、学位授与プロセス全般で複数の教員や院生が参画し、相互間で研究の進捗や質的向上を図れるような機会が設定されており、このようなきめ細やかな学位授与プロセスについても、本学デザイン・アート学研究科の優位性があるといえる。なお、受験時期や入学手続時期については、競合校含め、9月下旬から2月中旬の期間までに受験機会が設定され、試験日から2週間前後の期間で手続時期が設定されている。

2) 学生納付金、修学支援

本学のデザイン・アート学研究科及び競合校の初年次の学生納付金については、以下のとおりである。本学のデザイン・アート学研究科の初年度納付金（2年制）は、相対的に低額に設定されていることが把握される。さらに、本学の研究科には、修士課程学生に向けた奨学金制度があり、「1年次対象成績優秀者奨学金」、「博士課程前期課程学生会奨学金」など大学独自に経済的支援を行っている。

大学・研究科	初年度総額	入学金	授業料	施設費・維持費・ 実習費ほか
立命館大学大学院 デザイン・アート学研究科	2年制 1,111,600 1年制 1,923,200	200,000 200,000	911,600 1,723,200	-
京都芸術大学大学院 芸術研究科	1,890,000	250,000	1,320,000	320,000
武蔵野美術大学大学院 造形構想研究科	1,778,000	150,000	1,210,000	418,000
多摩美術大学大学院 美術研究科	1,759,000	200,000	1,237,000	322,000
慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科	1,980,000	0	1,920,000	60,000 (在籍基本料)
慶應義塾大学大学院 システムデザイン・ マネジメント研究科	1,980,000	0	1,920,000	60,000 (在籍基本料)

3) 就職支援、資格

いずれの大学においても、研究科学生の就職支援について、キャリアセンターが設置され、支援を実施している。本学の就職支援は、キャリアセンターと学部・研究科が連携をとって、学部・研究科の特性に即した就職支援に取り組んでいるが、とりわけ新設学部・研究科においては進路開拓などにも力を入れている。また、学部生・院生の状況を把握しつつ、時期や学生・院生の置かれた状況に沿った手厚い支援を行っており、他大学と比較しても非常に高い水準にある。資格について

は、京都芸術大学、多摩美術大学において、中学校教諭専修免許状（美術）、高等学校教諭専修免許状（美術）、科目等履修生としての受講により、学芸員資格が取得できうる。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校として設定した研究科についての入学志願状況は以下のとおりである。専攻単位での志願・入学者数等の状況では、武蔵野美術大学、多摩美術大学では大幅に入学定員を充足しており、京都芸術大学においても入学定員に近い入学者を確保している。なお、慶應義塾大学については、春入学・秋入学の入学制度を設けている。従って本学デザイン・アート学研究科修士課程においても定員を充足する十分な見込みがあると判断できる。

京都芸術大学大学院芸術研究科	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	掲載なし	掲載なし	掲載なし
合格者数	掲載なし	掲載なし	掲載なし
入学者数	87	42	53
入学定員	60	60	60
入学定員充足率	1.45	0.7	0.88

武蔵野美術大学大学院造形構想研究科	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	201	295	317
合格者数	57	55	62
入学者数	50	52	62
入学定員	35	35	35
入学定員充足率	1.43	1.49	1.77

多摩美術大学大学院美術研究科	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	408	564	515
合格者数	73	90	78
入学者数	71	90	78
入学定員	62	62	62
入学定員充足率	1.15	1.45	1.26

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	350	446	掲載なし
合格者数	107	106	掲載なし
入学者数	98	94	掲載なし
入学定員	80	80	80
入学定員充足率	1.23	1.18	—

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科	2022 年度	2023 年度	2024 年度
志願者数	133	129	掲載なし
合格者数	72	70	掲載なし
入学者数	61	69	掲載なし
入学定員	77	77	77
入学定員充足率	0.79	0.90	—

ウ 新設組織において定員を充足できる根拠等

慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科は、確認できる過去 2 年の平均でも未充足となっているが、「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、研究科系統別の入学定員充足率（修士課程）では、芸術系は 121.56%を示している。また、既設組織である映像研究科の志願数推移や入学定員充足が継続している状況に加え、デザイン・アート学研究科の独自の募集活動も鑑みると、新設組織についても入学定員を充足できると判断している。

また、新設組織の入学定員は 20 名であり、競合校に比して、入学定員は大きくなく、上述のようなきめ細やかな教育研究の指導体制や学位授与の工程などの特長からも競合校同様に、入学定員を充足できると判断している。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

デザイン・アート学研究科の学費については、衣笠キャンパスの既存施設の改修、新たな施設建設、機器、備品の整備が不可欠であり、これをふまえた学生納付金等の設定を行っている。競合校との比較では、デザイン・アート学研究科の 1 年制コースと他大学研究科の初年度総額が同等程度の水準であり、デザイン・アート学研究科の 2 年制コースの初年度総額を比較すると、競合する他大学研究科より最大で 87 万円程度低額であり、相対的に学生納付金等の総額負担が少ないことが把握できる。

<競合校との学生納付金等（初年度総額）の比較>

大学	研究科	初年度総額（入学金等含む）
立命館大学大学院	デザイン・アート学研究科	1 年制 1,923,200 2 年制 1,111,600
京都芸術大学大学院	芸術研究科	1,890,000
武蔵野美術大学大学院	造形構想研究科	1,778,000
多摩美術大学大学院	美術研究科	1,759,000
慶應義塾大学大学院	メディアデザイン研究科	1,980,000
慶應義塾大学大学院	システムデザイン・マネジメント研究科	1,980,000

<デザイン・アート学研究科 学生納付金の内訳詳細>

2 年制	1 年次		2 年次
	立命館大学出身	他大学出身	—
入学金	0	200,000	0
春学期	455,800	455,800	455,800
秋学期	455,800	455,800	455,800
計	911,600	1,111,600	911,600

1 年制	1 年次		2 年次
	立命館大学出身	他大学出身	
入学金	0	200,000	
春学期	861,600	861,600	
秋学期	861,600	861,600	
計	1,723,200	1,923,200	

*各学期および合計に実習費を含む。

*1 年制の学生納付金は、授業料の 2 年分と実習費の 1 年分を 1 年間で納入する。

③先行事例分析

該当なし

④学生確保に関するアンケート調査

デザイン・アート学研究科は、デザイン・アート学部開設の 2026（令和 8）年に同時開設する。また、前述のとおり、主として社会人を想定した 1 年制コースと社会人や学部卒業生を想定した 2 年制コースを設定する。前者は募集定員を 15 名程度とし、後者は 5 名程度の募集定員と予定している。

学生確保に関するアンケート調査は、2026（令和 8）年 4 月に開設されるデザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻の学生確保の見通しを明らかにするための社会人を対象としたアンケート調査として実施している。

調査に際しては、リカレント教育やリスキリング教育、大学院での学びへの興味を「スクリーニング調査」として実施した上で、「本調査」として、研究科概要や設置の理念、学びの特徴、アドミッションポリシー、設置場所（アクセス）、学生納付金、競合する大学院などを中心に必要な情報を明示し、実施した【資料 5】。なお、アンケート調査の実施、回収、分析については、信頼性担保の観点より外部の専門機関である「株式会社高等教育総合研究所」に委託し、2024（令和 6）年 12 月に実施した。

<アンケート調査の概要>

調査エリア・対象	近畿の 2 府 4 県(京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県)及び福井県、愛知県、三重県在住の 20 代以上 50 代以下で、大学卒業以上(大学院含む)の学歴を有し、かつリカレント教育やリスキリング教育、または、大学院での学びに興味がある者としている。
調査内容	<スクリーニング調査> 3 問 ・居住地 ・最終学歴 ・リカレント教育やリスキリング教育または大学院での学びへの興味の有無 <本調査> 9 問 ・回答者の基本情報(年代、性別、現在の状況、最終学歴、専攻分野) ・学びたいと考えている興味のある学問分野 ・志望する大学院の設置者(国公私立の区分) ・デザイン・アート学研究科に対する受験意向、入学意向など 社会人が対象のため、卒業後の進路に関する設問は設けていないが、スクリーニング調査の結果、「調査対象」にあてはまる者のみを本調査の対象とした。
調査方法 調査実施機関	高等教育総合研究所がアンケート企画・設計を行い、協力先ネット・リサーチ会社(株式会社クロス・マーケティング)の登録モニターを対象にインターネットでアンケート回答を依頼。 はじめに、10,000 名を対象にスクリーニング調査を実施した。スクリーニング調査は、近畿 2 府 4 県(京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県)及び福井県、愛知県、三重県在住とした登録モニターだが、スクリーニング調査時に当該地域以外の地域に居住とした者は本調査の対象外としている。
回答件数 (本調査)	有効回答数 937 件
調査時期	2024(令和 6)年 12 月

プレススクリーニング調査の結果、2 府 4 県に居住し、かつ大学卒業以上の学歴を有し、さらにリカレント教育やリスキリング教育、大学院での学びに関心のある 933 名が本調査の対象となった。この 933 名を対象に本調査を実施すると以下のような結果が把握された。

(1) 学びたいと考えている興味のある学問分野

学問分野(複数回答可)	回答数	割合(%)
芸術(美術)	104	11.1
芸術(デザイン)	122	13.1

芸術(その他)	45	4.8
芸術(音楽)	87	9.3
人文科学(文学、史学、哲学など)	225	24.1
社会科学(法学・政治学、商学・経済学、社会学など)	379	40.6
理学(数学、物理学、化学、生物、地学など)	149	16.0
工学(機械工学、電気通信工学、土木建築工学、応用化学など)	187	20.0
農学(農学、農芸化学、農業工学、林学など)	99	10.6
保健(医学、歯学、薬学、看護学など)	128	13.7
商船(商船学)	29	3.1
家政(家政学、食物学、被服学、住居学など)	71	7.6
教育(教育学、小中高課程、体育学など)	118	12.6
その他(国際関係学、総合科学、教養学など)	170	18.2
計	933	100.0

(2) 大学院進学を希望する場合、志望する大学等の設置者

選択項目(複数回答可)	回答数	割合(%)
私立	481	51.6
国立	630	67.5
公立	462	49.5
計	933	100.0

(3) デザイン・アート学研究科の受験希望について

選択項目(択一)	回答数	割合(%)
第一志望として受験する	174	18.6
第二志望として受験する	145	15.5
第三志望以降として受験する	128	13.7
受験しない	486	52.1
計	933	100.0

上記(3)の結果、447 名がデザイン・アート学研究科の受験意思を示しており、「合格した場合、入学を希望するか(択一)どうか」の設問には、下記(4)のとおり、426 名が入学希望の意向を示している。

(4) 受験して合格した場合の入学希望について

選択項目(択一)	回答数	割合(%)
入学する	165	36.9
志望上位が不合格の場合に入学する	261	58.4
入学しない	21	4.7
計	447	100.0

なお、上記(1)と上記(2)をクロス集計し、学問分野として、「美術、デザイン、芸術その他」のいずれかを選択し、かつ志望する大学院の設置者に「私立」を選択したものは 117 名であった。その 117 名のうち、デザイン・アート学研究科の受験希望、入学希望を調査すると、以下の(5)及び(6)のとおり、デザイン・アート学研究科を「第一志望として受験」としたものは 48 名、「合格した場合、入学する」としたものは入学定員 20 名を上回る 39 名が該当した。

このような調査結果より、デザイン・アート学研究科の学生確保の見通しについて問題なく、入学定員を充足できると判断している。

(5) デザイン・アート学研究科の受験希望について

選択項目(択一)	回答数	割合(%)
第一志望として受験する	48	41.0
第二志望として受験する	22	18.8
第三志望以降として受験する	17	14.5
受験しない	30	25.6
計	117	100.0

(6) 上記(5)で「第一志望として受験」と回答した 48 名への合格した場合の入学希望について

選択項目(択一)	回答数	割合(%)
入学する	39	81.3
志望上位が不合格の場合に入学する	9	18.8
入学しない	0	0
計	48	100.0

⑤人材需要に関するアンケート調査等

人材需要に関するアンケート調査は、デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻が2026（令和8）年に開設されて後、修了時の採用や人材需要の見通しを調査することを目的に、2024（令和6）年11月～2025（令和7）年1月までの間で実施している。調査対象は、東証スタンダードまたは東証プライム上場企業から製造業、卸売業、小売業、建築業、IT関連業務などデザイン・アート学研究科が育成する人材像に適した業種と選定した。調査に際しては、学生確保の見通しアンケートと同様に、研究科の概要や設置の理念、学びの特徴、アドミッションポリシー、設置場所（アクセス）、学生納付金、競合する研究科名称などを中心に必要な情報を明示し、実施した【資料6】。

アンケート調査の実施、回収、分析については、信頼性担保の観点より外部の専門機関である「株式会社高等教育総合研究所」に委託して実施している。

<アンケート調査の概要>

調査目的	2026（令和8）年度に立命館大学が設置構想中である「デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻（入学定員20名）」の設置における修了後の採用・就職（人材需要）の見込みを測定することを目的とする。	
調査対象	調査対象	東証スタンダードまたは東証プライム上場企業からデザイン・アート学研究科が育成する人材像に適した業種
	業種	製造業、卸売業、小売業、建築業、IT関連業務
	調査地域	首都圏を中心とした全国
	依頼件数	3,226件
調査内容	・回答対象先の基本情報（業種・所在地・従業員／職員規模） ・立命館大学デザイン・アート学研究科修了生の人材ニーズ ・立命館大学デザイン・アート学研究科修了生の採用意向	
調査時期	2024（令和6）年11月～2025（令和7）年1月	
調査方法	調査対象事業所に対し、アンケートを郵送し、依頼することにより実施（紙方式とWEB方式での回答方法を案内し、いずれかの方法で回答を依頼）	
回収件数	有効回答数365件（回収率11.3%）	

調査の結果、依頼した3,226件のうち365件の有効回答を受け、以下のとおり分析を行った。デザイン・アート学研究科で養成する人材ニーズについては、「人材ニーズは高い」72事業所（19.7%）、「ニーズはある程度高い」196事業所（53.7%）となり、合計すると268事業所（73.4%）が人材ニーズの高さを認める結果となった。また、183事業所（50.1%）が採用意向を示し、その上での採用可能人数（単年度あたり）の合計は、276名であることが把握された。

このように、アンケート調査結果から、デザイン・アート学研究科の人材需要についての見通しが十分に見通せるものと判断している。

●養成する人材の社会ニーズ

人材ニーズは高い・ある程度高い	268 事業所	73.4%
人材ニーズはない・あまりない・わからない・無回答	97 事業所	26.6%
合計	365 事業所	100%

●卒業生の採用意向

採用したい	183 事業所	50.1%
採用しない・わからない・無回答	182 事業所	49.9%
合計	365 事業所	100%

●単年度の採用可能

人数

	1 名	2 名	3 名	4 名	5 名 以上	人数未定 最低 1 名	無回答	合計
採用したい 回答数	51	15	6	2	15	94	0	183
採用可能人数 計 (回答数×採用可能 人数)	51 名	30 名	18 名	8 名	75 名	94 名	0 名	276 名

※5 名以上は 5 名として計算

※人数未定・最低 1 名は 1 名として計算

※無回答の場合、集計から除外

4. 新設組織の定員設定の理由

新設研究科であるデザイン・アート学研究科修士課程は、総合大学である本学がデザインやアートの領域を教育研究の対象とし、未来社会を感性豊かに創造する人材を育成するとともに、アートの技術と感性を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追究することを目的としている。この研究科では、各々の学生が持つ専門性に裏打ちされた自らの強みを生かしながら、多様なプロジェクトに参加し、他者との協働的実践的な活動を通じて、研究を深めていく研究科を形成することを目指す。

また、現在の日本の文化芸術分野では、時代に即したデザイン・アート活動を推進できる高度な人材が求められている。デザイン・アート学研究科の設置は、こうした高度なデザイン人材の需要に応えるとともに、社会人のリスキリングを含む大学や高等教育機関での人材育成ニーズにも応えることを目的としている。

とりわけ、主として社会人を対象としたコースを設けることは、企業・組織において戦略立案に関わる役職・地位が与えられたものの、そのスキルやマインドセットを持たないことに悩む中堅以上のビジネスパーソン、ジョブ型雇用の促進により自立した職能を得ることによるキャリアアップを目指

す比較的若いビジネスパーソン、デジタル分野やイベントマネジメントがますます重視されるアート関連職種（＝社会人）のニーズが極めて高いと考えられ、この多様なニーズにこたえていくことが狙いである。実際に、2019（令和元）年に日本経済団体連合会が実施した「人材育成に関するアンケート調査」では、デジタルやデザイン素養等の専門能力や幅広い知識の取得や開発を進めるため、8割弱の企業が「外部との連携に取り組む」と回答し、うち5割を超える企業が連携先として「大学や高等教育機関」を挙げている。当然ながらより深くデザイン・アートの領域を研究したい学生を迎え入れるために、一般的な就学期間である2年制のコースも置く。

デザイン・アート学研究科修士課程は入学定員を20名、収容定員を40名で設定する。入学定員20名は競合校と比較しても適正な規模であり、本研究科が前述の目標及び目的を果たすためにきめ細やかな研究指導体制や学位授与、入学者確保が見込まれる観点からも、合理性があると判断する。

以上

学生確保の見通し等を記載した書類 資料

目 次

【資料 1】	リクルート進学総研 マーケットレポート 2022 (Vol. 106 2023 年 2 月号)	・・・ p2
【資料 2】	立命館大学地域別在籍者数 (2024 年 5 月 1 日現在)	・・・ p3
【資料 3】	大学院将来構想検討に関する議論状況の集約 (2024 年 12 月 6 日 拡大学部長会議)	・・・ p4
【資料 4】	令和 6 (2024) 年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向	・・・ p5
【資料 5】	立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻[修士課程] (仮称)」入学意向についての社会人アンケート報告書 (令和 7 年 2 月株式会社高等教育総合研究所)	・・・ p6
【資料 6】	立命館大学デザイン・アート学部デザイン・アート学科 (仮称) デザイン・アート学研究科デザイン・アート専攻 (仮称) 設置構想についての人材需要アンケート調査報告書 (令和 7 年 2 月株式会社高等教育総合研究所)	・・・ p41
【別紙 1】	新設組織が置かれる都道府県への入学状況	・・・ p66
【別紙 2】	既設学科等の入学定員の充足状況 (直近 5 年間)	・・・ p67
【別紙 3】	既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	・・・ p68

【資料 1】

1. 書類等の題名

リクルート進学総研 マーケットレポート 2022 (Vol. 106 2023 年 2 月号)

【資料 1】 p2-p27

2. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

3. 引用範囲

https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf

p1-p26

4. その他特記事項

なし

立命館大学 地域別在籍者数 (2024年5月1日現在)

(単位: 名)

都道府県名	男	女	合計
北海道	528	327	855
青森県	12	13	25
岩手県	16	12	28
宮城県	65	52	117
秋田県	17	9	26
山形県	21	11	32
福島県	39	19	58
茨城県	132	59	191
栃木県	63	35	98
群馬県	97	24	121
埼玉県	146	62	208
千葉県	154	76	230
東京都	438	213	651
神奈川県	177	86	263
新潟県	71	55	126
富山県	198	103	301
石川県	243	135	378
福井県	226	138	364
山梨県	56	32	88
長野県	201	90	291
岐阜県	387	221	608
静岡県	534	274	808
愛知県	1,560	911	2,471
三重県	373	178	551
滋賀県	1,844	1,139	2,983

都道府県名	男	女	合計
京都府	3,147	2,857	6,004
大阪府	3,561	2,290	5,851
兵庫県	1,407	973	2,380
奈良県	470	561	1,031
和歌山県	223	145	368
鳥取県	85	56	141
島根県	49	22	71
岡山県	288	184	472
広島県	510	301	811
山口県	160	110	270
徳島県	88	67	155
香川県	204	142	346
愛媛県	184	112	296
高知県	97	58	155
福岡県	606	400	1,006
佐賀県	66	43	109
長崎県	71	49	120
熊本県	115	71	186
大分県	102	52	154
宮崎県	43	30	73
鹿児島県	99	62	161
沖縄県	95	70	165
その他	1,596	807	2,403
合 計	20,864	13,736	34,600

※出身高校等の所在地をもとに集計。
※その他は、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)、海外の学校等の合計。

【資料 3】

1. 書類等の題名

大学院将来構想検討に関する議論状況の集約 （2024 年 12 月 6 日拡大学部長会議）

【資料 3】 p29-p85

2. 出典

立命館大学 拡大学部長会議

3. 引用範囲

p1-p57

4. その他特記事項

学内資料のため非公開とする

【資料 4】

1. 書類等の題名

令和 6（2024）年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向

【資料 4】 p86-p163

2. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

3. 引用範囲

p1-p78

4. その他特記事項

なし

立命館大学大学院

「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」

入学意向についての社会人アンケート

報告書

令和7年2月

株式会社高等教育総合研究所

目次

1. 社会人アンケート調査 実施概要	2
2. 社会人アンケート調査 集計結果	3
3. 社会人アンケート調査 クロス集計結果	7

添付資料

・進学意向に関する調査(社会人対象)アンケート設問サイト:スクリーニング調査	9
・進学意向に関する調査(社会人対象)アンケート設問サイト:本調査	15
・「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」リーフレット	24

(注)

本報告書で記載の「構成比」(%)はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

1. 社会人アンケート調査 実施概要

調査目的 及び 調査対象	立命館大学大学院が2026年(令和8年)度に設置構想中の「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」の学生確保の見通しを明らかにするため、社会人を対象としたアンケート調査を実施した。 具体的には以下を対象にアンケート実施または依頼した。 近畿二府四県(京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県)および福井県、愛知県、三重県在住の20代以上50代以下で、大学卒業以上(大学院を含む)の学歴を有し、かつリカレント教育やリスキリング教育又は大学院での学びに興味がある者
調査内容	＜スクリーニング調査＞3問 ● 居住地 ● 最終学歴 ● リカレント教育やリスキリング教育又は大学院での学びへの興味の有無 ＜本調査＞9問 ● 回答者の基本情報(年代、性別、現在の状況、最終学歴、専攻した学問分野) ● 学びたいと考えている興味のある学問分野 ● 志望する大学院の設置者 ● 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」が開設された場合に受験意向、入学意向など ※社会人が対象のため「卒業後の進路」に係る設問は設けていないが、スクリーニング調査の結果、「調査対象」にあてはまる者のみを本調査の対象とした。
調査時期	2024年12月
調査方法	高等教育総合研究所がアンケート企画・設計を行い、協力先ネット・リサーチ会社(株式会社クロス・マーケティング)の登録モニターを対象にインターネットでアンケート回答を依頼。 はじめに10,000人を対象にスクリーニング調査を実施。スクリーニング調査は近畿二府四県(京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県)および福井県、愛知県、三重県在住とした登録モニターだが、スクリーニング調査時に当該地域以外の地域に居住とした者は本調査の対象外とした。
回答件数(本調査)	有効回答数937件

2. 社会人アンケート調査 集計結果

スクリーニング調査結果(10,000人が回答)

SC1 あなたのお住まいをお答えください。(択一)

	選択項目	回答数	%
1	北海道	127	1.3
2	青森県	62	0.6
3	岩手県	67	0.7
4	宮城県	38	0.4
5	秋田県	23	0.2
6	山形県	14	0.1
7	福島県	14	0.1
8	茨城県	19	0.2
9	栃木県	22	0.2
10	群馬県	20	0.2
11	埼玉県	15	0.2
12	千葉県	31	0.3
13	東京都	61	0.6
14	神奈川県	32	0.3
15	新潟県	12	0.1
16	富山県	14	0.1
17	石川県	8	0.1
18	福井県	152	1.5
19	山梨県	8	0.1
20	長野県	12	0.1
21	岐阜県	21	0.2
22	静岡県	24	0.2
23	愛知県	2,138	21.4
24	三重県	435	4.4
25	滋賀県	386	3.9
26	京都府	782	7.8
27	大阪府	2,943	29.4
28	兵庫県	1,701	17.0
29	奈良県	391	3.9
30	和歌山県	206	2.1
31	鳥取県	5	0.1
32	島根県	3	0.0
33	岡山県	12	0.1
34	広島県	8	0.1
35	山口県	7	0.1
36	徳島県	4	0.0
37	香川県	5	0.1
38	愛媛県	7	0.1
39	高知県	7	0.1
40	福岡県	10	0.1
41	佐賀県	3	0.0
42	長崎県	5	0.1
43	熊本県	4	0.0
44	大分県	3	0.0
45	宮崎県	12	0.1
46	鹿児島県	15	0.2
47	沖縄県	112	1.1
	合計	10,000	100.0

SC2 あなたの最終学歴をお答えください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	大学（学部）	3,949	39.5
2	大学院（修士）	484	4.8
3	大学院（博士）	178	1.8
4	短期大学	997	10.0
5	専門学校	1,173	11.7
6	高等学校	2,576	25.8
7	その他（高校・大学在学中も含む）	643	6.4
合計		10,000	100.0

SC3 あなたはリカレント教育やリスキリング教育又は大学院での学びに興味がありますか。（択一）

選択項目		回答数	%
1	興味がある	1,541	15.4
2	興味がない	5,907	59.1
3	わからない	2,552	25.5
合計		10,000	100.0

以降の本調査はスクリーニング調査で以下1～3の条件にあてはまる回答者のみに依頼した。

- 1 SC1で居住地が「福井県」「愛知県」「三重県」「滋賀県」「京都府」「大阪府」「兵庫県」「奈良県」「和歌山県」のいずれかに在住
- 2 SC2で最終学歴が「大学（学部）」「大学院（修士）」「大学院（博士）」のいずれかに該当
- 3 SC3でリカレント教育やリスキリング又は大学院での学びに「興味がある」

本調査結果（937人が回答）

Q1 あなたの年代についてお答えください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	10代以下	4	0.4
2	20代	111	11.8
3	30代	274	29.2
4	40代	333	35.5
5	50代	205	21.9
6	60代以上	10	1.1
合計		937	100.0

以降の設問の回答対象者（933人）

- ・ Q1で「20代」「30代」「40代」「50代」「60代以上」を選択した者

Q2 あなたの性別をお答えください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	男性	559	59.9
2	女性	370	39.7
3	回答しない	4	0.4
合計		933	100.0

Q3 あなたの現況についてお答えください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	在職中（公務員）	108	11.6
2	在職中（自営業）	78	8.4
3	在職中（公務員、自営業を除く企業・機関・団体等）	629	67.4
4	主婦・主夫	57	6.1
5	無職	44	4.7
6	その他	17	1.8
合計		933	100.0

Q4 あなたの最終学歴をお答えください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	大学	750	80.4
2	大学院（修士）	139	14.9
3	大学院（博士）	35	3.8
4	大学院（専門職）	9	1.0
合計		933	100.0

Q5 あなたが大学・大学院で学ばれた学問分野をお答えください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	芸術（美術）	19	2.0
2	芸術（デザイン）	18	1.9
3	芸術（音楽）	12	1.3
4	芸術（その他）	4	0.4
5	人文科学（文学、史学、哲学など）	162	17.4
6	社会科学（法学・政治学、商学・経済学、社会学など）	316	33.9
7	理学（数学、物理学、化学、生物、地学など）	66	7.1
8	工学（機械工学、電気通信工学、土木建築工学、応用化学など）	127	13.6
9	農学（農学、農芸化学、農業工学、林学など）	22	2.4
10	保健（医学、歯学、薬学、看護学など）	44	4.7
11	商船（商船学）	4	0.4
12	家政（家政学、食物学、被服学、住居学など）	8	0.9
13	教育（教育学、小・中・高校課程、体育学など）	44	4.7
14	その他（国際関係学、総合科学、教養学など）	87	9.3
合計		933	100.0

Q6 あなたが興味があるとされたリカレント教育、リスキリング教育又は大学院での学びにおいて、学びたいと考えている興味のある学問分野を次の中から選択してください。（複数回答可）

選択項目		回答数	%
1	芸術（美術）	104	11.1
2	芸術（デザイン）	122	13.1
3	芸術（音楽）	87	9.3
4	芸術（その他）	45	4.8
5	人文科学（文学、史学、哲学など）	225	24.1
6	社会科学（法学・政治学、商学・経済学、社会学など）	379	40.6
7	理学（数学、物理学、化学、生物、地学など）	149	16.0
8	工学（機械工学、電気通信工学、土木建築工学、応用化学など）	187	20.0
9	農学（農学、農芸化学、農業工学、林学など）	99	10.6
10	保健（医学、歯学、薬学、看護学など）	128	13.7
11	商船（商船学）	29	3.1
12	家政（家政学、食物学、被服学、住居学など）	71	7.6
13	教育（教育学、小・中・高校課程、体育学など）	118	12.6
14	その他（国際関係学、総合科学、教養学など）	170	18.2
合計		933	100.0

Q7 あなたが大学院進学を希望される場合、志望する大学等の設置者の希望を選択してください。（複数回答可）

選択項目		回答数	%
1	私立	481	51.6
2	国立	630	67.5
3	公立	462	49.5
合計		933	100.0

Q8 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程]（仮称）」が開設された場合、受験を希望しますか。次の中から1つ選択してください。（択一）

選択項目		回答数	%
1	第一志望として受験する	174	18.6
2	第二志望として受験する	145	15.5
3	第三志望以降として受験する	128	13.7
4	受験しない	486	52.1
合計		933	100.0

Q8の回答対象者（447人）

- ・ Q8で「第一志望として受験する」「第二志望として受験する」「第三志望以降として受験する」のいずれかを選択した者

Q9 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程]（仮称）」を受験して合格した場合、入学を希望しますか。（択一）

選択項目		回答数	%
1	入学する	165	36.9
2	志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	261	58.4
3	入学しない	21	4.7
合計		447	100.0

3. 社会人アンケート調査 クロス集計結果

(1) クロス集計を踏まえた、「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程] (仮称)」(入学定員20名)への受験・入学意向

＜クロス集計の前提（以下すべての条件を見たす回答者のみの結果＞

- ・ 学びたいと考えている興味のある学問分野として芸術（美術）、芸術（デザイン）、芸術（その他）のいずれかを選択
- ・ 志望する大学院の設置者に私立を選択

以上に該当する回答者合計117人（当初回答者937人の12.4%）の1年次への受験・入学意向は以下の通りである。

Q8 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程] (仮称)」が開設された場合、1年次入学を前提とした受験を希望しますか。（択一）

選択項目		回答数	%
1	第一志望として受験する	48	41.0%
2	第二志望として受験する	22	18.8%
3	第三志望以降として受験する	17	14.5%
4	受験しない	30	25.6%
合計		117	100.0%

Q8で「第一志望として受験する」とした回答者48人のQ9結果

Q9 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程] (仮称)」を受験して合格した場合、入学を希望しますか。（択一）

選択項目		回答数	%
1	入学する	39	81.3%
2	志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	9	18.8%
3	入学しない	0	0.0%
合計		48	100.0%

以上の通り、クロス集計を踏まえた上で、立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程] (仮称)」に「第一志望として受験」としたのは48人、合格した場合「入学する」としたのは入学定員20名(予定)を大きく上回る39人いた。

「第一志望として受験する」とした回答者一覧(クロス集計後)

※ 全員が以下にあてはまる

- ・リカレント教育やリスキリング教育又は大学院での学びに興味あり
- ・学びたいと考えている興味のある学問分野として芸術(美術)、芸術(デザイン)、芸術(その他)のいずれかを選択
- ・志望する大学院の設置者に私立を選択

回答者区分	居住地	最終学歴	年代	性別	現況	専攻した学問分野	興味のある学問分野			受験希望	合格の場合の入学有無
							芸術(美術)	芸術(デザイン)	芸術(その他)		
1	愛知県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○	○	○	第一志望	入学する
2	愛知県	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員)	芸術	○			第一志望	入学する
3	愛知県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員)	芸術	○			第一志望	入学する
4	愛知県	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員)	芸術	○			第一志望	入学する
5	愛知県	大学(学部)	40代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	芸術	○	○		第一志望	入学する
6	愛知県	大学(学部)	50代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	人文科学	○	○		第一志望	入学する
7	滋賀県	大学院(修士)	30代	男性	在職中(公務員)	芸術	○	○	○	第一志望	入学する
8	滋賀県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	その他	○	○		第一志望	入学する
9	京都府	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	教育		○		第一志望	入学する
10	京都府	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○	○	○	第一志望	入学する
11	京都府	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員)	芸術	○	○		第一志望	入学する
12	京都府	大学院(修士)	40代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	人文科学	○			第一志望	入学する
13	京都府	大学(学部)	40代	女性	在職中(自営業)	芸術	○			第一志望	入学する
14	京都府	大学(学部)	40代	男性	在職中(自営業)	社会科学	○			第一志望	入学する
15	大阪府	大学(学部)	20代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	人文科学	○			第一志望	入学する
16	大阪府	大学(学部)	20代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	人文科学	○			第一志望	入学する
17	大阪府	大学(学部)	20代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	教育	○	○		第一志望	入学する
18	大阪府	大学院(修士)	30代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	芸術		○		第一志望	入学する
19	大阪府	大学院(修士)	30代	女性	在職中(公務員)	芸術	○	○		第一志望	入学する
20	大阪府	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員)	社会科学	○	○	○	第一志望	入学する
21	大阪府	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	工学	○	○		第一志望	入学する
22	大阪府	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員)	教育	○	○		第一志望	入学する
23	大阪府	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	工学	○	○		第一志望	入学する
24	大阪府	大学(学部)	30代	男性	在職中(自営業)	芸術	○			第一志望	入学する
25	大阪府	大学(学部)	30代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	その他			○	第一志望	入学する
26	大阪府	大学(学部)	40代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○			第一志望	入学する
27	大阪府	大学(学部)	40代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○	○		第一志望	入学する
28	大阪府	大学(学部)	40代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	理学	○	○		第一志望	入学する
29	大阪府	大学院(修士)	40代	女性	在職中(公務員)	社会科学		○		第一志望	入学する
30	大阪府	大学(学部)	40代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	芸術			○	第一志望	入学する
31	大阪府	大学(学部)	40代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	芸術	○			第一志望	入学する
32	大阪府	大学(学部)	50代	男性	在職中(公務員)	教育		○		第一志望	入学する
33	大阪府	大学(学部)	50代	女性	主婦・主夫	社会科学		○		第一志望	入学する
34	大阪府	大学(学部)	50代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○	○	○	第一志望	入学する
35	兵庫県	大学(学部)	20代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○	○		第一志望	入学する
36	兵庫県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	その他	○			第一志望	入学する
37	兵庫県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員)	芸術	○			第一志望	入学する
38	兵庫県	大学(学部)	40代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	人文科学		○		第一志望	入学する
39	兵庫県	大学(学部)	40代	男性	在職中(自営業)	社会科学		○		第一志望	入学する
40	愛知県	大学(学部)	20代	女性	在職中(公務員)	芸術		○		第一志望	志望順位が上位の～入学する
41	愛知県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学	○	○	○	第一志望	志望順位が上位の～入学する
42	愛知県	大学院(修士)	30代	男性	在職中(公務員)	社会科学	○	○	○	第一志望	志望順位が上位の～入学する
43	愛知県	大学(学部)	30代	男性	在職中(公務員)	芸術		○		第一志望	志望順位が上位の～入学する
44	愛知県	大学(学部)	50代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	芸術	○			第一志望	志望順位が上位の～入学する
45	大阪府	大学(学部)	20代	女性	在職中(公務員、自営業を除く企業・機関・団体等)	社会科学			○	第一志望	志望順位が上位の～入学する
46	大阪府	大学(学部)	40代	女性	在職中(自営業)	芸術	○			第一志望	志望順位が上位の～入学する
47	大阪府	大学(学部)	40代	女性	在職中(自営業)	芸術	○			第一志望	志望順位が上位の～入学する
48	兵庫県	大学(学部)	50代	男性	在職中(公務員)	工学	○			第一志望	志望順位が上位の～入学する

進学意向に関する調査(社会人対象)アンケート設問サイト
スクリーニング調査

社会人の学びについてのアンケート

アンケートにご協力をお願い致します。

回答する

回答者の皆様へ

◆アンケート内で知り得た情報について
当アンケートには機密情報が含まれます。当アンケートの内容や知り得た情報は第三者に口外・転載・漏洩することないようにお願いいたします。

◆アンケートによっては機密情報をお伺いする設問が含まれる場合があります。

回答内容は、個人が特定されない形で統計的に処理されたデータとして扱われますが、回答したくない場合は途中で回答をやめていただいても問題ありません。

回答をやめる場合はブラウザの閉じるボタンを押して終了してください。

◆推奨環境について

アンケートにお答え頂くには下記の実環境が必要です。

・JavaScriptを有効にしてください。

・Cookieを有効(受け入れる)にしてください。

●WindowsPC

GoogleChrome(最新版)/Mozilla Firefox(最新版)

●MAC

Safari(最新版)

●スマートフォン/タブレット

iOS/AndroidOSの標準ブラウザ

※フィーチャーフォン(ガラケー)では回答できません。

※すべての機種での動作を保証するものではありません。

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

Q1. あなたのお住まいをお答えください。（あてはまるもの1つ） **必須**

☐ 北海道

☐ 青森県

☐ 岩手県

☐ 宮城県

☐ 秋田県

☐ 山形県

☐ 福島県

☐ 茨城県

☐ 栃木県

☐ 群馬県

☐ 埼玉県

☐ 千葉県

☐ 東京都

☐ 神奈川県

☐ 新潟県

☐ 富山県

☐ 石川県

☐ 福井県

☐ 山梨県

☐ 長野県

☐ 岐阜県

☐ 静岡県

☐ 愛知県

☐ 三重県

☐ 滋賀県

☐ 京都府

☐ 大阪府

☐ 兵庫県

☐ 奈良県

☐ 和歌山県

☐ 鳥取県

☐ 島根県

☐ 岡山県

☐ 広島県

☐ 山口県

☐ 徳島県

☐ 香川県

☐ 愛媛県

☐ 高知県

☐ 福岡県

☐ 佐賀県

☐ 長崎県

☐ 熊本県

☐ 大分県

☐ 宮崎県

☐ 鹿児島県

☐ 沖縄県

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

Q2. あなたの最終学歴をお答えください。（あてはまるもの1つ） 必須

☐ 大学（学部）

☐ 大学院（修士）

☐ 大学院（博士）

☐ 短期大学

☐ 専門学校

☐ 高等学校

☐ その他（高校・大学在学中も含む）

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

Q3. あなたはリカレント教育やリスキリング教育又は大学院での学びに興味がありますか。（あてはまるものの1つ） 必須

☐ 興味がある

☐ 興味がない

☐ わからない

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

抽出条件

設問 Q1.あなたのお住まいをお答えください。（あてはまるもの1つ）

回答 いずれか

- ☐ 北海道 ☐ 青森県 ☐ 岩手県 ☐ 宮城県 ☐ 秋田県
☐ 山形県 ☐ 福島県 ☐ 茨城県 ☐ 栃木県 ☐ 群馬県
☐ 埼玉県 ☐ 千葉県 ☐ 東京都 ☐ 神奈川県
☐ 新潟県 ☐ 富山県 ☐ 石川県 ☒ 福井県 ☐ 山梨県
☐ 長野県 ☐ 岐阜県 ☐ 静岡県 ☒ 愛知県 ☒ 三重県
☒ 滋賀県 ☒ 京都府 ☒ 大阪府 ☒ 兵庫県 ☒ 奈良県
☒ 和歌山県 ☐ 鳥取県 ☐ 島根県 ☐ 岡山県
☐ 広島県 ☐ 山口県 ☐ 徳島県 ☐ 香川県 ☐ 愛媛県
☐ 高知県 ☐ 福岡県 ☐ 佐賀県 ☐ 長崎県 ☐ 熊本県
☐ 大分県 ☐ 宮崎県 ☐ 鹿児島県 ☐ 沖縄県

AND

設問 Q2.あなたの最終学歴をお答えください。（あてはまるもの1つ）

回答 いずれか

- ☒ 大学（学部） ☒ 大学院（修士） ☒ 大学院（博士）
☐ 短期大学 ☐ 専門学校 ☐ 高等学校
☐ その他（高校・大学在学中も含む）

AND

設問 Q3.あなたはリカレント教育やリスキリング教育又は大学院での学びに興味がありますか。（あてはまるもの1つ）

回答 いずれか

- ☒ 興味がある ☐ 興味がない ☐ わからない

ありがとうございました

進学意向に関する調査(社会人対象)アンケート設問サイト
本調査

大学院での学びについてのアンケート

アンケートにご協力をお願い致します。

回答する

回答者の皆様へ

◆アンケート内で知り得た情報について

当アンケートには機密情報が含まれます。当アンケートの内容や知り得た情報は第三者に口外・転載・漏洩することないようにお願いいたします。

◆アンケートによっては機微情報をお伺いする設問が含まれる場合があります。

回答内容は、個人が特定されない形で統計的に処理されたデータとして扱われますが、回答したくない場合は途中で回答をやめていただいて問題ありません。
回答をやめる場合はブラウザの閉じるボタンを押して終了してください。

◆推奨環境について

アンケートにお答え頂くには下記の環境が必要です。

- ・JavaScriptを有効にしてください。
- ・Cookieを有効(受け入れる)にしてください。

●WindowsPC

GoogleChrome(最新版)/Mozilla Firefox(最新版)

●MAC

Safari(最新版)

●スマートフォン/タブレット

iOS/AndroidOSの標準ブラウザ

※フィーチャーフォン(ガラケー)では回答できません。

※すべての機種での動作を保証するものではありません。

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

途中終了条件

設問 Q1.あなたの年代についてお答えください。

回答 いずれか

☒ 10代以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代

☐ 50代 ☐ 60代以上

Q1. あなたの年代についてお答えください。 必須

☐ 10代以下

☐ 20代

☐ 30代

☐ 40代

☐ 50代

☐ 60代以上

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

Q2. あなたの性別をお答えください。（あてはまるもの1つ） 必須

☐ 男性

☐ 女性

☐ 回答しない

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

入力制限 ☒ 制限なし ☐ 数字 ☐ 英数字 ☐ メール ☐ 日付

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

Q3. あなたの現況についてお答えください。（あてはまるもの1つ） 必須

☐ 在職中（公務員）

☐ 在職中（自営業）

☐ 在職中（公務員、自営業を除く企業・機関・団体等）

☐ 主婦・主夫

☐ 無職

☐ その他(具体的に入力してください)

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ フルダウン形式

Q4. あなたの最終学歴をお答えください。 必須

☐ 大学

☐ 大学院（修士）

☐ 大学院（博士）

☐ 大学院（専門職）

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ フルダウン形式

Q5. あなたが大学・大学院で学ばれた学問分野をお答えください。（あてはまるもの1つ） **必須**

☐ 芸術（美術）

☐ 芸術（デザイン）

☐ 芸術（音楽）

☐ 芸術（その他）

☐ 人文科学（文学、史学、哲学など）

☐ 社会科学（法学・政治学、商学・経済学、社会学など）

☐ 理学（数学、物理学、化学、生物、地学など）

☐ 工学（機械工学、電気通信工学、土木建築工学、応用化学など）

☐ 農学（農学、農芸化学、農業工学、林学など）

☐ 保健（医学、歯学、薬学、看護学など）

☐ 商船（商船学）

☐ 家政（家政学、食物学、被服学、住居学など）

☐ 教育（教育学、小・中・高校課程、体育学など）

☐ その他（国際関係学、総合科学、教養学など）

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

Q6. あなたが興味があるとされたリカレント教育、リスキリング教育又は大学院での学びにおいて、学びたいと

☒ 複数選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

考えている興味のある学問分野を次の中から選択してください。（あてはまるものすべて） 必須

☐ 芸術（美術）

☐ 芸術（デザイン）

☐ 芸術（音楽）

☐ 芸術（その他）

☐ 人文科学（文学、史学、哲学など）

☐ 社会科学（法学・政治学、商学・経済学、社会学など）

☐ 理学（数学、物理学、化学、生物、地学など）

☐ 工学（機械工学、電気通信工学、土木建築工学、応用化学など）

☐ 農学（農学、農芸化学、農業工学、林学など）

☐ 保健（医学、歯学、薬学、看護学など）

☐ 商船（商船学）

☐ 家政（家政学、食物学、被服学、住居学など）

☐ 教育（教育学、小・中・高校課程、体育学など）

☐ その他（国際関係学、総合科学、教養学など）

いずれかの選択肢を選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 複数選択

Q7. あなたが大学院進学を希望される場合、志望する大学等の設置者の希望を選択してください。（あてはまるものすべて） 必須

- ☐ 選択肢を引き継ぐ
- ☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示
- ☒ 回答必須

☐ 私立

☐ 国立

☐ 公立

いずれかの選択肢を選択してください

つぎへ

設問タイプ

 説明ページ

☐ 長辺合わせ

ここからは立命館大学が設置構想中の大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」の概要およびリーフレットをみてお答えください。

概要

https://drive.google.com/file/d/13sCyIqmUIYOikp0VHSys_wYvDbMyXlAy/view?pli=1

リーフレット（前半部分はデザイン・アート学部の紹介を含む）

<https://drive.google.com/file/d/1BTdHIPDGEwh8oHfx1u9eIDqskBjNLjbQ/view?pli=1>

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

途中終了条件

Q8.立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」が開設された場合、受験を希望しますか。次の中から1つ選択してください。

回答 いずれか

☐ 第一志望として受験する ☐ 第二志望として受験する

☐ 第三志望以降として受験する ☒ 受験しない

Q8. 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」が開設された場合、受験を希望しますか。次の中から1つ選択してください。 **必須**

☐ 第一志望として受験する

☐ 第二志望として受験する

☐ 第三志望以降として受験する

☐ 受験しない

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

設問タイプ

☒ 単一選択

☐ 選択肢を引き継ぐ

☐ 回答者によって選択肢の順番をランダム表示

☒ 回答必須

☐ プルダウン形式

Q9. 立命館大学大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」を受験して合格した場合、入学を希望しますか。次の中から1つ選択してください。 **必須**

☐ 入学する

☐ 志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する

☐ 入学しない

これらの選択肢から1つ選択してください

つぎへ

ありがとうございました

「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻[修士課程](仮称)」

リーフレットおよび概要

College of Arts & Design

R RITSUMEIKAN
UNIVERSITY

2026.4－
立命館大学 衣笠キャンパス

デザイン・アート学部(仮称) デザイン・アート学研究科(仮称) 設置構想中

※設置計画は、現在構想中であり、内容に変更が生じる可能性があります。

デザイン・アート学部/研究科の特色

歴史・文化都市「京都」に位置する衣笠キャンパスにおいて、未来志向の新たなデザイン学の追求とアートの技術・感性を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した教育・研究の展開を行います。

リアルだけでなく、オンライン・オンデマンド・バーチャル空間などを利用したバーチャルキャンパスなどを導入し、多様な社会に適したより柔軟で高次元の学びの環境を整備予定です。

美的感性に裏打ちされた、「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に身につけた、クリエイティブで柔軟な思考を涵養します。

デザイン・アートの現状と課題

現在、デザイン・アートを取り巻く状況には、以下のようなものが社会的課題として認識できます。

1ーデザインの専門性の喪失

日本国内のデザインの歴史的変遷を見ると、デザインが多様な分野に拡張し、専門知が拡散しています。その結果、デザインの本来の意義が十分に理解されず、専門性が失われています。この事態を改善し、デザイン学を再構築する場が求められています。

2ーデザイン思考におけるアートの観点の喪失

デザイン思考が普及する中で、デザインの「問題解決」の側面が過度に注目され、アートの観点が見落とされています。デザインとアートの関係を再評価し、再結合することが求められています。

3ーデザインの定義の曖昧性

デザインの領域横断的な学際性が評価される一方で、応用分野ごとにデザインの定義が異なり、ミスコミュニケーションが発生しています。本学部では、各分野のデザインの意味を比較検討し、共通の意義を見出します。

4ー日本の歴史と文化を踏まえたデザイン教育研究の不在

日本の歴史と文化を基にした独自のデザイン教育研究が不足しています。京都の文化資源を最大限に活用し、日本独自のデザイン教育を展開します。

5ーデジタルネイティブのデザイン教育研究の不在

デジタル化の進展に伴い、デジタル環境に適応したデザイン教育研究が必要です。デジタル技術を駆使し、学生が自らの感性に基づいた表現や研究を行える環境を整備します。

本学部・研究科では、社会環境の変化とデザイン・アートの現状における5つの課題を踏まえ、アートの観点からデザインの位置づけを見直します。そして、空洞化しているデザイン学領域に責任を持ち、日本の歴史と文化を反映した独自の視点とデジタルネイティブのデザイン教育研究を推進します。これにより、世界的なデザイン・アートの拠点である京都で、専門家、研究者、高度専門職業人を育成します。この新しいデザイン学への進化は古いデザイン学を否定するのではなく、それに基づき、新たなデザイン学の領域からの融合によって生じます。本学部・研究科は、この進化を基に、総合大学としての特性を生かし、「総合大学だからこそできるデザイン・アートの知」の創造を目指します。

教育理念

デザイン・アート学部は、デザイン学を一つのディシプリンとして捉え、歴史都市京都にある総合大学が展開する未来志向の新たなデザイン学を追求しつつ、アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した教育・研究を展開することを目的として設置するものです。企業や地域社会との連携を重視し、豊かな文化・生活様式や未来への持続可能な社会の形成に関わる創造的な表現活動に取り組みます。

人材育成目的

デザイン・アート学部は、人工知能や仮想・複合現実などのデジタル情報技術の発展を背景に、人間本来の思考と創造性のあり方自体が問い直されるべき社会的要請に応えるために、本学園の根幹である「建学の精神」、「教学理念」、「立命館憲章」に則り、長い歴史と重厚な文化のもとで革新的な知が創出されてきた京都という都市において、フィジカルとデジタルに跨る知の蓄積と循環機能を戦略基盤に持ち、他者との協働と省察による社会実践活動を通して、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に身につけながら、職域を問わず多様な社会や組織において豊かな文化・生活世界の新たな形成理念を提案・創造することができる人材を育成します。

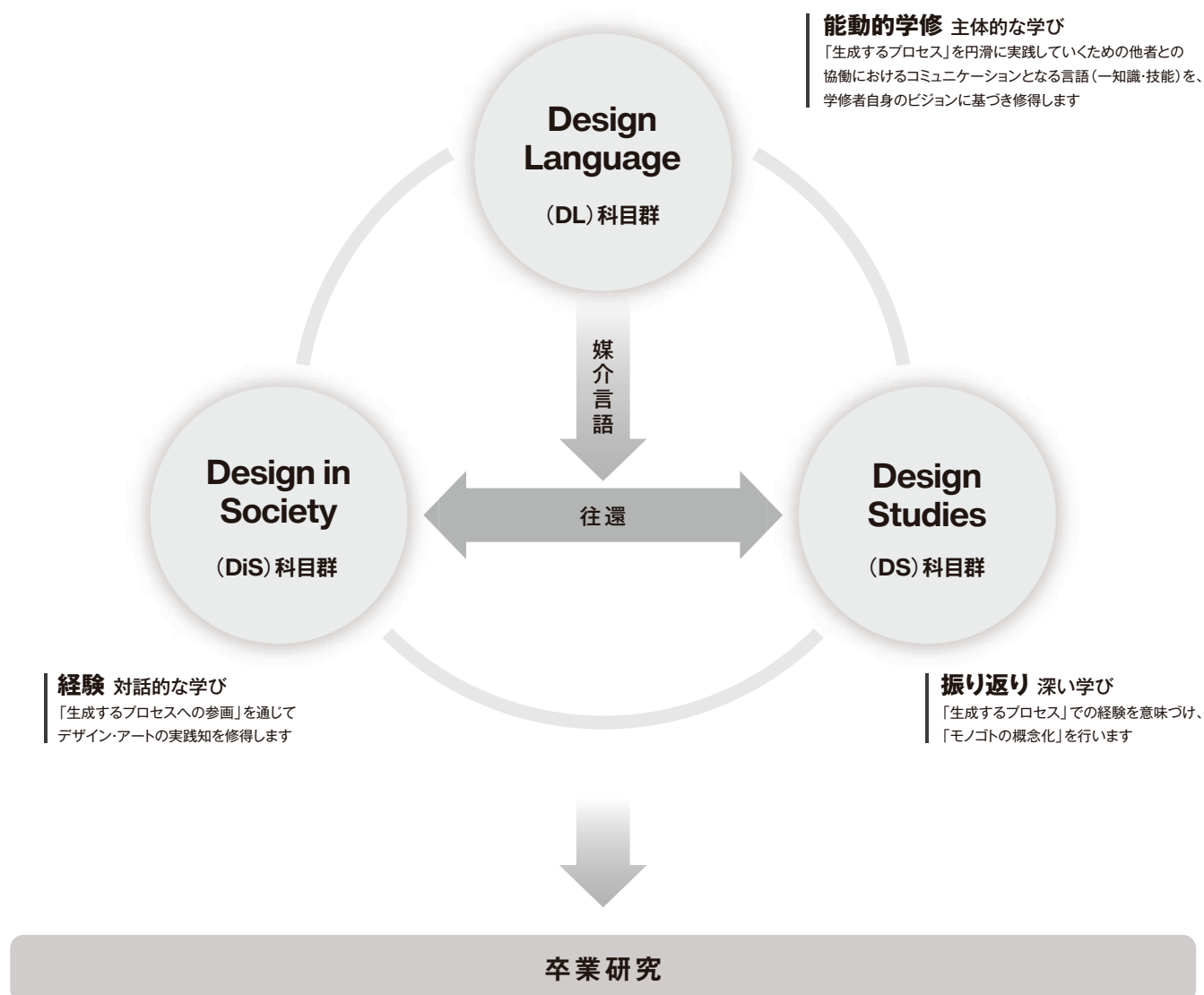
デザイン・アート学部における カリキュラムレベルでのアクティブラーニング

デザイン・アート学部のカリキュラムには、アクティブラーニングの構成要素である「主体的な・対話的な・深い学び」がその構造に埋め込まれており、カリキュラムレベルでアクティブラーニングを実現します。

デザイン・アート学部での学びは、常に学内外の他者との協働において生成するプロセスのなかにあります。

デザイン・アート学部では、「まち全体をラーニングプレイス」と捉え、大学の学びをキャンパスの外に広げた多様な社会での学びの場において、豊かな文化・生活様式や未来への持続可能な社会の形成に関わる創造的な表現活動に取り組みます。

この中核となるのが「Design in Society (DiS) 科目群」で実施されるプロジェクト実践型の授業形態となります。



デザイン・アート学部のカリキュラム

● Design in Society [DiS] 科目群

この科目群は2回生以上に配当され、他者との協働において「生成するプロセス」への参画を通じて、デザイン・アートの実践知を修得することを目的としています。

ここで社会実践に参画し、多様な社会実践者との協働によって身につけられる社会的スキルは、卒業後に職域を問わず多様な社会や組織において活躍するためのキャリア形成に資するものとなります。

「デザイン学生成プロジェクト演習1・2」(2回生以上)

専門性の異なる複数の教員から考案されるデザイン・アートに関わる最新のテーマ・トピックに基づいたプロジェクトへ参画する。

「デザイン学総合研究1・2」(3回生以上)

教員の主要研究テーマに基づくプロジェクトへ参画する。

「卒業演習1・2」(4回生)

自身が興味を持つデザイン・アート領域に関わる新たな研究テーマを定め、それに基づいた卒業研究プロジェクトを構想し具現化する。

科目区分	1回生		2回生		3回生		4回生	
	1 Semester	2 Semester	3 Semester	4 Semester	5 Semester	6 Semester	7 Semester	8 Semester
Design in Society [DiS]			デザイン学生成プロジェクト演習1	デザイン学生成プロジェクト演習2	デザイン学総合研究1	デザイン学総合研究2	卒業演習1	卒業演習2

● Design Studies [DS] 科目群

この科目群は1回生以上に配当され、他者との協働において生成するプロセスへの参画を通して「経験したこと」に対して、自分自身がどのように「意味づけ」していくか、その考え方と方法について学ぶことを目的としています。

古今東西のさまざまなモノやコトの生成について、ケーススタディから自分が参画したプロジェクト(他者との協働において生成するプロセス)への意味づけ(モノゴトの概念化)を深く広く行えるようになることを目指します。

「デザイン学1・2」(1回生)

本学部でのデザイン・アートの学びを構成する4 領域(「意味」「情報」「環境」「社会」)からそれぞれの理論的・実践的アプローチを学ぶ。

「デザイン学3A・3B・4」(2回生)

デザイン・アートに関わるさまざまな社会実践者の取り組み、および教員の研究実践から学ぶ。

「デザイン学5・6」(3回生)

デザイン・アートに関わる国内外での最新の社会実践事例から学び、議論し、意味づけをしていく。

科目区分	1回生		2回生		3回生		4回生	
	1 Semester	2 Semester	3 Semester	4 Semester	5 Semester	6 Semester	7 Semester	8 Semester
Design Studies [DS]	デザイン学1	デザイン学2	デザイン学3A	デザイン学3B デザイン学4	デザイン学5	デザイン学6		

● Design Language [DL] 科目群

デザイン・アートに関わるさまざまな「知識」や「技能」を、協働における他者とのコミュニケーションのための「言語(ランゲージ)」と捉えた上で、本科目群に配置された科目はさらに「知識群(Knowledge)」技能群(Skill)」に区分され、各群の導入系科目を1回生以上に配当、専門系科目を2回生以上に配当しています。

この科目群に置かれた「知識」と「技能」を身につけていくことで、さまざまな他者との協働を円滑に、そして効果的に実践していくことが可能となることを目的としています。

意味デザイン

意味デザインは、人間による感性や知性に基づいた読みから生み出される有形無形の資源を蓄積し、それらに対して新たな「意味」や「表現」を付与し、人間社会に還元していくプロセスであり、そこでは、デザインされた文化的資源がさらに人間による文化的営みのなかでかたちを変え、それらが新たにデザインの対象となっていくサイクルが含まれる。この分野においては、文化情報学、芸術学、文化財科学、博物館学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

情報デザイン

人類史における様々な技術の発展は、情報の可視化、蓄積、伝達のかたちを変え、そのことを通じて情報自体が持つ意味の質や方向づけをも変えてきた。デザイン・アート学部が研究対象とする情報デザインは、感覚や認知の次元も含めてコミュニケーションを成り立たせている条件の総体に対して、新たな「かたち」や「機能」を与えることで、価値創造を目指すものである。この分野においては、情報工学、電気・電子工学、感性工学、認知科学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

環境デザイン

人間は自己を取り巻く環境を創り出す主体であると同時に、その認知や行動は環境からの大きな影響を受ける。この意味で人間とそれを取り巻くモノやそれによって構成される空間の関係は相互的なダイナミズムがある。デザイン・アート学部が研究対象とする環境デザインは、例えば、一つの部屋から都市や地域に至るまで、さまざまなスケールの「環境」に対して、このダイナミズムを可視化し、そこに創造的な介入をおこなっていくプロセスである。この分野においては、建築・都市工学、地理学、地域社会学、生活科学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

社会デザイン

社会デザインは、社会に流通・布置されているデザインされた人工物(製品・サービスや組織、制度を含む)の根底にある意味を対象に、それらに介入する全てのものの関係性を見直し、そこから得られる経験を再定義することで新たな価値創出を目指すプロセスである。その実践は、人工物が生み出された理念をはじめ、生成過程や、人的物的リソース、それらの営みの主体となる組織やコミュニケーション自体のデザインが含まれるが、そうした人工物が消費される生活や社会のあり方について、空間軸・時間軸をまたいだ洞察が必要となる。この分野においては、経営学、社会学、文化人類学、史学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

デザイン・アートの学びを構成する4領域とアートの視点

意味デザイン

意味デザインは、人間による感性や知性に基づいた読みから生み出される有形無形の資源を蓄積し、それらに対して新たな「意味」や「表現」を付与し、人間社会に還元していくプロセスであり、そこでは、デザインされた文化的資源がさらに人間による文化的営みのなかでかたちを変え、それらが新たにデザインの対象となっていくサイクルが含まれる。この分野においては、文化情報学、芸術学、文化財科学、博物館学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

情報デザイン

人類史における様々な技術の発展は、情報の可視化、蓄積、伝達のかたちを変え、そのことを通じて情報自体が持つ意味の質や方向づけをも変えてきた。デザイン・アート学部が研究対象とする情報デザインは、感覚や認知の次元も含めてコミュニケーションを成り立たせている条件の総体に対して、新たな「かたち」や「機能」を与えることで、価値創造を目指すものである。この分野においては、情報工学、電気・電子工学、感性工学、認知科学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

環境デザイン

人間は自己を取り巻く環境を創り出す主体であると同時に、その認知や行動は環境からの大きな影響を受ける。この意味で人間とそれを取り巻くモノやそれによって構成される空間の関係は相互的なダイナミズムがある。デザイン・アート学部が研究対象とする環境デザインは、例えば、一つの部屋から都市や地域に至るまで、さまざまなスケールの「環境」に対して、このダイナミズムを可視化し、そこに創造的な介入をおこなっていくプロセスである。この分野においては、建築・都市工学、地理学、地域社会学、生活科学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

社会デザイン

社会デザインは、社会に流通・布置されているデザインされた人工物(製品・サービスや組織、制度を含む)の根底にある意味を対象に、それらに介入する全てのものの関係性を見直し、そこから得られる経験を再定義することで新たな価値創出を目指すプロセスである。その実践は、人工物が生み出された理念をはじめ、生成過程や、人的物的リソース、それらの営みの主体となる組織やコミュニケーション自体のデザインが含まれるが、そうした人工物が消費される生活や社会のあり方について、空間軸・時間軸をまたいだ洞察が必要となる。この分野においては、経営学、社会学、文化人類学、史学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

科目区分	1回生		2回生		3回生		4回生	
	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター
英語 [E]	英語P1	英語P2	英語P3	英語P4				
	デザイン・アート技能基礎 [DL-S-1-a] デザインリサーチ/デザインリサーチのためのアカデミック・ライティング/デジタルビジュアルデザイン基礎/Webデザイン基礎/アートドキュメンテーション/デザイン・アートのための製図 アート表現基礎 [DL-S-I-b] デジタルアート表現基礎(絵画)/デジタルアート表現基礎(身体パフォーマンス)/フィジカルアート表現基礎(絵画)/フィジカルアート表現基礎(立体造形)							
技能群 [S]	デザインする/デザインされる意味 [DL-S-M-a] デザイン評価法/アート作品のデジタル化技術実習/美術品・工芸品のデジタル化技術実習/工芸・美術・芸術の社会活用実習/デジタル文化資源の活用実習/パフォーマンス制作と記録/データベース構築実習/テキストマイニング デザインする/デザインされる情報 [DL-S-M-b] デザインとAI・人工知能・機械学習/デザインとバーチャリアリティ/デザインのためのビッグデータ解析/Webアーカイブ技術/Webコンテンツ活用システム デジタルアプリケーション/コンヒューラフタックス/サウンド処理/音響・音声アーカイブ デザインする/デザインされる環境 [DL-S-M-c] コミュニティデザイン/ヴァイアライゼーション/OAD/CG演習/実測演習/地域調査法/ランドスケープ・プランニング デザインする/デザインされる社会 [DL-S-M-d] デザイン・エスノグラフィ/サービズデザイン/アートマネジメント実習/ミューゼオロジー実習/グラフィックワザリテーション/ワークショップデザイン アート表現応用 [DL-S-M-e] デジタルアート表現応用(インスタレーション)/フィジカルアート表現応用(インスタレーション)							
知識群 [K]	デザイン・アート知識基礎 [DL-K-1-a] デザイン理論/グローバルデザイン論/デザイン態度論/デザイン・アートとビジュアルコミュニケーション/インダストリアルデザイン論/デジタルヒューマニティーズ概論/デザイン・アートとコンピュータ基礎/地域デザイン論/人間中心デザイン論/京都・伝統文化論/芸術批評論 デザインする/デザインされる意味 [DL-K-M-a] 視覚芸術表現論/デザインと人類学・芸術・演劇史/工芸・産業史/視覚文化・芸術史/身体表現論/音楽とデザイン/現代アート論 デザインする/デザインされる情報 [DL-K-M-b] デジタルメディアデザイン論/デザインと知覚/デザインとコンピュータ応用/デザインのための数値/デジタルアーカイブ概論/感性・認知情報処理論/メディア処理論/デザインと人間工学/デザインのためのデータマイニング デザインする/デザインされる環境 [DL-K-M-c] コミュニティデザイン/都市デザイン/景観論/地理情報科学/建築意匠論/建築・インテリア空間設計論/日本庭園文化史/歴史まちづくり デザインする/デザインされる社会 [DL-K-M-d] 戦略的デザイン論/デザインとマーケティング/デザインと行政/デザインと知的財産権/デザインマネジメント論/アートマネジメント論/ミューゼオロジー/美術教育論 デザイン・アートと国際社会/デザイン・アートと世界史/デザイン・アートと歴史・考古学							

Design Language [DL]	

4年間の学びのステージ

初回生教育から卒業研究までを一貫して、学生が主体的に学びを展開できるように支援します。

特に、初回生教育では学生が自己の主体的な学び方を確立すること、DiS科目群では社会実践に参画すること、DS科目群では社会実践の経験を概念化すること、DL科目群では知識や技能を身につけることを方針とした科目を提供します。

学びのステージ	Design in Society [DiS] 科目群	Design Studies [DS] 科目群	Design Language [DL] 科目群
1回生 デザイン・アートに 特有な見方・学び方 の基礎を固める		デザイン学1 デザイン学2	技能群導入科目 知識群導入科目
▼			
2回生 「生成への参加」と 「概念化」によって、 自己の課題を 明確化する	デザイン学 生成プロジェクト 演習1	往還 デザイン学3A	技能群専門科目 知識群専門科目
	デザイン学 生成プロジェクト 演習2	往還 デザイン学3B デザイン学4	
▼			
3回生 「生成への参加」と 「概念化」の反復に よって、自己の課題を より深く探究する	デザイン学 総合研究1	往還 デザイン学5	技能群専門科目 知識群専門科目
	デザイン学 総合研究2	往還 デザイン学6	
▼			
4回生 「生成への参加」と 「概念化」の反復に よる、社会価値創出 プロセスをまとめる	卒業演習1 卒業演習2		技能群専門科目 知識群専門科目



卒業研究

Q&A

高校では文系クラスに所属していますが、文系・理系でデザイン・アート学部勉強に向き不向きはありますか？

文系クラスでも理系クラスの学生のみなさんでも支障はありません。教育内容をよく理解して関心のある学生のみなさんのチャレンジをお待ちしています。

デザイン・アート学部ではカリキュラムのほかにはどのような特徴がありますか？

共同、共創の場となるプロジェクト活動を重視し、大学キャンパスだけでなく、京都、日本国内外を学びの場とした「まち全体がラーニングプレイス」というコンセプトを掲げています。

デザイン・アート学部に進学希望なのですが、企業等への就職で不利ではありませんか？

デザイン・アートの価値創出やデザイン人材は社会から求められており、左頁「キャリアモデル」に記載のようなキャリアが形成できます。

私は、社会人で時間的な余裕がありませんが、デザイン・アート学研究科で学ぶことは可能ですか？

社会人のみなさんが学びやすいよう修士課程には「1年制コース」を設置予定です。また、オンラインやオンデマンド授業を組み込む予定としており、仕事と学業の両立が可能となります。

衣笠キャンパス ACCESS

■ JR・近鉄京都駅から

市バス 50 にて 42 分、市バス・JR バス「快速立命館」にて 36 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 205 にて 38 分、「衣笠校前」下車、徒歩 10 分

JR バス「高尾・京北線」にて 30 分、「立命館大学前」下車

■ JR 円町駅から

市バス・JR バス「快速立命館」にて 8 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 15 にて 10 分、「臨」にて 9 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 204/205 にて 5 分、「衣笠校前」下車、徒歩 10 分

JR バス「高尾・京北線」にて 8 分、「立命館大学前」下車

■ 阪急電車西院駅から

市バス・JR バス「快速立命館」にて 15 分、「臨」にて 17 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 205 にて 13 分、「衣笠校前」下車、徒歩 10 分

■ 京阪電車三条駅から

市バス 12 にて 53 分、市バス 15 にて 34 分、市バス 51 にて 36 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 59 にて 40 分、「立命館大学前」下車



立 命 館 大 学

デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻

仮 称
設置構想中学部
の
概
要

所 在 地：立命館大学 衣笠キャンパス(〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1)

入 学 定 員：20名(収容定員:40名) ※2026年度予定

修 業 年 限：2年 ※大学院設置基準第3条第3項に基づき、履修上の区分を設け、1年修了を認める。

取 得 学 位：修士(デザイン・アート学)

養成する人材：デザイン・アート学研究科修士課程は、人工知能や仮想・複合現実などのデジタル情報技術の発展を背景に、人間本来の思考と創造性のあり方自体が問い直されるべき社会的要請に応えるために、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合して高度に発揮しながら他者と積極的に協働し、その能力の社会的意義と効用を評価することによって、多様な社会や組織において、フィジカルからデジタルに拡張し融合した未来社会を感性豊かに創造できる研究者および高度専門職業人を育成する。

設置
の
理
念

デザイン・アート学研究科は、総合大学である本学がデザインやアートの領域を教育研究の対象とし、未来社会を感性豊かに創造する人材を育成するとともに、アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追究することを目的として設置するものです。

学
び
の
特
徴

「デザインストラテジー」「アートディレクション」を中心に学ぶ「1年制」コースも設置（主に社会人対象）

研究指導を受けながら研究論文の完成に向けた活動に取り組む「研究指導科目」、デザイン・アートに関する研究領域に特化した研究方法論やリサーチ手法、アカデミックライティングなどを中心的に学ぶ「新領域デザイン・アート学基盤科目群」、これら研究実践と方法論・手法との緊密な連携を支える「理論」と「技能」を学ぶ「新領域デザイン・アートランゲージ科目群」の3つの区分を設定する。

〔研究指導科目〕

この科目は、研究指導資格を有した教員による複数指導体制によって運用され、デザイン・アートの新たな領域における研究能力を開拓し深化させることを目的とし、テクノロジーの進化、社会的な変化、文化や国際情勢の変容、地球環境の変化などに応じた新たなデザイン・アート領域における最新のトピックや研究動向について、文献レビューやケーススタディを通じて、理論的なフレームワークと研究手法・アプローチを探究することで、研究のためのプロジェクトテーマと研究実践計画を構想する。

〔新領域デザイン・アート学基盤科目群〕

この科目群は、デザイン・アートの新たな領域における最新の研究および実践について、研究者および社会実践者の取り組みのケーススタディを通して、社会背景、背景理論、概念、課題設定、アプローチ、方法論的特性、技術、関係者のネットワーク・コラボレーション、貢献の範囲などの観点から分析・理解することで、課題研究において独自の研究テーマとそのアプローチを設定するための鍵を見つける。また、アカデミックな文書の基本構造(先行研究の批判的検討、課題導出、調査計画の作成、調査実施、データ分析、結論の導出)や基本原則(存在論・認識論に基づいた方法論の選択、パラグラフ・ライティング、図・表の表現、適切な引用方法など)について、研究論文に応用できるスキルを涵養する。

〔新領域デザイン・アートランゲージ科目群〕

この科目群は、「理論」と「技能」に区分され、「理論」では、本研究科の研究対象とする中心的な学問分野である「デザイン・アート学」にアプローチするための4領域:意味・情報・環境・社会の視座から学び、「技能」では、アートの視座からデジタル造形表現やフィジカル造形表現を学ぶことに加え、理系視座・文系視座の双方からデザイン・アートに関わる実践の評価法について学ぶ。

(入
学
者
受
け
入
れ
方
針
)

「知識・技能」

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、フィジカルとデジタルの両面におけるデザイン・アートに関わる諸分野の専門知識と専門技能を自分の研究・制作において戦略的に活用するための、基礎知識と基礎技能を有している者。

「思考力・判断力、表現力等の能力」

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮するために、創造的で柔軟な感性に基づいた意思決定や行動によって、多様な社会や組織においてリーダーシップを発揮する意欲と能力を持つ者。

「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、国内外の他者との協働とその省察を通じた社会実践活動を通して、デザイン・アート領域における新たな問題を汲み上げ、新しい研究領域を開拓するための努力を惜しまない者。

上記内容は構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。

33

■JR・近鉄京都駅から衣笠キャンパス

市バス50にて42分、市バス・JRバス「快速立命館」にて36分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス205にて38分、「衣笠校前」下車、徒歩10分
JRバス「高尾・京北線」にて30分、「立命館大学前」下車

■JR円町駅から衣笠キャンパス

市バス・JRバス「快速立命館」にて8分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス15にて10分、「臨」にて9分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス204/205にて5分、「衣笠校前」下車、徒歩10分
JRバス「高尾・京北線」にて8分、「立命館大学前」下車

■阪急電車西院駅から衣笠キャンパス

市バス・JRバス「快速立命館」にて15分、「臨」にて17分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス205にて13分、「衣笠校前」下車、徒歩10分

■京阪電車三条駅から衣笠キャンパス

市バス12にて53分、市バス15にて34分、市バス51にて36分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス59にて40分、「立命館大学前」下車



大学・学部・学科名	初年度納付金（入学金・授業料等の合計）
立命館大学デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻	【2年制】入学金200,000+授業料911,600=1,111,600円（程度を予定）
	【1年制】入学金200,000+授業料1,723,200=1,923,200円（程度を予定）
武蔵野美術大学造形構想研究科造形構想専攻	1,778,000円
多摩美術大学美術研究科デザイン専攻	1,759,000円
慶應義塾大学メディアデザイン研究科	1,982,600円
慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科	1,982,600円
京都芸術大学芸術研究科芸術専攻	1,640,000円

※ 立命館大学デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻の学費は予定のものです。

※ 他大学の学費は各大学ホームページ掲載情報に基づきます(2024年10月時点)。

立命館大学

デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）

デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）

設置構想についての人材需要アンケート調査

報告書

令和7年2月

株式会社高等教育総合研究所

－学生確保(資料)－41－

目次

1. 人材需要アンケート調査 概要	2
2. 人材需要アンケート調査 集計結果	3
3. 人材需要アンケート調査 結果の要点	11

(添付資料)

人材需要アンケート調査用紙	13
「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」概要	15
デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）およびデザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）リーフレット	17

1.人材需要アンケート調査 概要

調査目的	令和 8 年（2026 年）度に立命館大学が構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」（入学定員：180 名）、および「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」（入学定員：20 名）の設置における卒業・修了後の採用・就職（人材需要）の見込みを測定することを目的とする。
調査対象	[調査対象] 東証スタンダードまたは東証プライム上場企業から 前述の学部・研究科が育成する人材像に適した業種 [業種] 製造業、卸売業、小売業、建築業、IT 関連業等 [調査地域] 首都圏を中心とした全国 [依頼件数] 3,226 件
調査内容	・回答対象先の基本情報（業種・所在地・従業員／職員規模） ・立命館大学「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」卒業生・修了生の人材ニーズ ・立命館大学「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」卒業生・修了生の採用意向
調査時期	令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月
調査方法	調査対象事業所に対しアンケートを郵送し依頼することにより実施 （紙方式・web 方式での回答方法を案内し、いずれかで回答を依頼）
回収件数	有効回答数 365 件（回収率 11.31%）

2.人材需要アンケート調査 集計結果

※「構成比」 (%) はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

問1 貴社の本社または貴団体の本部所在地について、お答えください。

選択肢	回答数	回答割合	選択肢	回答数	回答割合
北海道	4	1.1%	滋賀県	1	0.3%
青森県	0	0.0%	京都府	10	2.7%
岩手県	0	0.0%	大阪府	61	16.7%
宮城県	1	0.3%	兵庫県	14	3.8%
秋田県	1	0.3%	奈良県	0	0.0%
山形県	1	0.3%	和歌山県	1	0.3%
福島県	0	0.0%	鳥取県	1	0.3%
茨城県	0	0.0%	島根県	0	0.0%
栃木県	3	0.8%	岡山県	2	0.5%
群馬県	2	0.5%	広島県	7	1.9%
埼玉県	9	2.5%	山口県	0	0.0%
千葉県	4	1.1%	徳島県	1	0.3%
東京都	142	38.9%	香川県	3	0.8%
神奈川県	20	5.5%	愛媛県	1	0.3%
新潟県	5	1.4%	高知県	0	0.0%
富山県	3	0.8%	福岡県	7	1.9%
石川県	6	1.6%	佐賀県	0	0.0%
福井県	1	0.3%	長崎県	0	0.0%
山梨県	0	0.0%	熊本県	0	0.0%
長野県	5	1.4%	大分県	1	0.3%
岐阜県	3	0.8%	宮崎県	1	0.3%
静岡県	8	2.2%	鹿児島県	0	0.0%
愛知県	32	8.8%	沖縄県	0	0.0%
三重県	1	0.3%	無回答	3	0.0%
			合計	365	100.0%

問2 貴社・貴団体の業種（主な事業内容）として、最もあてはまるものをお選びください。（あてはまるもの1つ）

選択肢	回答数	回答割合
農・林・漁・鉱業	1	0.3%
建設業	40	11.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.5%
製造業	117	32.1%
通信業	7	1.9%
IT 関連業	39	10.7%
放送、新聞、出版業	0	0.0%
運輸業、郵便業	8	2.2%
金融業（銀行・信託・証券・貸金）	14	3.8%
保険業	1	0.3%
学術研究、専門・技術サービス	7	1.9%
卸売業、小売業	69	18.9%
不動産業、物品賃貸業	12	3.3%
旅行業	1	0.3%
宿泊業、飲食サービス業	12	3.3%
教育・学習支援業	3	0.8%
生活関連サービス業、娯楽業	2	0.5%
医療	3	0.8%
福祉	3	0.8%
その他サービス業	16	4.4%
国家公務	0	0.0%
地方公務	0	0.0%
非営利団体	0	0.0%
その他	4	1.1%
無回答	4	1.1%
合計	365	100.0%

問3 貴社・貴団体の従業員数について、ご回答ください。

選択肢	回答数	回答割合
20 名未満	2	0.5%
20 名～100 名未満	5	1.4%
100 名～300 名未満	54	14.8%
300 名～1,000 名未満	132	36.2%
1,000 名以上	169	46.3%
無回答	3	0.8%
合計	365	100.0%

問4 立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」が養成する人材についての社会ニーズについてお答えください。（あてはまるもの1つ）

選択肢	回答数	回答割合
ニーズは高い	79	21.6%
ニーズはある程度高い	191	52.3%
ニーズはあまりない	34	9.3%
ニーズはない	2	0.5%
わからない	55	15.1%
無回答	4	1.1%
合計	365	100.0%

問5 立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」が養成する人材について採用したいと思われますか。（あてはまるもの1つ）

選択肢	回答数	回答割合
採用したい	199	54.5%
採用しない	9	2.5%
わからない	154	42.2%
無回答	3	0.8%
合計	365	100.0%

問6 問5で「採用したい」とされた場合、単年度で採用可能な人数をお答えください。

選択肢	回答数	回答割合
1人	51	25.6%
2人	20	10.1%
3人	10	5.0%
4人	2	1.0%
5人以上	14	7.0%
人数は未定だが、最低1人	100	50.3%
無回答	2	1.0%
合計	199	100.0%

問7 立命館大学大学院が設置構想中の「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」が養成する人材についての社会ニーズについてお答えください。（あてはまるもの1つ）

選択肢	回答数	回答割合
ニーズは高い	72	19.7%
ニーズはある程度高い	196	53.7%
ニーズはあまりない	32	8.8%
ニーズはない	2	0.5%
わからない	63	17.3%
無回答	0	0.0%
合計	365	100.0%

問8 立命館大学大学院が設置構想中の「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」が養成する人材について採用したいと思われますか。（あてはまるもの1つ）

選択肢	回答数	回答割合
採用したい	183	50.1%
採用しない	16	4.4%
わからない	163	44.7%
無回答	3	0.8%
合計	365	100.0%

問9 問8で「採用したい」とされた場合、単年度で採用可能な人数をお答えください。

選択肢	回答数	回答割合
1人	51	27.9%
2人	15	8.2%
3人	6	3.3%
4人	2	1.1%
5人以上	15	8.2%
人数は未定だが、最低1人	94	51.4%
無回答	0	0.0%
合計	183	100.0%

※立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」について期待される点、ご要望がありましたらご自由にご記入ください。

番号	回答
1	CAD を利用し設計などを学ぶこと
2	弊社事業内容として、デザインは少し関連がありますがアートはあまり関連がないため上記のような回答とさせていただいておりますが、クリエイティブな分野に長けた学生様にご活躍いただけることを楽しみにしております。
3	多角的にものごとをみることで人々に成長する印象を受けました。お会いできることがとても楽しみです。
4	商品のデザインや販促 POP のデザインなど
5	IT 技術（情報、AI、人工知能、機械学習）の学びなど、当社で活かすことができる
6	現在のところ当社ではデザイン・アートに関する職種がありませんが第 1 期生が卒業される時期に職制としてデザインに関する職制があればぜひ採用したいと思います。
7	デザイナー職採用はございませんが、営業職として商品の訴求に活かせる力（販促物関連）を期待したいです
8	幹部候補としての入社を期待する
9	デザイン・アート学部として、アートの感性と技術を基盤に多様性が豊かになる社会における諸問題を解決していく教育をしていただきたいと考える。
10	コミュニケーション能力、言語化能力、妥協することもたまには必要...といった、社会的スキル
11	CAD などが使える人材
12	様々な学科をデザインとしていて、実際のヴィジュアルデザインだけなのが斬新だと思いました。印刷会社にはどの学科、専攻も活かせると感じましたので、是非卒業生をお待ちしています。
13	文系（美術系）院卒は採りにくいのが企業人事の本音だと思います。 京都の他美大との比較、差別化ポイントが知りたいです。 広告プロモーションイベントのプロデューサー職を採用しているため、大学の講義で社員からお話しさせていただくことは可能ですので、ご相談いただけますと幸いです。
14	・「デザイン」という単語が持つ意味や印象が非常に幅広く、様々な業界や領域において、重要なファクターや事象を顕すことが多い現代社会においては、関連するスキルや経験値を持つ人材のニーズについて、今後間違いなく増加傾向にあるものと感じています。 ・「理念」や「学びの特徴」といった内容について、幾分、抽象的・概念的な表現が多く、少々分かり難いような印象も受けました。期待される成果や目的、研究対象となる範囲やレイヤ、具体的なキャリア構想、等のイメージが掴めるような、補助的なアウトプットがもう少しあれば、理解が進み、より訴求が成されるのではないかと感じました。
15	弊社のようなコンクリート二次製品メーカーの場合どのようなのか。営業職や工場の製造工程管理職で従事できるのか
16	地方創生分野でも活躍できる人材が育てられると嬉しい。
17	広報や SNS マーケティングの知識も豊富な方だと非常にご活躍いただけると思います。
18	単なるデザイン学ではなく組織や社会の課題解決につながる点を期待しています

	採用面だけで評価するのであれば、当社内では以下のポジションでの活躍を期待できます
19	①EIZO 本社の国内営業業務、販売促進業務 →文系学生が中心。デザインアートでの学びが直接的に作用するわけではないが、映像制作やカメラマン向け製品も扱っているため、芸術分野への興味関心との親和性は高い。 ・アイレムソフトウェアエンジニアリング(EIZO グループ)におけるデザイナー業務 →パチンコ/パチスロの映像制作や、ゲーム開発を行うグループ会社。美術系学生(デジタル)が中心。
20	デザイン思考と経済活動の結びつきについて具体的なイメージがわからず、期待、要望がわからない。(何となくデザイン思考は必要な気がしています)
21	弊社では自ら考えたことを形にするために行動することを推奨しているので、主体的に学ぶ力を伸ばせる学科を期待しています。
22	小売業の当社は、マネジメントが出来る「地頭力」を優先して採用しているので、現段階では回答しかねる
23	一年生のうちから、専門以外の就職知見を広げてあげてください。
24	企業のブランディングにはクリエイティブな考え方や時代に沿った情報発信が必要だと考えます。このような課題に対して解決策を提示できる人材の育成を期待します。
25	デザイン本来の意義を正しく探求し、多様化する社会の中でも確固たる信念のもと自分のデザインを追求できる人材の育成が求められると考えます。
26	この欄に記載する内容ではないかもしれませんが、弊社では主に営業職を募集する形になり、学生側がデザイン系の学部学科を出て弊社に入社を望むか不明だったため、わからないと回答させていただきました。
27	人口減少が続く中で、様々なマーケットも縮小していくことが想定される。その分外国人が増え、今後の日本文化も変わっていくと思われる。その中でデザインやアートはどのような変遷を見せるのか大変興味がある。
28	製造業においては力を発揮できるのは限られた部署となりますが、他の業界からのニーズはすごく高いと思います。技術のみだけでなく、感性が高い学生は、様々な分野で社会で活躍出来ると思いますので、そこを磨いていただけると良いと思います。
29	アートを通して独自性や様々な観点から物事を見る感性を磨くことで、社会に出た時に柔軟性や企画力として生かされると良いなと感じました。
30	グループウエスコの都市計画部門への興味関心、および関連した学問を履修している学生は会社のニーズがあります。
31	1つの事業に対して多角的な視点で考察のできる人材の養成をされることを期待しており、大変に興味深い学域であると感じました。
32	アパレル商社ですので、企業デザイナーとして幅広く活躍できるのではないかと感じております
33	現在当社に貴学の出身者はいませんが、専攻に参加される学生は年に数名ほどいらっしゃいます。やはり、基本的な学力、知識には申し分ないという方がほとんどで、新学部においても運営のために間口を広げるあまりに学生のレベルが下がってしまうということは、あってはならないと思います。
34	グループ実習、コミュニケーション力
35	グローバル人材の育成
36	ホテル業はセンスや感性も大切なため、バランスが取れているようでしたら積極的に採用いたします。
37	未来志向の新たなデザインという点ではニーズはあると思うが、そこにアートが掛け合わせると、どうなるかが読めない。

38	・創造性 ・建築、メニューブック、店内装飾、SNS の広告デザインに対する能力発揮
39	広告や教材作成にて、人数は限られますが、クリエイターのニーズがございます。もし、興味をもっていただける学生がおりましたら、採用は前向きに検討したいと考えております。
40	問題発見力、解決力のある人材の採用ニーズが高いと感じました。
41	企業における様々なデザインについて任せられるような学生様を輩出していただきたいです。
42	現在、募集の予定はございませんが、将来的に WEB 広告などの作成が可能な人材を採用する可能性がございます。

3.人材需要アンケート調査 結果の要点

デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）

立命館大学「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」で養成する人材のニーズについては「ニーズは高い」79 箇所（21.6%）、「ニーズはある程度高い」191 箇所（52.3%）で合計すると 270 箇所（74.0%）がそのニーズの高さを認める結果となった。

また、199 箇所（54.5%）が採用意向を示し、その上での採用可能人数（単年度）合計は予定する入学定員 180 名の 1.7 倍となる 299 人であった。

問4 養成する人材の社会ニーズ

人材ニーズは高い・ある程度高い	270 事業所	74.0%
人材ニーズはない・あまりない・わからない・無回答	95 事業所	26.0%
合計	365 事業所	100.0%

問5 卒業生の採用意向

採用したい	199 事業所	54.5%
採用しない・わからない・無回答	166 事業所	45.5%
合計	365 事業所	100.0%

問9 単年度の採用可能人数

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	人数は未 定だが、 最低 1 人	無回答	合計
「採用したい」の回答数	51	20	10	2	14	100	2	199
採用可能人数 計 (回答数×採用 可能人数)	51 人	40 人	30 人	8 人	70 人	100 人	0 人	299 人

※「5人以上」は5人として計算した。

※「人数は未定だが、最低1人」は1人として計算した。

※採用可能人数へ無回答の場合は集計から除外した。

デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）

立命館大学院「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」で養成する人材のニーズについては「ニーズは高い」72 箇所（19.7%）、「ニーズはある程度高い」196 箇所（53.7%）で合計すると 268 箇所（73.4%）がそのニーズの高さを認める結果となった。

また、183 箇所（50.1%）が採用意向を示し、その上での採用可能人数（単年度）合計は予定する入学定員 20 名の 13.8 倍となる 276 人であった。

問7 養成する人材の社会ニーズ

人材ニーズは高い・ある程度高い	268 事業所	73.4%
人材ニーズはない・あまりない・わからない・無回答	97 事業所	26.6%
合計	365 事業所	100.0%

問8 卒業生の採用意向

採用したい	183 事業所	50.1%
採用しない・わからない・無回答	182 事業所	49.9%
合計	365 事業所	100.0%

問9 単年度の採用可能人数

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	人数は未 定だが、 最低 1 人	無回答	合計
「採用したい」の回答数	51	15	6	2	15	94	0	183
採用可能人数 計 (回答数×採用 可能人数)	51 人	30 人	18 人	8 人	75 人	94 人	0 人	276 人

※「5 人以上」は 5 人として計算した。

※「人数は未定だが、最低 1 人」は 1 人として計算した。

※採用可能人数へ無回答の場合は集計から除外した。

**立命館大学「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」および
「デザイン・アート学研究所 デザイン・アート学専攻（仮称）」
設置構想についての人材需要アンケート**

立命館大学では、2026 年 4 月開設に向けて、「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」、立命館大学大学院では「デザイン・アート学研究所 デザイン・アート学専攻（仮称）」を設置構想中です。歴史都市京都にある総合大学において、アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した未来志向の新たなデザインを追究する教育研究を展開することを目的として設置するものです。別紙リーフレット等の資料にて、学部等概要をご案内申し上げますのでご高覧いただけますと幸いです。

つきましては、採用意向に関する調査にご協力をお願いいたします。なお、調査結果につきましては、本構想の文部科学省への申請に係る統計資料のみに使用することとし、他に転用することは一切致しません。

※このアンケート調査は立命館大学から委託された第三者機関（株式会社高等教育総合研究所）が実施しています。
※本アンケートおよびリーフレットに記載されている内容については予定であり、変更される可能性があります。

記入要領	1. 回答は 所定の欄を塗りつぶしてください 。 2. この用紙は電算処理しますので汚さないようにしてください。 3. 記入は必ず 鉛筆及びシャープペンシル で濃く書いてください。	【記入例】 ☒ 北海道 ☐ 茨城県

問1 貴社の本社または貴団体の本部所在地について、お答えください。（あてはまるもの1つ）

☐ 北海道	☐ 青森県	☐ 岩手県	☐ 宮城県	☐ 秋田県	☐ 山形県	☐ 福島県
☐ 茨城県	☐ 栃木県	☐ 群馬県	☐ 埼玉県	☐ 千葉県	☐ 東京都	☐ 神奈川県
☐ 新潟県	☐ 富山県	☐ 石川県	☐ 福井県	☐ 山梨県	☐ 長野県	☐ 岐阜県
☐ 静岡県	☐ 愛知県	☐ 三重県	☐ 滋賀県	☐ 京都府	☐ 大阪府	☐ 兵庫県
☐ 奈良県	☐ 和歌山県	☐ 鳥取県	☐ 島根県	☐ 岡山県	☐ 広島県	☐ 山口県
☐ 徳島県	☐ 香川県	☐ 愛媛県	☐ 高知県	☐ 福岡県	☐ 佐賀県	☐ 長崎県
☐ 熊本県	☐ 大分県	☐ 宮崎県	☐ 鹿児島県	☐ 沖縄県		

問2 貴社・貴団体の業種（主な事業内容）として、最もあてはまるものをお選びください。（あてはまるもの1つ）

☐ 農業、林業、漁業、鉱業	☐ 建設業	☐ 電気、ガス、熱供給、水道業	☐ 製造業
☐ 通信業	☐ IT 関連業	☐ 放送、新聞、出版業	☐ 運輸業、郵便業
☐ 金融業（銀行・信託・証券・貸金）	☐ 保険業	☐ 学術研究、専門・技術サービス	☐ 卸売業、小売業
☐ 不動産業、物品賃貸業	☐ 旅行業	☐ 宿泊業、飲食サービス業	☐ 教育・学習支援業
☐ 生活関連サービス業、娯楽業	☐ 医療	☐ 福祉	☐ その他サービス業
☐ 国家公務	☐ 地方公務	☐ 非営利団体	☐ その他

問3 貴社・貴団体の従業員・職員規模として、最もあてはまるものをお選びください。（あてはまるもの1つ）

☐ 20 名未満	☐ 20 名以上 100 名未満	☐ 100 名以上 300 名未満
☐ 300 名以上 1,000 名未満	☐ 1,000 名以上	

ここからは別添の立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」
および「デザイン・アート学研究所 デザイン・アート学専攻（仮称）」の
「リーフレット」および「概要資料」をご確認いただき、ご回答をお願いいたします。

⇒ 裏面に続く

◆デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）についてお聞きします。

問4 立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」が養成する人材についての社会ニーズについてお答えください。（あてはまるもの1つ）

- ☐ ニーズは高い ☐ ニーズはある程度高い ☐ ニーズはあまりない
☐ ニーズはない ☐ わからない

問5 立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」が養成する人材について採用したいと思われますか。（あてはまるもの1つ）

- ☐ ①採用したい ☐ ②採用しない ☐ ③わからない



問6 問5で「①採用したい」とされた場合、単年度で採用可能な人数をお答えください。

- ☐ 1人 ☐ 2人 ☐ 3人
☐ 4人 ☐ 5人以上 ☐ 人数は未確定だが、最低1人

◆デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）についてお聞きします。

問7 立命館大学大学院が設置構想中の「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」が養成する人材についての社会ニーズについてお答えください。（あてはまるもの1つ）

- ☐ ニーズは高い ☐ ニーズはある程度高い ☐ ニーズはあまりない
☐ ニーズはない ☐ わからない

問8 立命館大学大学院が設置構想中の「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」が養成する人材について採用したいと思われますか。（あてはまるもの1つ）

- ☐ ①採用したい ☐ ②採用しない ☐ ③わからない



問9 問8で「①採用したい」とされた場合、単年度で採用可能な人数をお答えください。

- ☐ 1人 ☐ 2人 ☐ 3人
☐ 4人 ☐ 5人以上 ☐ 人数は未確定だが、最低1人

※ 立命館大学が設置構想中の「デザイン・アート学部 デザイン・アート学科（仮称）」および「デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻（仮称）」について期待される点、ご要望がありましたらご自由にご記入ください。

※宜しければ貴社名をお教えてください。こちらは、どの企業にご返送いただいたかを把握するための質問であり、アンケートの回答は統計的に処理され、特定の企業・団体が識別できる情報として公表されることはございません。（ゴム印の押印でも問題ございません）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

立 命 館 大 学

デザイン・アート学部 デザイン・アート学科

仮 称
設置構想中

学 部 の 概 要

所 在 地 : 立命館大学 衣笠キャンパス(〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1)

入 学 定 員 180名(収容定員:720名) ※2026年度予定

修 業 年 限 : 4年

取 得 学 位 : 学士(デザイン・アート)

養 成 す る 人 材 : デザイン・アート学部は、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に身につけながら、職域を問わず、創造性に満ちた文化的生活や社会生活様式、あるべき未来社会像を具現化できる人材を育成します。

設置の理念

歴史都市京都にある総合大学において、アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した未来志向の新たなデザイン学を追究する教育研究を展開することを目的として設置するものです。

学 び の 特 徴

社会実践プロジェクトを通じた文理融合、分野横断のカリキュラム。

デザイン・アート学部のカリキュラムには、アクティブラーニングの構成要素である「主体的な・対話的な・深い学び」が以下の科目群からなるカリキュラム構造に埋め込まれており、カリキュラムレベルでアクティブラーニングを実現します。自身の関心や志向性に基づき、「意味デザイン」「社会デザイン」「環境デザイン」「情報デザイン」の4領域に関する「知識」や「技能」を学びつつ、プロジェクト型あるいは課題探究型の協働学習を通じて相互補完や役割分担を経験することにより、文理融合、分野横断となる学修を実体化させます。

Design Studies [DS] 科目群

この科目群は、他者との協働において生成するプロセスへの参画を通じて「経験したこと」に対して、自分自身がどのように「意味づけ」していくか、その考え方と方法について学ぶことを目的としています。さまざまなモノやコトの生成について、ケーススタディから自分が参画したプロジェクトへの意味づけ(モノゴトの概念化)を深く広く行えるようになることを目指します。

Design in Society [DiS] 科目群

この科目群は、他者との協働において「生成するプロセス」への参画を通じて、デザイン・アートの実践知を修得することを目的としています。ここで社会実践に参画し、多様な社会実践者との協働によって身につけられる社会的スキルは、職域を問わず多様な社会や組織で活躍するためのキャリア形成につながるものとなります。

Design Language [DL] 科目群

デザイン・アートに関わるさまざまな「知識」や「技能」を、協働における他者とのコミュニケーションのための「言語(ランゲージ)」と捉えた上で、「知識群(Knowledge)」「技能群(Skill)」に区分した科目配置を行っています。この科目群に置かれた「知識」と「技能」を身につけていくことで、さまざまな他者との協働を円滑に、効果的に実践していくことが可能となります。

まち・社会全体がラーニングプレイス。

多様な社会での学びの場を高次元に構築するために、大学キャンパスを超え、京都、日本国内外の社会との連携。さらに、オンライン・オンデマンド・バーチャル空間などを利用したバーチャルキャンパス、バーチャルコミュニティ、バーチャル授業を導入し、柔軟に学生間や教員と学生間の共同作業やコミュニティ形成のプラットフォームを構築します。

(入 学 者 受 け 入 れ 方 針)

「知識・技能」

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮し、フィジカルとデジタルに跨るデザイン・アートに関わる知識と技能を身につけるために、高等学校卒業相当の基礎学力を有している者。

「思考力・判断力、表現力等の能力」

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮するために、デザイン・アートに関わる知識と技能に基づく思考・意思決定・行動の実践に励む意欲を持つ者。

「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に発揮して、豊かな文化・生活世界の新たな形成理念を構想し、国内外の他者との協働においてそれを具現化するための努力を惜しまない者。

上記内容は構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。

■JR・近鉄京都駅から衣笠キャンパス

市バス50にて42分、市バス・JRバス「快速立命館」にて36分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス205にて38分、「衣笠校前」下車、徒歩10分
JRバス「高尾・京北線」にて30分、「立命館大学前」下車

■JR円町駅から衣笠キャンパス

市バス・JRバス「快速立命館」にて8分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス15にて10分、「臨」にて9分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス204/205にて5分、「衣笠校前」下車、徒歩10分
JRバス「高尾・京北線」にて8分、「立命館大学前」下車

■阪急電車西院駅から衣笠キャンパス

市バス・JRバス「快速立命館」にて15分、「臨」にて17分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス205にて13分、「衣笠校前」下車、徒歩10分

■京阪電車三条駅から衣笠キャンパス

市バス12にて53分、市バス15にて34分、市バス51にて36分、「立命館大学前(終点)」下車
市バス59にて40分、「立命館大学前」下車



大学・学部・学科名	初年度納付金（入学金・授業料等の合計）
立命館大学 デザイン・アート学部 デザイン・アート学科	1,900,000円程度を予定
武蔵野美術大学 造形構想学部 クリエイティブイノベーション学科	1,928,000円
多摩美術大学 美術学部 統合デザイン学科	1,965,000円
早稲田大学 創造理工学部経営システム工学科・社会環境工学科	1,885,000円
法政大学デザイン工学部システムデザイン学科	1,824,000円
慶応義塾大学 SFC（総合政策学部総合政策学科・環境情報学部環境情報学科）	1,671,350円

※ 立命館大学デザイン・アート学部の学費は予定のものです。

※ 他大学の学費は各大学ホームページ掲載情報に基づきます(2024年7月時点)。

上記内容は構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。

College of Arts & Design

R RITSUMEIKAN
UNIVERSITY

2026.4－
立命館大学 衣笠キャンパス

デザイン・アート学部(仮称) デザイン・アート学研究科(仮称) 設置構想中

※設置計画は、現在構想中であり、内容に変更が生じる可能性があります。

デザイン・アート学部/研究科の特色

歴史・文化都市「京都」に位置する衣笠キャンパスにおいて、未来志向の新たなデザイン学の追求とアートの技術・感性を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した教育・研究の展開を行います。

リアルだけでなく、オンライン・オンデマンド・バーチャル空間などを利用したバーチャルキャンパスなどを導入し、多様な社会に適したより柔軟で高次元の学びの環境を整備予定です。

美的感性に裏打ちされた、「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に身につけた、クリエイティブで柔軟な思考を涵養します。

デザイン・アートの現状と課題

現在、デザイン・アートを取り巻く状況には、以下のようなものが社会的課題として認識できます。

1 ― デザインの専門性の喪失

日本国内のデザインの歴史的変遷を見ると、デザインが多様な分野に拡張し、専門知が拡散しています。その結果、デザインの本来の意義が十分に理解されず、専門性が失われています。この事態を改善し、デザイン学を再構築する場が求められています。

2 ― デザイン思考におけるアートの観点の喪失

デザイン思考が普及する中で、デザインの「問題解決」の側面が過度に注目され、アートの観点が見落とされています。デザインとアートの関係を再評価し、再結合することが求められています。

3 ― デザインの定義の曖昧性

デザインの領域横断的な学際性が評価される一方で、応用分野ごとにデザインの定義が異なり、ミスコミュニケーションが発生しています。本学部では、各分野のデザインの意味を比較検討し、共通の意義を見出します。

4 ― 日本の歴史と文化を踏まえたデザイン教育研究の不在

日本の歴史と文化を基にした独自のデザイン教育研究が不足しています。京都の文化資源を最大限に活用し、日本独自のデザイン教育を展開します。

5 ― デジタルネイティブのデザイン教育研究の不在

デジタル化の進展に伴い、デジタル環境に適応したデザイン教育研究が必要です。デジタル技術を駆使し、学生が自らの感性に基づいた表現や研究を行える環境を整備します。

本学部・研究科では、社会環境の変化とデザイン・アートの現状における5つの課題を踏まえ、アートの観点からデザインの位置づけを見直します。そして、空洞化しているデザイン学領域に責任を持ち、日本の歴史と文化を反映した独自の視点とデジタルネイティブのデザイン教育研究を推進します。これにより、世界的なデザイン・アートの拠点である京都で、専門家、研究者、高度専門職業人を育成します。この新しいデザイン学への進化は古いデザイン学を否定するのではなく、それに基づき、新たなデザイン学の領域からの融合によって生じます。本学部・研究科は、この進化を基に、総合大学としての特性を生かし、「総合大学だからこそできるデザイン・アートの知」の創造を目指します。

教育理念

デザイン・アート学部は、デザイン学を一つのディシプリンとして捉え、歴史都市京都にある総合大学が展開する未来志向の新たなデザイン学を追求しつつ、アートの感性と技術を基盤に自然科学と人文・社会科学領域を横断した教育・研究を展開することを目的として設置するものです。企業や地域社会との連携を重視し、豊かな文化・生活様式や未来への持続可能な社会の形成に関わる創造的な表現活動に取り組みます。

人材育成目的

デザイン・アート学部は、人工知能や仮想・複合現実などのデジタル情報技術の発展を背景に、人間本来の思考と創造性のあり方自体が問い直されるべき社会的要請に応えるために、本学園の根幹である「建学の精神」、「教育理念」、「立命館憲章」に則り、長い歴史と重厚な文化のもとで革新的な知が創出されてきた京都という都市において、フィジカルとデジタルに跨がる知の蓄積と循環機能を戦略基盤に持ち、他者との協働と省察による社会実践活動を通して、美的感性に裏打ちされた「問題解決力」「問い直し力」「共創力」「問題発見力」「創造的思考力」を総合的に身につけながら、職域を問わず多様な社会や組織において豊かな文化・生活世界の新たな形成理念を提案・創造することができる人材を育成します。

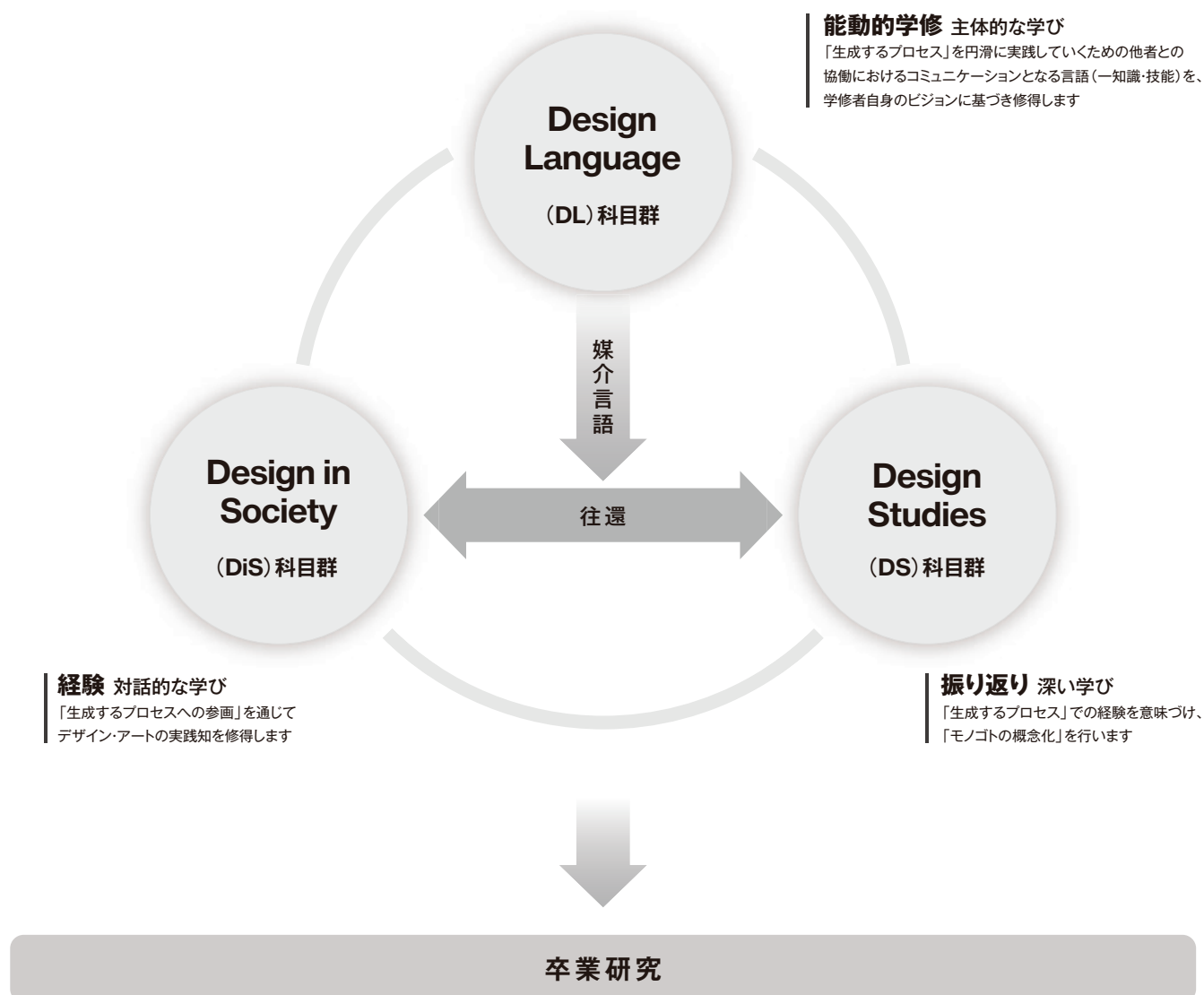
デザイン・アート学部における カリキュラムレベルでのアクティブラーニング

デザイン・アート学部のカリキュラムには、アクティブラーニングの構成要素である「主体的な・対話的な・深い学び」がその構造に埋め込まれており、カリキュラムレベルでアクティブラーニングを実現します。

デザイン・アート学部での学びは、常に学内外の他者との協働において生成するプロセスのなかにあります。

デザイン・アート学部では、「まち全体をラーニングプレイス」と捉え、大学の学びをキャンパスの外に広げた多様な社会での学びの場において、豊かな文化・生活様式や未来への持続可能な社会の形成に関わる創造的な表現活動に取り組みます。

この中核となるのが「Design in Society (DiS) 科目群」で実施されるプロジェクト実践型の授業形態となります。



デザイン・アート学部のカリキュラム

● Design in Society [DiS] 科目群

この科目群は2回生以上に配当され、他者との協働において「生成するプロセス」への参画を通じて、デザイン・アートの実践知を修得することを目的としています。

ここで社会実践に参画し、多様な社会実践者との協働によって身につけられる社会的スキルは、卒業後に職域を問わず多様な社会や組織において活躍するためのキャリア形成に資するものとなります。

「デザイン学生成プロジェクト演習1・2」(2回生以上)

専門性の異なる複数の教員から考案されるデザイン・アートに関わる最新のテーマ・トピックに基づいたプロジェクトへ参画する。

「デザイン学総合研究1・2」(3回生以上)

教員の主要研究テーマに基づくプロジェクトへ参画する。

「卒業演習1・2」(4回生)

自身が興味を持つデザイン・アート領域に関わる新たな研究テーマを定め、それに基づいた卒業研究プロジェクトを構想し具現化する。

科目区分	1回生		2回生		3回生		4回生	
	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター
Design in Society [DiS]			デザイン学 生成プロジェクト 演習1	デザイン学 生成プロジェクト 演習2	デザイン学 総合研究1	デザイン学 総合研究2	卒業演習1	卒業演習2

● Design Studies [DS] 科目群

この科目群は1回生以上に配当され、他者との協働において生成するプロセスへの参画を通して「経験したこと」に対して、自分自身がどのように「意味づけ」していくか、その考え方と方法について学ぶことを目的としています。

古今東西のさまざまなモノやコトの生成について、ケーススタディから自分が参画したプロジェクト(他者との協働において生成するプロセス)への意味づけ(モノゴトの概念化)を深く広く行えるようになることを目指します。

「デザイン学1・2」(1回生)

本学部でのデザイン・アートの学びを構成する4領域(「意味」「情報」「環境」「社会」)からそれぞれの理論的・実践的アプローチを学ぶ。

「デザイン学3A・3B・4」(2回生)

デザイン・アートに関わるさまざまな社会実践者の取り組み、および教員の研究実践から学ぶ。

「デザイン学5・6」(3回生)

デザイン・アートに関わる国内外での最新の社会実践事例から学び、議論し、意味づけをしていく。

科目区分	1回生		2回生		3回生		4回生	
	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター
Design Studies [DS]	デザイン学1	デザイン学2	デザイン学3A	デザイン学3B デザイン学4	デザイン学5	デザイン学6		

● Design Language [DL] 科目群

デザイン・アートに関わるさまざまな「知識」や「技能」を、協働における他者とのコミュニケーションのための「言語(ランゲージ)」と捉えた上で、本科目群に配置された科目はさらに「知識群(Knowledge)」技能群(Skill)」に区分され、各群の導入系科目を1回生以上に配当、専門系科目を2回生以上に配当しています。

この科目群に置かれた「知識」と「技能」を身につけていくことで、さまざまな他者との協働を円滑に、そして効果的に実践していくことが可能となることを目的としています。

意味デザイン

意味デザインは、人間による感性や知性に基づいた営みから生み出される有形無形の資源を蓄積し、それらに対して新たな「意味」や「表現」を付与し、人間社会に還元していくプロセスであり、そこでは、デザインされた文化的資源がさらに人間による文化的営みのなかでかたちを変え、それらが新たにデザインの対象となっていくサイクルが含まれる。この分野においては、文化情報学、芸術学、文化財科学、博物館学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

情報デザイン

人類史における様々な技術の発展は、情報の可視化、蓄積、伝達のかたちを変え、そのことを通じて情報自体が持つ意味の質や方向づけをも変えてきた。デザイン・アート学部が研究対象とする情報デザインは、感覚や認知の次元も含めてコミュニケーションを成り立たせている条件の総体に対して、新たな「かたち」や「機能」を与えることで、価値創造を目指すものである。この分野においては、情報工学、電気・電子工学、感性工学、認知科学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

環境デザイン

人間は自己を取り巻く環境を創り出す主体であると同時に、その認知や行動は環境からの大きな影響を受ける。この意味で人間とそれを取り巻くモノやそれによって構成される空間の関係は相互的なダイナミズムがある。デザイン・アート学部が研究対象とする環境デザインは、例えば、一つの部屋から都市や地域に至るまで、さまざまなスケールの「環境」に対して、このダイナミズムを可視化し、そこに創造的な介入をおこなっていくプロセスである。この分野においては、建築・都市工学、地理学、地域社会学、生活科学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

社会デザイン

社会デザインは、社会に流通・布置されているデザインされた人工物(製品・サービスや組織、制度を含む)の根底にある意味を対象に、それらに介入する全てのものの関係性を見直し、そこから得られる経験を再定義することで新たな価値創造を目指すプロセスである。その実践は、人工物が生み出された理念をはじめ、生成過程や、人的物的リソース、それらの営みの主体となる組織やコミュニケーション自体のデザインが含まれるが、そうした人工物が消費される生活や社会のあり方について、空間・時間軸をまたいだ洞察が必要となる。この分野においては、経営学、社会学、文化人類学、史学などの知識を基盤とした方法論からデザイン学にアプローチする。

科目区分		1回生	2回生	3回生	4回生
		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
英語 [E]	英語P1	英語P2	英語P3	英語P4	
	デザイン・アート技能基礎 [DL-S-1-a] デザインリサーチ/デザインリサーチのためのアカデミック・ライティング/デジタルビジュアルデザイン基礎/Webデザイン基礎/アートドキュメンテーション/デザイン・アートのための製図 アート表現基礎 [DL-S-I-b] デジタルアート表現基礎(絵画)/フィジカルアート表現基礎(身体パフォーマンス)/フィジカルアート表現基礎(絵画)/フィジカルアート表現基礎(立体造形)				
技能群 [S]	専門M				
Design Language [DL]					
知識群 [K]	導入I	デザイン・アート知識基礎 [DL-K-1-a] デザイン理論/グローバルデザイン論/デザイン態度論/デザイン・アートとビジュアルコミュニケーション/インダストリアルデザイン論/デジタルヒューマニティーズ概論/デザイン・アートとコンピュータ基礎/地域デザイン論/人間中心デザイン論/京都・伝統文化論/芸術批評論			
	専門M	デザインする/デザインされる意味 [DL-K-M-a] 視覚芸術表現論/デザインと人文学/芸術・演劇史/工芸・産業史/視覚文化・芸術史/身体表現論/音楽とデザイン/現代アート論 デザインする/デザインされる情報 [DL-K-M-b] デジタルメディアデザイン論/デザインと知覚/デザインとコンピュータ応用/デザインのための数値/認知情報処理論/メディア処理論/デザインと人間工学/デザインのためのデータマイニング デザインする/デザインされる環境 [DL-K-M-c] コ・デザイン論/都市デザイン/情報科学/建築意匠論/建築・インテリア空間設計論/日本庭園文化史/歴史まちづくり デザインする/デザインされる社会 [DL-K-M-d] 戦略的デザイン論/デザインとマーケティング/デザインと行政/デザインと知的財産権/デザインマネジメント論/アートマネジメント論/ミュージオロジ/美術教育論 デザイン・アートと国際社会/デザイン・アートと世界史/デザイン・アートと歴史・考古学			

デザイン・アート学研究科のカリキュラム

デザイン・アート学研究は、アートの技術と感性を基盤に自然科学と人文・社会科学を横断した研究領域を開拓し、新たなデザイン学を追究することを目的として構想しています。

修士課程 (2年制)

様々な領域の学部からの進学者を対象とした一般的な修業年限の2年制コース

科目区分		1回生		2回生	
		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
研究指導科目	新領域 デザイン・アート学研究I	新領域 デザイン・アート学研究II		新領域 デザイン・アート学研究III	新領域 デザイン・アート学研究IV
	新領域 デザイン・アート学特論I	新領域 デザイン・アート学特論II			
	新領域 デザイン・アート学 基礎科目群	新領域 デザイン・アート リサーチ方法論研究I	新領域 デザイン・アート リサーチ方法論研究II		
理論 デザイン・ アート ランゲージ 科目群		グローバルデザイン論/デジタルメディアデザイン論/コンピュータインゲンデザイン論/デジタルデータデザイン論/ デジタルデザイン・ヒューマニティーズ論/ローカルデザイン論/ デザインリードシップ論/戦略的デザインマネジメント論/戦略的アートマネジメント論			
		デジタルアート表現演習 (夏期集中)/フィジカルアート表現演習 (夏期集中)/デザインフィールドワーク演習 (夏期集中)			
		デジタルデザイン表現演習 / デザイン科学評価法演習 / 質的デザイン評価法演習 デジタルアート・カイブ演習 / アナリテーション・デザイン演習			

修士課程 (1年制)

デザイン関連の社会人、将来のアカデミックフィールドを目指す社会人向けの1年制コース
「新領域デザイン・ストラテジー専修」と「新領域アート・ディレクション専修」の2専修を設置

科目区分		1回生		2回生	
		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
研究指導科目	新領域デザイン・ストラテジー研究I 新領域アート・ディレクション研究I	新領域デザイン・ストラテジー研究II 新領域アート・ディレクション研究II			
	新領域デザイン・アート学 基礎科目群	新領域デザイン・アート学特論I 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究I	新領域デザイン・アート学特論II 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究II		
理論 アート ランゲージ 科目群	グローバルデザイン論 デジタルメディアデザイン論 デジタルデザイン・ヒューマニティーズ論	ローカルデザイン論 デザインリードシップ論 戦略的デザイン・マネジメント論 戦略的アート・マネジメント論			
	デジタルアート表現演習 (夏期集中)/フィジカルアート表現演習 (夏期集中)	デザイン・フィールドワーク演習 (夏期集中)			
技能 科目群		フジリテーション・デザイン演習 デジタルアート・カイブ演習 質的デザイン・評価法演習			

博士課程後期課程 (2027年度設置構想中)

科目区分		1回生		2回生		3回生	
		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター
研究指導科目	新領域 デザイン・アート学 特別研究I	新領域 デザイン・アート学 特別研究II	新領域 デザイン・アート学 特別研究III	新領域 デザイン・アート学 特別研究IV	新領域 デザイン・アート学 特別研究V	新領域 デザイン・アート学 特別研究VI	
	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 科目群	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 研究I	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 研究II	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 研究III	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 研究IV	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 研究V	新領域 デザイン・アート学 応用プロジェクト 研究VI

キャリアモデル

デザイン・アート学部を卒業後は、企業等への就職や大学院進学などのこれまでの道路・進学のみならず、次のような活動やキャリアモデルが想定されています。

- 企業組織の戦略とデザイン戦略の統合を担う。
- テクノロジーを熟知し、組織ビジョンの構築から実現までをトータルで設計・実行する。
- 社会的、経済的コンテクストを踏まえ、新たなビジネスやサービスの開発を通じて、社会的課題に対して解決策を提示する。
- 地域社会の生活や産業と結びついて新たなデザインの課題を提起するような政策的な活動を行う。
- デザイン・アートの現座から、現在、未来を透視し、あるべき生活世界の新たな理念形成を推進していく。
- 創造的で共感できるビジョンを探索し、それを作者と共有し、巻き込んでいくプロジェクト実践を行う。

デザイン・ストラテジスト、デザイン・コンサルタント、デザイン・リサーチャー、
クリエイティブ・ディレクター／アート・ディレクター、ビジネス・デザイナー、デジタル・デザイン・エンジニア、
エクスペリエンス・デザイナー、共創型・ローカル・デザイナー、アート・ビグター／イベント・プロデューサー、
キュレーター／デジタル・アーキビスト、ビジョン・デザイナー、カルチュラル・デザイナー など

デザイン・ストラテジスト
ビジネスとデザイン・アートの融合により可能となる事業戦略の立案

デザイン・コンサルタント／デザイナー・リサーチャー
企業・組織におけるデザイン戦略の策定やブランディングなど企業や組織の持続的な価値提供の支援

クリエイティブ・ディレクター／アート・ディレクター
組織への共感や信頼を高めるためのさまざまな施策・ツール等の企画立案から制作までの全工程をまとめる

ビジネス・デザイナー
組織の理念を可視化し、事業価値と顧客価値の両立、サービス、ビジネスをリードする

デジタル・デザイン・エンジニア
デジタル・プロダクトの開発プロセスおよび、人間とコンピュータ・デジタル技術の相互作用をデザインする

エクスペリエンス・デザイナー
ユーザーがサービスや製品から得られる体験価値をデザインする

共創型・ローカル・デザイナー
地域活性化において価値の創出、情報発信、人材育成などをデザインする

アート・ナビゲーター／イベント・プロデューサー
アートの社会動向や作品などに関する幅広い知識を生かし、アートの社会的価値を広く伝える／アートの社会的価値を応用展開することによる各種イベントの企画運営責任者

キュレーター／デジタル・アーキビスト
博物館や美術館等で資料収集、展示、調査研究に携わる専門職員・学芸員／アーカイブのデジタル化についての知識と技能を持ち、総合的な文化情報の管理・活用をする専門家

ビジョン・デザイナー
新しいビジョンを提示、これからのあるべき生活世界の形成に向けた社会課題や市場を構想する

カルチュラル・デザイナー
社会や組織に新たな文化を創り、ライフスタイルとして提案する取り組みを実践する

4年間の学びのステージ

初回生教育から卒業研究までを一貫して、学生が主体的に学びを展開できるように支援します。

特に、初回生教育では学生が自己の主体的な学び方を確立すること、DiS科目群では社会実践に参画すること、DS科目群では社会実践の経験を概念化すること、DL科目群では知識や技能を身につけることを方針とした科目を提供します。

学びのステージ	Design in Society [DiS] 科目群	Design Studies [DS] 科目群	Design Language [DL] 科目群
1回生 デザイン・アートに 特有な見方・学び方 の基礎を固める		デザイン学1 デザイン学2	技能群導入科目 知識群導入科目
▼			
2回生 「生成への参加」と 「概念化」によって、 自己の課題を 明確化する	デザイン学 生成プロジェクト 演習1	往還 デザイン学3A	技能群専門科目 知識群専門科目
	デザイン学 生成プロジェクト 演習2	往還 デザイン学3B デザイン学4	
▼			
3回生 「生成への参加」と 「概念化」の反復に よって、自己の課題を より深く探究する	デザイン学 総合研究1	往還 デザイン学5	技能群専門科目 知識群専門科目
	デザイン学 総合研究2	往還 デザイン学6	
▼			
4回生 「生成への参加」と 「概念化」の反復に よる、社会価値創出 プロセスをまとめる	卒業演習1 卒業演習2		技能群専門科目 知識群専門科目



卒業研究

Q&A

高校では文系クラスに所属していますが、文系・理系でデザイン・アート学部の勉強に向き不向きはありますか？

文系クラスでも理系クラスの学生のみなさんでも支障はありません。教育内容をよく理解して関心のある学生のみなさんのチャレンジをお待ちしています。

デザイン・アート学部ではカリキュラムのほかにどのような特徴がありますか？

共同、共創の場となるプロジェクト活動を重視し、大学キャンパスだけでなく、京都、日本国内外を学びの場とした「まち全体がラーニングプレイス」というコンセプトを掲げています。

デザイン・アート学部に進学希望なのですが、企業等への就職で不利ではありませんか？

デザイン・アートの価値創出やデザイン人材は社会から求められており、左頁「キャリアモデル」に記載のようなキャリアが形成できます。

私は、社会人で時間的な余裕がありませんが、デザイン・アート学研究科で学ぶことは可能ですか？

社会人のみなさんが学びやすいよう修士課程には「1年制コース」を設置予定です。また、オンラインやオンデマンド授業を組み込む予定としており、仕事と学業の両立が可能となります。

衣笠キャンパス ACCESS

■ JR・近鉄京都駅から

市バス 50 にて 42 分、市バス・JR バス「快速立命館」にて 36 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 205 にて 38 分、「衣笠校前」下車、徒歩 10 分

JR バス「高尾・京北線」にて 30 分、「立命館大学前」下車

■ JR 円町駅から

市バス・JR バス「快速立命館」にて 8 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 15 にて 10 分、「臨」にて 9 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 204/205 にて 5 分、「衣笠校前」下車、徒歩 10 分

JR バス「高尾・京北線」にて 8 分、「立命館大学前」下車

■ 阪急電車西院駅から

市バス・JR バス「快速立命館」にて 15 分、「臨」にて 17 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 205 にて 13 分、「衣笠校前」下車、徒歩 10 分

■ 京阪電車三条駅から

市バス 12 にて 53 分、市バス 15 にて 34 分、市バス 51 にて 36 分、「立命館大学前(終点)」下車

市バス 59 にて 40 分、「立命館大学前」下車



新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	京都府	8, 543人	24. 4%
2	大阪府	6, 653人	19. 0%
3	滋賀県	3, 139人	9. 0%
4	兵庫県	2, 589人	7. 4%
5	奈良県	1, 386人	4. 0%
	全 体	35, 019人	100. 0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数(4-1)」を参照し、作成

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	京都府	101. 59%	99. 93%	98. 19%
2				

※2024（令和6）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向14頁（地域別の動向 大学・学部別）を参照し、作成

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	芸術系	105. 38%	111. 97%	121. 56%
2				

※2024（令和6）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向66頁を参照し、作成

「学生の確保の見通し等を記載した書類」別紙 2 (67 ページ)

1. 書類等の題名

既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

①募集を行った学科等名称及び取組の名称： 大学院進学説明会、研究科別入試説明会

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	91人	61人	①映像研究科(修士課程)大学院説明会 年間のうち、春セメスターに3～4回程度、秋セメスターに3～4回程度の大学院説明会を実施している。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 新設組織となるデザイン・アート学研究科では、春セメスターで5回程度、秋セメスターでも5回程度の大学院説明会を実施し、各回で15名以上の参加者を集める活動を行う。既設組織の受験率は30%程度であるが、新設組織では社会人受験層も想定しており、30%を大きく超える受験率が想定できる。また、入学率についても、既設組織の割合より大幅に高くなることが想定される。参加者総数を150名とする場合、既設組織同様の85%程度が受験対象とすると120名程度となる。同様に既設組織の割合を適用すると、受験者数は36名程度、入学者数は10名程度と入学定員の半数程度となる。先述のとおり、社会人を募集対象とすることにより、受験率と入学率ともに既設組織より高くなり、とりわけ入学率が大幅に向上することが想定され、入学定員ないしはそれ以上の入学者数も想定される。
うち受験対象者数 (b)	77人	45人	
うち受験者数 (c)	26人	14人	
うち入学者数 (d)	5人	4人	
(受験率 c/b)	33.8%	31.1%	
(入学率 d/b)	6.5%	8.9%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称： 大学院案内作成、映像研究科パンフレット作成

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	91人	61人	①大学院説明会における大学院案内や映像研究科パンフレットの配布 上記のとおり、年間のうち、春セメスターに3～4回程度、秋セメスターに3～4回程度の大学院説明会を実施している。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 上記のとおり、大学院説明会においてはもれなく参加者全員に対して、研究科全体の大学院案内および映像研究科のパンフレットを配布している。 なお、既設組織の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数見込みについては、上記同様となる。
うち受験対象者数 (b)	77人	45人	
うち受験者数 (c)	26人	14人	
うち入学者数 (d)	5人	4人	
(受験率 c/b)	33.8%	31.1%	
(入学率 d/b)	6.5%	8.9%	

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ナカタニ ヨシオ 仲谷 善雄 ＜平成31年1月＞		学術博士		学校法人立命館総長 立命館大学長 (平成31年1月～令和8年12月)

教 員 の 氏 名 等													
(デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻)													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 研究科等の 職務に従事 する 週当たり平 均 日 数
1	専	教授 (研究科 長)	アキマ リョウ 赤間 亮 ＜令和8年4月＞		文学修士※		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 戦略的アートマネジメント論	1後 2前 2後 1前 1後 1前 1前	2 2 2 2 2 0.1 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 文学部 教授 (平成6.4)	5日	
2	専	教授	アリタ ヨウコ 有田 洋子 ＜令和8年4月＞		博士 (芸術学)		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅰ※ 新領域デザイン・アートルサーチ方法論研究Ⅱ	1後 2前 2後 1前 1前 1後	2 2 2 0.1 0.6 2	1 1 1 1 1 1	島根大学 学術研究院教育学系 准教授 (平成27.4)	5日	
3	専	教授	イノヰリ ユウイチ 井登 友一 ＜令和8年4月＞		博士 (経営科学)		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅰ※	1後 2前 2後 1前 1後 1前 1前	2 2 2 2 2 0.1 0.3	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 経営学部 教授 (令7.4)	5日	
4	専	教授	ウエタノ カリシマ アサヨコ 植田(川島) 彩芳子 ＜令和8年4月＞		博士 (文学)		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アートルサーチ方法論研究Ⅰ※	1後 2前 2後 1前 1後 1前 1前	2 2 2 2 2 0.1 0.6	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 共通教育推進機構 教授 (令7.4)	5日	
5	専	教授	オオシマ ヨウ 大島 陽 ＜令和8年4月＞		Master of Architecture (米国)		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アートルサーチ方法論研究Ⅰ※ デジタルデザイン表現演習	1後 2前 2後 1前 1後 1前 1前 1前	2 2 2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 スポーツ健康科学部 教授 (令7.4)	5日	

調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 （千円）	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 （就任年月）	申請に係る 研究科等の 職務に従事 す 週当たり平 均 日 数
6	専	教授	オキタ マリコ 岡田 万里子 ＜令和8年4月＞		博士 （文学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅱ※	1後 2前 2後 2後 1前 1後 1前 1後	2 2 2 2 2 0.1 0.3	1 1 1 1 1 1 1	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授 （平26.4）	5日
7	専	教授	オミヒラ タカヒト 上平 崇仁 ＜令和8年4月＞		修士 （デザイン学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 質的デザイン評価法演習	1後 2前 2後 1前 1後 1前 1前	2 2 2 2 2 0.1 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 共通教育推進機構 教授 （令7.4）	5日
8	専	教授	ネリムラ タカシ 桐村 喬 ＜令和8年4月＞		博士 （文学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ デザインフィールドワーク演習	1後 2前 2後 2後 1前 1前	2 2 2 2 0.1 2	1 1 1 1 1 1	京都産業大学 文化学部 准教授 （令5.4）	5日
9	専	教授	ナカムラ オキ 中村 大 ＜令和8年4月＞		博士 （学術）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅱ※ 新領域デザイン・アート学特殊演習	1後 2前 2前 2後 1前 1後 1・2 前後	2 2 2 2 0.7 0.6 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 共通教育推進機構 教授 （令7.4）	5日
10	専	教授	ナカヤマ マサト 中山 雅人 ＜令和8年4月＞		博士 （工学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅰ※ デジタルデータデザイン論	1後 2前 2後 2後 1前 1前 1後	2 2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 情報理工学部 教授 （令7.4）	5日
11	専	教授	ホリエ タカト 堀井 隆斗 ＜令和8年4月＞		博士 （工学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ※ コンピューティングデザイン論	1後 2前 2前 2後 1前 1前 1後	2 2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1	大阪大学 基礎工学研究科 講師 （令2.4）	5日

調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 （千円）	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 （就任年月）	申請に係る 研究科等の 職務に従事 す 週当たり平 均 日 数
12	専	教授	マエキニ シンヤ 前崎 信也 ＜令和8年4月＞		PhD in History of Art （英国）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ※ ローカルデザイン論	1後 2前 2後 2 1前 1後 1前 1前 1後	2 2 2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1 1	京都女子大学 家政学部 教授 （平27.4）	5日
13	専	教授	マツハタ リョウコ 松葉 涼子 ＜令和8年4月＞		博士 （文学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅰ※ デジタルアーカイブ演習	1後 2前 2後 2 1前 1後 1前 1前 1後	2 2 2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 文学部 教授 （令7.4）	5日
14	専	教授	ムカイヤマ カズシ 迎山 和司 ＜令和8年4月＞		博士 （美術）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅰ※ デジタルアート表現演習	1後 2前 2後 2 1前 1前 1前	2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 スポーツ健康科学部 教授 （令7.4）	5日
15	専	教授	ヤエカズシ カサキ 八重樫 文 ＜令和8年4月＞		修士 （学際情報学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅱ※ デザインリーダーシップ論	1後 2前 2後 2 1前 1後 1前 1後 1後 1後	2 2 2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 経営学部 教授 （平19.4）	5日
16	専	教授	ヤマシタ ノリヒサ 山下 範久 ＜令和8年4月＞		修士※ （学術）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特殊講義 新領域デザイン・アート学特殊演習	1後 2前 2後 2 1前 1・2 前・後 1・2 前・後	2 2 2 0.1 4 2 2	1 1 1 1 2 2 1	立命館大学 グローバル教養学部 教授 （平19.4）	5日

調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 （千円）	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 （就任年月）	申請に係る 研究科等の 職務に従事 す 週当たり平 均 日 数
17	専	准教授	イイヌマ ヨリコ 飯沼 洋子 ＜令和8年4月＞		MASTER EN ARTS PLASTIQUES （仏国）※		新領域デザイン・アート学特論Ⅱ※ 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ※ フィジカルアート表現演習	1後 1前 1前	0.3 0.3 2	1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 特任助教 （令6.5）	5日
18	専	准教授	オダ ヒロキス 小田 裕和 ＜令和8年4月＞		博士 （工学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ 戦略的デザインマネジメント論	1後 2前 2後 2前 1前 1後 1前 1前	2 2 2 2 2 0.1 2	1 1 1 1 1 1 1	株式会社MIMIGURI デザインストラテジスト/リサー チャー （平31.4）	5日
19	専	准教授	キタモト エリコ 北本 英里子 ＜令和8年4月＞		博士 （工学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅱ※	1後 2前 2後 2後 1前 1後	2 2 2 0.1 0.3	1 1 1 1 1	神奈川工科大学 情報学部 准教授 （令5.4）	5日
20	専	准教授	キムラ サトル 木村 智 ＜令和8年4月＞		博士 （工学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅰ※ 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅱ	1後 2前 2後 2後 1前 1前 1後	2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 理工学部 講師 （令4.4）	5日
21	専	准教授	サトリ ヒロタカ 佐藤 弘隆 ＜令和8年4月＞		博士 （文学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アートリサーチ方法論研究Ⅰ※ デジタルデザインヒューマニティーズ論	1後 2前 2後 2後 1前 1前 1前	2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1	愛知大学 地域政策学部 准教授 （令5.4）	5日
22	専	准教授	ナカヤマ イクエイ 中山 郁英 ＜令和8年4月＞		博士 （学術）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学研究A 新領域デザイン・アート学研究B 新領域デザイン・アート学の探究※ ファシリテーションデザイン演習	1後 2前 2後 2後 1前 1後 1前 1後	2 2 2 2 2 0.1 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学 経営学部 准教授 （令7.4）	5日

調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 （千円）	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 （就任年月）	申請に係る 研究科等の 職務に従事 する 週当たり平 均 日 数
23	専	准教授	ハシグチ ケイシ 橋口 哲志 ＜令和8年4月＞		博士 （工学）		新領域デザイン・アート学研究Ⅰ 新領域デザイン・アート学研究Ⅱ 新領域デザイン・アート学研究Ⅲ 新領域デザイン・アート学の探究※ 新領域デザイン・アート学特論Ⅱ※ デジタルメディアデザイン論	1後 2前 2後 1前 1後 1前		2 2 2 0.1 0.3 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 立命館グローバル・ イノベーション研究機構 准教授 （令5.10）	5日
24	その他	講師	ハヤシ ケン 羽山 康之 ＜令和8年4月＞		il dottorato di ricerca in design （伊国）		グローバルデザイン論	1後		2	1	九州大学大学院 芸術工学研究院 ストラテジックデザイン部門 助教 （令6.4）	
25	その他	講師	ナガモト ユウスケ 永盛 祐介 ＜令和8年4月＞		博士 （感性科学）		デザイン科学評価法演習	1前		2	1	東京都市大学 デザイン・データ科学部 准教授 （令5.4）	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	1 人	3 人	6 人	1 人	人	人	11 人	
	修 士	人	人	人	4 人	人	1 人	人	5 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	2 人	4 人	人	人	人	人	6 人	
	修 士	人	人	1 人	人	人	人	人	1 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	3 人	7 人	6 人	1 人	人	人	17 人	
	修 士	人	人	1 人	4 人	人	1 人	人	6 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。

2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。

3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。

4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。

5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。